大規模災害後の地方公共団体の財政運営に関する調査研究報告書

令和３年３月

地方公共団体金融機構　地方財政に関する調査研究会

目　次

第１　本調査研究の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
第２　本調査研究の対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
第３　災害に関する地方財政措置等について ・・・・・・・・・・・・　5
　１　災害関係法令の枠組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　２　災害対策基本法の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
　３　災害救助法の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
　４　国庫補助等の嵩上げ等に係る制度（激甚災害制度等）の
　　概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
　５　地方債制度の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
　６　特別交付税制度の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
　７　近年の災害に関連する財政措置等の動向 ・・・・・・・・・・・　14
　（1）　復興基金
　（2）　災害廃棄物処理に係る財政措置
　（3）　中小企業事業者の再建支援
　（4）　個人の住宅再建に係る財政措置
　（5）　激甚災害指定の時期の早期化
第４　平成 19 年能登半島地震の事例調査 ・・・・・・・・・・・・・　21
　１　事例調査の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
　２　災害の概要等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
　（1）　災害概要
　（2）　被害概要
　３　石川県に関する事例調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
　（1）　団体概要
　（2）　被害の状況
　（3）　決算額等の推移
　（4）　復興基金の設置
　４　石川県輪島市に関する事例調査 ・・・・・・・・・・・・・・・　43
　（1）　団体概要
　（2）　被害の状況
　（3）　決算額等の推移
　５　石川県穴水町に関する事例調査 ・・・・・・・・・・・・・・・　62
　（1）　団体概要
　（2）　被害の状況
　（3）　決算額等の推移
第５　平成 23 年台風第 12 号の事例調査 ・・・・・・・・・・・・・　81
　１　事例調査の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　81
　２　災害の概要等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　81

（1） 災害概要
（2） 被害概要
3 和歌山県に関する事例調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
（1） 団体概要
（2） 被害の状況
（3） 決算額等の推移
（4） 財政収支見通しの改定
4 和歌山県新宮市に関する事例調査 ・・・・・・・・・・・ 102
（1） 団体概要
（2） 被害の状況
（3） 決算額等の推移
5 奈良県十津川村に関する事例調査 ・・・・・・・・・・・ 121
（1） 団体概要
（2） 被害の状況
（3） 決算額等の推移
第 6 団体へのヒアリング ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 140
1 ヒアリング実施概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 140
2 ヒアリング内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 140
① 各団体の財政負担額・内訳等について
② 国庫補助制度等について
③ 復興基金の設置について
④ 財政調整基金等の活用について
⑤ 復興事業（財政負担）の事業期間・ピークについて
⑥ 財政健全化指標等について
⑦ 財政運営上の課題について
⑧ 災害以外の財政運営上の課題について
⑨ 財政収支見通しの作成状況と災害を契機とした改定について
⑩ 住宅再建支援について
⑪ 平常時の財政運営に関する県と市町村の連携について
第 7 大規模災害後の財政運営に当たって必要な視点 ・・・・ 147
1 多様な財政需要の早期把握・予算化 ・・・・・・・・・・ 147
2 国支援制度の有効活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 147
3 国・都道府県・市町村の連携 ・・・・・・・・・・・・・ 147
4 財政収支見通しの策定と活用 ・・・・・・・・・・・・・ 148
（補論）平成 28 年熊本地震からの復旧・復興に向けた熊本県の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 148

第1　本調査研究の趣旨

近年、巨大地震や気候変動に伴う集中豪雨等の災害が頻発しており、被害が大規模化・広域化している。

日本の災害対策は、昭和 34 年９月に紀伊半島先端に上陸した台風 15 号（伊勢湾台風）を契機に「災害対策基本法」が制定されたことが原点となっており、以降も、平成２年の雲仙普賢岳噴火災害や、平成７年の阪神淡路大震災、平成 23 年の東日本大震災など幾度もの大災害を経て、災害対策・法制が拡充してきている。災害対策に当たっての国・地方それぞれの役割が、各種法令に定められており、これらに基づき、災害応急対策・災害復旧対策・災害復興対策の各フェーズにおいて対応がなされていくこととなるが、災害応急対策として、情勢の見通しが明らかでない中においても災害救助はなされるものであり、また災害復旧・復興対策として、被災者の生活再建、被災地のインフラ復旧等が複数年度にかけて実施される。これらに伴う財政支出については、国だけではなく、地方公共団体にも負担が生じるうるところである。過去の災害においては、甚大な被害からの復興のために、地方公共団体が多額の災害対策経費を負担したことで財政状況が悪化した例も見受けられる。

今後、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害が予想されているが、大規模災害が発生した際にも地方公共団体が円滑な財政運営が行えるよう、これまでの大規模災害発生時における地方公共団体の財政運営に関する事例収集をした上で、実態把握及び課題の抽出を行うとともに、今後の必要な対応等に関する提言を行う。

第2　本調査研究の対象

本調査研究では、過去に大規模災害を経験した団体の取組事例について調査を行った。

調査対象団体の選定に当たって、日本列島で発生しやすい災害である、地震と台風災害を経験した団体を選定することとし、また、団体の種類によって災害対策における役割が異なることから、県・市・町・村を選定した。

また、上記に加えて、以下の点も考慮し、対象団体を選定した（令和２年２月に選定）。

・激甚災害法に基づく激甚災害として指定された地域であり、かつ、同法第３条及び第４条（公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の適用を受けた地域を選定する。
・災害が中長期の財政運営に及ぼす影響を調査するため、発災から５年以上が経過した地域を選定する。
・調査団体に対するヒアリングの実効性を確保するため、発災から 20 年以上が経過した地域は選定しない。
・複数の災害による影響が重なっている地域は分析が困難であるため、選定しない。

以上の要件を踏まえ、調査対象団体は次の６団体とした。

・石川県、輪島市、穴水町
　（災害：平成 19 年能登半島地震（平成 19 年３月））
・和歌山県、新宮市、十津川村（奈良県）
　（災害：平成 23 年台風第 12 号（平成 23 年８月））

第3　災害に関する地方財政措置等について

1 災害関係法令の枠組み

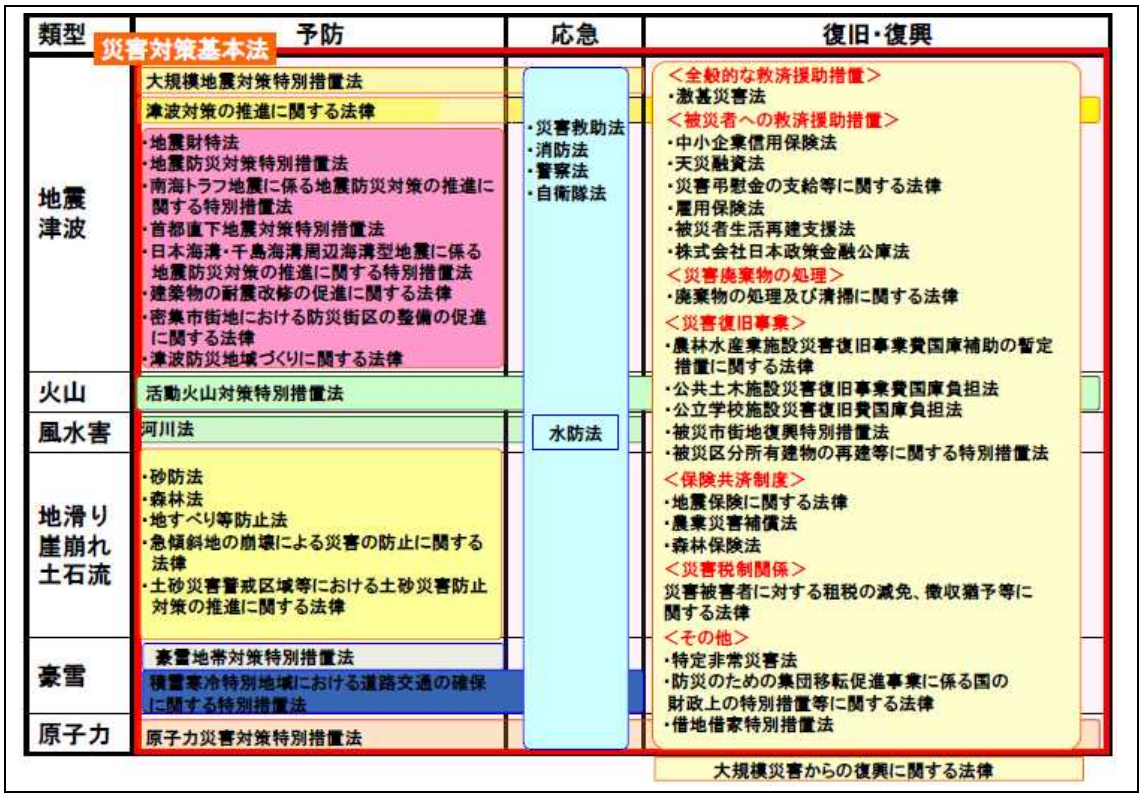
我が国の災害対策法制は、災害の予防、発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興期の各フェーズを網羅的にカバーする災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）を中心に、各フェーズにおいて、災害類型に応じて個別法で対応する仕組みとなっている。

災害予防に関しては、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）や津波対策の推進に関する法律（平成 23 年法律第 77 号）など災害類型ごとに法令が規定されており、防災に関する事前計画の策定、施設整備等による被害の軽減、必要な施策の実施に関する支援・補助措置等が規定されている。

応急期に関しては、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）や消防法（昭和 23 年法律第 186 号）などにおいて、応急救助などの対応に関する事項が規定されている。

復旧・復興期に関しては、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。）や被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）などにおいて、災害復旧事業等に係る国庫補助の特例措置や被災者への支援措置等が規定されている。

図１　主な災害対策関係法律の類型別整理表



（出典）令和２年版防災白書を参考に作成

2 災害対策基本法の概要

災害対策基本法は、昭和 34 年の伊勢湾台風を契機として昭和 36 年に制定された災害対策関係法律の一般法である。この法律の制定以前は、災害の都度、関連法律が制定され、他法律との整合性について充分考慮されないままに作用していたため、防災行政は充分な効果をあげることができなかった。災害対策基本法は、このような防災体制の不備を改め、災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的として制定された。

この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資するべく、様々な規定を置いている。同法の概要[1]は、以下のとおりとなっている。

①防災に関する責務の明確化

国、都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関には、各々、防災に関する計画を作成し、それを実施するとともに、相互に協力する等の責務があり、住民等についても、自発的な防災活動参加等の責務が規定されている。

②総合的防災行政の整備

防災活動の組織化、計画化を図るための総合調整機関として、国、都道府県、市町村それぞれに中央防災会議、都道府県防災会議、市町村防災会議を設置することとされている。

災害発生又はそのおそれがある場合には、総合的かつ有効に災害応急対策等を実施するため、都道府県又は市町村に災害対策本部を設置することとされている。非常災害発生の際には、国においても、非常（緊急）災害対策本部を設置し、的確かつ迅速な災害応急対策の実施のための総合調整等を行う。

③計画的防災行政の整備

中央防災会議は、防災基本計画を作成し、防災に関する総合的かつ長期的な計画を定めるとともに、指定公共機関等が作成する防災業務計画及び都道府県防災会議等が作成する地域防災計画において重点をおくべき事項等を明らかにしている。

④災害対策の推進

災害対策を災害予防、災害応急対策及び災害復旧という段階に分け、それぞれの段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限が規定されている。具体的には、防災訓練義務、市町村長の警戒区域設定権、応急公用負担、災害時における交通の規制等についての規定が設けられている。

---

[1] 内閣府防災 HP「災害対策基本法の概要」
http://www.bousai.go.jp/taisaku/kihonhou/index.html

⑤激甚災害に対処する財政援助等

　災害予防及び災害応急対策に関する費用の負担等については、原則として、実施責任者が負担するものとしながらも、特に激甚な災害については、地方公共団体に対する国の特別の財政援助、被災者に対する助成等を行うこととされている。これを受け、激甚法が制定された。

⑥災害緊急事態に対する措置

　国の経済及び社会の秩序の維持に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な災害が発生した場合には、内閣総理大臣は災害緊急事態の布告を発することができるものとされ、国会が閉会中等であっても、国の経済の秩序を維持し、公共の福祉を確保する緊急の必要がある場合には、内閣は金銭債務の支払いの延期等について政令をもって必要な措置をとることができるものとされている。

3 災害救助法の概要

災害救助法は、昭和 21 年に発生した南海地震を契機に、罹災救助基金法（明治 32 年法律第 77 号）に代わるものとして、昭和 22 年に制定された。罹災救助基金法は、基金に関する法律であり、救助全般に関する規定がなかったことから、災害救助法が制定されることとなった。さらに、災害対策の総合性・計画性を確保するとともに、広域的な大規模災害に対応する体制を整備するため、昭和 36 年に災害対策基本法が制定され、災害救助法の一部が災害対策基本法に移管された。

災害が発生した場合、救助の実施主体については、原則として災害対策基本法に基づき、基礎自治体である市町村が担い、その後方支援や総合調整を都道府県が行うこととなっている。

しかし、災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合、あるいは多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合においては、災害救助法に基づき、救助の実施主体は都道府県及び救助実施市[2]（以下「都道府県等」という。）となり、市町村はその都道府県等の補助を行うこととされている。

災害救助法に基づく救助の内容は、①避難所の設置、②応急仮設住宅の供与、③炊き出しその他による食品の給与、④飲料水の供給、⑤被服・寝具等の給与又は貸与、⑥医療・助産、⑦被災者の救出、⑧被災住宅の応急修理、⑨学用品の給与、⑩埋葬、⑪死体の捜索・処理、⑫住居又はその周辺の土石等の障害物の除去となっており、原則現物支給することとされている。

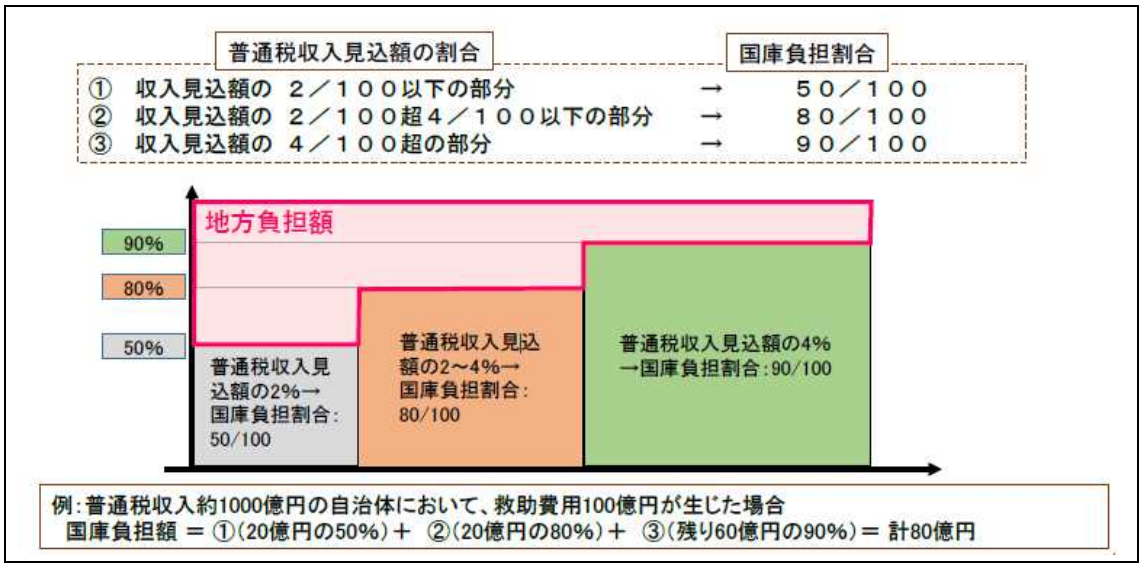
救助に要する経費は、都道府県等が最大 100 分の 50、残りは国が負担することとなっている。具体的には、普通税収入見込額の割合に応じ、国庫負担の割合が 100 分の 50～90 となる。

なお、災害救助費の 40%は特別交付税により措置されることとなっており、更に特別交付税措置残の地方負担額について、原則として、100%まで災害対策債を充当でき、後年度においてその元利償還金の 57%を特別交付税により措置することとなっている。

---

[2] 災害救助法第 2 条の 2 の規定に基づき、防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市。令和２年４月現在、12 市（仙台市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市）が救助実施市として指定されている。

図２　救助に係る国庫負担額の考え方



（出典）内閣府防災 HP　「災害救助法の概要（令和２年度）」
http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo.html

4 国庫補助等の嵩上げ等に係る制度（激甚災害制度等）の概要

戦前において、都道府県土木費につき、その３分の２は国庫補助とする都道府県土木費国庫負担に関する法律（明治 44 年法律第 15 号）が規定されていたが、昭和 20 年代前半に大規模な災害が相次いで発生し、災害復旧事業によって地方財政が圧迫されていることが問題となった。これを受けて、昭和 26 年に公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）が制定され、これに基づき国庫補助の嵩上げがなされるスキームが出来上がった。例えば、補助率２分の１の一般公共事業と比較すると、災害復旧事業の場合は、補助率３分の２に引き上げられることとなる。同様に、農地・農業用施設に係る災害復旧については、昭和 25 年に制定された農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）に基づき、災害復旧事業の国庫補助率が引き上げられている。

さらに、昭和 36 年に制定された災害対策基本法に、著しく激甚である災害が発生した場合の地方公共団体に対する国の特別の財政措置等について別に法律を制定すべきことと規定されたことを受け、昭和 37 年に激甚法が制定された。激甚災害制度[3]は災害復旧事業費の国庫補助等に対して、さらに補助率等を引き上げる特別の財政援助措置を行う制度である。国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合において、政府は、中央防災会議[4]の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしている。激甚災害の指定は、中央防災会議が定めている、「激甚災害指定基準」（本激の基準）及び「局地激甚災害指定基準」（局激の基準）による。本激は災害そのものを指定する（地域を特定しない）のに対し、局激は市町村単位での災害指定を行う。

激甚災害に指定されると、災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げのほか、中小企業者への保証の特例等、特別の財政助成措置が講じられる（参考資料４）。

---

[3] 内閣府防災 HP「激甚災害制度の概要」
http://www.bousai.go.jp/taisaku/gekijinhukko/index.html

[4] 災害対策基本法第 12 条に基づき、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成される。

【本激】（括弧内は激甚法上の根拠規定）

① 公共土木施設災害復旧事業等[5]に関する特別の財政援助（第２章：第３条、第４条）

② 農林水産業に関する特別の助成（第３章）

イ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 （第５条）

ロ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 （第６条）

ハ 天災融資法の特例 （第８条）

ニ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（第 10 条）

ホ 共同利用小型漁船の建造費の補助 （第 11 条）

ヘ 森林災害復旧事業に対する補助 （第 11 条の２）

③ 中小企業に関する特別の助成（第４章）

中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 （第 12 条）

④ その他の特別の財政援助及び助成（第５章）

イ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 （第 16 条）

ロ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 （第 17 条）

ハ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 （第 22 条）

ニ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 （第 24 条）

【局激】

① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（第３条、第４条）

② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 （第５条）

③ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 （第６条）

④ 森林災害復旧事業に対する補助 （第 11 条の２）

⑤ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 （第 12 条）

⑥ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 （第 24 条）

[5] 公共土木施設、公立学校、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、災害関連事業、堆積土砂排除事業等

5 地方債制度の概要

災害復旧に関する地方債として主な事業は、次のとおりのようなものがある。

①補助災害復旧事業債

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第３条の規定に基づき国がその事業費の一部を負担する災害復旧事業等が対象。

＜充当率＞（現年）公共土木施設等 100%、農地・農林漁業施設 90%　等

＜元利償還金の交付税算入率＞

元利償還金の 95%を基準財政需要額に算入（普通交付税措置）

②単独災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の対象とならない災害復旧事業が対象。

＜充当率＞公共土木施設等 100%、農林漁業施設 65%

＜元利償還金の交付税算入率＞

元利償還金の 47.5%～85.5%を基準財政需要額に算入（普通交付税措置）

③小災害復旧事業債

激甚法第 24 条第１項及び第２項の規定に基づく公共土木施設等小災害復旧事業及び農地等小災害復旧事業が対象。

＜充当率＞公共土木施設等 100%、

農地・農林施設 50%～80%（被害の大きさや農林施設の種類に応じて変動）

＜元利償還金の交付税算入率＞

公共土木施設等については元利償還金の 66.5%～95%を、農地等については元利償還金の 100%を基準財政需要額に算入（普通交付税措置）

④歳入欠かん債

災害対策基本法第 102 条第１項の規定に基づき、地方税、使用料、手数料等の減収額が対象。

＜充当率＞100%

＜元利償還金の交付税算入率＞

元利償還金の 47.5～85.5%を基準財政需要額に算入（普通交付税措置）

⑤災害対策債

災害対策基本法第 102 条第１項の規定に基づき、国庫補助金等の交付を受けて行う災害対策事業の地方負担額が対象。

＜充当率＞100%

＜元利償還金の交付税算入率＞

元利償還金の 75%を特別交付税により措置

6 特別交付税制度の概要

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、全国どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障する仕組みである。国税の一定割合（所得税及び法人税の 33.1%、酒税の 50%、消費税の 19.5%、地方法人税の全額）として国が地方に代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する地方の固有財源といえる。

地方交付税には、普通交付税と特別交付税がある。地方交付税のうち 94%分は普通交付税として配分されるが、残り６%分については、特別交付税として配分される。特別交付税とは、普通交付税の算定方法では捕捉されなかった特別の財政需要があること、基準財政収入額のうち著しく過大に算定された財政収入があること、交付税の額の算定期日以降に生じた災害等のための特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があることにより、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定方法の画一性のために生じる基準財政需要額の算定過大又は基準財政収入額の算定過小を考慮しても、なお、普通交付税の額が財政需要に比して過小であると認められる地方団体に対して、総務省令で定めるところにより、当該事情を考慮して交付することとされている（地方交付税法第 15 条第１項）。

具体的な算式は、特別交付税に関する省令（昭和 51 年自治省令第 35 号）に規定されているところだが、国庫関連災害復旧事業費の額、り災世帯数、全壊家屋戸数、農家物被害面積、死者行方不明者数、障害者数等についての項目があり、例えば、道府県の国庫関連災害復旧事業については、国庫関連災害復旧事業に要する経費に 0.015 を乗じた額という算式で財政需要を算定していくこととされている（表１、参考資料編⑥）。

通常、特別交付税は、12 月と３月に決定・交付されることとなっているが、平成 23 年度に、激甚災害等の地方公共団体の財政運営に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある大規模災害等の発生時においては、その都度、決定・交付できる制度が創設された（地方交付税法第 15 条第 3 項）。

表１　特別交付税の項目・算定方法の例

項目	算定方法
国庫関連災害復旧事業費の額	国庫関連災害復旧事業費×0.015（道府県分） ×0.02（市町村分）
り災世帯数	り災世帯数×17,600 円(県) ×23,500 円(市)
全壊家屋戸数	全壊家屋戸数×169,400 円(市)

※単位は平成 30 年度

7 近年の災害に関連する財政措置等の動向

1～6 においては、主な災害関係法令・制度の概要について述べてきたところだが、近年、大規模かつ広域に渡る様々な災害による被害に対応するため、国の補助事業等の充実や地方財政措置の拡充がなされている。ここでは、復興基金、災害廃棄物処理、中小企業支援及び住宅復興支援を例に、財政措置拡充の状況等を整理する。なお、東日本大震災以降、現在においても、災害法制・各種制度について見直しがなされており、本稿の記述が十分でない可能性があることにご留意頂きたい。

(1) 復興基金

復興基金は、平成２年の雲仙普賢岳噴火災害以降、平成５年の北海道南西沖地震、平成７年の阪神・淡路大震災、平成 16 年の新潟県中越地震、平成 19 年の能登半島地震、平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震のように、比較的規模の大きい災害において、国の公的支援を補完し被災者をより支援するものとして、災害ごとに設置されている。国は、原則として、私有財産の形成に資するものには公的支援を行わない方針であり、直接的に被災者の生活再建支援等のために公費投入は行わないとする一方で、都道府県等において復興基金を創設しその事業の範囲で被災者の生活再建支援等がなされている。

復興基金の仕組みとしては、「地方自治体の起債による財源の利子で事業を実施するとともに、起債に伴う利払いを主に地方交付税措置で補填するもの」「義援金をもとに利子運用もしくは取り崩しするもの」「国の特定貸付金に県費を足したものを原資に利子運用するもの」がある[6]。当初のスキームは、国が捻出した財源によって、基金を造成し、その運用益によって事業を実施するものであったが、事業規模の拡大や低金利の影響により、取り崩し型の基金が造成されるように変化してきた。

復興基金による支援事業の内容は、住宅再建支援、生活再建支援、地域復興支援、産業再建支援、農林水産業再建支援、教育・文化再建支援等多岐にわたり、基金の運用を財団法人等に委ねることで、自由度の高い支援が行える仕組みとなっている。

なお、能登半島地震において設置された復興基金については、第 4 において後述する。

---

[6] （出典）「被災者支援にかかる災害復興基金と義援金の役割に関する考察」（青田良介、『災害復興研究』第 3 号）

(2) 災害廃棄物処理に係る財政措置

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 22 条の規定に基づき、被災市町村を対象とした国庫補助制度が設けられている。通常、国庫補助率は 50%とし、地方負担分の 80%に交付税措置がなされる（実質的な地方負担は 10%）。

これに対し、阪神・淡路大震災の際には、災害廃棄物の処理に対する国庫補助率 50%は変更せず、地方負担分に対する交付税措置が 80%から 95%に嵩上げされた（実質的な地方負担を 10%から 2.5%に軽減）。東日本大震災の際には、被害が甚大である上に、財政基盤の弱い自治体も多いことから、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）が制定され、特定被災地方公共団体については、被災市町村の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて、国庫補助率を最大 90%まで嵩上げした上、グリーンニューディール基金を用いて国の実質負担額を平均 95%とし、地方負担分についても震災復興特別交付税により全額措置された。

さらに、平成 28 年の熊本地震を契機として、災害対策基本法第 102 条に基づく起債の特例として、激甚災害に指定され、かつ財政負担が一定の水準を超える場合に､残りの地方負担 10%に対して災害対策債の発行が可能となり、その元利償還金の 57%が特別交付税措置されることとなった（措置割合は 95.7%（実質負担 4.3%））。

(3) 中小企業事業者の再建支援

従来、私有財産形成には公金支出をしないという考えから、事業者の災害復旧については自助努力によることを原則としていた。

しかし、東日本大震災によって被災地域の産業・経済全体が大きな被害を受けたことを契機に、被災地域の経済・雇用の早期回復を図るため、グループ補助金制度が創設された。これは、復興のリード役となり得る「地域経済の中核」を形成する中小企業等グループが復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備について補助を行う制度である。グループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の 4 分の 3（うち国が 2 分の 1、県が 4 分の 1）または 2 分の 1（うち国が 3 分の 1、県が 6 分の 1）を補助するというというものであり、平成 28 年熊本地震や西日本豪雨、令和元年台風第 19 号の際にも、被災中小企業支援として実施された。

(4) 個人の住宅再建に係る財政措置

災害による住宅被害に対する支援は、被災者生活再建支援法に基づく「被災者生活再建支援制度」と、災害救助法に基づく「住宅の応急修理」がある。

① 被災者生活再建支援法に基づく「被災者生活再建支援制度」

被災者生活再建支援制度は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的として、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する制度である。基金は、被災者生活再建支援法第９条の規定に定めがあり、これを財源に同法第６条により内閣総理大臣が指定した被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）が、支援業務を運営している。

10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等を対象に、① 住宅が「全壊」した世帯、② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯、③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯、④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）、⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）を対象に、被害の程度と再建方法に応じて、100～300 万円の支援金が支給される。

表２　被災者生活再建支援金支給額の概要

	基礎支援金	加算支援金		計
	（住宅の被害程度）	（住宅の再建方法）		
①全壊（損害割合50%以上） ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
④大規模半壊（損害割合40%台）	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
⑤中規模半壊（損害割合30%台）	－	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

※ 世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）

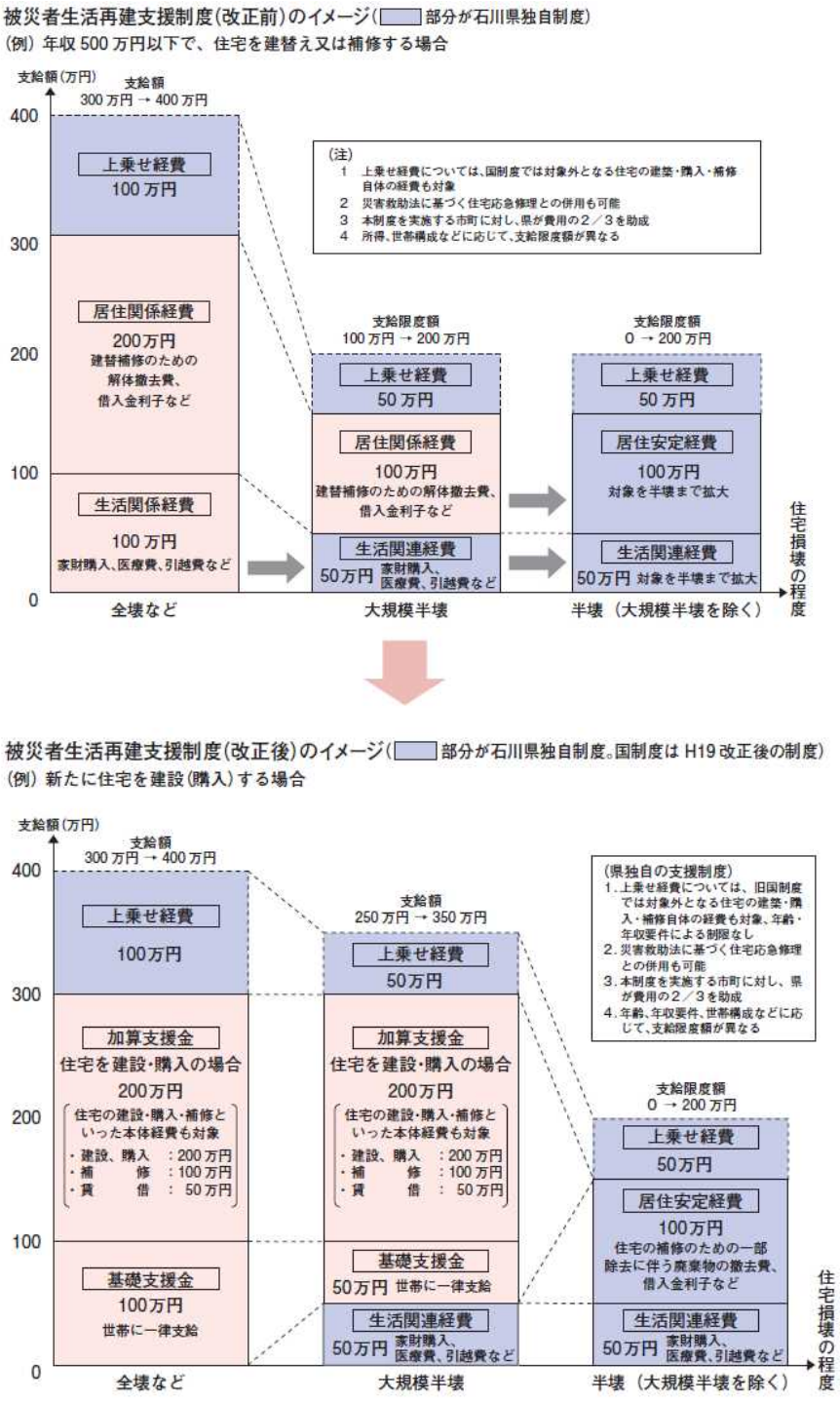
（出典）内閣府防災 HP　「被災者生活再建支援制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/pdf/140612gaiyou.pdf

本制度は、制度設計当初（平成 10 年）は、全壊世帯に対し、最高 100 万円の家財道具の調達等に要する経費を支援するものであったが、平成 16 年度の法改正により、家財道具の調達等に要する経費だけでなく、住宅再建等に要する経費について最高 200 万円の支援を行う居住安定支援制度となった。しかし、支援金の使途が、被災住宅の解体・撤去・整地費用などに限られており、住宅の建設・購入・補修費として、住宅本体へ充当することは認められていなかったこと、年齢や所得によって支援の金額が異なったり、支援の対象外となっていたりすること、全壊世帯のみが対象で大規模半壊は対象外であったこと等の使い勝手の悪さがあり、平成 19 年の能登半島地震を経験した石川県から制度改正の要望がなされた。これを受ける形で、平成 19 年 12 月の法改正により、現在の使途制限のなく、年収・年齢要件のない、大規模半壊までを対象とした制度となった。

なお、石川県ではこの改正に先立って県独自の住宅再建支援制度を作っていた。具体的には、まず大規模半壊世帯に対しても、国が全壊世帯に対し支給するのと同様に、生活関連経費（家財購入、医療費など）を支給することとした。また、国の制度では、全く支援の対象とならなかった半壊世帯にも、大規模半壊と同程度の支援を行うこととした。さらに、上乗せ措置として、半壊以上の世帯を対象に、住宅の建設・購入・補修などの使途制限や年齢・収入要件を設けない制度を創設した。このように、能登半島地震の被災者の住宅再建に当たっては、国制度（生活再建支援法による制度）と県制度（県の独自制度）の２つの公的支援制度が被災地に適用されることとなり、全壊世帯で最大 400 万円、大規模半壊世帯で最大 200 万円、半壊世帯で最大 200 万円（県制度による）の支給を受けることが可能となるなど、支援の充実化が図られた。

図３　住宅再建に係る石川県独自制度の概要



（出典）石川県 HP　「平成 19 年能登半島地震災害記録誌」より引用
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/bousai_g/notohanto_eq/kirokushi/documents/honpen4.pdf

②災害救助法に基づく「住宅の応急修理」

災害救助法に基づく住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者、あるいは災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者（いわゆる大規模半壊）につき、59 万 5 千円を限度として、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の修理を行う制度である。この制度の趣旨は、日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものであり、全壊（焼）の場合は、住宅が修理を行えない程度の被害を受けているため、基本的には対象とならないが、修理することで居住することが可能となる場合は、個別に対象とすることが可能とされている。

また、令和元年９月の台風 15 号により房総半島において強風により屋根被害が多数生じ、ブルーシートを展張するなどの応急対応が生じたが、この災害を契機に、損害割合が 10%以上 20%未満の準半壊まで対象が拡大されている（この場合の費用の限度額は 30 万円以内）。

表３　災害の被害認定基準等

被害の程度	全 壊※1	大規模半壊 ※2	中規模半壊 ※3	半 壊※4	準半壊※5	準半壊に至らない（一部損壊）
損害基準判定（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

※1 全　　壊：「災害の被害認定基準について」（平成13年）による。
※2 大規模半壊：「被災者生活再建支援法の改正施行通知」（平成16年）による。

※4 半　　壊：「災害の被害認定基準について」（平成13年）による。（ただし、大規模半壊を除く）
※5 準 半 壊：「災害救助事務取扱要領」（令和２年度版以降）による。

（出典）内閣府防災 HP「災害救助法の制度概要」
http：//www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_b2.pdf

(5) 激甚災害指定の時期の早期化

従来、災害救助法については、定性的な基準に沿って、ほぼ即日に適用される一方で、激甚災害指定については、対象となる災害による公共土木施設や農地等の被害状況を踏まえ算出される災害復旧事業の査定見込額が激甚災害指定基準に該当する必要があり、その上激甚指定の政令案作成、中央防災会議への諮問・答申を経る必要があるため、１ヶ月程度の時間を要していた（参考資料７）。

しかし、激甚災害の指定による国の支援措置の有無は、被災地方公共団体の復旧の取組に大きな影響が出ることから、平成 29 年 12 月に中央防災会議幹事会において「激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善」が決定され、被害が甚大になる可能性が高いと判断される災害においては、関係省庁が積極的に被災状

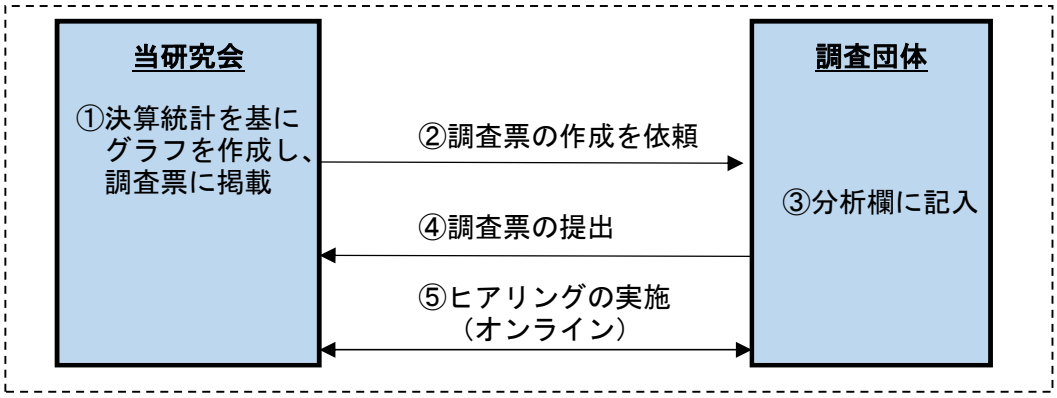
況調査の支援を行うとともに、内閣府はその調査結果を受けて、指定基準を満たしたものから順次「指定見込み」を公表することとした。これにより、これ以後の災害では、1週間程度で指定見込みが公表されることとなっている。

第4　平成 19 年能登半島地震の事例調査

1 事例調査の方法

事例調査については、ヒアリングの実施に先立ち、各調査団体に対して調査票の作成を依頼することとした。具体的には、①調査団体の負担軽減の観点から、当研究会事務局において地方財政状況調査（決算統計）の数値を基に、発災後の歳出規模の推移などをグラフにして可視化し、調査票に落とし込んだ上で、②各調査団体には、調査票に示されたグラフ等を参考にしながら、分析欄を記入いただくという手順で実施した。

また、ヒアリングについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、オンライン会議の形式で実施した[7]。



2 災害の概要等

（1）災害概要

平成 19 年３月 25 日（日）９時 42 分頃、輪島市の沖合を震源とするマグニチュード 6.9 の地震が発生。石川県能登地方を中心に七尾市、輪島市、穴水町で最大震度６強、志賀町、中能登町、能登町で震度６弱、珠洲市で震度５強、羽咋市、かほく市、宝達志水町で震度５弱を観測したほか、加賀地方でも震度４～３を観測した。

また、石川県以外でも、新潟県、富山県で震度５弱を観測したのをはじめ、北陸地方を中心に北海道から中国、四国地方にかけて震度５弱～１を観測した。

---

[7] ヒアリングは、「Cisco Webex Meetings」を使って実施した。オンラインでのヒアリングを円滑に実施するため、アプリのインストール方法や web 会議室への入室方法、簡単な操作方法等を記した手順書を調査対象団体に送付したほか、事前の接続テストを行った。また、ヒアリング当日は、研究会委員等が大型スクリーンに映る調査対象団体と向かい合う形で座るとともに、複数台の Web カメラを用いて調査対象団体からも研究会委員等全体が見渡せるようにすることで、調査対象団体と研究会委員等とのコミュニケーションがとりやすいよう工夫した。

（2）被害概要

この地震により石川県の人的被害は死者１名、負傷者 338 名、住家被害は、全壊 686 棟、半壊 1,740 棟、一部損壊 26,956 棟の、合わせて 29,382 棟に上った[8]。住家被害の大きい市町としては、輪島市 11,587 棟、七尾市 7,670 棟、志賀町 3,614 棟、穴水町 2,497 棟などであり、住家被害の約４割が輪島市に集中している。全壊のみをみると輪島市 513 棟、穴水町 79 棟、七尾市 69 棟などとなっており、各市町の住家被害数と比較すると、全壊棟数が輪島市と穴水町で多くなっている。

公共土木施設では、能登有料道路を含めた道路関係の被害箇所数は 717 カ所と全体箇所数 940 カ所の７割を超え、被害金額も道路関係で約 193 億円と公共土木施設被害全体の被害金額約 242 億円の約８割を占めている。

農林水産施設では、農林水産施設の被害は 981 カ所、約 58 億円で、その内訳は農業関係約 13 億円、林業関係約 11 億円、水産業関係約 35 億円であった。中でも漁港・漁業用施設の被害額は、約 32 億円と全体の約 6 割を占め、特に被害が顕著であった。また、市町別では輪島市約 22 億円（38.2%）に次いで、志賀町約 15 億円（26.0%）、七尾市約 13 億円（23.0%）と３市町で全体の約 9 割を占めた。

商工業関係の被害としては、中小企業の被害額が 399 億円に上った。能登の地場産業の代表格である漆器産業、酒造業、また、地域住民の日常生活を支える重要なコミュニティである商店街が特に甚大な被害を受けた。具体的には、輪島市の輪島漆器関係事業者約 630 件のうち、78 件が半壊以上、輪島の酒造業については５件全てが全半壊となり、また、商店街関係では輪島市の４商店街では、163 件中 51 件、穴水町の３商店街では、179 件中 69 件が半壊以上の被害を受けた。このほか、観光施設への被害等も発生し、風評被害も含めて観光にも大きな打撃を生じた。

[8] 石川県災害誌より。平成 21 年３月３日時点。

3 石川県に関する事例調査

（1）団体概要

人口等	人口 1,174,026 人、世帯数 424,585 世帯、高齢化率 20.9%（発災前時点（平成 17 年国勢調査））[9]
地理	北陸地方の中部に位置し、東は富山県及び岐阜県に、南は福井県に接し、北は能登半島となって日本海に突出している。南は白山国立公園を源に発する手取川による肥よくな加賀平野、北は日本海に突き出た能登半島。

（2）被害の状況

前述のとおり、住家被害や道路の被害が甚大となっているほか、水道や電気などのライフラインにも大きな被害が出た。

〔石川県における被害状況（平成 21 年３月３日時点）〕

区分				被害など
人的被害	死者		人	1
	行方不明者		人	0
	負傷者	重傷	人	88
		軽傷	人	250
住家被害	全壊		棟	686
	半壊		棟	1,740
	一部損壊		棟	26,956
	床上浸水		棟	0
	床下浸水		棟	0
非住家被害			棟	4,477
その他被害	田	流失・埋没	ha	0
		冠水	ha	0
	畑	流失・埋没	ha	0
		冠水	ha	0
	学校		箇所	55
	病院		箇所	12
	道路		箇所	698
	橋りょう		箇所	19
	河川		箇所	151
	港湾		箇所	28
	砂防		箇所	33
	清掃施設		箇所	9
	崖くずれ		箇所	64
	鉄道（のと鉄道など）不通		箇所	3

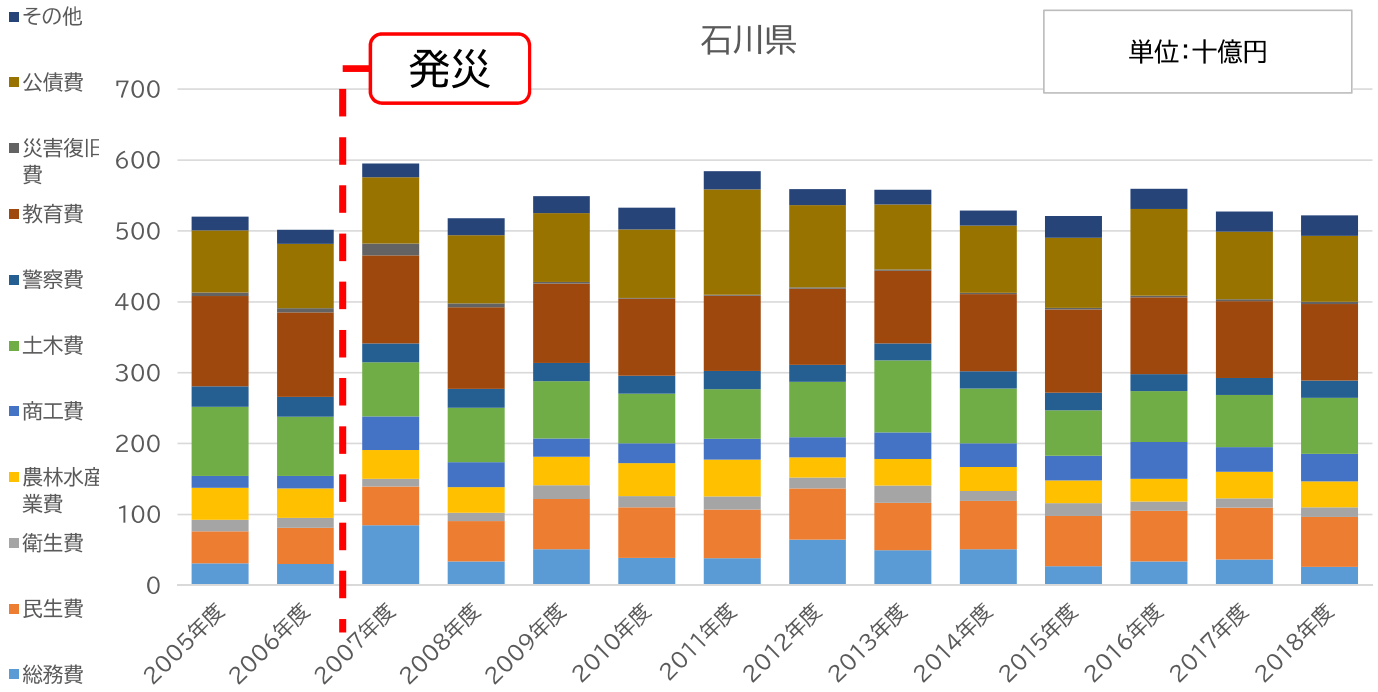
区分			被害など
その他被害	空港	箇所	1
	被害船舶	隻	0
	水道	戸	13,290
	電話	回線	260
	電気	戸	110,000
火災発生	建物	件	0
	危険物	件	0
	その他	件	0
被害額	公共土木施設など	百万円	24,180
	農林水産施設	百万円	5,759
	上下水道施設	百万円	2,692
	社会福祉施設など	百万円	880
	学校施設	百万円	757
	その他公共施設など（能登空港など）	百万円	554
	計	百万円	34,822
石川県災害対策本部	設置年月日	平成 19 年 3 月 25 日	
	解散年月日	平成 20 年 6 月 6 日	
災害対策本部設置市町		3 市 4 町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町）	
災害救助法適用市町		同上	

（出典）「平成 19 年能登半島地震災害記録誌」（石川県）

（3）決算額等の推移　（※次頁以降、ヒアリングの調査票を記載する。）

[9] 令和２年 12 月 31 日現在、人口 1,132,601 人、世帯数 492,174 世帯。

目的別歳出



(単位:十億円)

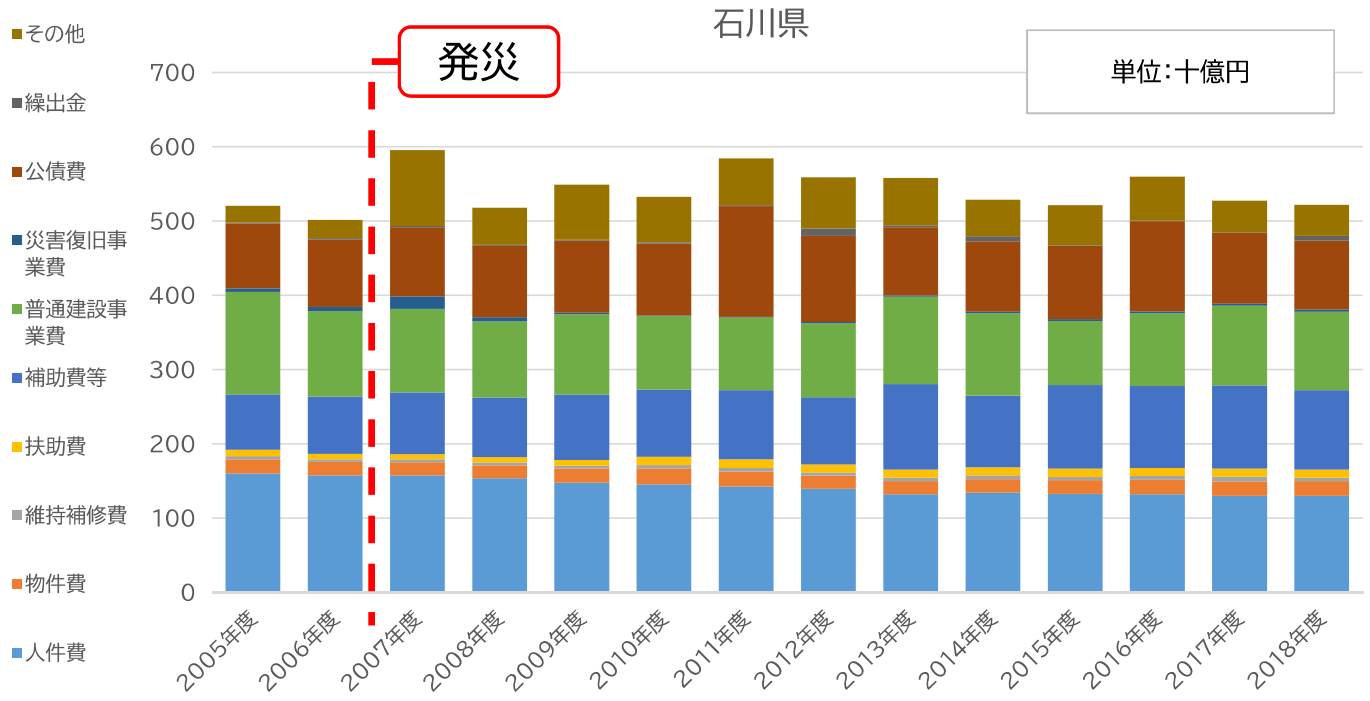
	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
総務費	30.7	29.9	84.4	33.5	50.7	38.6	37.9	64.2	49.2	50.6	26.7	33.4	36.4	25.8
民生費	45.4	51.1	55.0	57.1	71.0	71.0	68.7	72.5	66.9	68.2	70.8	71.5	72.8	70.4
衛生費	16.0	14.0	10.8	11.5	19.5	15.8	18.4	15.3	24.3	13.9	18.3	13.0	13.1	13.6
農林水産業費	45.3	41.4	40.6	36.3	39.9	46.6	52.2	28.1	37.8	34.1	32.2	32.3	37.6	36.4
商工費	16.7	17.8	47.6	35.1	26.0	27.9	29.3	28.7	37.1	33.5	34.5	51.8	34.7	39.0
土木費	97.7	83.7	76.2	76.8	80.7	70.2	70.1	78.2	101.9	77.4	64.4	71.8	74.0	79.1
警察費	28.7	28.0	26.8	26.5	25.6	25.2	25.8	24.0	23.8	24.4	24.8	24.1	23.7	24.5
教育費	127.3	119.0	124.0	115.1	112.1	108.8	106.0	107.2	102.5	108.6	117.3	108.4	108.4	107.9
災害復旧費	4.9	5.8	16.9	5.8	2.5	0.7	1.1	2.0	1.7	1.8	2.4	2.3	2.8	3.2
公債費	87.7	91.1	93.4	96.1	96.9	97.0	148.9	116.0	92.0	94.8	99.1	122.0	95.3	92.7
その他	19.8	19.8	19.6	24.0	23.9	30.3	25.7	22.5	20.6	21.1	30.6	28.8	28.5	29.1
計	520.2	501.6	595.3	517.8	548.8	532.1	584.1	558.7	557.8	528.4	521.1	559.4	527.3	521.7

団体の分析

2007年3月に発生した能登半島地震直後の2007年度予算については、数次の補正予算により歳出が以下のとおり大幅に増加。

- 総務費は能登半島地震の被災者や被災地の復旧・復興に向けて創設した「能登半島地震復興基金」への貸付金500億円の歳出として増加
- 商工費は能登半島地震で被災した中小企業を支援するために創設した「能登半島地震被災中小企業復興支援基金」への貸付金300億円の歳出として増加
- 災害復旧費は能登半島地震で被災した公共土木施設等の災害復旧の歳出として増加

性質別歳出



(単位:十億円)

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
人件費	160.0	157.4	157.6	153.5	147.5	145.3	142.5	139.4	132.0	134.4	132.3	132.0	130.1	130.1
物件費	19.1	18.3	17.6	17.4	18.9	21.2	20.4	17.6	17.9	17.9	18.6	19.5	19.3	19.6
維持補修費	4.2	3.4	3.7	3.7	4.0	4.7	4.5	4.3	4.4	5.0	4.7	5.0	6.4	4.9
扶助費	8.6	7.2	7.1	7.3	7.6	11.3	11.6	10.8	10.8	10.9	10.9	10.8	10.8	10.7
補助費等	74.7	77.0	83.0	80.4	88.1	90.5	93.0	90.4	115.2	96.5	112.7	110.4	112.1	106.7
普通建設事業費	137.6	115.1	112.4	102.2	108.0	98.7	97.8	99.5	117.5	111.0	86.0	97.9	107.1	105.6
災害復旧事業費	4.9	5.8	16.9	5.8	2.5	0.7	1.1	2.0	1.7	1.8	2.4	2.3	2.8	3.2
公債費	87.6	91.0	93.3	96.0	96.8	97.0	148.8	115.9	91.9	94.7	99.0	121.8	95.2	92.5
繰出金	1.3	1.6	1.4	1.4	1.4	2.0	1.4	9.7	2.6	6.9	0.7	0.7	0.6	6.5
その他	22.2	24.7	102.1	50.0	74.0	61.1	63.1	69.1	63.9	49.3	53.7	59.0	42.9	42.1
計	520.2	501.5	595.1	517.7	548.8	532.5	584.2	558.7	557.9	528.4	521.0	559.4	527.3	521.9

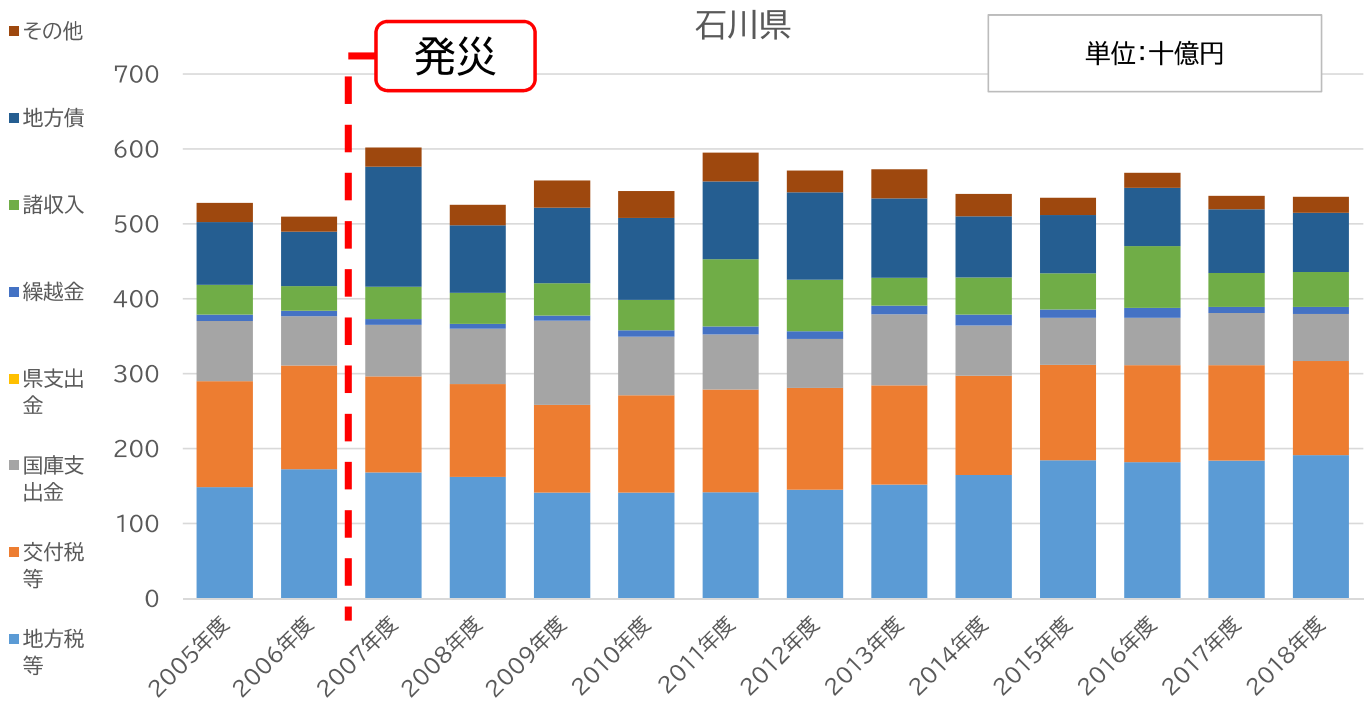
団体の分析

2007年3月に発生した能登半島地震直後の2007年度予算については、数次の補正予算により歳出が以下のとおり大幅に増加。

・ 災害復旧事業費は能登半島地震で被災した公共土木施設等の災害復旧の歳出として増加

・ その他は能登半島地震の被災者や被災地の復旧・復興に向けて創設した「能登半島地震復興基金」への貸付金500億円、能登半島地震で被災した中小企業を支援するために創設した「能登半島地震被災中小企業復興支援基金」への貸付金300億円の歳出として増加

歳入の内訳



（単位:十億円）

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
地方税等	148.3	172.0	167.9	162.0	141.0	140.8	141.4	144.9	151.8	164.4	184.3	181.7	183.8	191.1
交付税等	141.5	138.6	128.4	123.7	117.1	130.0	137.3	135.8	132.2	132.5	127.0	129.3	127.1	125.5
国庫支出金	80.3	65.7	68.6	74.1	112.2	78.2	73.3	65.4	95.1	67.1	63.0	63.5	69.7	62.8
繰越金	8.4	7.4	7.6	6.2	7.1	8.4	10.5	10.3	11.6	14.5	10.9	13.0	8.1	9.4
諸収入	39.6	33.0	43.4	41.4	43.1	40.9	90.1	68.8	37.2	49.3	48.5	82.7	45.3	46.5
地方債	83.9	72.5	160.0	90.3	101.0	109.4	103.6	116.6	105.7	81.7	77.9	77.6	85.0	79.3
その他	25.8	20.3	25.8	27.5	36.1	35.5	38.6	28.9	39.2	30.0	22.8	20.1	18.0	21.3
計	527.8	509.5	601.7	525.2	557.6	543.2	594.8	570.7	572.8	539.5	534.4	567.9	537.0	535.9

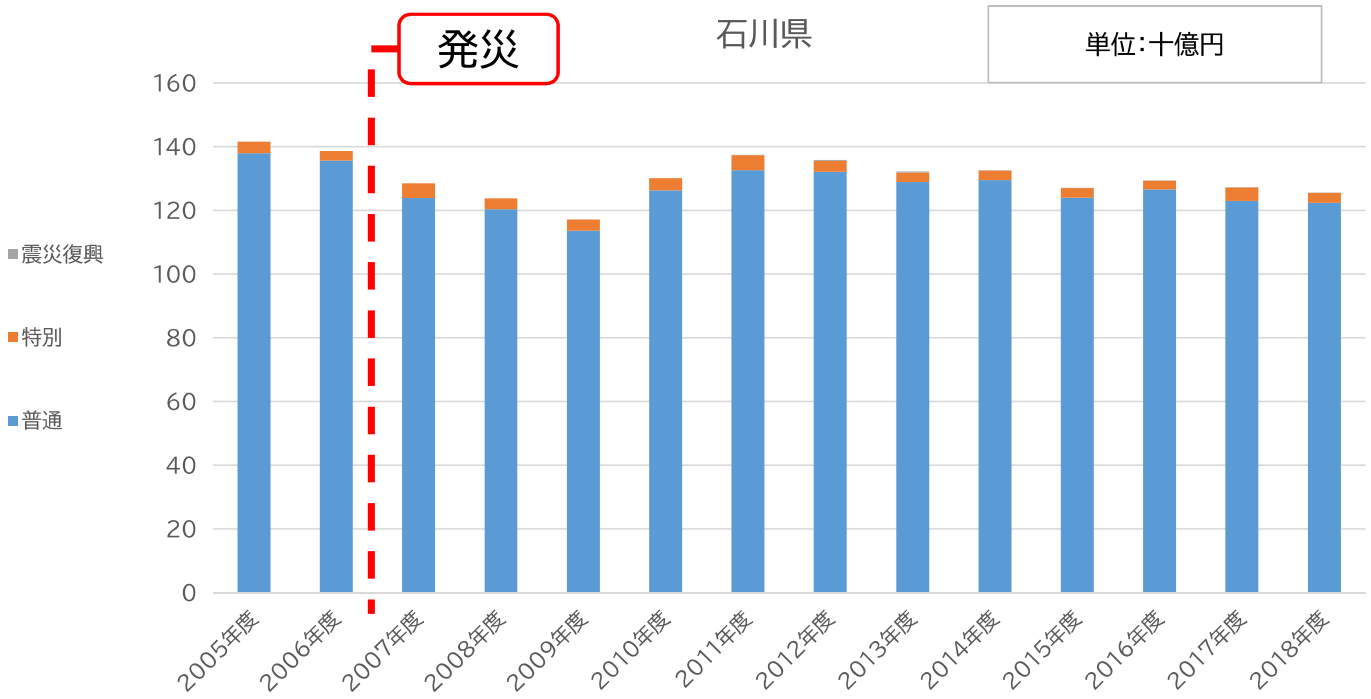
団体の分析

2007年3月に発生した能登半島地震直後の2007年度予算については、数次の補正予算により歳入が以下のとおり大幅に増加。

・ 諸収入は能登半島地震で被災した中小企業を支援するために創設した「能登半島地震被災中小企業復興支援基金」への貸付金60億円（一般会計分）の歳入として増加したもの

・ 地方債は能登半島地震の被災者や被災地の復旧・復興に向けて創設した「能登半島地震復興基金」への貸付金500億円の歳入（転貸債）、能登半島地震で被災した中小企業を支援するために創設した「能登半島地震被災中小企業復興支援基金」への貸付金240億円（特別会計分）の歳入として増加したもの

交付税の内訳



（単位:十億円）

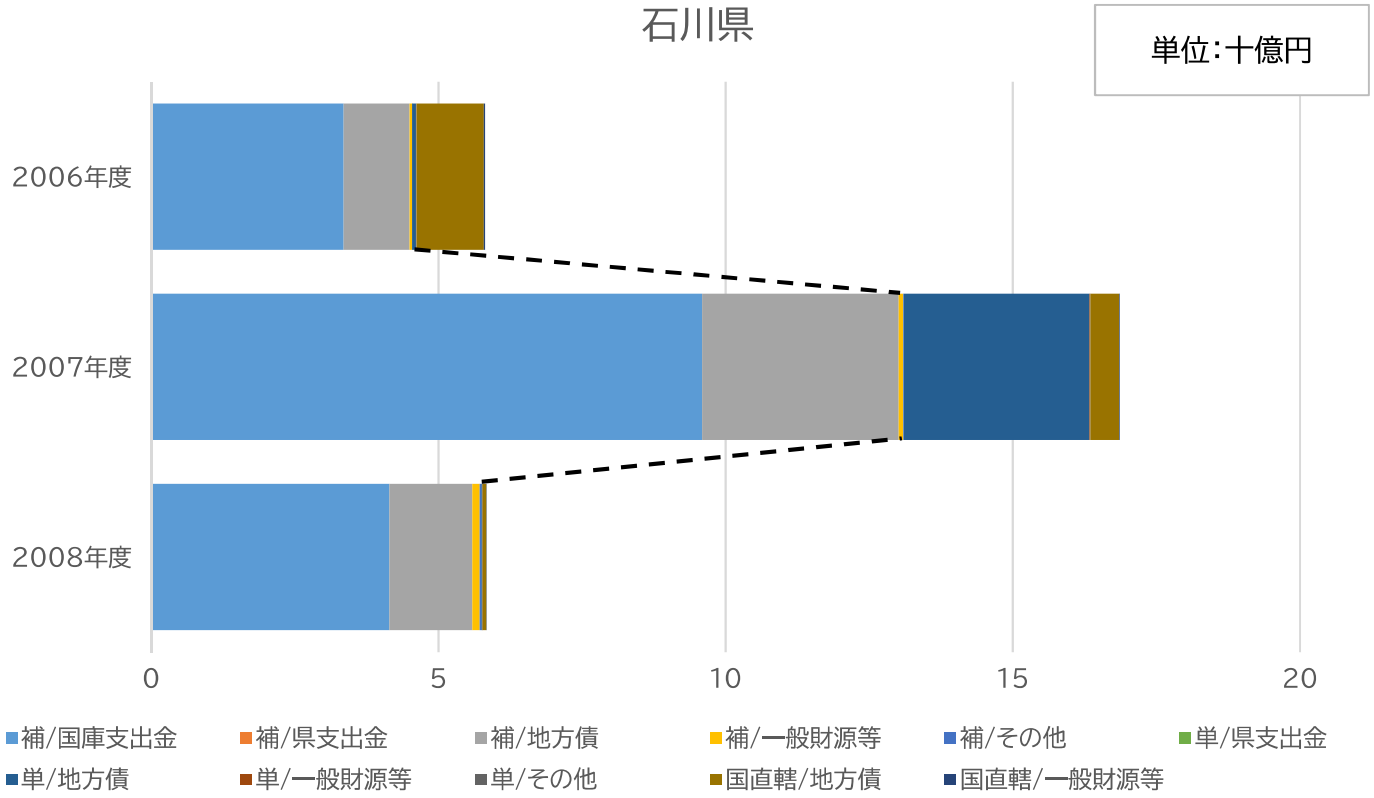
	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
普通	137.9	135.6	123.8	120.3	113.6	126.2	132.6	132.1	128.9	129.4	124.0	126.5	122.9	122.3
特別	3.6	3.0	4.6	3.4	3.5	3.8	4.7	3.4	3.0	3.0	3.0	2.7	4.2	3.1
震災復興	-	-	-	-	-	-	0.0	0.3	0.3	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
計	141.5	138.6	128.4	123.7	117.1	130.0	137.3	135.8	132.2	132.5	127.1	129.2	127.1	125.4

団体の分析

・ 能登半島地震の影響による交付税の大幅な増減はなし

4

災害復旧費の財源内訳



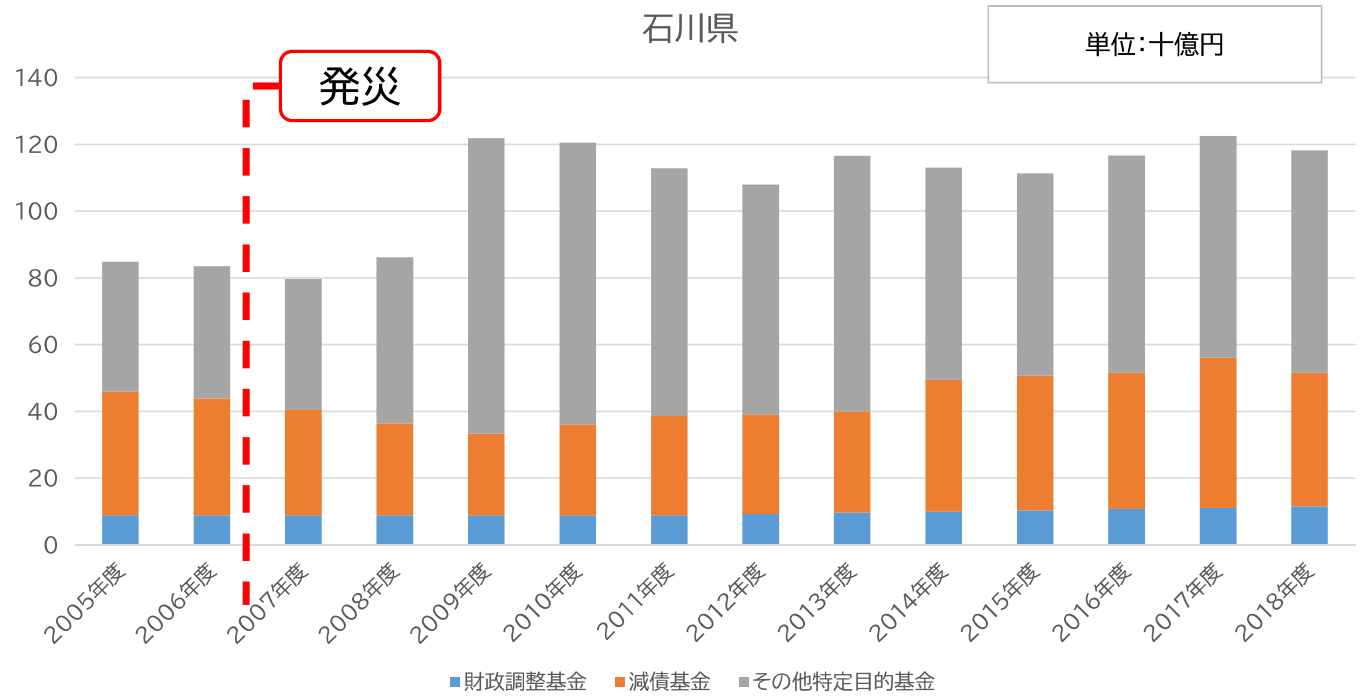
（単位：百万円）

	補/国庫支出金	補/地方債	補/一般財源等	補/その他	単/地方債	単/一般財源等	単/その他	国直轄/地方債	国直轄/一般財源等
2006年度	3,353.9	1,145.0	44.1	1.5	66.0	5.5	7.9	1,169.0	19.9
2007年度	9,591.5	3,425.0	77.9	9.8	3,231.0	13.6	2.3	502.0	14.1
2008年度	4,146.1	1,448.0	125.4	26.0	21.0	4.7	1.3	65.0	7.3
計	17,091.5	6,018.0	247.4	37.3	3,318.0	23.8	11.5	1,736.0	41.3

団体の分析

・ 2007年3月に発生した能登半島地震直後の2007年度予算の災害復旧費については、被災した公共土木施設等の災害復旧の国庫支出金（公共事業、公共災害）、地方債（公共事業、公共災害、単独災害）が増加

基金の状況



（単位:十億円）

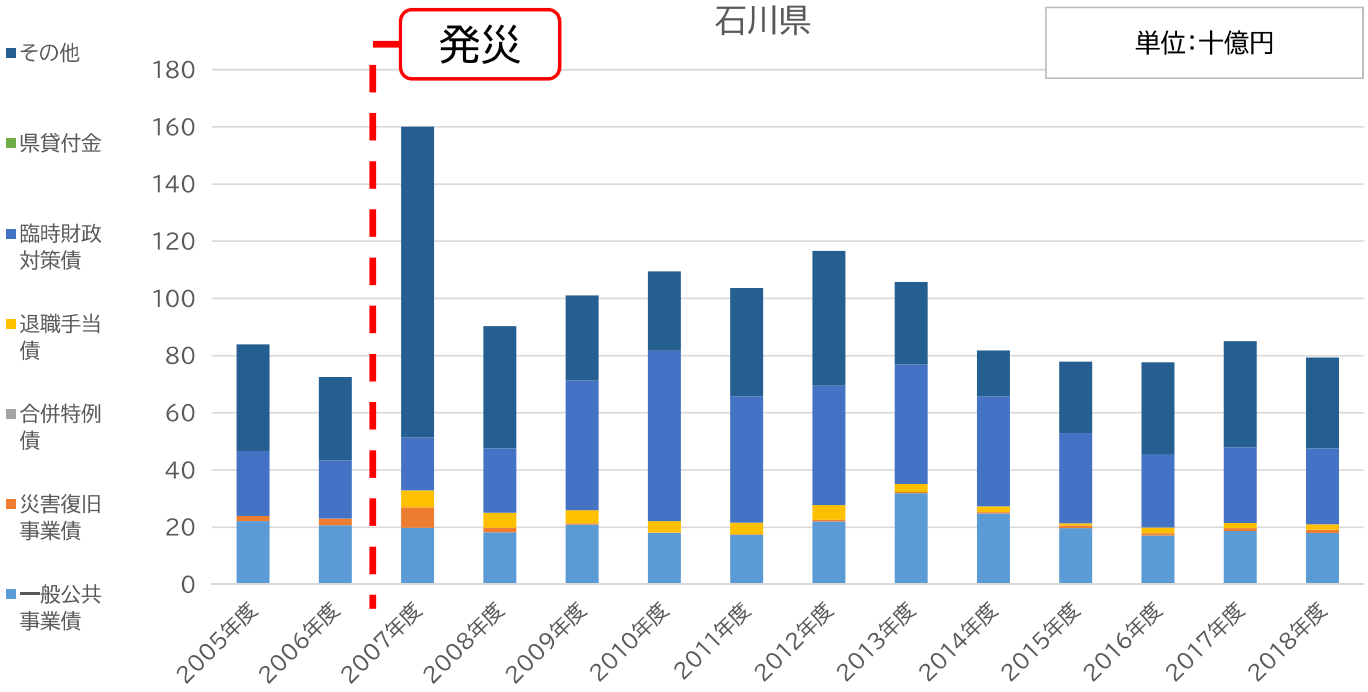
	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
財調	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	9.2	9.6	9.9	10.3	10.7	11.1	11.5
減債	37.0	35.0	31.5	27.5	24.4	27.2	29.7	29.8	30.4	39.5	40.3	40.8	44.9	40.1
その他特目	38.9	39.6	39.2	49.8	88.6	84.4	74.3	68.9	76.6	63.6	60.7	65.1	66.5	66.6
計	84.7	83.4	79.5	86.1	121.8	120.4	112.8	107.9	116.6	113.0	111.3	116.6	122.5	118.2

団体の分析

・ 能登半島地震に被災者に対する救助（災害救助法に基づく被災者の保護など）のため、災害救助基金を約3億円取り崩した（その他特目）

6

地方債発行額



（単位：十億円）

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
一般公共事業債	22.1	20.6	19.7	18.2	20.8	17.9	17.3	22.0	31.8	24.8	19.7	17.0	18.6	17.9
災害復旧事業債	1.8	2.4	7.1	1.5	0.5	0.2	0.3	0.5	0.5	0.4	0.8	0.8	1.0	1.1
退職手当債	0.0	0.0	6.0	5.3	4.5	4.0	4.0	5.1	2.7	2.0	0.8	2.0	1.8	2.0
臨時財政対策債	22.7	20.4	18.4	22.4	45.3	59.5	44.2	41.8	41.8	38.4	31.6	25.4	26.4	26.5
その他	37.3	29.1	108.7	42.8	29.8	27.8	37.8	47.1	28.9	16.1	25.0	32.3	37.2	31.7
計	83.9	72.5	159.9	90.2	100.9	109.4	103.6	116.5	105.7	81.7	77.9	77.5	85.0	79.2

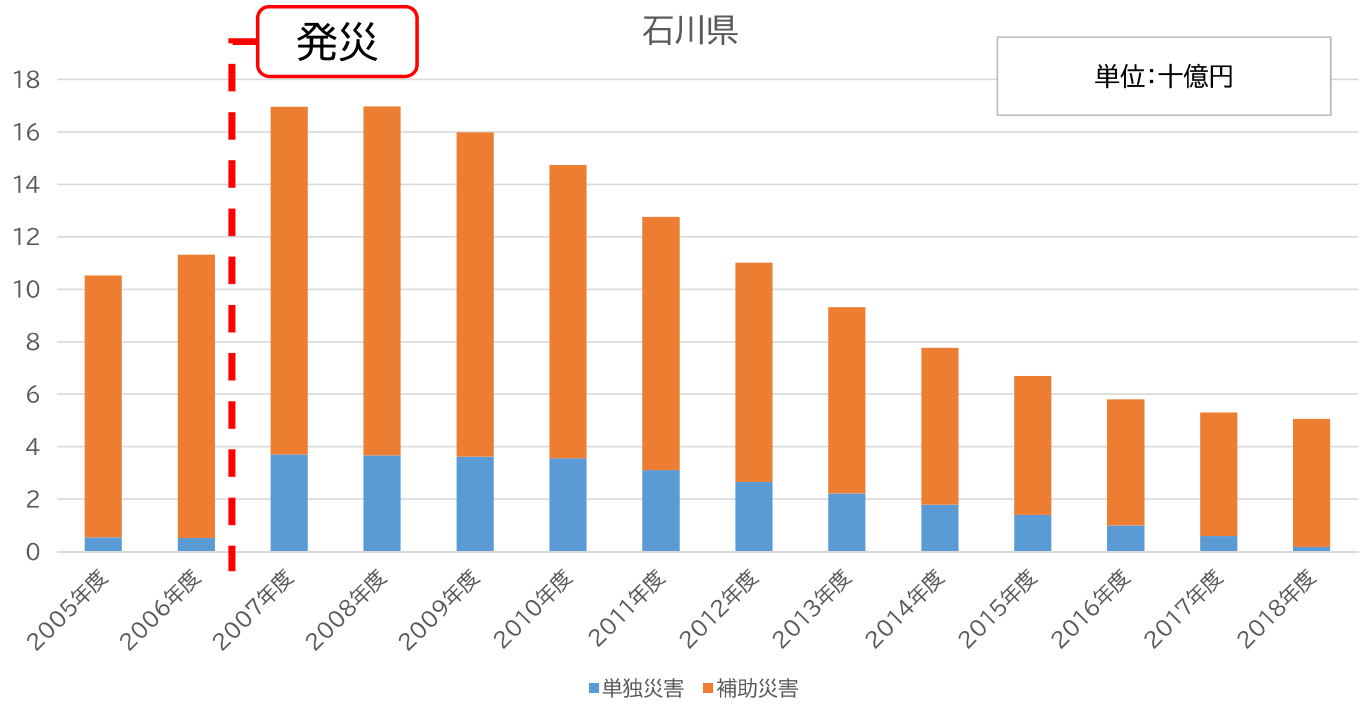
団体の分析

2007年3月に発生した能登半島地震直後の2007年度予算については、数次の補正予算により地方債発行額が以下のとおり大幅に増加。

・ 能登半島地震で被災した公共土木施設等の災害復旧の地方債（公共事業、公共災害、単独災害）が増加

・ その他は能登半島地震の被災者や被災地の復旧・復興に向けて創設した「能登半島地震復興基金」への貸付金500億円の歳入（転貸債）、能登半島地震で被災した中小企業を支援するために創設した「能登半島地震被災中小企業復興支援基金」への貸付金240億円（特別会計分）の歳入として増加

災害復旧事業債残高



(単位:百万円)

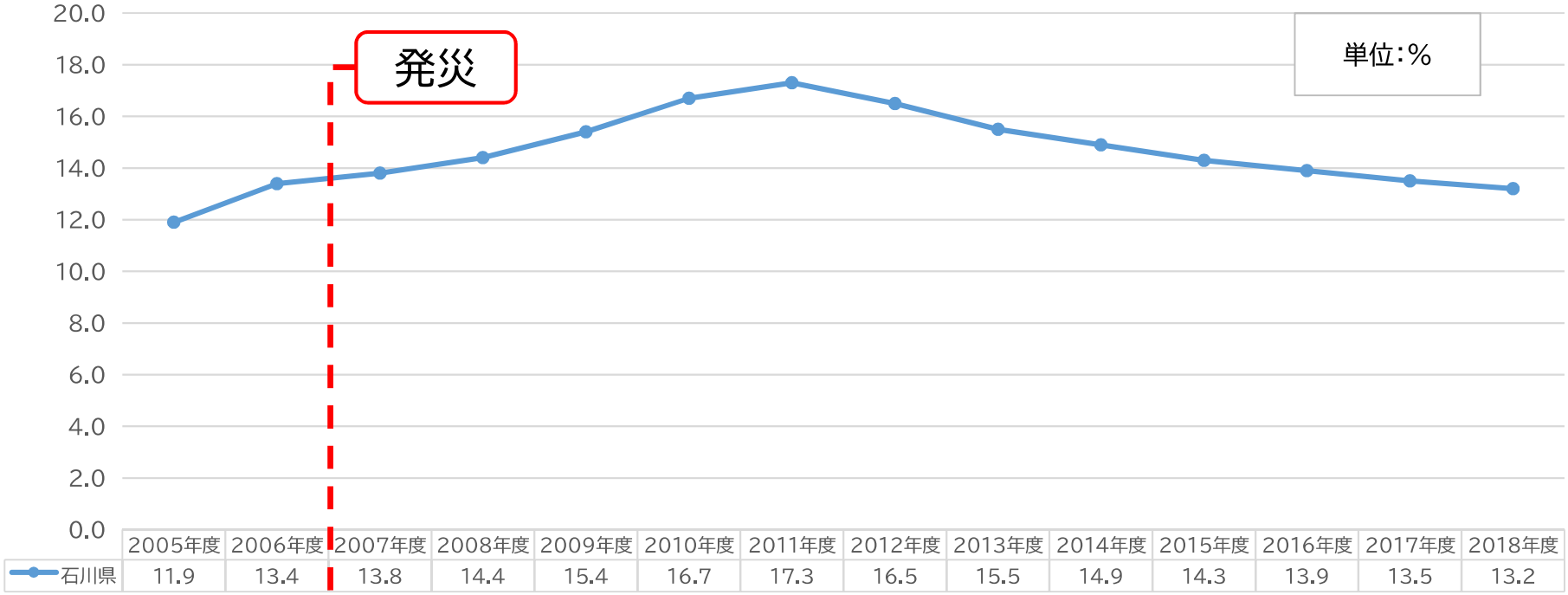
	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
単独災害	535.9	514.2	3,698.1	3,655.9	3,607.0	3,550.8	3,105.0	2,651.5	2,213.4	1,778.1	1,389.3	983.0	583.8	165.3
補助災害	9,984.2	10,794.9	13,250.1	13,306.8	12,363.6	11,174.3	9,648.6	8,359.8	7,104.0	5,979.4	5,299.7	4,809.5	4,717.1	4,891.0
計	10,520.1	11,309.1	16,948.2	16,962.7	15,970.6	14,725.1	12,753.6	11,011.3	9,317.4	7,757.5	6,689.0	5,792.5	5,300.9	5,056.3

団体の分析

・ 2007年3月に発生した能登半島地震直後の2007年度予算については、数次の補正予算により、被災した公共土木施設等の災害復旧の地方債(公共事業、公共災害、単独災害)が増加した

8

健全化判断比率（実質公債費比率）

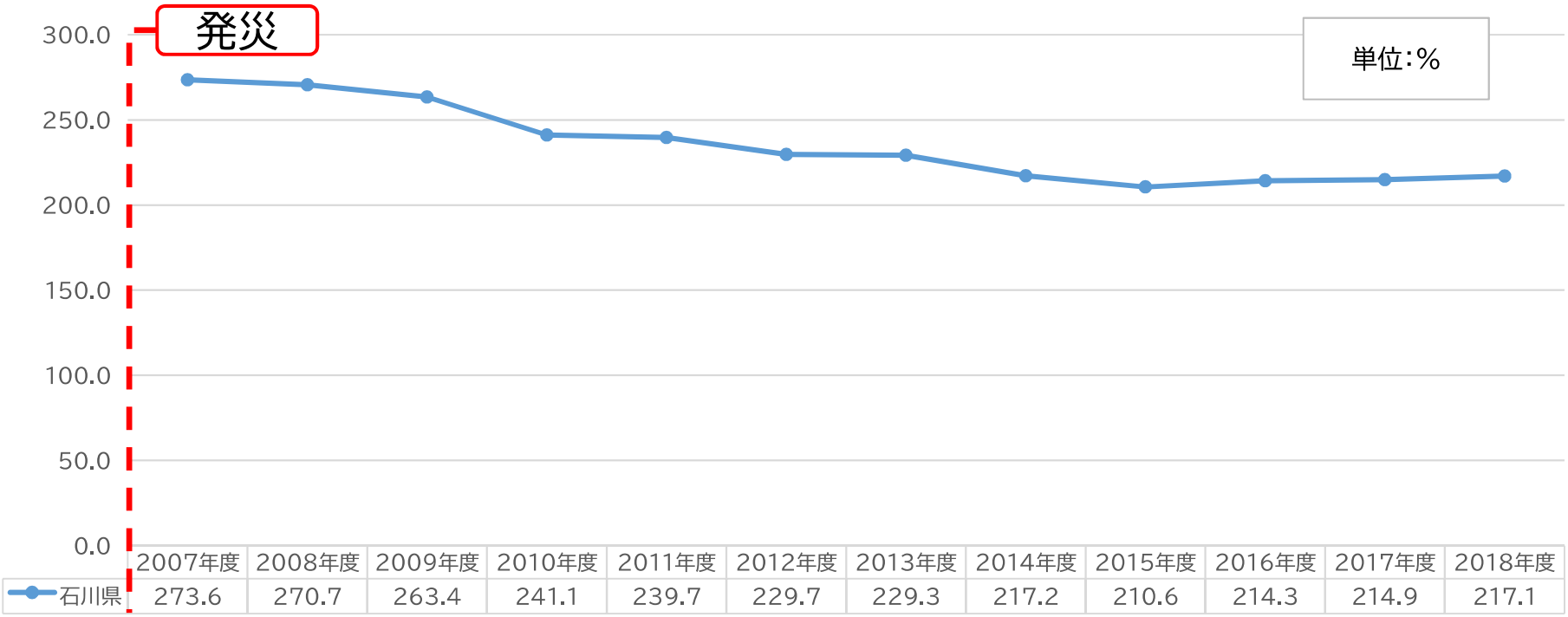


	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
石川県	11.9	13.4	13.8	14.4	15.4	16.7	17.3	16.5	15.5	14.9	14.3	13.9	13.5	13.2

団体の分析

・ 能登半島地震の影響による実質公債費比率の大幅な増減はなし
（2011年度決算まで実質公債費比率が上昇しているのは、実質公債費比率18%超えを回避するために繰上償還を実施したことによるもの）

健全化判断比率（将来負担比率）

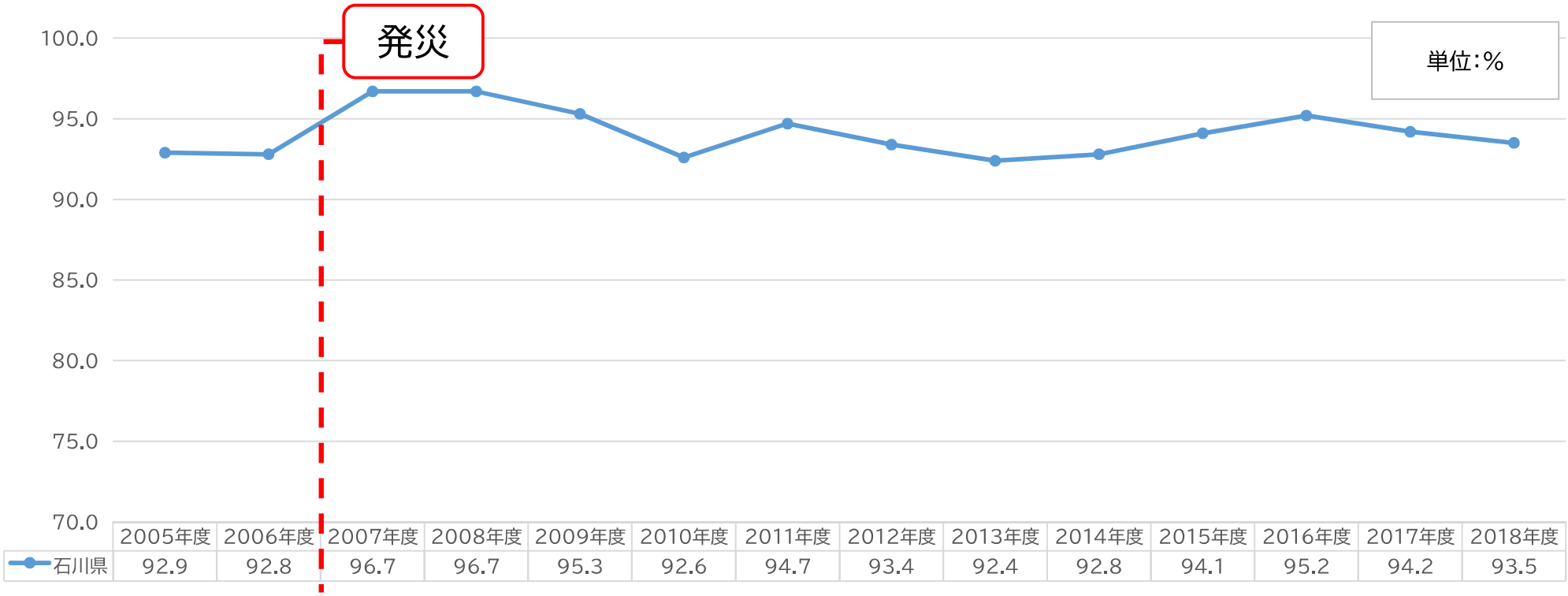


	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
石川県	273.6	270.7	263.4	241.1	239.7	229.7	229.3	217.2	210.6	214.3	214.9	217.1

団体の分析

・ 能登半島地震の影響による将来負担比率の大幅な増減はなし
（将来負担比率が年々減少しているのは、公債費の繰上償還等により、県債残高を抑制していることによるもの）

経常収支比率

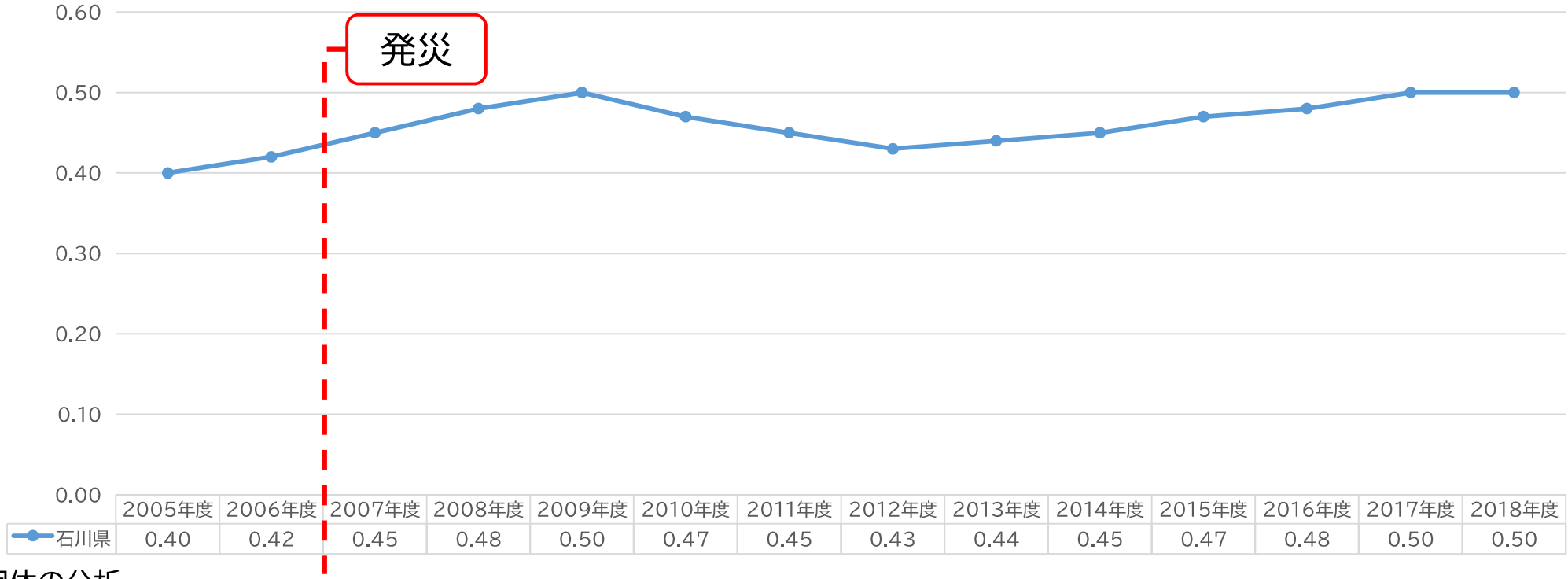


	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
石川県	92.9	92.8	96.7	96.7	95.3	92.6	94.7	93.4	92.4	92.8	94.1	95.2	94.2	93.5

団体の分析

・ 能登半島地震の影響による経常収支比率の大幅な増減はなし
（2007年度決算は、交付税の減や社会保障関係経費の増の影響によるもの）

財政力指数

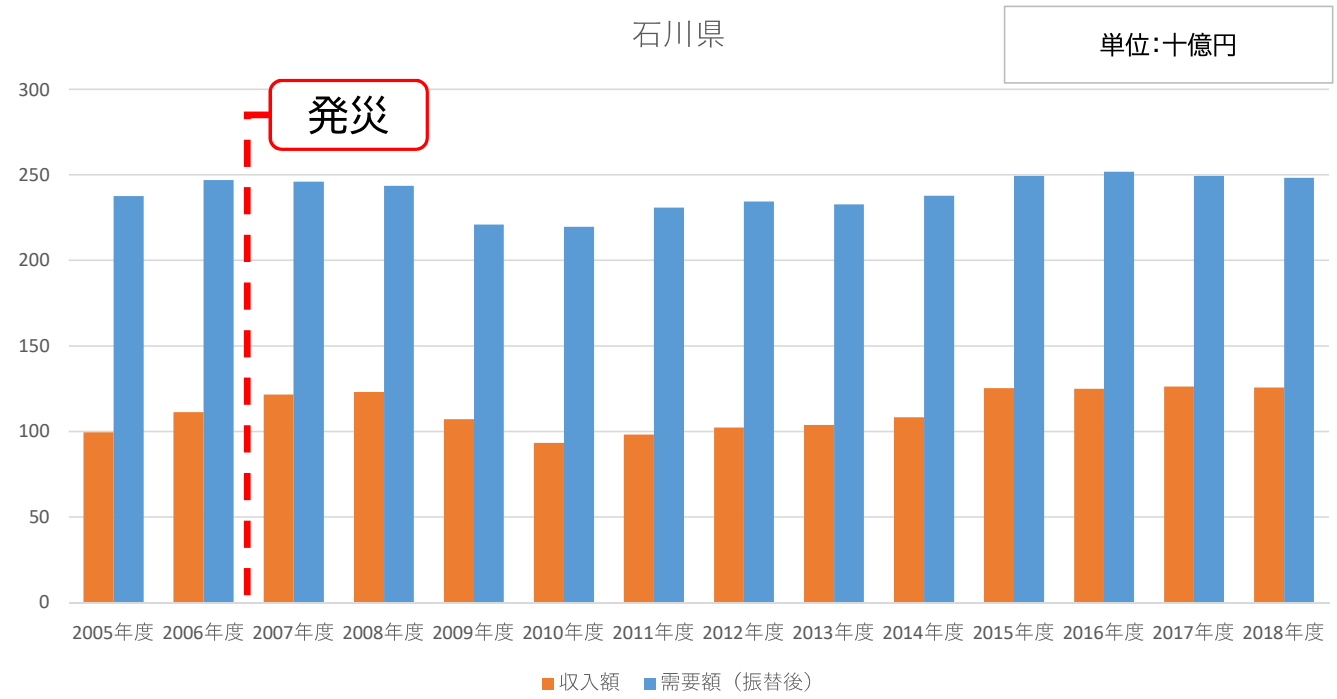


	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
石川県	0.40	0.42	0.45	0.48	0.50	0.47	0.45	0.43	0.44	0.45	0.47	0.48	0.50	0.50

団体の分析

- 能登半島地震の影響による財政力指数の大幅な増減はなし

基準財政需要・収入額①（臨時財政対策債への振替後（普通交付税の算定基礎））



（単位：十億円）

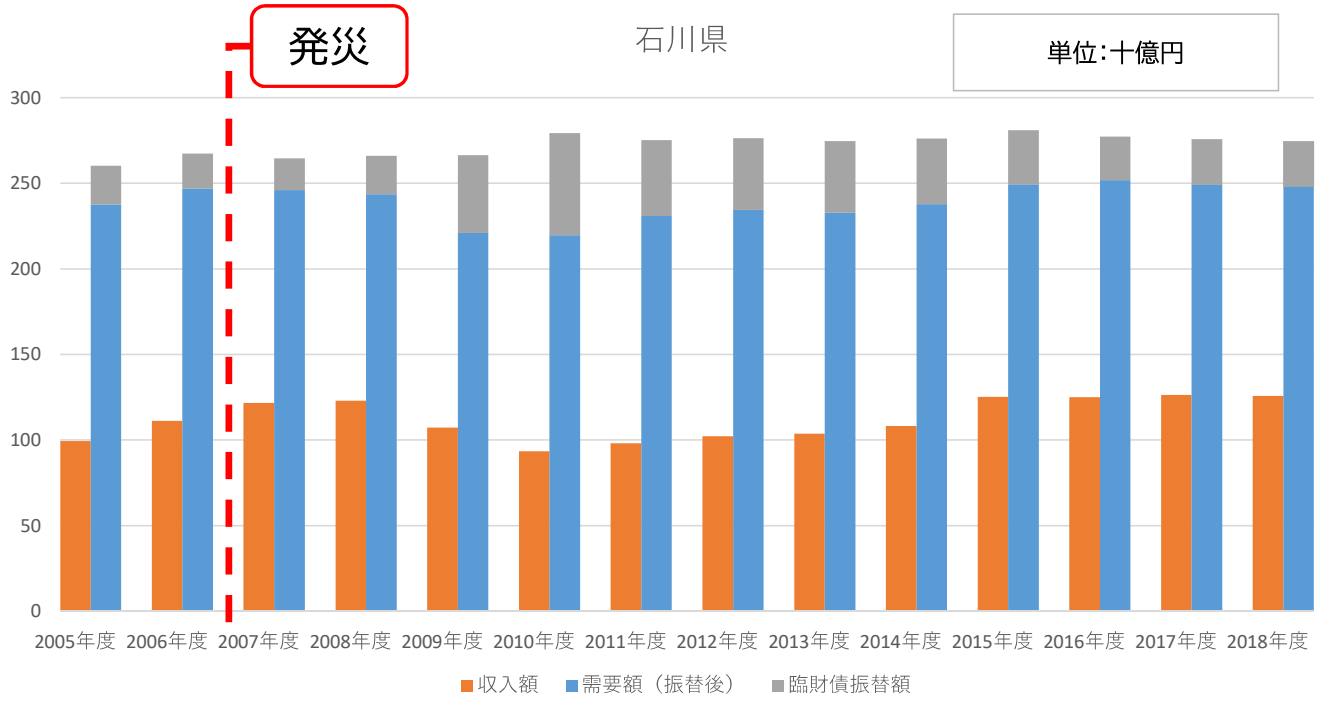
	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
収入額	99.5	111.3	121.7	123.1	107.2	93.5	98.2	102.3	103.8	108.3	125.3	125.1	126.3	125.8
需要額（振替後）	237.5	246.9	245.9	243.5	221.0	219.7	230.8	234.4	232.7	237.7	249.2	251.8	249.3	248.1

団体の分析

・ 能登半島地震の影響による基準財政需要・収入額の大幅な増減はなし

13

基準財政需要・収入額②（臨時財政対策債への振替前）



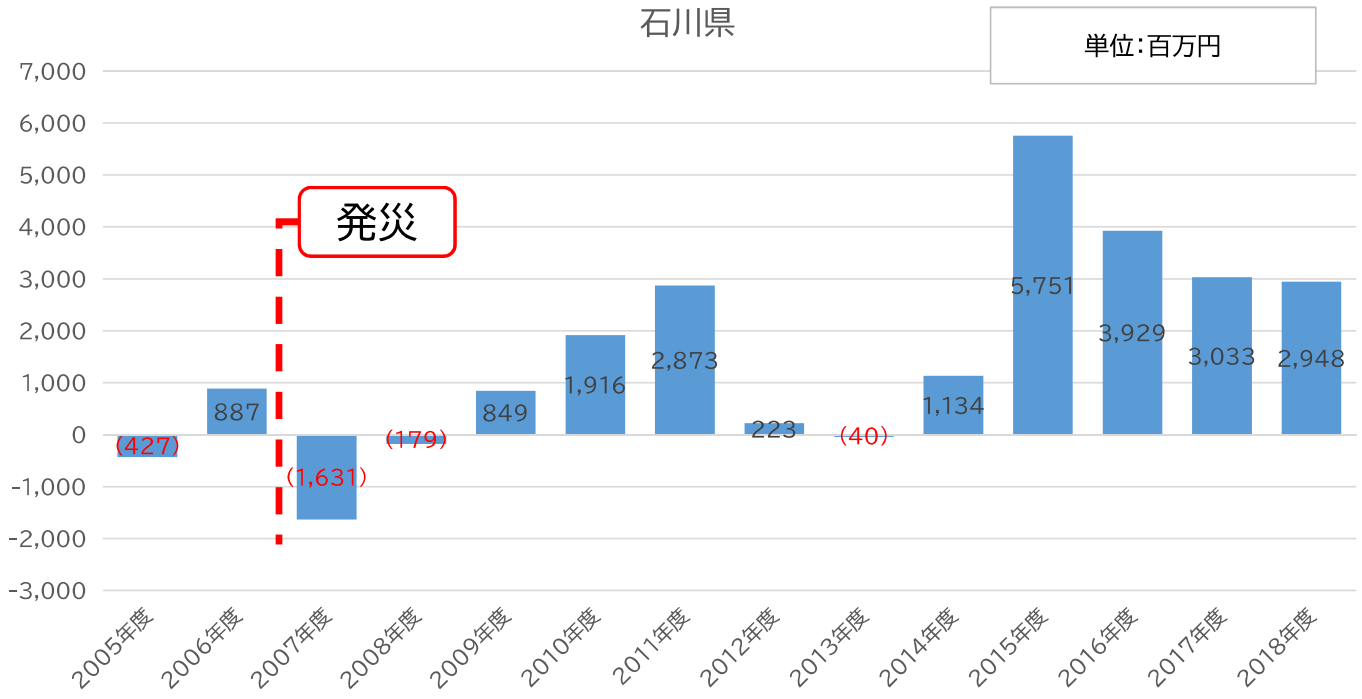
（単位：十億円）

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
収入額	99.5	111.3	121.7	123.1	107.2	93.5	98.2	102.3	103.8	108.3	125.3	125.1	126.3	125.8
需要額（振替後）	237.5	246.9	245.9	243.5	221.0	219.7	230.8	234.4	232.7	237.7	249.2	251.8	249.3	248.1
臨財債振替額	22.7	20.4	18.4	22.4	45.3	59.5	44.2	41.8	41.8	38.4	31.6	25.4	26.4	26.5

団体の分析

・ 能登半島地震の影響による基準財政需要・収入額の大幅な増減はなし

実質単年度収支



(単位:百万円)

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
実質単年度収支	-427.0	887.3	-1,631.0	-179.0	848.8	1,916.4	2,873.0	223.2	-40.0	1,134.4	5,750.6	3,929.2	3,033.3	2,947.6

団体の分析

・ 能登半島地震の影響による実質単年度収支の大幅な増減はなし
（2007年度決算は、2006年度決算における地方道路整備臨時交付金の繰越の取扱基準の変更によるもの）

団体名：石川県

【調査票②】

Ⅲ　復旧財源の確保に向けた様々な取組

災害発生からの貴団体の財源確保面での動きについて御回答ください。（回答枠は適宜広げてください。）
〔例〕　住民等からの要望、関係団体との協議、制度所管省庁への要望（予備費（国）の充当、国庫補助金、特別交付税、地方債、その他財政措置）　等

	発災から1年目	発災から2年目以降
対住民		
対各種団体		
対国・県等	3/27　国への要望① （現地：内閣府副大臣） 3/30　国への要望② （現地：国土交通大臣） 4/2　国への要望③ （現地：衆議院災害対策特別委員会） 4/3　国への要望④ （官邸：総理大臣） 4/11　国への要望⑤ （現地：総務省副大臣、消防庁長官） 4/12　国への要望⑥ （現地：農林水産副大臣）	

Ⅳ　中期的な財政収支見通しの策定・改定

大規模災害発生時及びその後における財政運営にあたり中期的な財政収支見通しを策定した場合、関係資料をご恵与いただくとともに、次の①から⑥までに掲げる事項の概要について御回答願います。

策定の有無		□有　→ ①以降へ ☑無　理由：（能登半島地震からの復旧・復興に要する事業費（災害復旧費）は大幅に増加したものの、国庫支出金や県債といった財源もしっかりと確保できたことから、「財政の中期見通し（H19～H23）」で試算した財政収支に大きな影響を与えることがなかったため）
①公表の有無		□有　方法：（　　） □無　理由：（　　）
②歳入・歳出の見積方法		（※計画に記載している場合は省略としてください。）
③見積困難な項目・理由（複数回答可）	項目	
	理由	
④見積と実績が乖離した項（複数回答可）	項目	
	理由	
⑤策定・改定の課題		
⑥特に意を用いた事項		

【調査票②】

Ⅴ　復興基金の設立状況等

次の①から④までに掲げる事項の概要について御回答願います。

①復興基金の設立状況	有	スキーム（基本的考え方、事業内容、基本財産・運用財産の原資等） ・ 石川県からの無利子貸付金を原資として能登半島地震復興基金（規模500億円）を設置し、運用益を活用　※指名債権譲渡方式 経緯（基金設立や対象事業の選定・拡充等の経緯） ・ 基金運用のための機関として、財団法人能登半島地震復興基金を設立（H19.8.20）　※石川県が基本財産3,000万円を出捐 ・ H19.8.20緊急に実施すべきものとして、「国補助の対象外となる被災農地等の復旧に対して助成する事業」や「住宅再建に向けた専門家派遣」、「将来のまちづくりに向けた活動に対して助成する事業」を創設。 その後、H19.10.2に住宅建設・補修への助成など19事業を、H20.3.19に地域資源を活用する取り組みへの助成など3事業を新たに追加。
	無	検討を行った場合には、その経緯
②義援金、寄付金等の状況	使途	被災者の生活再建
	理由等	住宅再建等への支援のため
③災害廃棄物処理対策に要した経費の状況	対象	対象となった廃棄物の内訳 各市町において、国の助成を活用しながら、災害廃棄物を処理。 県は、石川県災害廃棄物処理方針に基づき、被災市町の災害廃棄物処理計画の早期策定を支援するため、職員派遣などの技術支援を実施。
	対象外	対象とならなかった廃棄物の財源確保等
④ソフト事業の見通しとニーズの把握、交付の決定等の状況	事業概要	被災地や被災者のニーズを踏まえながら、早期の復旧・復興を図るため、能登半島地震復興プランを策定。 本プランに基づき、既存の制度に加え、新たに設置した能登半島地震復興基金も活用しながら様々な取り組みをきめ細かく実施することで、復旧・復興を進めた。
	事業費	
	ニーズ把握、交付決定の考え方等	

【調査票②】

Ⅵ　被災者支援のための住宅整備の取り組み状況とそれが及ぼす財政運営上の影響

住宅の供給・再建の取組の一環として公営住宅の供給等、行政による支援を行った場合、事業類型の別毎に次の①から③までに掲げる事項の概要について御回答願います。

①採用した手法	①　仮設住宅の設置 ②　自立再建への助成（被災者生活再建支援法に基づく国制度、県独自制度により支援）
②事業概要	①　10箇所334世帯分の仮設住宅を設置。 ②　自宅の自立再建を行う住民に対し1世帯あたり全壊世帯最大400万円、大規模半壊世帯最大200万円、半壊世帯最大200万円を給付。
③財政負担（ランニングコスト）	特になし

Ⅶ　大規模災害発生時及びその後における財政運営上の課題と対応

大規模災害発生時及びその後における①財政運営上の課題、②課題の解決に向けた対応策、③対応策の検討に際して中期的な財政収支見通しが果たした役割・果たせなかった役割について御回答願います。（なお、中期的な財政収支見通しを策定しなかった場合、③については回答不要です。）

回答欄（複数回答可）	
①財政運営上の課題	被災者の再建支援や農業等の産業復興支援、地域コミュニティ維持・再生のための施策について、国の支援制度がないものがあり、県の財政負担が大きかったこと
②課題解決に向けた対応策	復興基金の設置により対応
③中長期財政収支見通しの役割	

Ⅷ　国等に対して求められる支援

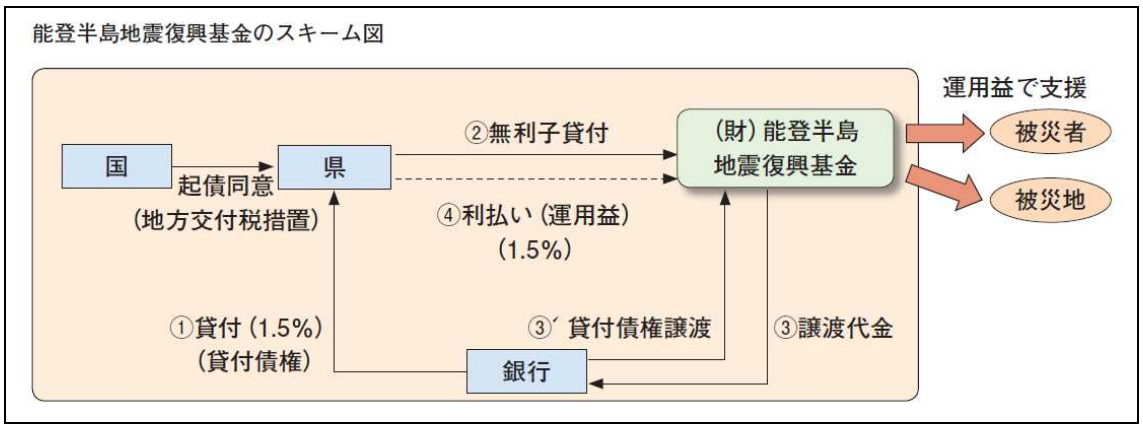
上記のような経験を踏まえ、大規模災害発生時及びその後の財政運営について国や県（市町村の場合）、地方公共団体金融機構に対する御意見等があれば、御回答願います。

御意見等
被災者の生活再建支援については、被災者生活再建支援法による国制度があったが、被災者の生活再建には、不十分な制度であった。このため、県独自で制度を創設し、使途制限や年齢・収入要件を設けず、また、国の支援対象外となる半壊世帯等への支援を実施した。 平成19年当時、国に対して、被災者生活再建支援法による国制度を実効性のあるものにするよう要望したところ、使途の制限や年齢・年収要件が撤廃され、使い勝手のよい制度となったものの、未だ半壊世帯への支給対象拡大が認められていない。 近年、全国各地で大規模災害が発生しており、できるだけ早く制度の見直しが必要である。

（4）復興基金の設置

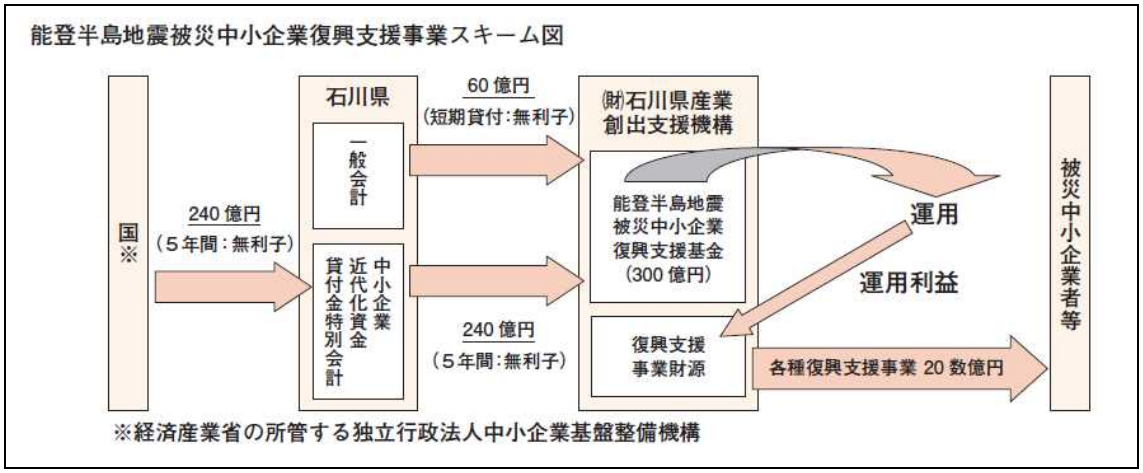
能登半島地震においては、「能登半島地震復興基金」（500 億円）と「能登半島地震被災中小企業復興支援基金」（300 億円）の２つの基金が設置された。

能登半島地震復興基金は、県が基本財産（3,000 万円）を出捐して「財団法人能登半島地震復興基金」を設立し、県からの無利子貸付金を原資に設立したものである。事業の内容は大きく３つあり、①被災者の住宅及び生活の再建等を支援する 13 事業、②被災地域の農業等の産業復興を支援する 7 事業、③被災地域の振興及びコミュニティの維持・再生を支援する 5 事業の計 25 事業である。



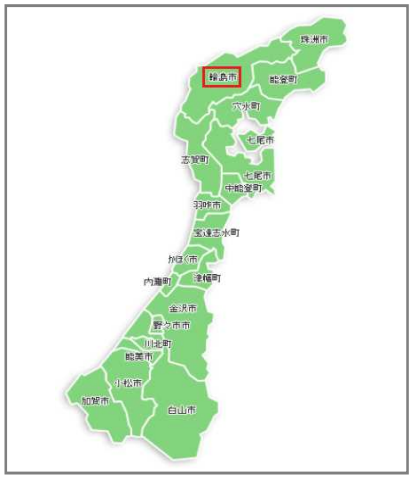
（出典）「平成 19 年能登半島地震災害記録誌」（石川県）

能登半島地震被災中小企業復興支援基金は、総額 300 億円（県 60 億円、国 240 億円）の資金を、財団法人石川県産業創出支援機構に貸付けて設置された。この基金運用益によって、支援事業の財源を確保するスキームであり、５年間設置された。事業の内容は大きく４つあり、①地場産業である輪島塗、酒造業、商店街を対象とした施設・設備復旧費助成等、②激甚指定地域の建物が全半壊した企業が政府系金融機関等から借り入れする際の利息（5 年間）・保証料助成等、③被災企業の販路開拓への助成、④風評被害払拭・誘客促進観光キャンペーン事業への助成であった。



4 石川県輪島市に関する事例調査

(1) 団体概要

人口等	人口 34,062 人、世帯数 13,232 世帯（平成 19 年３月１日時点） 高齢化率 35.0%（門前地区 47.1%、輪島地区 31.4%）（発災前時点（平成 17 年国勢調査））[10]
地理	能登半島の北西部に位置し、東部に連なる 300～500m 級の山々を源とする小河川が形成する沖積平野に市街地・農耕地が開けている。海岸線が優れた自然景観から能登半島国定公園に指定されている。 （右図の出典：地方公共団体情報システム機構「全国自治体マップ検索」（https://www.j-lis.go.jp/spd/map-search/cms_1069.html）） 

平成 18 年２月１日に、門前町と輪島市は合併しており、合併から１年後に地震が発生した。

(2) 被害の状況

前述の通り、輪島市は住家被害が 11,587 棟と被害が大きく、県内の約４割を占める。このうち全壊は 513 棟に上る。また、特徴的な被害として、商工業関係の被害（漆器産業、酒造業、商店街）が上げられる。加えて、曹洞宗總持寺の門前町として栄えた地域であったため、観光業への影響も大きく、風評被害も生じた。

〔人的被害・住家被害（平成 21 年３月３日時点）〕

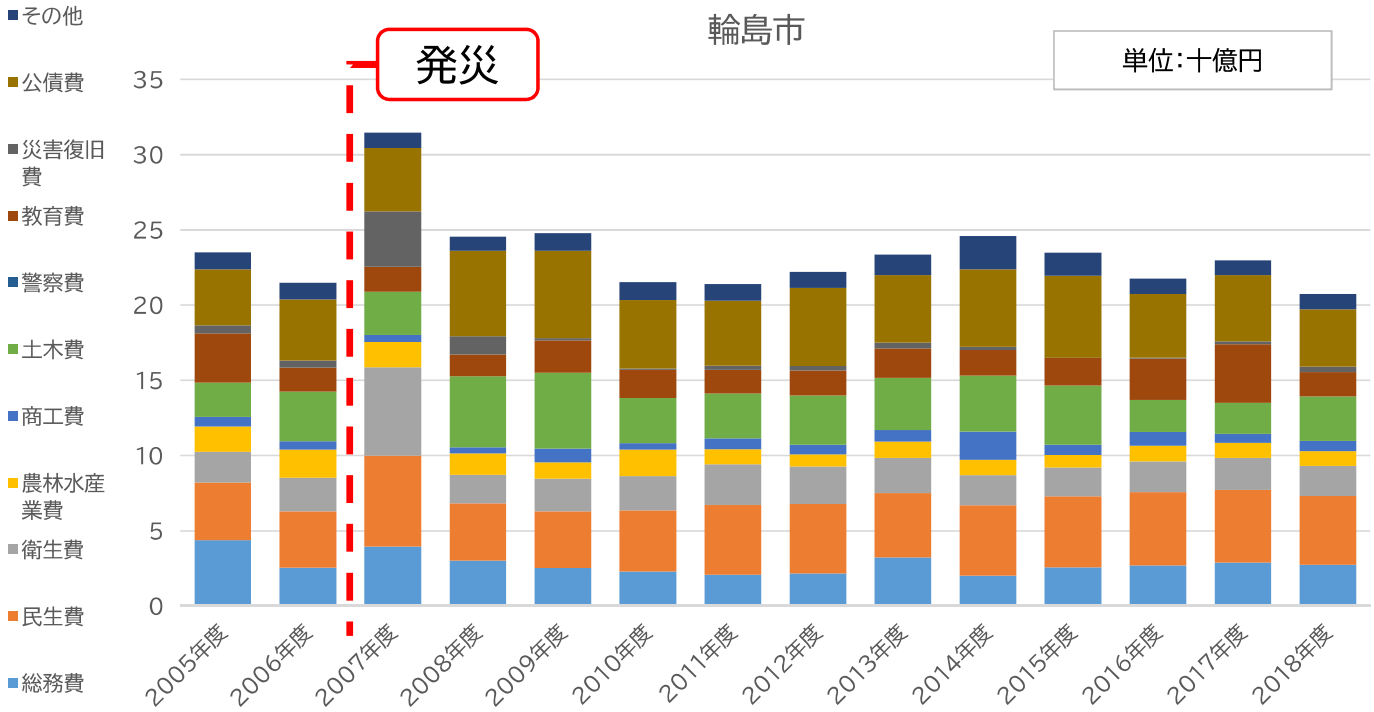
人的被害（人）			住家被害（棟）			非住家被害（棟）
死者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部損壊	
1	46	69	513	1,086	9,988	2,899

（出典）「平成 19 年能登半島地震災害記録誌」（石川県）

(3) 決算額等の推移　（※次頁以降、ヒアリングの調査票を記載する。）

[10] 令和３年１月１日現在、人口 25,637 人、世帯数 12,245 世帯。

目的別歳出



(単位:百万円)

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
総務費	4,374.8	2,551.6	3,958.3	3,040.6	2,540.4	2,282.8	2,095.1	2,172.1	3,233.9	2,041.6	2,571.8	2,706.8	2,899.3	2,743.9
民生費	3,840.4	3,740.2	6,032.5	3,781.4	3,763.0	4,077.4	4,611.8	4,610.9	4,279.4	4,653.2	4,711.8	4,858.7	4,815.2	4,584.7
衛生費	2,024.3	2,229.9	5,876.6	1,889.4	2,160.9	2,277.9	2,703.0	2,477.2	2,344.0	1,993.7	1,937.2	2,046.0	2,118.6	1,986.0
農林水産業費	1,684.2	1,867.2	1,698.7	1,419.2	1,089.6	1,766.8	1,028.6	827.5	1,070.9	1,044.3	825.3	1,036.2	1,012.3	971.3
商工費	659.9	567.3	452.7	421.1	914.3	411.6	700.8	620.5	770.1	1,868.0	691.3	936.3	604.0	682.9
土木費	2,268.3	3,290.6	2,870.0	4,721.6	5,033.3	3,011.9	3,003.8	3,285.2	3,475.8	3,710.4	3,905.9	2,128.7	2,063.6	2,957.1
教育費	3,279.2	1,612.1	1,665.9	1,446.2	2,140.7	1,870.8	1,564.5	1,659.8	1,951.3	1,703.0	1,850.7	2,730.5	3,877.8	1,622.0
災害復旧費	513.0	450.1	3,680.2	1,198.8	159.2	77.8	283.2	300.7	370.0	209.5	8.3	53.6	202.1	370.6
公債費	3,716.1	4,067.8	4,205.3	5,686.8	5,802.5	4,558.6	4,312.9	5,194.6	4,510.5	5,155.8	5,435.9	4,244.9	4,409.8	3,808.9
その他	1,131.2	1,100.4	1,011.5	947.6	1,169.5	1,184.7	1,103.0	1,051.6	1,334.4	2,213.9	1,540.2	1,010.5	984.1	1,021.0
計	23,491.4	21,477.2	31,451.7	24,552.7	24,773.4	21,520.3	21,406.7	22,200.1	23,340.3	24,593.4	23,478.4	21,752.2	22,986.8	20,748.4

団体の分析

(能登半島地震は輪島市と門前町の合併(2006年2月1日)から約1年経過後の2007年3月25日に発生。)

能登半島地震に関する復旧費用については、2007年度から2008年度にかけて100億円を超える費用を要した。その大半は2007年度に生じたものであるが、最長2019年度の決算額にまで影響を与えている。

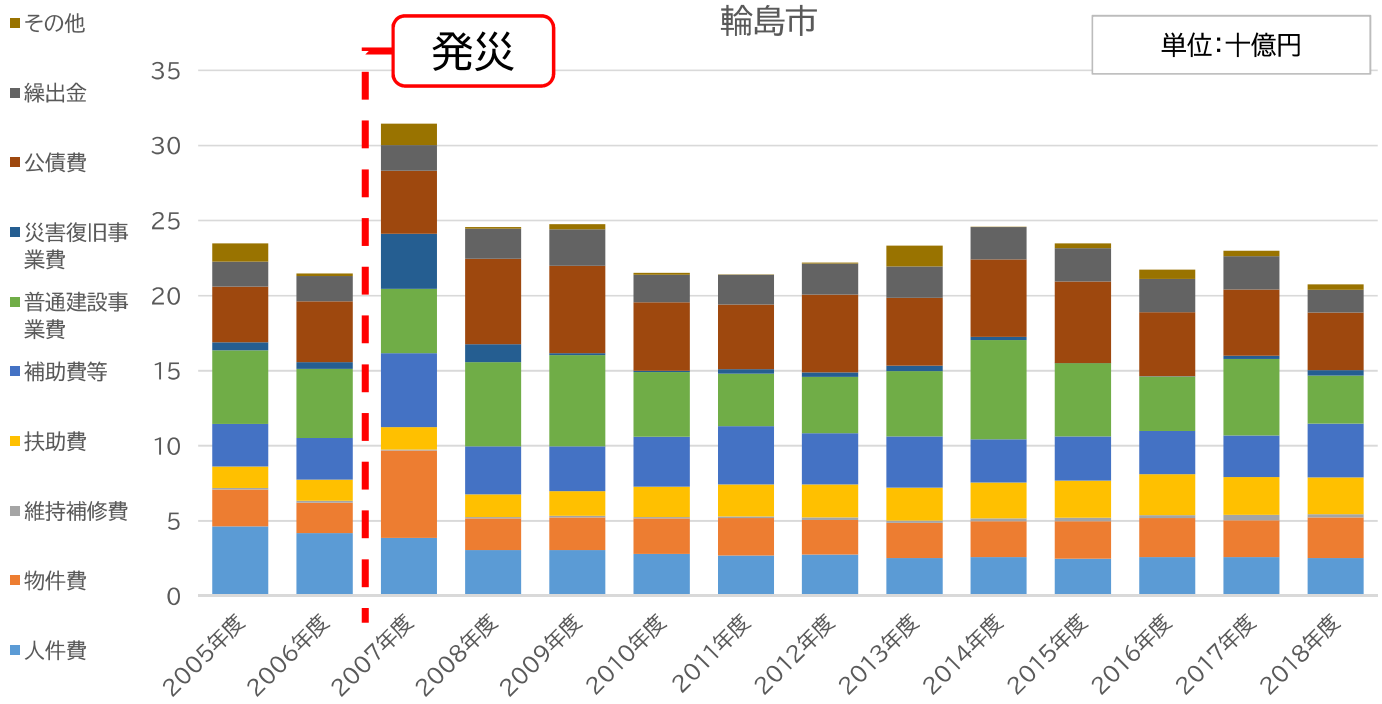
目的別歳出決算額の推移を見ると、地震関係経費として2007年度の民生費、衛生費及び災害復旧費が突出していることが分かる。

主な内訳としては、災害復旧費48.8億円(2007及び2008の2か年)、災害廃棄物処理費40.3億円(決算統計のルールにより民生費10.5億円、衛生費29.8億円に分類)や被災者生活再建支援費10.9億円(民生費)である。

後年度に影響を及ぼす費用としては、災害復旧費に伴う地方債7.4億円※(償還期間10年(据置2年)、11年(据置1年))の元利償還金があり、2010年度以降、平均9,000万円／年が生じた。

※ 災害復旧事業債4.9億円と県貸付金2.5億円

性質別歳出



(単位:百万円)

単位:百万円	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
人件費	4,651.0	4,204.0	3,865.3	3,081.8	3,052.8	2,813.4	2,698.8	2,758.1	2,545.2	2,602.3	2,493.4	2,594.0	2,596.0	2,536.8
物件費	2,449.4	2,021.6	5,820.4	2,096.2	2,193.5	2,350.6	2,489.7	2,314.4	2,321.7	2,378.7	2,494.4	2,593.5	2,443.4	2,701.5
維持補修費	114.6	104.3	57.5	84.3	111.2	100.7	104.9	178.8	151.0	183.5	244.4	206.4	370.9	204.1
扶助費	1,403.9	1,417.5	1,507.0	1,514.6	1,638.5	2,015.3	2,138.6	2,181.9	2,217.5	2,396.2	2,467.0	2,724.7	2,520.4	2,478.9
補助費等	2,832.6	2,785.0	4,925.3	3,201.2	2,982.0	3,313.2	3,881.6	3,416.3	3,412.1	2,883.6	2,939.8	2,878.5	2,756.8	3,560.0
普通建設事業費	4,914.2	4,585.7	4,264.3	5,596.4	6,047.1	4,324.0	3,505.7	3,730.2	4,326.2	6,599.0	4,870.2	3,601.8	5,105.1	3,207.1
災害復旧事業費	513.0	450.1	3,680.2	1,198.8	159.2	77.8	283.2	300.7	370.0	209.5	8.3	53.6	202.1	370.6
公債費	3,716.1	4,067.8	4,205.3	5,686.8	5,802.5	4,558.6	4,312.9	5,194.6	4,510.5	5,155.8	5,435.9	4,244.9	4,409.8	3,808.9
繰出金	1,661.0	1,685.3	1,695.2	1,990.8	2,419.3	1,843.5	1,970.4	2,061.6	2,099.8	2,160.3	2,210.2	2,207.2	2,238.0	1,521.1
その他	1,235.5	156.0	1,431.2	101.7	367.3	123.4	20.9	63.4	1,386.6	24.3	314.7	647.5	344.2	359.3
計	23,491.3	21,477.3	31,451.7	24,552.6	24,773.4	21,520.5	21,406.7	22,200.0	23,340.6	24,593.2	23,478.3	21,752.1	22,986.7	20,748.3

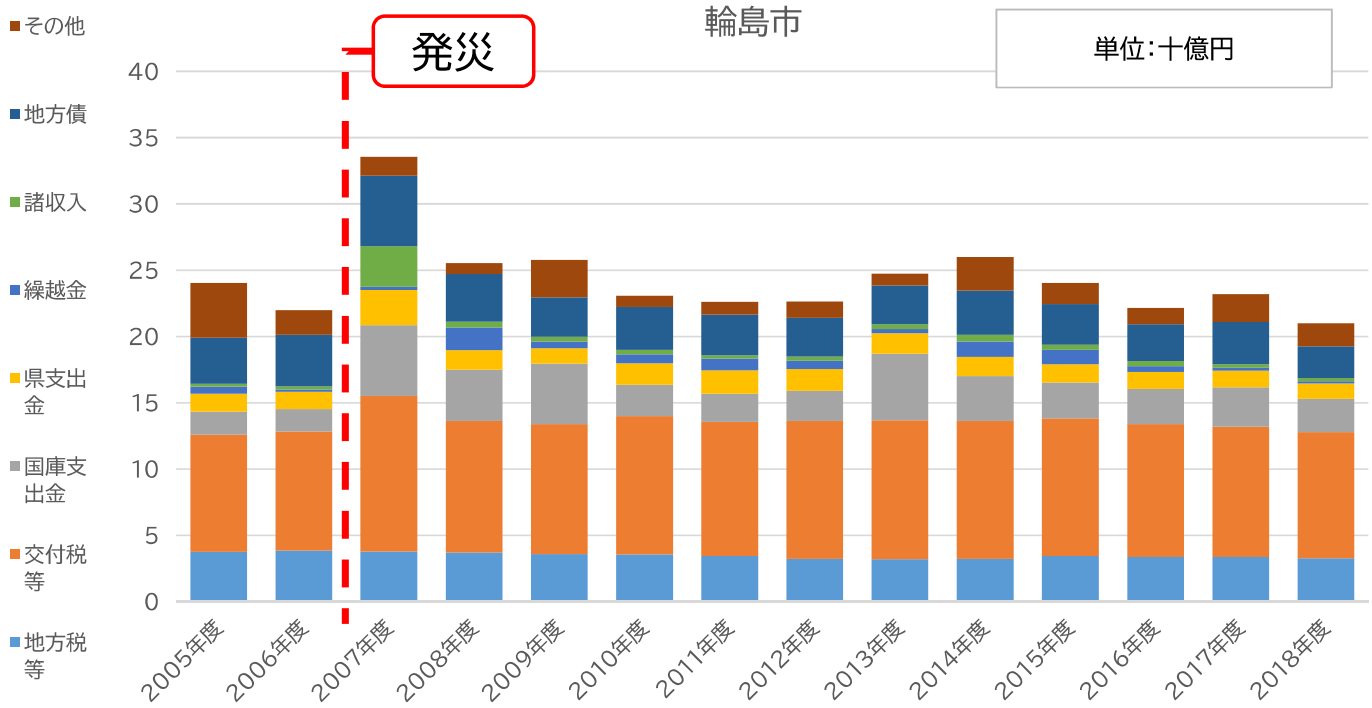
団体の分析

性質別歳出の決算額の推移を見ると、地震発生に伴う災害復旧事業費の増は必然であるが、その他に物件費、補助費の伸びが大きくなっている。(2007年度)

目的別歳出に記載済であるが、災害廃棄物処理費40.3億円については人件費(1億円)と物件費(39.3億円)に、被災者生活再建支援(10.9億円)は全額補助費に分類される。

災害復旧事業費及び公債費については、目的別歳出と同額で分類されている。

歳入の内訳



(単位:百万円)

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
地方税等	3,761.2	3,827.4	3,773.0	3,694.8	3,576.4	3,534.0	3,436.0	3,227.5	3,190.2	3,229.7	3,434.2	3,349.1	3,353.8	3,277.4
交付税等	8,819.5	8,998.9	11,726.4	9,926.9	9,807.4	10,448.9	10,107.4	10,408.3	10,485.9	10,388.4	10,373.2	10,029.8	9,835.9	9,498.7
国庫支出金	1,745.3	1,683.4	5,334.2	3,879.3	4,567.2	2,385.9	2,140.9	2,265.1	5,014.3	3,400.4	2,715.7	2,663.1	2,979.8	2,503.6
県支出金	1,369.2	1,326.8	2,671.0	1,456.7	1,155.2	1,614.2	1,752.9	1,639.5	1,553.9	1,435.2	1,365.4	1,282.8	1,241.3	1,158.6
繰越金	514.9	161.3	228.7	1,706.4	516.7	663.9	903.3	629.8	323.3	1,170.9	1,099.6	437.2	234.7	177.6
諸収入	220.4	236.2	3,077.7	450.2	357.9	346.3	245.1	303.2	344.9	494.5	372.0	378.7	253.7	255.8
地方債	3,475.4	3,885.6	5,314.2	3,579.9	2,954.4	3,229.5	3,048.4	2,935.7	2,934.3	3,332.4	3,073.8	2,780.2	3,180.5	2,395.8
その他	4,131.0	1,876.6	1,423.1	836.2	2,842.6	845.8	991.7	1,242.5	901.9	2,527.1	1,595.6	1,238.2	2,116.3	1,745.4
計	24,036.9	21,996.2	33,548.3	25,530.4	25,777.8	23,068.5	22,625.7	22,651.6	24,748.7	25,978.6	24,029.5	22,159.1	23,196.0	21,012.9

団体の分析

地震発生に伴い大幅な需要増となったが、その主な財源は、交付税(特別交付税)、国庫支出金、県支出金及び諸収入である。

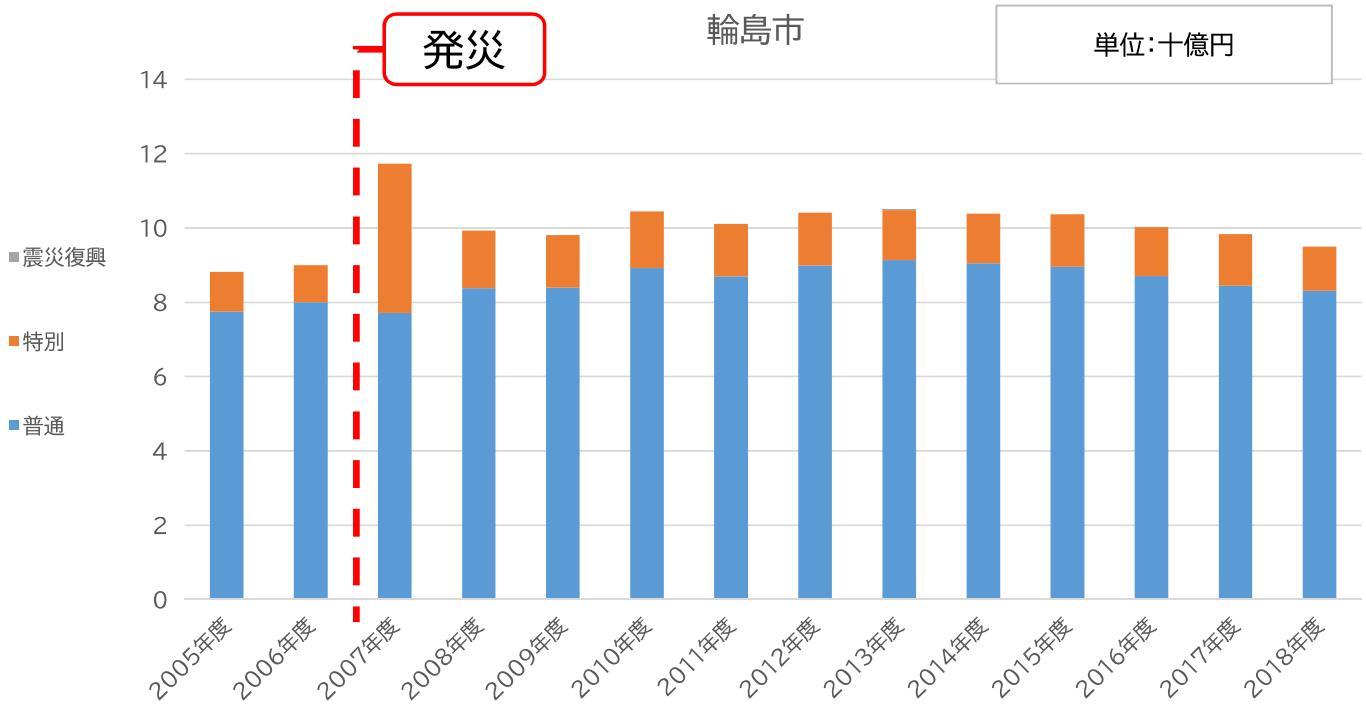
特別交付税は災害発生による財政需要の増及び財政収入の減などにより、前年度比約30億円の増となった。(災害廃棄物処理事業費のルール分及び特殊事情分の増と推測している。)

国庫支出金については、補助災害復旧費44.4億円(2007:33億円、2008:11.4億円)に対する国庫負担金等30.4億円(うち2007:21.6億円)や災害廃棄物処理事業費40.3億円に対する国庫補助金12.6億円などによる増。

県支出金については、上記補助災害復旧費7.8億円(うち、2007:6億円)、災害救助費補助金4.4億円や被災者生活再建支援補助金5.7億円による増。

諸収入については、旧門前町のごみ処理(焼却・埋立)を一部事務組合で実施していたため、一部事務組合から輪島市への委託費24.3億円が含まれている。(旧輪島市は直営)

交付税の内訳



(単位:百万円)

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
普通	7,752.0	7,998.5	7,721.2	8,379.1	8,390.6	8,922.0	8,693.1	8,992.5	9,132.9	9,053.8	8,959.4	8,708.2	8,447.2	8,312.1
特別	1,067.5	1,000.4	4,005.3	1,547.8	1,416.8	1,526.9	1,414.3	1,415.8	1,345.5	1,334.6	1,413.8	1,321.6	1,388.7	1,186.6
震災復興	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	7.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	8,819.5	8,998.9	11,726.5	9,926.9	9,807.4	10,448.9	10,107.4	10,408.3	10,485.9	10,388.4	10,373.2	10,029.8	9,835.9	9,498.7

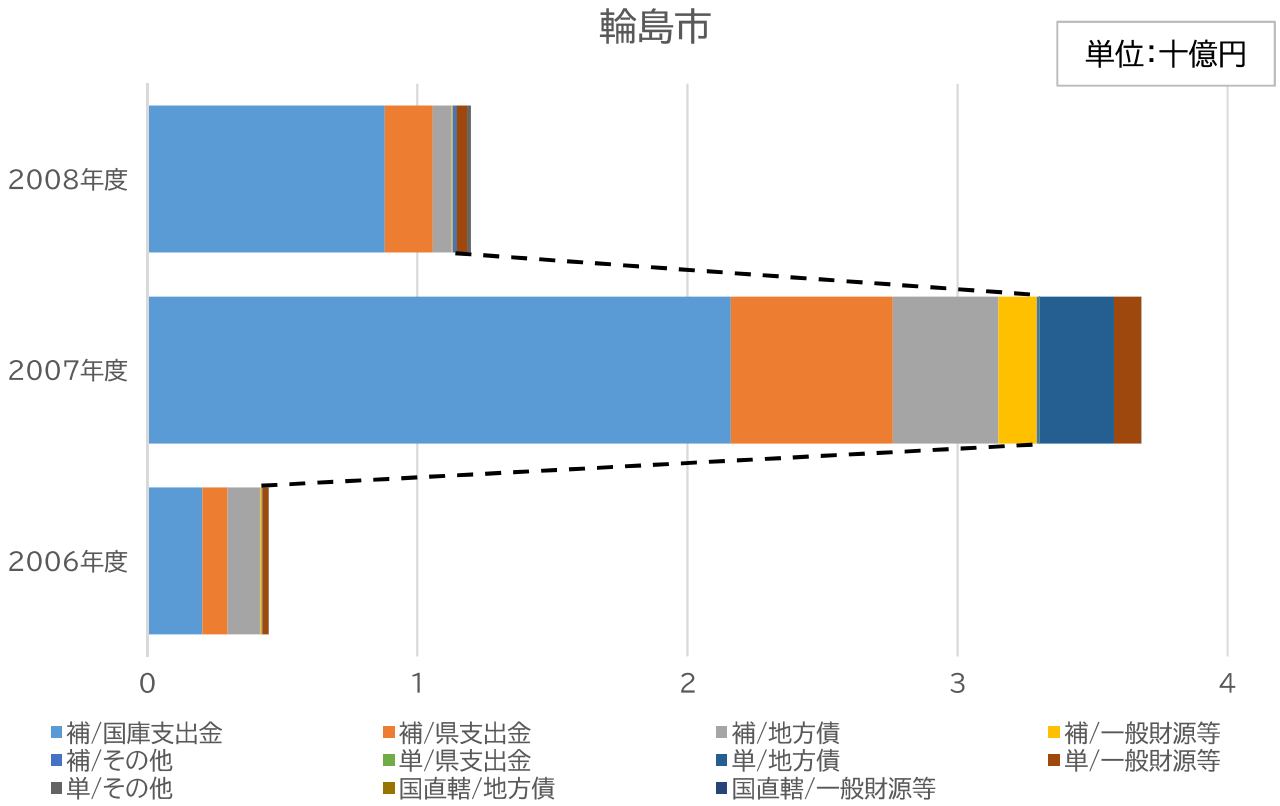
団体の分析

地方交付税については、地震発生に伴い大幅な財政需要増となったことから、2007年度の特別交付税は前年度比30億円の増となった。この30億円の交付がなければ、より苦しい財政事情になっていたと思われる。

一方、普通交付税については、2007年度から2009年度までに発行した災害復旧事業債の元利償還金が公債費方式により基準財政需要額に算入されるが、発行額が最も多かった2007年においても、元利償還金額全体の2%程度(通常年度との比較)しかないため、特段影響を与えていない。

【参考:普通交付税】
輪島市では、2005年度から2015年度にわたり、市町村合併による地方交付税算定の特例(合併算定替)により、一定程度は確保されていたが、2016年度より2020年度にかけて段階的に縮減され、2021年度からは特例による加算が廃止。
2017年度からは、地方交付税額が100億円を下回り、実質単年度収支も大幅に減少している。(実質単年度収支参照)

災害復旧費の財源内訳



(単位:百万円)

	補/国庫支出金	補/県支出金	補/地方債	補/一般財源等	補/その他	単/県支出金	単/地方債	単/一般財源等	単/その他	国直轄/地方債	国直轄/一般財源等
2008年度	880.3	177.1	69.9	3.1	10.0	0.0	6.1	38.2	14.1	1,169.0	19.9
2007年度	2,161.3	599.6	390.4	142.6	10.5	0.4	274.5	101.0	0.0	502.0	14.1
2006年度	204.1	93.6	119.5	6.0	1.7	0.0	2.7	22.5	0.1	65.0	7.3
計	3,245.7	870.3	579.8	151.7	22.2	0.4	283.3	161.7	14.2	1,736.0	41.3

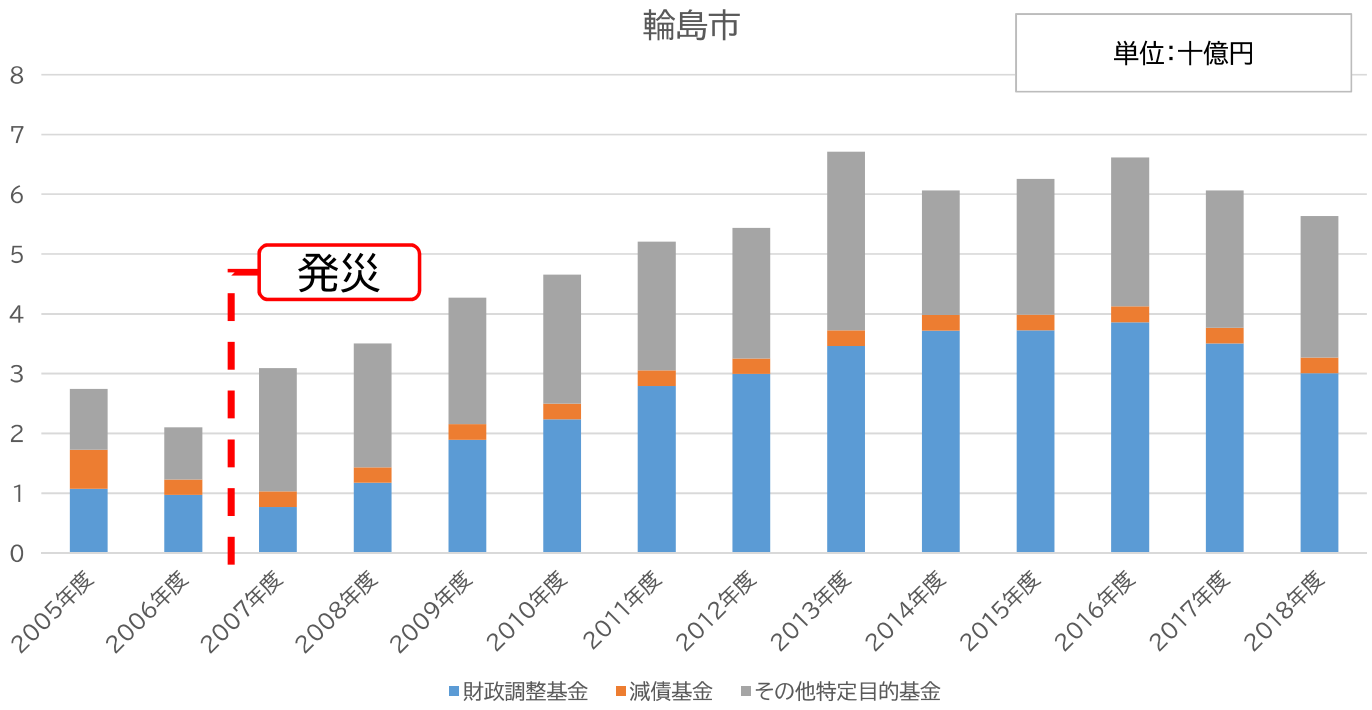
団体の分析

2006年度から2008年度の災害復旧費の大半は能登半島地震に関するものである。
(2006年度のみ、通常災害(能登半島地震以外の災害))

能登半島地震については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、平成19年4月25日に激甚災害として政令により指定され、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げ等の特別な財政支援を受けて、国庫支出金及び県支出金の補助率が高くなっている。

しかし、決算額を見てみると、2007年度の補助災害復旧事業の一般財源が大きくなっている。これは国庫支出金等の当該年度における交付額の不足(補助金不足)による一般財源の立替によるものである。(繰越年度において精算)

基金の状況



（単位:百万円）

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
財調	1,073.1	970.1	771.9	1,173.0	1,894.4	2,236.5	2,790.4	2,994.6	3,464.5	3,718.8	3,725.2	3,859.9	3,504.2	3,007.8
減債	657.4	258.1	258.9	259.1	259.4	259.7	260.0	260.4	260.7	261.0	261.4	261.7	262.0	262.3
その他特目	1,012.1	875.9	2,057.4	2,071.8	2,115.2	2,159.9	2,153.3	2,183.2	2,988.7	2,088.6	2,269.5	2,494.4	2,294.8	2,362.9
計	2,742.6	2,104.1	3,088.2	3,503.9	4,269.0	4,656.1	5,203.7	5,438.2	6,713.9	6,068.4	6,256.1	6,616.0	6,061.0	5,633.0

団体の分析

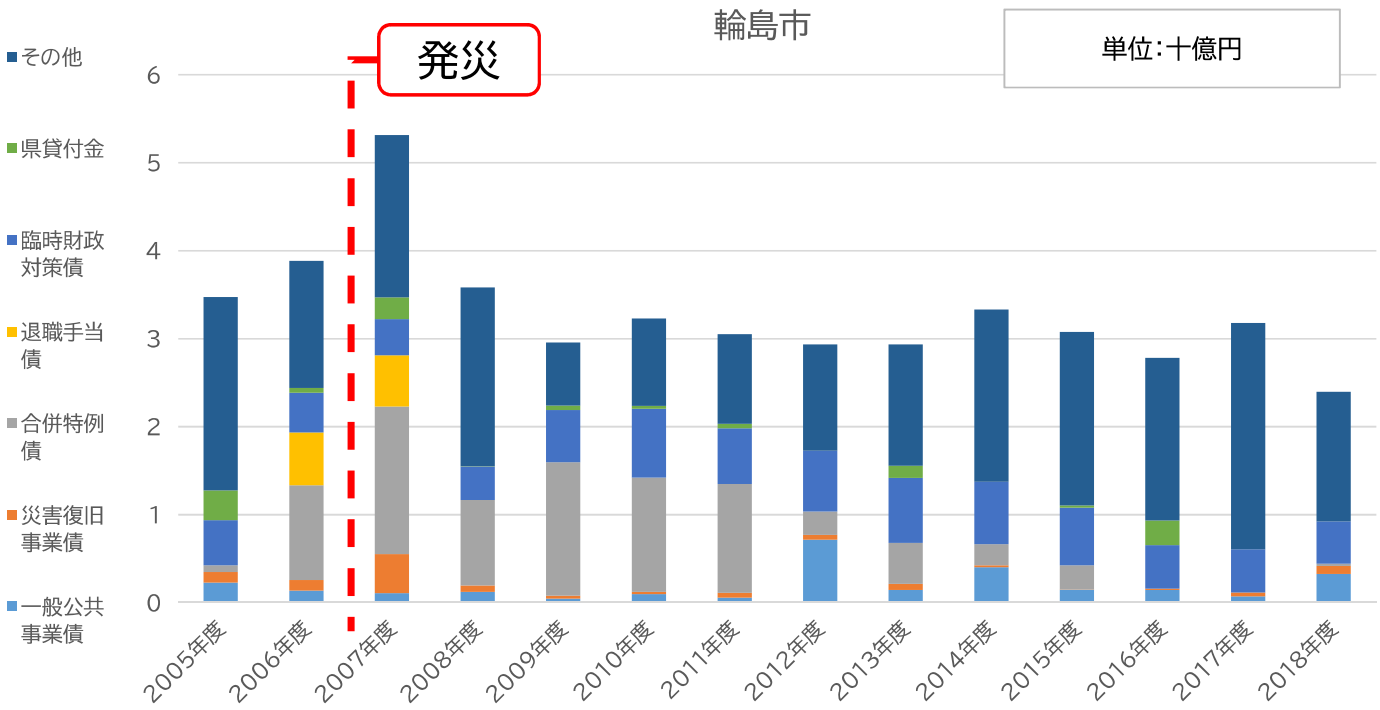
財政調整基金については、地震の影響を最も大きく受けた2007年度末には基金残高が8億円を下回ったものの、行財政改革（輪島市集中改革プラン：第1次 2006～2009、第2次 2010～2013）の実施による、職員数の適正化、市債残高逓減による財政の健全化や指定管理者制度による民間活力の導入などに伴い、2016年度までは増加傾向にあった。

しかし、普通交付税算定において、合併による特例措置（合併算定替）の縮小による歳入減などにより2017、2018年度の2ヵ年で基金残高が約8.5億円減少。

その他特定目的基金については、2007年度に合併特例債を原資とする基金（まちづくり事業基金　12.8億円）を造成したため大幅増。2013年度から2014年度にかけての9億円前後の増減は、地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）により造成した基金の積立て・取崩しによるもの。

※　減債基金については、2005年度を最後に運用利子の受け取りのみ。

地方債発行額



(単位:百万円)

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
一般公共事業債	224.8	136.6	105.9	121.4	44.3	97.5	55.0	716.1	145.1	404.2	144.8	144.1	69.8	329.0
災害復旧事業債	122.0	122.2	445.1	71.7	32.5	24.5	56.4	53.1	69.4	22.5	0.7	16.5	44.7	86.1
退職手当債	0.0	600.0	584.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
臨時財政対策債	516.0	449.8	408.0	382.2	593.2	783.4	634.7	689.3	739.0	706.9	651.6	493.0	491.4	482.7
その他	2,197.7	1,446.7	1,846.9	2,027.8	715.3	994.1	1,017.2	1,210.6	1,377.9	1,961.5	1,969.0	1,846.6	2,574.6	1,472.1
計	3,475.4	3,885.6	5,314.2	3,579.9	2,954.4	3,229.5	3,048.4	2,935.7	2,934.3	3,332.4	3,073.8	2,780.2	3,180.5	2,395.8

団体の分析

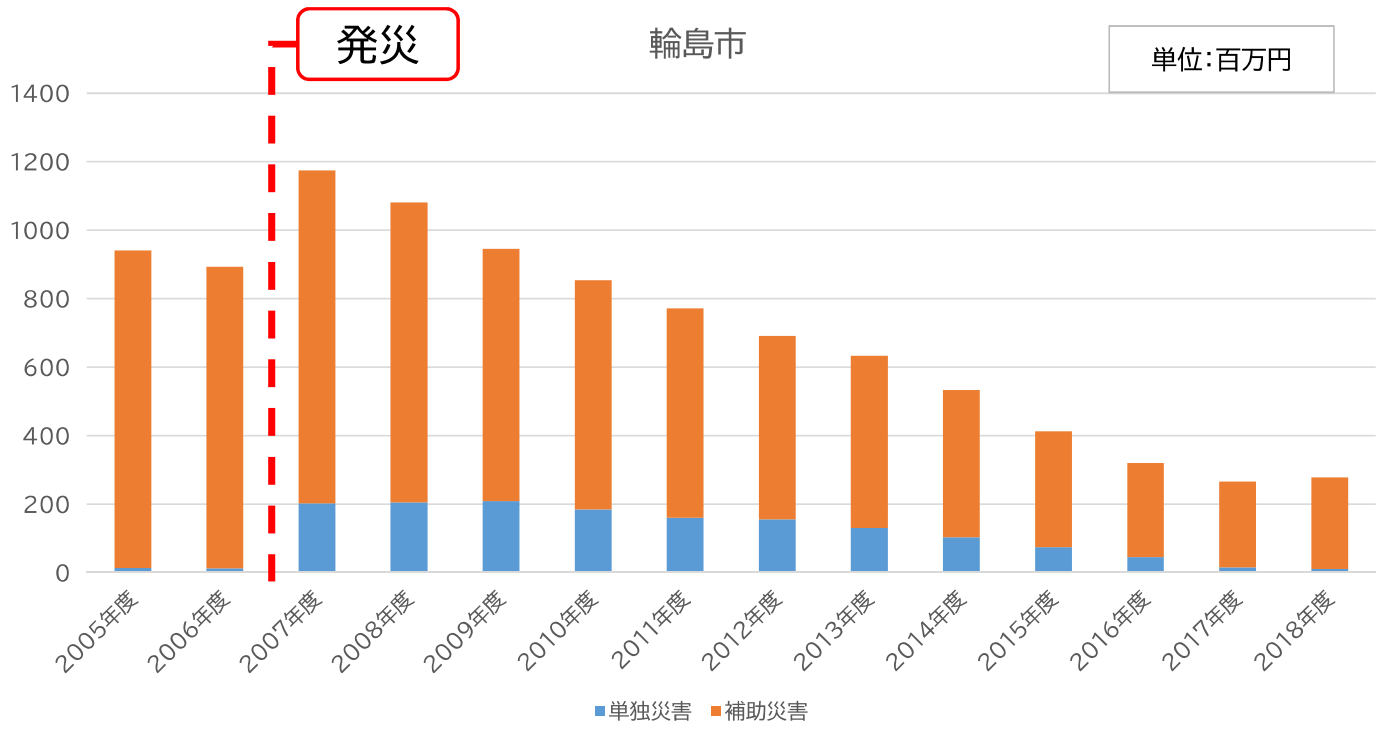
地方債発行額については、地震の影響を受けた年度を除くと概ね30億円／年前後で推移している。
合併から2011年度までは合併特例債の発行が大きかった。その他の地方債の大半は過疎対策事業債である。(一部辺地対策事業債が大きい年度もあり。)

2019年度以降は市役所本庁舎の改修工事や防災行政無線のデジタル化などの大型事業が控えており、一時的に発行額は増える見込み。

地方債の発行にあっては、市の財政負担が最も少なるように留意している。

今後は借入条件の設定(借入先、償還期間や据置期間)をシビアしていく必要がある。

災害復旧事業債残高



(単位:百万円)

単位:百万円	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
単独災害	13.9	12.6	202.3	204.7	208.7	184.6	159.7	155.4	129.6	102.9	74.1	45.0	15.5	10.6
補助災害	926.5	880.7	971.6	875.9	737.0	668.8	611.6	535.8	503.7	430.6	338.5	275.1	250.4	267.1
計	940.4	893.3	1,173.9	1,080.6	945.7	853.4	771.3	691.2	633.3	533.5	412.6	320.1	265.9	277.7

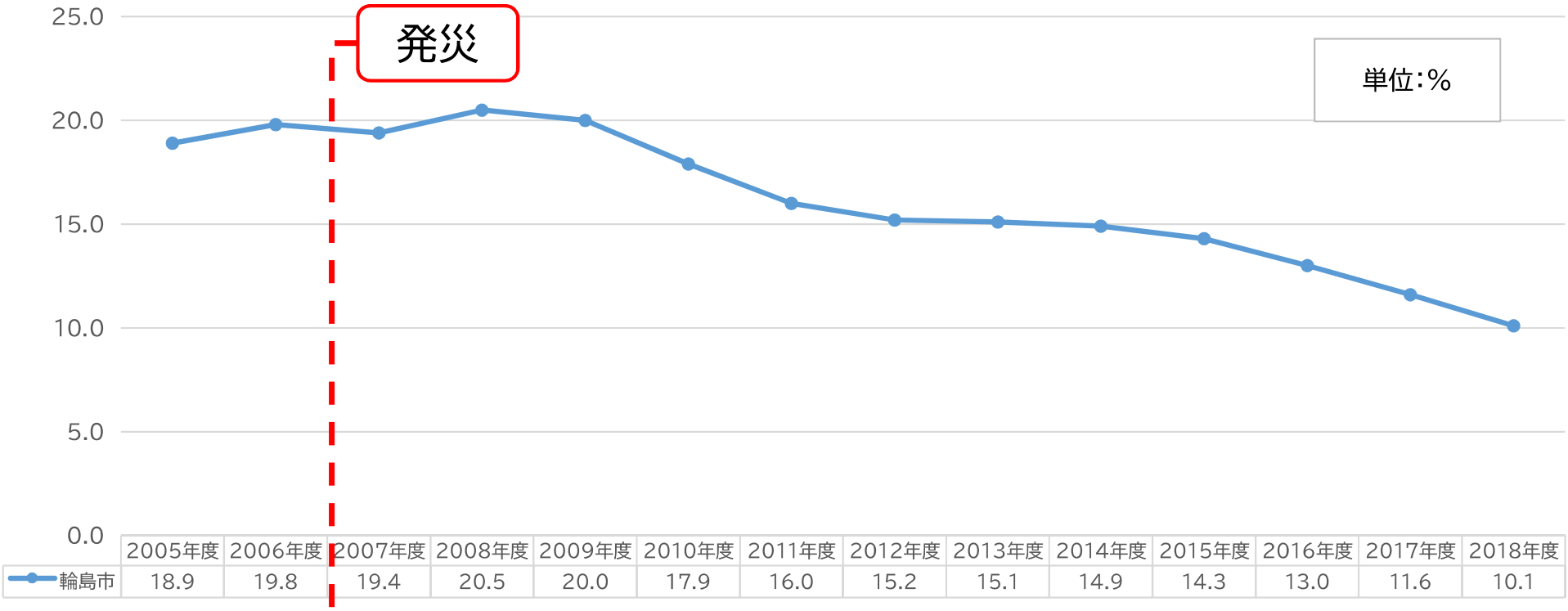
団体の分析

能登半島地震の災害復旧事業費については、2007年度から2008年度にかけて48.8億円の費用を要したものの、激甚災害に指定されたことによる国庫補助率の嵩上げがあり、災害復旧事業債の発行額は約4.9億円となった。(補助災害3億円、単独災害1.9億円)

単独災害については、通常ほとんど発行していなかったが能登半島地震により残高が急増した。(償還は2016年度で終了)

災害復旧事業債については、償還期間を10年(据置2年)で借入しているため、2017年度から2018年度に償還は終了しており、残高が最も多かった2007年度と比較すると、2018年度末残高は約1/4となった。

健全化判断比率（実質公債費比率）



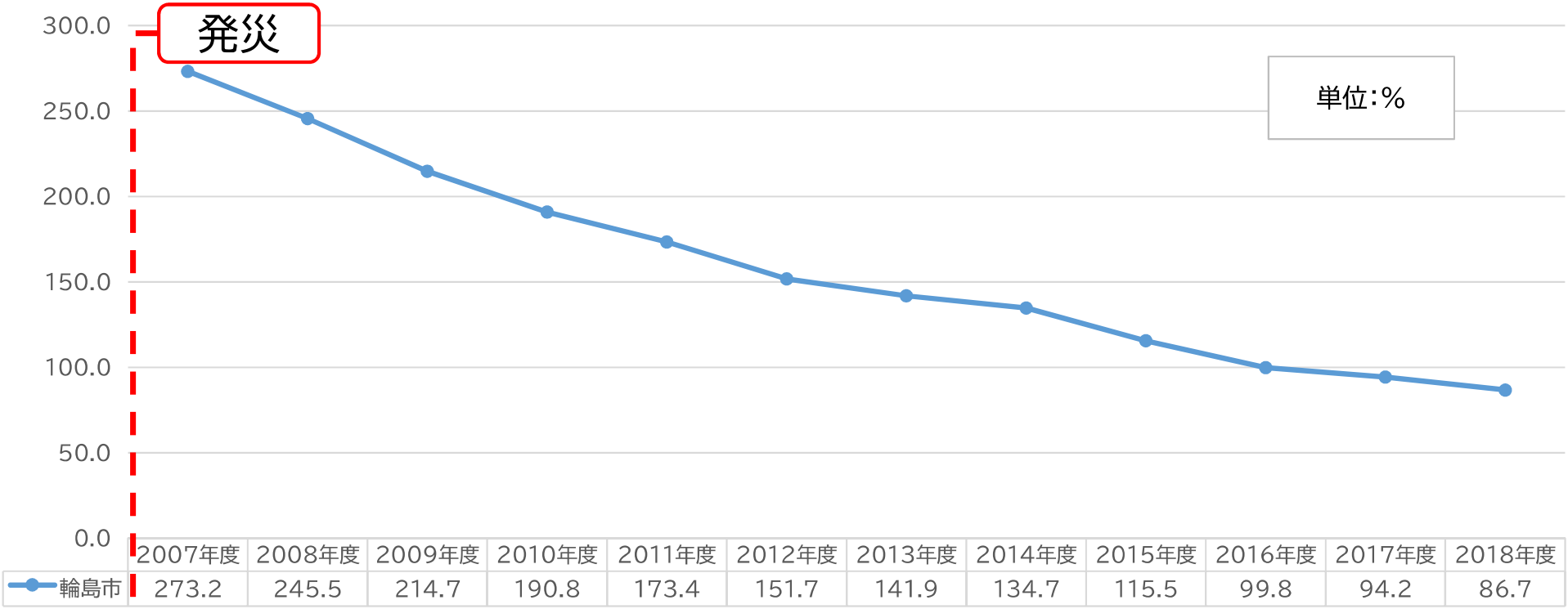
	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
輪島市	18.9	19.8	19.4	20.5	20.0	17.9	16.0	15.2	15.1	14.9	14.3	13.0	11.6	10.1

団体の分析

実質公債費比率（3ヵ年平均）については、2008年度をピークに年々減少傾向にある。
合併後、新市建設計画（まちづくり計画）等に基づく建設事業等を実施し平均30億円／年前後で地方債を発行しているものの、2007年度～2009年度の公的資金保証金免除繰上償還（政府系資金の金利5%以上。1.4億円）や、2008年度から2018年度において、銀行等引受資金の繰上償還（約87億円）などの実施により、元利償還金に充当される一般財源を年々逓減してきた。

しかし、今後控えている大型事業（市役所本庁舎の改修工事や防災行政無線のデジタル化など）の進捗に伴い、2020年度前半からの実質公債費比率の上昇が見込まれている。

健全化判断比率（将来負担比率）



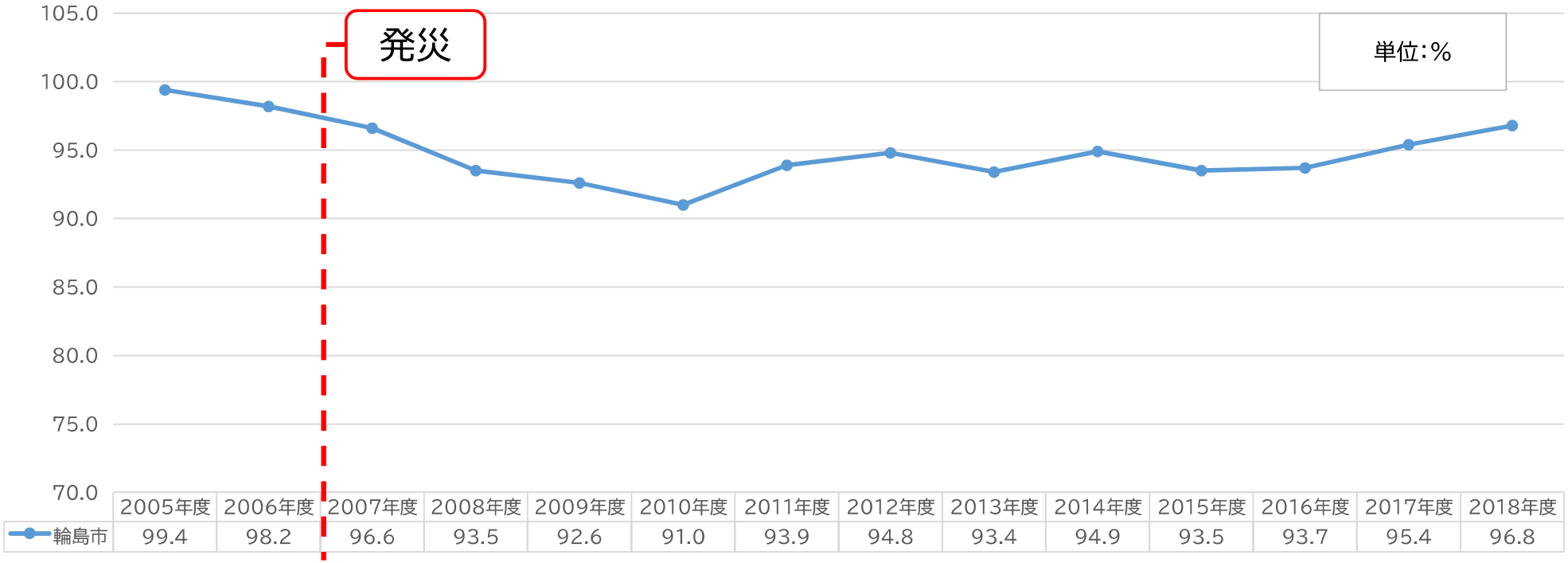
	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
輪島市	273.2	245.5	214.7	190.8	173.4	151.7	141.9	134.7	115.5	99.8	94.2	86.7

団体の分析

将来負担比率についても年々減少傾向にある。
要因としては、実質公債費比率同様に2008年度から2018年度において、銀行等引受資金の繰上償還（約87億円）などの実施による地方債現在高の減少に伴い、比率も減少している。

しかし、今後は地方債現在高の上昇や、財政調整基金残高の減による充当可能財源等の減少が見込まれるため、今後は比率が上昇すると思われる。

経常収支比率



	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
輪島市	99.4	98.2	96.6	93.5	92.6	91.0	93.9	94.8	93.4	94.9	93.5	93.7	95.4	96.8

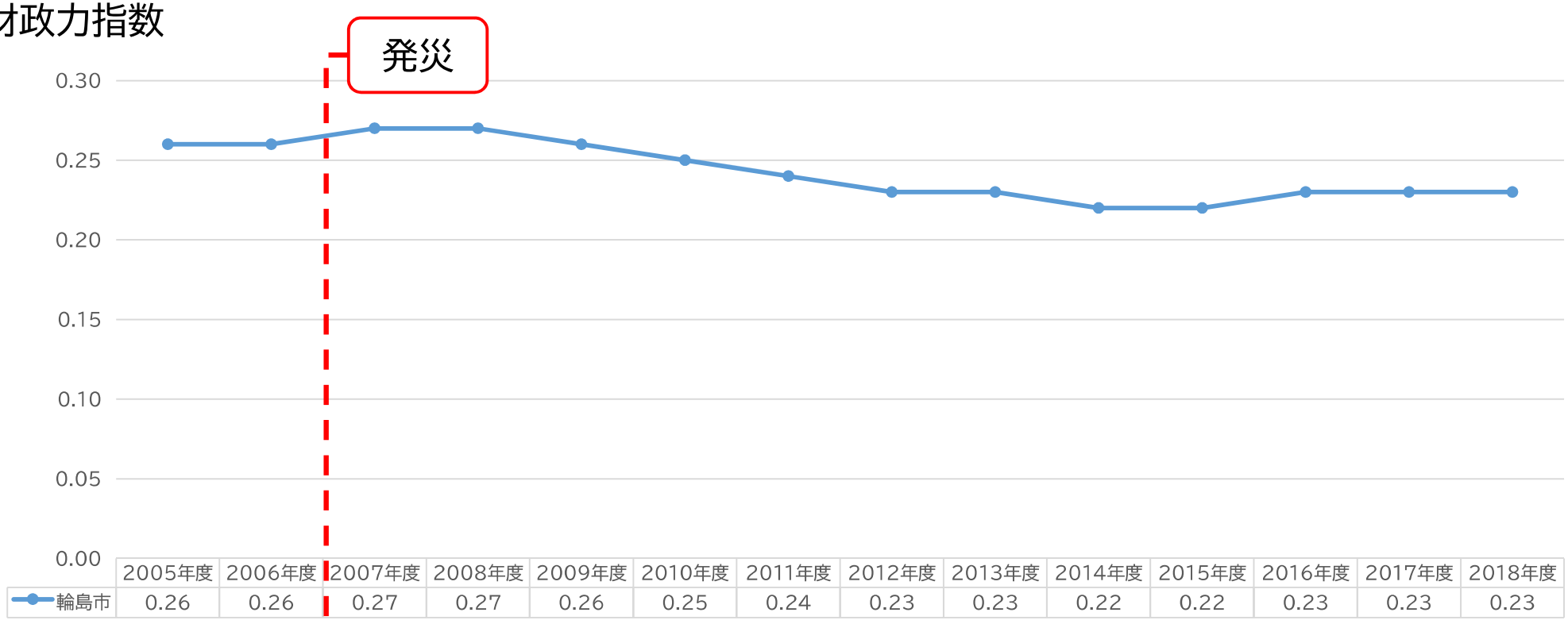
団体の分析

経常収支比率については、平均95%前後で推移をしている。

経常経費については、行財政改革(輪島市集中改革プラン:第1次 2006～2009、第2次 2010～2013)の実施により職員数の適正化に努めた結果、2005年度から2013年度にかけて、人件費を42.8%削減したものの、公営企業等への繰出金や一部事務組合への負担金の増等により、2010年代に入り増加する要因となった。

経常経費充当一般財源については、2008年度より普通交付税額が公債費の増等により増加傾向にあったが、2015年度以降、合併による普通交付税算定の特例段階的な縮小や、臨時財政対策債発行可能額の減少により、比率が上昇してきた。

財政力指数



	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
輪島市	0.26	0.26	0.27	0.27	0.26	0.25	0.24	0.23	0.23	0.22	0.22	0.23	0.23	0.23

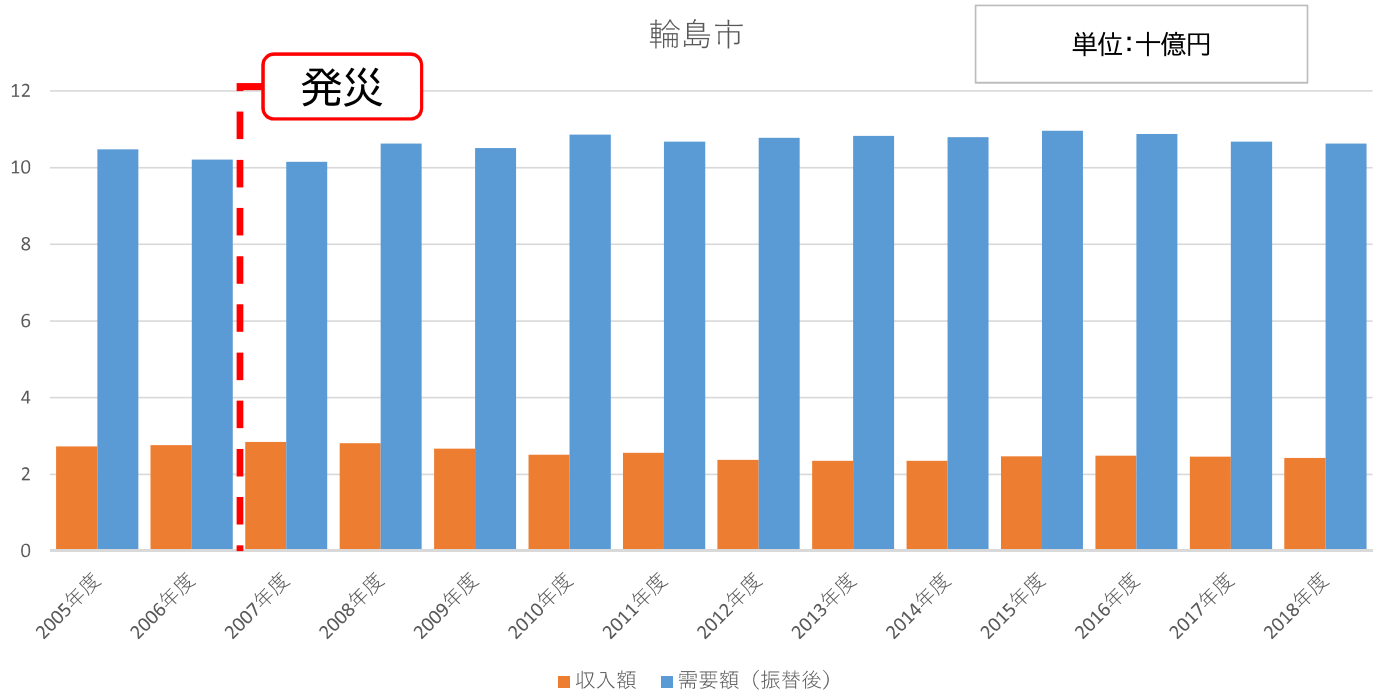
団体の分析

財政力指数算定の際に用いる基準財政需要額と基準財政収入額については、各年度ごとの額の増減はあるものの、指数は、0.22～0.27の範囲で推移している。

各行政項目別に算出した標準的な財政需要に対して約2割の税収入しかないことを表している。

この構造を変えることは、至難の業である。

基準財政需要・収入額①（臨時財政対策債への振替後（普通交付税の算定基礎））



（単位：百万円）

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
収入額	2,732.5	2,762.3	2,847.1	2,812.1	2,667.6	2,511.3	2,556.6	2,377.2	2,355.0	2,353.7	2,474.5	2,486.0	2,462.8	2,433.9
需要額（振替後）	10,481.2	10,208.6	10,144.7	10,630.9	10,509.1	10,861.9	10,672.6	10,768.8	10,821.0	10,793.9	10,957.9	10,870.7	10,681.5	10,626.1

団体の分析

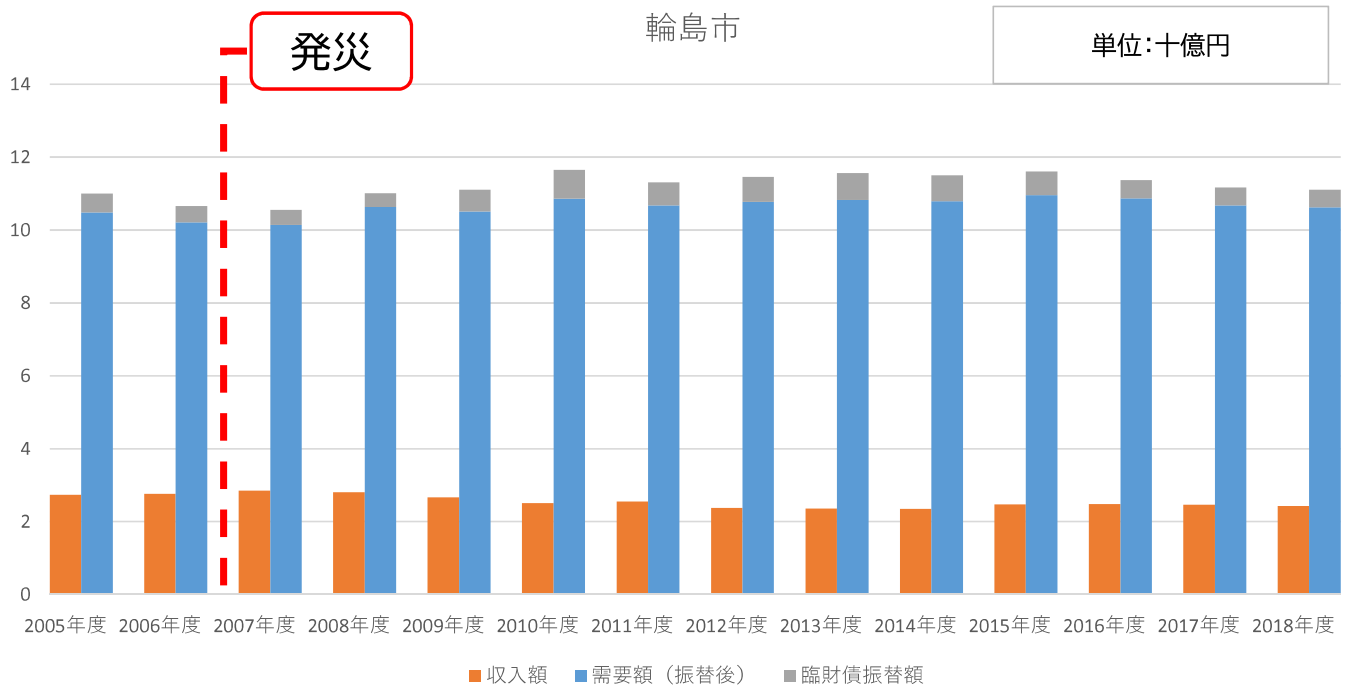
普通交付税は基準財政需要額（以下「需要額」という。）と基準財政収入額（以下「収入額」という。）の差の財源不足額を保障する制度で、本市のような財政力の弱い自治体には欠かせない制度である。（普通交付税については、別シート参照）

前年度比3%以上の変動した年度の収入額及び需要額の増減理由を見てみる。

収入額については、2007年度は税源移譲及び定率減税廃止による増。2009年度はリーマンショック（2008年度）の影響による税収減、2010年度は測定単位（国勢調査人口）による減、2012年度は固定資産税や譲与税（地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税）の減。2015年度は地方消費税交付金の引き上げにより増加した。

次に需要額については、2008年度の発行地方債（合併特例債、過疎対策事業債）の償還費の増や、新たな費目（地方再生対策費 人口）による増。2010年度は個別算定経費（保健衛生費　単位費用の増等）や公債費（合併特例債、臨時財政対策債等）の償還増によるもの。

基準財政需要・収入額②（臨時財政対策債への振替前）



（単位：百万円）

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
収入額	2,732.5	2,762.3	2,847.1	2,812.1	2,667.6	2,511.3	2,556.6	2,377.2	2,355.0	2,353.7	2,474.5	2,486.0	2,462.8	2,433.9
需要額（振替後）	10,481.2	10,208.6	10,144.7	10,630.9	10,509.1	10,861.9	10,672.6	10,768.8	10,821.0	10,793.9	10,957.9	10,870.7	10,681.5	10,626.1
臨財債振替額	516.0	449.8	408.1	382.3	593.3	783.5	634.8	689.4	739.1	706.9	651.6	493.0	491.4	478.3

団体の分析

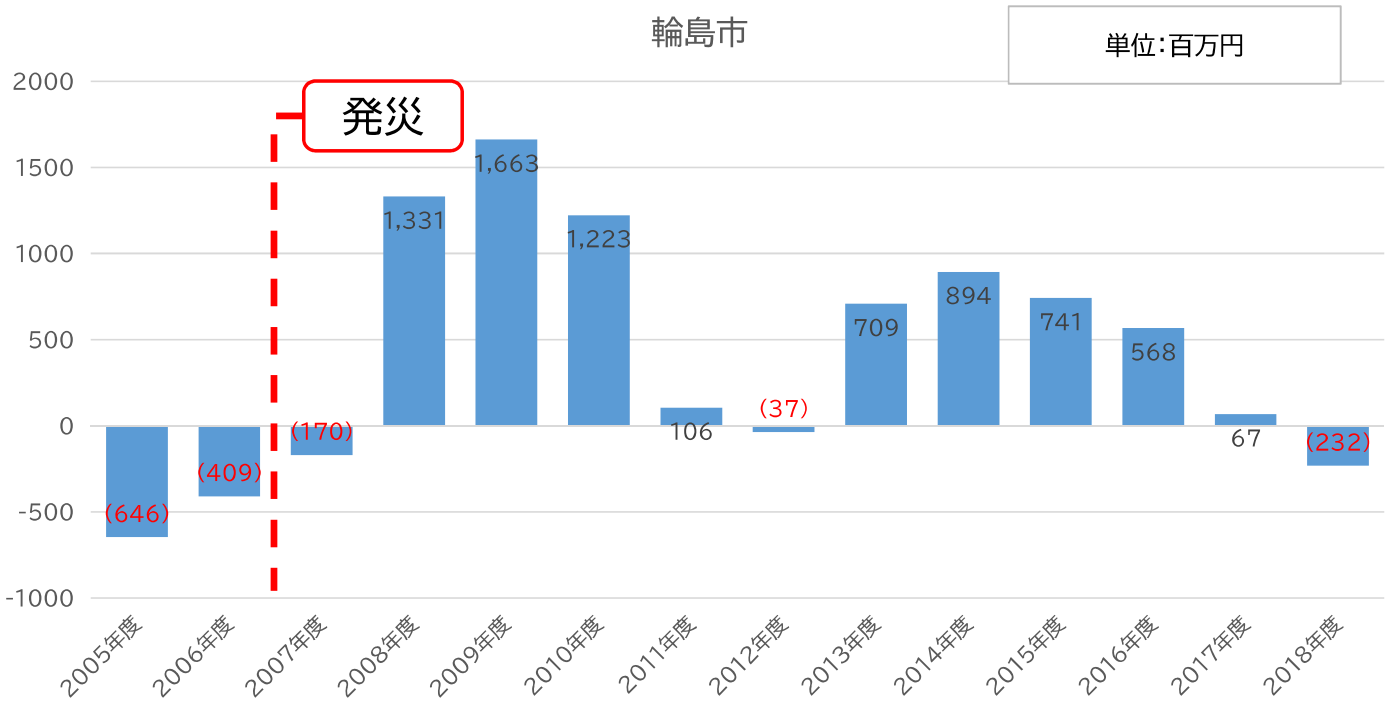
臨時財政対策債は、財源不足額を国と折半した際の地方負担部分である。
自治体が地方債として発行するものの、その元利償還金相当額は基準財政需要額に算定されるため、自治体が立替払いをする普通交付税ともいわれている。（普通交付税額に臨時財政対策債を含めた金額を実質交付税という。）

本市では、臨時財政対策債については毎年度借入を実施しており、償還期間を20年（据置3年）で設定している。

最初の発行が2001年度で、2019年度末残高は約68億円。元利償還金は約6億円／年

振替額については2014年度以降年々減少しており、普通交付税額も減少していることから、2018年度より実質交付税ベースで100億円を下回っている。

実質単年度収支



(単位:百万円)

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
実質単年度収支	-646.2	-408.5	-170.0	1,331.4	1,662.7	1,223.2	105.6	-36.9	709.0	893.7	741.5	567.5	67.4	-232.3

団体の分析

合併した2005年度から2007年度までの3ヵ年は、正規職員の退職手当等の一時的な歳出増により、財政調整基金を25.2億円(15.2億円、5億円、5億円)取崩したため、実質単年度収支はマイナスになったものの、以降2016年度までは合併算定替による地方交付税の加算や、臨時財政対策債の増、また、国の経済対策による交付金制度※により、平均7.3億円／年の黒字であった。

しかし、合併算定替の段階的な縮減により、2017年度からは実質交付税で100億円／年を下回ったため、実質単年度収支が悪化した。

※国の経済対策交付金　（単位：千円）

2008年度	地域活性化・生活対策臨時交付金	421,115
2009年度	地域活性化・経済危機対策臨時交付金	494,096
2009年度	地域活性化・きめ細かな臨時交付金	223,908
2009年度	地域活性化・公共投資臨時交付金	719,786
2010年度	地域活性化交付金（きめ細かな交付金）	181,629
2010年度	地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金）	22,464
2013年度	地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）	1,058,744
2014年度	地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）	69,829
		3,191,611

団体名：輪島市

【調査票②】

Ⅲ　復旧財源の確保に向けた様々な取組

災害発生からの貴団体の財源確保面での動きについて御回答ください。（回答枠は適宜広げてください。）
〔例〕　住民等からの要望、関係団体との協議、制度所管省庁への要望（予備費（国）の充当、国庫補助金、特別交付税、地方債、その他財政措置）　等

	発災から1年目	発災から2年目以降
対住民	4月17日　災害復興支援室設置 （各種受付・相談業務開始）	
対各種団体		
対国・県等	4月10日　国への緊急要望活動 5月8日　県議会へ要望 5月22日　国への要望活動① 11月30日　国への要望活動② （洞爺湖サミット関連）	

Ⅳ　中期的な財政収支見通しの策定・改定

大規模災害発生時及びその後における財政運営にあたり中期的な財政収支見通しを策定した場合、関係資料をご恵与いただくとともに、次の①から⑥までに掲げる事項の概要について御回答願います。

策定の有無		☐有　→ ①以降へ
		☑無　理由：（例年県担当課より、「市町事業計画等の作成」を依頼されており、これを中期財政計画に準ずるものとして取扱っている。（平成19年の資料がないため、当時県とは別に全国知事会　地方財政の展望と地方消費税特別委員会から照会のあった「地方財政の将来推計について」及び令和元年度に作成した県照会を添付。）
①公表の有無		☐有　方法：（　　）
		☐無　理由：（　　）
②歳入・歳出の見積方法		（※計画に記載している場合は省略としてください。）
③見積困難な項目・理由（複数回答可）	項目	
	理由	
④見積と実績が乖離した項目・理由（複数回答可）	項目	
	理由	
⑤策定・改定の課題		
⑥特に意を用いた事項		

【調査票②】

Ⅴ　復興基金の設立状況等

次の①から④までに掲げる事項の概要について御回答願います。

①復興基金の設立状況	有	スキーム（基本的考え方、事業内容、基本財産・運用財産の原資等）
		経緯（基金設立や対象事業の選定・拡充等の経緯）
	無	検討を行った場合には、その経緯
		全国各地から寄せられた能登半島地震の義援金は、主として県へのものであり、市へ直接寄せられた義援金は、被災者や地域コミュニティ関係に配分したため、基金造成に充当可能な原資がなかった。 また、復興基金は県で設置し、その基金を活用できることになったことも重なり、設置には至らなかった。
②義援金、寄付金等の状況	使途	被災世帯への支援及び国の支援制度がない地域コミュニティへの支援
	理由等	能登半島地震義援金（県）及び輪島市義援金の配分計画に基づくもの
③災害廃棄物処理対策に要した経費の状況	対象	対象となった廃棄物の内訳
		倒壊家屋、がれき等の収集・運搬費用
	対象外	対象とならなかった廃棄物の財源確保等
		なし（※解体費については自己負担）
④ソフト事業の見通しとニーズの把握、交付の決定等の状況	事業概要	
	事業費	
	ニーズ把握、交付決定の考え方等	

Ⅵ　被災者支援のための住宅整備の取り組み状況とそれが及ぼす財政運営上の影響

住宅の供給・再建の取組の一環として公営住宅の供給等、行政による支援を行った場合、事業類型の別毎に次の①から③までに掲げる事項の概要について御回答願います。

①採用した手法	災害公営住宅の建設
②事業概要	地震で住宅を失った公営住宅入居希望者に対し災害公営住宅を建設 全49戸（入居率100%）
③財政負担（ランニングコスト）	建設費用7.3億円（うち地方債3.1億円（10年償還：R1償還済）） 家賃収入は年間約970万円

【調査票②】

Ⅶ　大規模災害発生時及びその後における財政運営上の課題と対応

大規模災害発生時及びその後における①財政運営上の課題、②課題の解決に向けた対応策、③対応策の検討に際して中期的な財政収支見通しが果たした役割・果たせなかった役割について御回答願います。（なお、中期的な財政収支見通しを策定しなかった場合、③については回答不要です。）

回答欄（複数回答可）	
①財政運営上の課題	国の助成制度がない、地域コミュニティ活動（施設等のハードを含む）を維持する上での復旧経費が必要となっても、市全体の復旧費用の見込額が判明するまでは、なかなか支出することが難しい。
②課題解決に向けた対応策	県及び市へ寄せられた義援金で対応。 配分額：2.1億円（集会所や地区の共用施設の復旧費用等として）
③中長期財政収支見通しの役割	

Ⅷ　国等に対して求められる支援

上記のような経験を踏まえ、大規模災害発生時及びその後の財政運営について国や県（市町村の場合）、地方公共団体金融機構に対する御意見等があれば、御回答願います。

御意見等

5 石川県穴水町に関する事例調査

（1）団体概要

人口等	人口 10,734 人、世帯数 4,093 世帯（平成 19 年４月１日時点） 高齢化率 35.9%（発災前時点（平成 17 年国勢調査））[11]
地理	能登半島の先端部・基部からそれぞれ約 50 kmの中央に位置。北部・西部は丘陵地、南部は七尾北湾、東部は富山湾に面する。 （右図の出典：地方公共団体情報システム機構「全国自治体マップ検索」（https://www.j-lis.go.jp/spd/map-search/cms_1069.html）） 

（2）被害の状況

前述のとおり、輪島市と同様、住家被害が 2,497 棟と大きく、全壊も 79 棟に上っている。特に、中心市街地の３商店街（大町、中央、川島東）において、179 件中 69 件が半壊以上となるなど、被害の大きさが目立った。

〔人的被害・住家被害（平成 21 年３月３日時点）〕

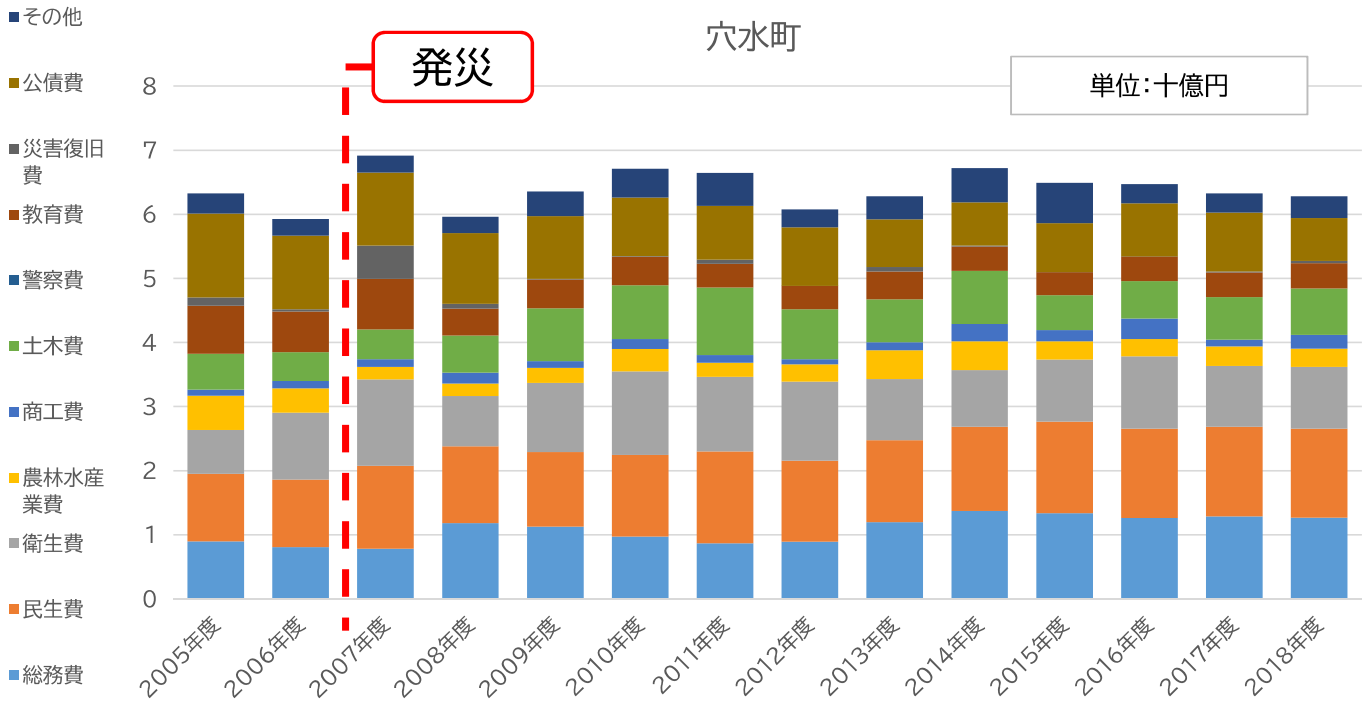
人的被害（人）			住家被害（棟）			非住家被害（棟）
死者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部損壊	
0	3	36	79	100	2,318	248

（出典）「平成 19 年能登半島地震災害記録誌」（石川県）

（3）決算額等の推移　（※次頁以降、ヒアリングの調査票を記載する。）

[11] 令和２年 12 月 31 日現在、人口 7,885 人、世帯数 3,646 世帯。

目的別歳出



(単位:百万円)

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
総務費	894.1	804.4	781.2	1,178.2	1,125.7	968.7	864.5	887.6	1,195.9	1,368.1	1,335.6	1,260.0	1,285.9	1,261.7
民生費	1,052.1	1,055.5	1,289.9	1,199.3	1,160.1	1,276.0	1,431.3	1,262.8	1,278.6	1,315.1	1,427.3	1,394.2	1,397.4	1,390.5
衛生費	686.5	1,042.3	1,351.7	785.7	1,079.0	1,302.5	1,167.7	1,237.2	951.1	881.8	969.9	1,124.5	945.9	964.7
農林水産費	534.7	381.1	192.0	194.4	235.1	349.9	217.5	269.4	452.9	452.2	284.8	270.5	306.0	285.0
商工費	95.3	111.5	123.4	166.9	105.7	152.4	118.4	80.6	120.0	266.7	171.7	321.0	105.0	212.0
土木費	555.7	452.1	463.3	582.7	825.3	842.0	1,058.0	776.8	672.8	833.3	543.8	584.3	666.0	726.3
教育費	749.3	634.4	788.1	419.7	450.8	442.6	366.7	363.6	433.2	378.7	360.1	383.5	382.5	395.2
災害復旧費	133.8	33.4	518.2	74.9	6.7	12.6	67.7	3.7	72.0	12.4	1.5	0.1	15.0	35.7
公債費	1,306.6	1,150.7	1,137.9	1,100.3	982.6	910.7	838.5	909.8	740.0	674.5	763.0	832.3	921.9	665.8
その他	316.1	260.7	266.9	257.3	383.7	451.9	512.3	279.8	363.9	534.2	632.7	297.2	297.5	342.7
計	6,324.2	5,926.1	6,912.6	5,959.4	6,354.7	6,709.3	6,642.6	6,071.3	6,280.4	6,717.0	6,490.4	6,467.6	6,323.1	6,279.6

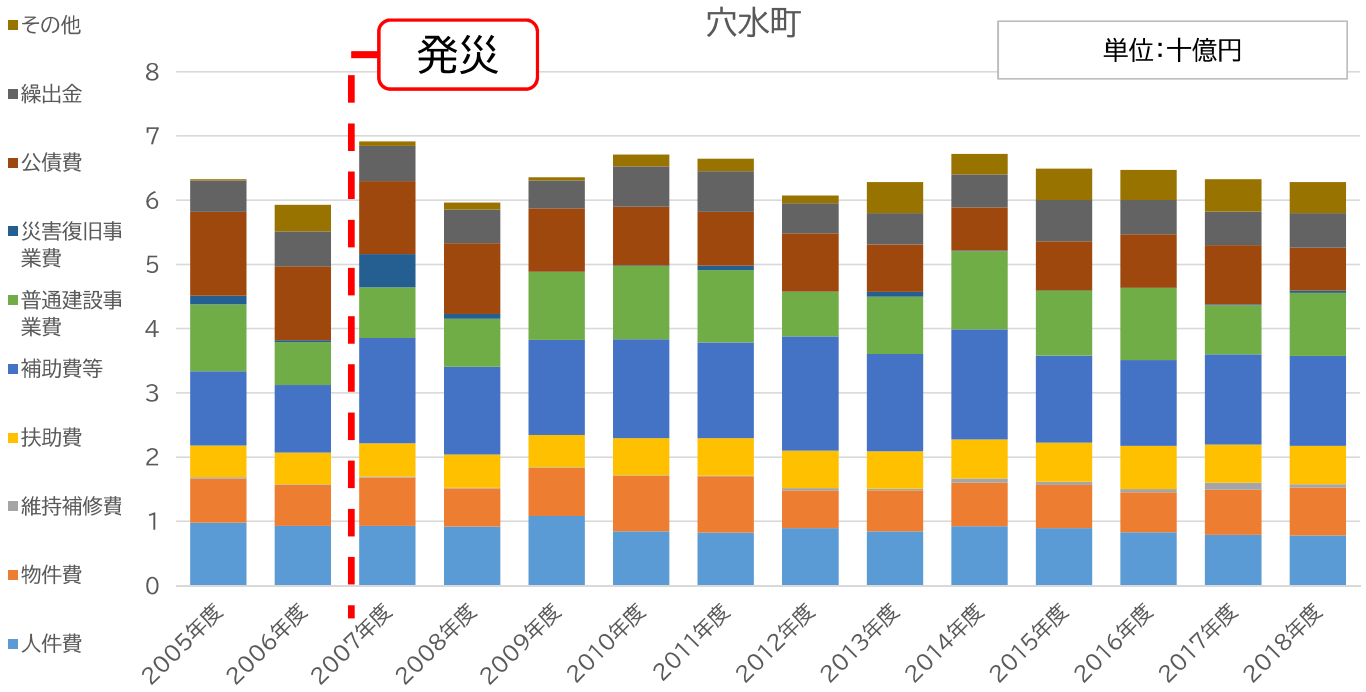
団体の分析

発災後の平成19年度(2007年度)決算総額は、前年度比9億8千万円余り増加している。

- 災害復旧費については、4億8千万円の増額で5億1千万円余りの支出となった。
- 衛生費は3億円増加の13億5千万円の支出で、災害廃棄物処理費4億1千万円が主な増額要因となっている。
- 民生費は、2億3千万円増加の10億5千万円余りの支出となり、主な増額要因は民生費内の災害救助費1億9千万円余りであり、内容は建物修繕料2千万円や、被災者避難所業務委託料8百万円、被災者生活再建支援金1億5千万円などが挙げられる。
- 教育費の1億5千万円増額要因は、地震による損壊から立て直しした小学校体育館の造成費2億9千万円余りによる。
- 農林水産費の1億8千万円余りの減額要因は、林道整備事業(平成16年度～19年度継続事業)が地震により遅延したため減額となったことによる。

以上のことから、地震の復旧復興事業分の経費が平成20年度以降から減額となったものの、少子高齢化対策費や情報化推進事業経費、病院事業会計の赤字補填に係る経費等増減で、平均63億円余りの決算額が続いている。

性質別歳出



(単位:百万円)

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
人件費	975.1	929.0	926.9	914.7	1,080.3	843.2	823.6	893.4	841.9	920.6	891.8	827.4	789.0	778.8
物件費	687.9	635.2	753.7	595.8	750.1	859.1	873.4	588.5	637.5	680.7	674.0	624.5	702.9	748.6
維持補修費	22.2	11.9	12.5	11.4	10.4	13.5	10.6	34.9	23.8	62.4	47.5	48.5	108.6	48.6
扶助費	490.9	493.2	519.2	517.9	502.1	576.9	586.4	581.7	584.2	610.1	608.8	670.1	591.7	595.0
補助費等	1,155.4	1,051.9	1,640.7	1,363.6	1,479.8	1,539.3	1,488.2	1,778.3	1,517.7	1,712.2	1,355.4	1,335.5	1,406.4	1,402.5
普通建設事業費	1,043.1	664.3	784.6	748.6	1,056.5	1,140.7	1,127.2	692.0	891.0	1,215.2	1,016.9	1,128.1	762.4	983.2
災害復旧事業費	133.8	33.4	518.2	74.9	6.7	12.6	67.7	3.7	72.0	12.4	1.5	0.1	15.0	35.7
公債費	1,306.6	1,150.7	1,137.9	1,100.3	982.6	910.7	838.5	909.8	740.0	674.5	763.0	832.3	921.9	665.8
繰出金	488.7	540.4	547.5	521.6	435.5	628.0	632.4	468.0	490.0	509.8	642.4	534.7	521.0	537.6
その他	20.6	415.9	71.5	110.5	50.6	185.4	194.5	121.1	482.3	319.1	489.2	466.2	504.3	483.9
計	6,324.3	5,925.9	6,912.7	5,959.3	6,354.6	6,709.4	6,642.5	6,071.4	6,280.4	6,717.0	6,490.5	6,467.4	6,323.2	6,279.7

団体の分析

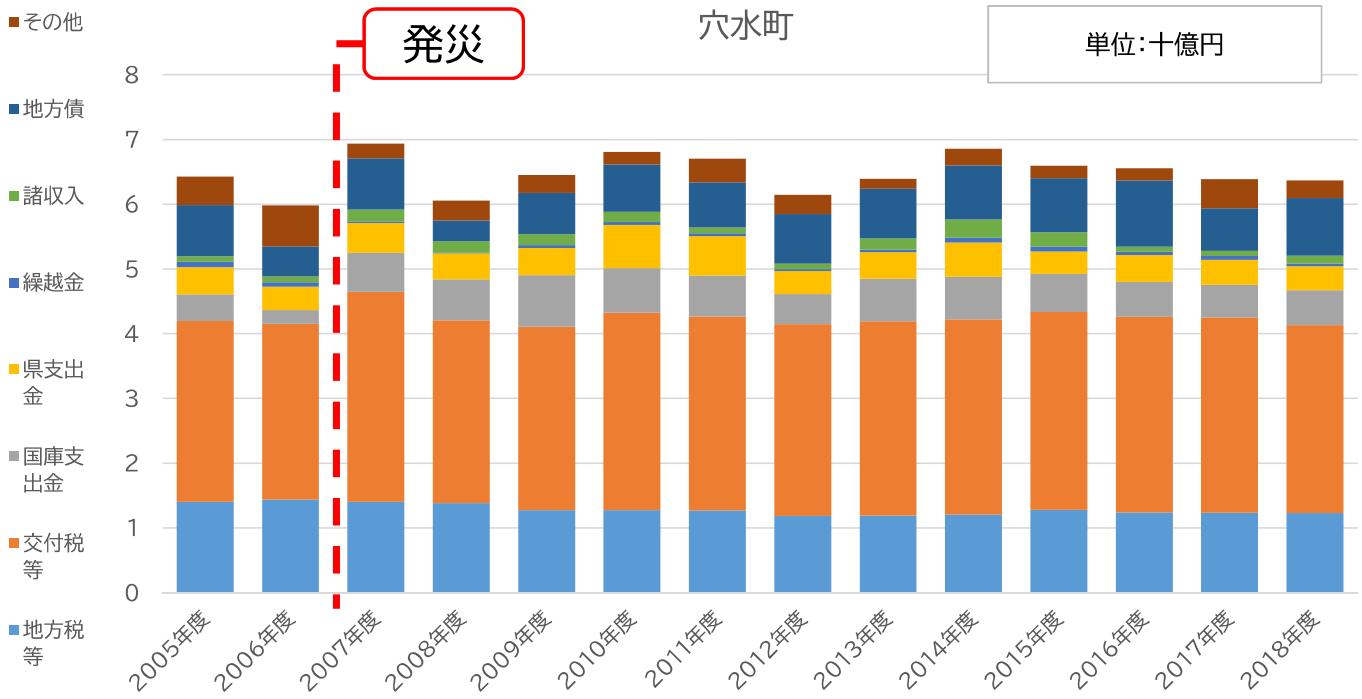
発災後の平成19年度(2007年度)決算総額は、前年度比9億8千万円余り増加している。

- 災害復旧費については、4億8千万円の増額で5億1千万円余りの支出となった。
- 補助費等は、前年度比5億8千万円増加の16億4千万円となっており、被災者生活再建支援事業補助金1億円や環境衛生施設組合への負担金4億6千万円で、約2億4千万円増額によるものが主な増額要因である。復興事業費外として、赤字経営であった病院事業会計への負担金も2億円増加の4億円余りの負担額も増額要因となっている。
- 普通建設事業費については、1億2千万円増加の7億8千万円余りとなっており、小学校屋内運動場の改築1億2千万円が挙げられる。
- 物件費は1億円余り増額の7億5千万円となり、災害による一般廃棄物収集業務委託料の1億4千万円増額が主な要因である。

災害復旧費の経緯では、平成17年度(2005年度)の台風に係る復旧事業費が1億3千万円もの規模となっているが、その後も台風や大雨等に係る災害復旧費があるものの、1億円未満となっている。そのため、能登半島沖地震による平成19年度(2007年度)の災害復旧費が5億円余りとなったのは、各種被災規模も大きく、町の財政に多大な影響を及ぼしたと考えられる。

また、平成20年度(2008年度)以降は、病院事業の赤字経営が一般会計に大きく影響したことから、繰出金が全体の1割ほどを占め、厳しい財政運営が続いていた。

歳入の内訳



(単位:百万円)

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
地方税等	1,399.4	1,434.7	1,400.5	1,377.1	1,270.7	1,271.6	1,265.1	1,181.7	1,185.7	1,200.8	1,276.0	1,235.9	1,229.7	1,227.8
交付税等	2,793.3	2,716.2	3,243.2	2,827.7	2,832.3	3,051.6	2,998.0	2,961.9	3,002.1	3,015.3	3,054.2	3,024.4	3,016.4	2,899.3
国庫支出金	413.3	210.6	602.3	632.1	795.8	688.4	634.3	464.7	660.2	657.5	588.9	536.1	506.6	541.2
県支出金	417.8	363.1	461.4	402.5	422.0	666.6	608.0	357.0	409.4	532.8	347.9	415.9	383.5	370.9
繰越金	85.7	69.6	24.4	9.0	43.9	42.4	43.9	26.9	36.6	71.3	73.9	50.2	59.8	37.8
諸収入	83.1	86.7	184.1	174.0	169.5	159.0	85.9	86.2	177.4	284.7	223.0	77.4	78.8	124.0
地方債	790.3	465.8	788.3	325.4	637.1	734.2	699.0	766.1	762.5	834.1	836.0	1,023.5	660.2	893.9
その他	441.1	633.6	227.4	305.3	275.7	189.5	365.3	298.5	157.7	259.5	190.8	189.8	450.8	271.3
計	6,424.0	5,980.3	6,931.6	6,053.1	6,447.0	6,803.3	6,699.5	6,143.0	6,391.6	6,856.0	6,590.7	6,553.2	6,385.8	6,366.2

団体の分析

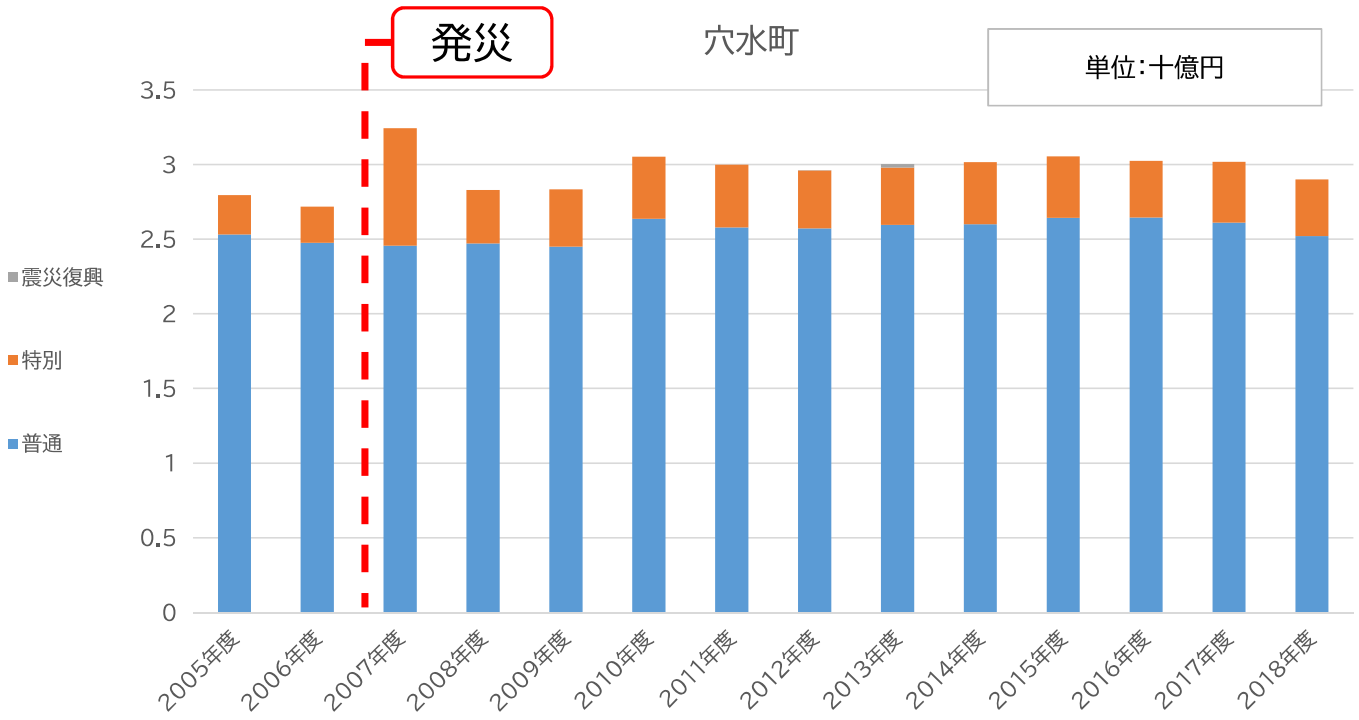
発災後の平成19年度(2007年度)決算総額は、前年度比9億5千万円余り増加している。

- 地方交付税は5億2千万円増加の32億4千万円となり、特別交付税の5億4千万円余り増加が主な要因となった。
- 国庫支出金については、災害復旧事業補助金(公共土木施設、学校施設等)3億3千万円余りにより、前年度比3億9千万円増加の6億円となった。
- 県支出金については、被災者生活再建支援事業補助金1億円が、主な増額要因である。
- 地方債では、災害復旧事業や小学校屋内運動場整備事業の借入に伴い3億2千万円増加の7億9千万円となった。

平成20年度(2008年度)及び平成21年度(2009年度)の国庫支出金について、発災後より増加となっており、リーマンショックによる経済対策支援事業に係る定額給付金事業費や地域活性化・生活対策臨時交付金が増加要因である。

地方税等については、リーマンショックが要因とみられる減額があるものの、比較的大きな増減がないことから、復興事業や経済対策事業の効果があったと考えられるが、人口減少に伴う減額傾向は今後も続くと見込まれる。

交付税の内訳



（単位:百万円）

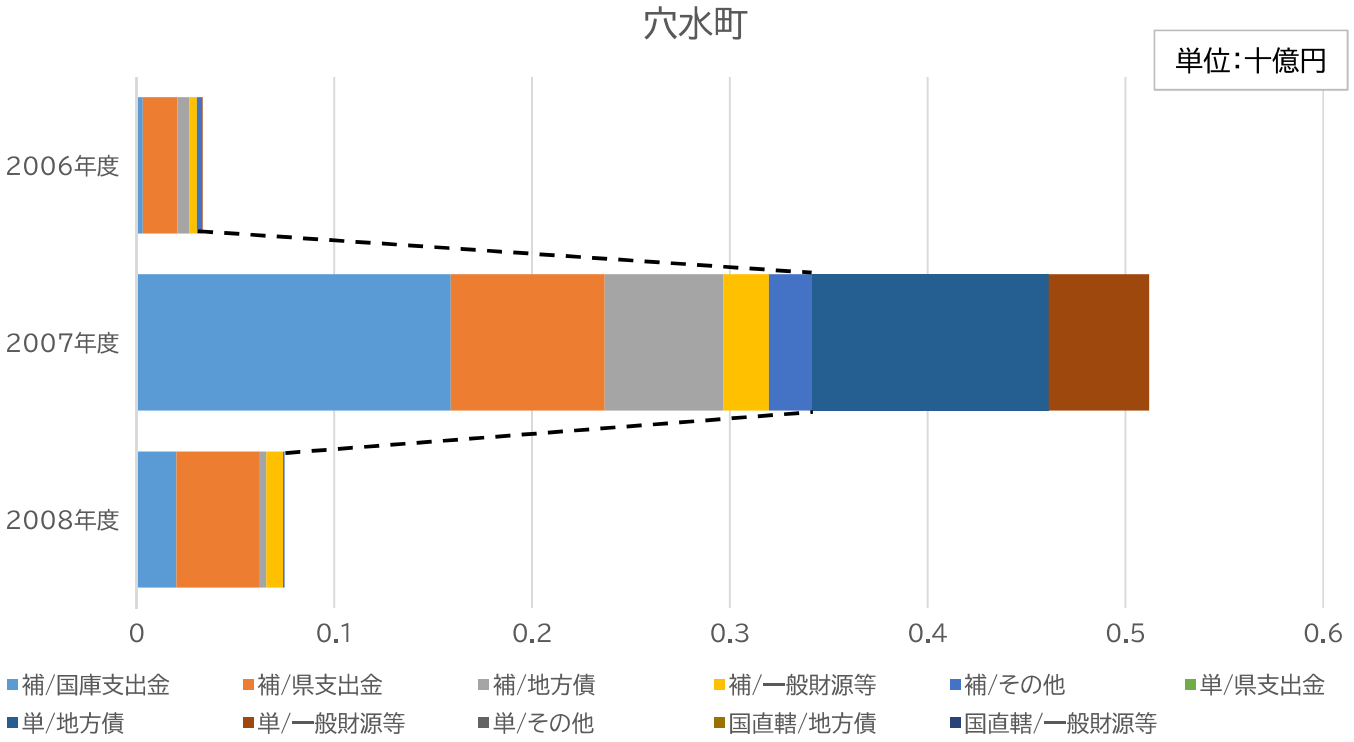
	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
普通	2,530.5	2,473.6	2,454.7	2,469.8	2,448.9	2,635.6	2,577.2	2,571.7	2,595.1	2,598.4	2,642.0	2,643.8	2,610.4	2,519.8
特別	262.8	242.6	788.5	357.9	383.4	416.0	420.8	387.5	383.6	416.9	412.1	380.6	406.0	379.5
震災復興	-	-	-	-	-	-	0.0	2.8	23.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	2,793.3	2,716.2	3,243.2	2,827.7	2,832.3	3,051.6	2,998.0	2,962.0	3,002.0	3,015.3	3,054.1	3,024.4	3,016.4	2,899.3

団体の分析

発災後の平成19年度（2007年度）の地方交付税決算額は、前年度比5億2千万円増額の32億4千万円となった。
主な要因である特別交付税が、5億4千万円増額の7億8千万円余りの決算額となり、平成19年度（2007年度）決算額の1割を占め、各年度と比較すると約2倍の額となる。その後は大雨や積雪により多少の増減はあるものの、4億円前後の決算額となっている。
普通交付税については、平成22年度（2010年度）の緊急雇用創出事業臨時特例交付金に係る増額以降、25億円超えの決算額となっている。

以上から、能登半島沖地震に係る復旧復興経費のうち、補助対象外経費の一部が特別交付税で措置されたことで、町の厳しい財政運営に対して支援されたと判断できる。

災害復旧費の財源内訳



(単位:百万円)

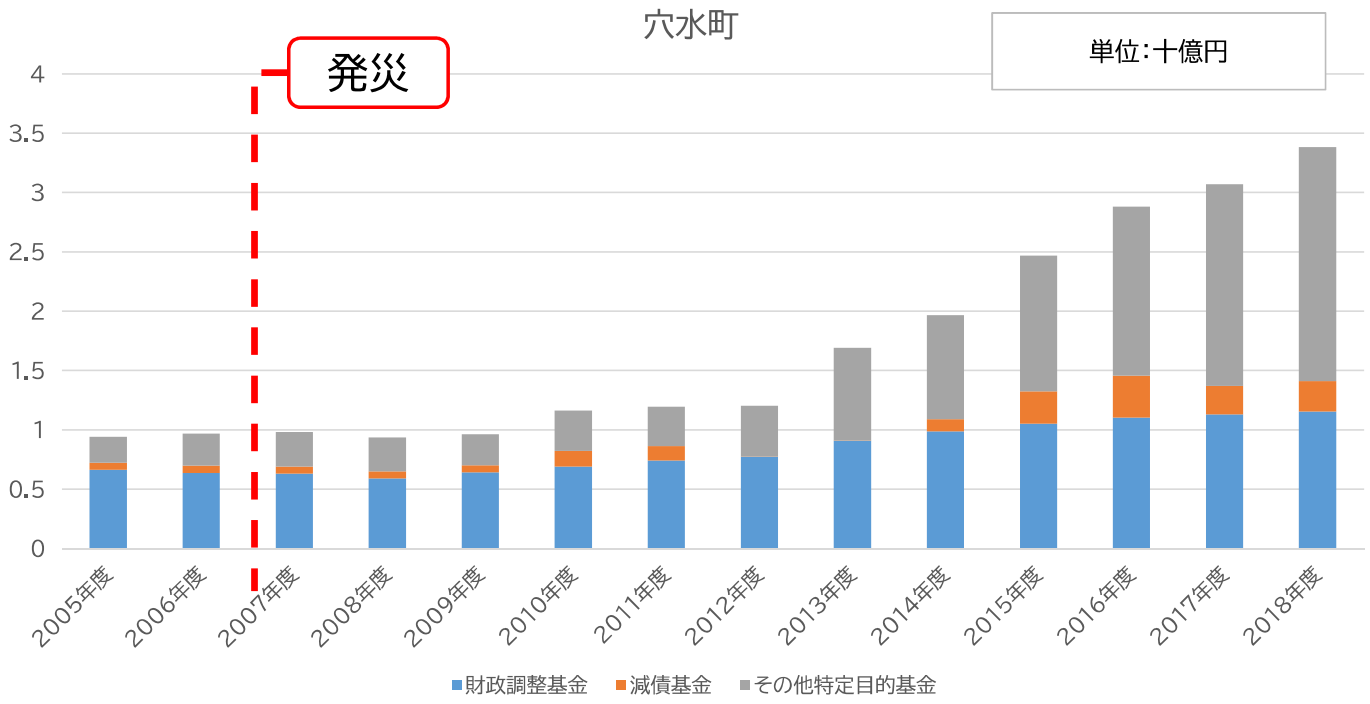
	補/国庫支出金	補/県支出金	補/地方債	補/一般財源等	補/その他	単/県支出金	単/地方債	単/一般財源等	単/その他	国直轄/地方債	国直轄/一般財源等
2006年度	3.2	17.5	6.1	3.8	2.5	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0
2007年度	158.9	77.7	60.2	22.9	22.2	0.0	119.3	50.8	0.0	0.0	0.0
2008年度	20.2	41.8	3.7	8.4	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	182.3	137.0	70.0	35.1	25.4	0.0	119.3	51.1	0.0	0.0	0.0

団体の分析

発災後の平成19年度(2007年度)の災害復旧事業費の決算額は、前年度比4億8千万円増加となった。
補助事業費3億4千万円のうち、国庫支出金が約45%であり、県支出金については約23%の割合であり、国・県をあわせると約70%となる。
補助事業費のうち、国・県の充当を除いた4千万円余りの経費に対し、地方債を2千万円充当しているが、2千万円のうち、95%が普通交付税で措置されるため、復旧復興事業費に係る一般財源は少額に抑えられた。

また、単独事業費については地方債充当割合が70%であり、そのうち45%は普通交付税で措置され、一般財源等についても特別交付税等で措置されている。

基金の状況



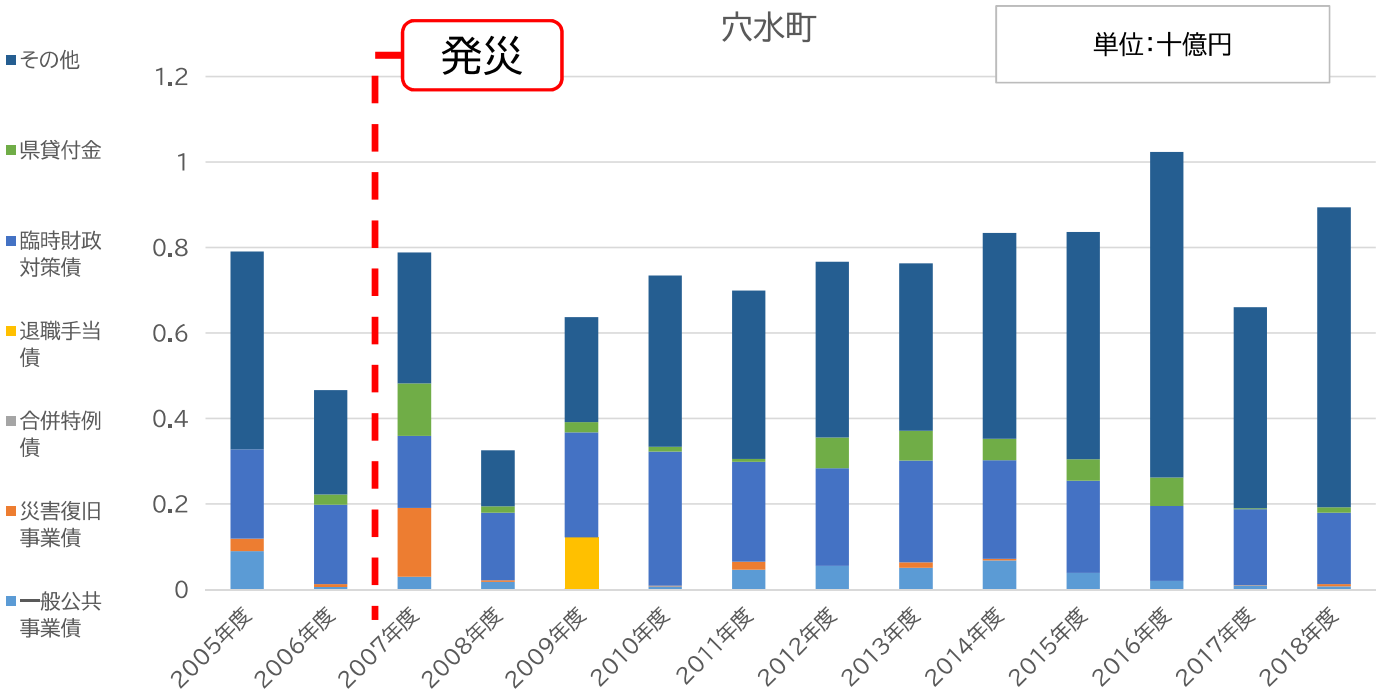
(単位:百万円)

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
財調	660.6	635.6	628.8	589.0	639.3	689.4	739.7	769.9	905.3	985.5	1,051.0	1,101.4	1,127.6	1,152.7
減債	60.0	60.0	60.1	60.2	60.3	130.4	122.7	2.8	2.8	102.8	272.8	352.8	241.0	256.3
その他特目	220.2	271.1	291.7	285.8	261.4	340.0	331.0	429.3	782.9	876.4	1,144.4	1,424.4	1,700.5	1,973.1
計	940.8	966.7	980.6	935.0	961.0	1,159.8	1,193.4	1,202.0	1,691.0	1,964.7	2,468.2	2,878.6	3,069.1	3,382.1

団体の分析

基金については、発災前後で比較して大きな変動はない。
財政調整基金については、発災後の復興経費や、病院事業会計の赤字補填の財源として一部取り崩しを行ったが、決算剰余金の処分等により残高は増加傾向となっている。
平成25年度(2013年度)以降は、病院事業会計の運営が改善されてきたことから、今後の公共施設等の整備に備えるため基金の積立を行い始め、その他特定目的基金残高が増加傾向となった。

地方債発行額



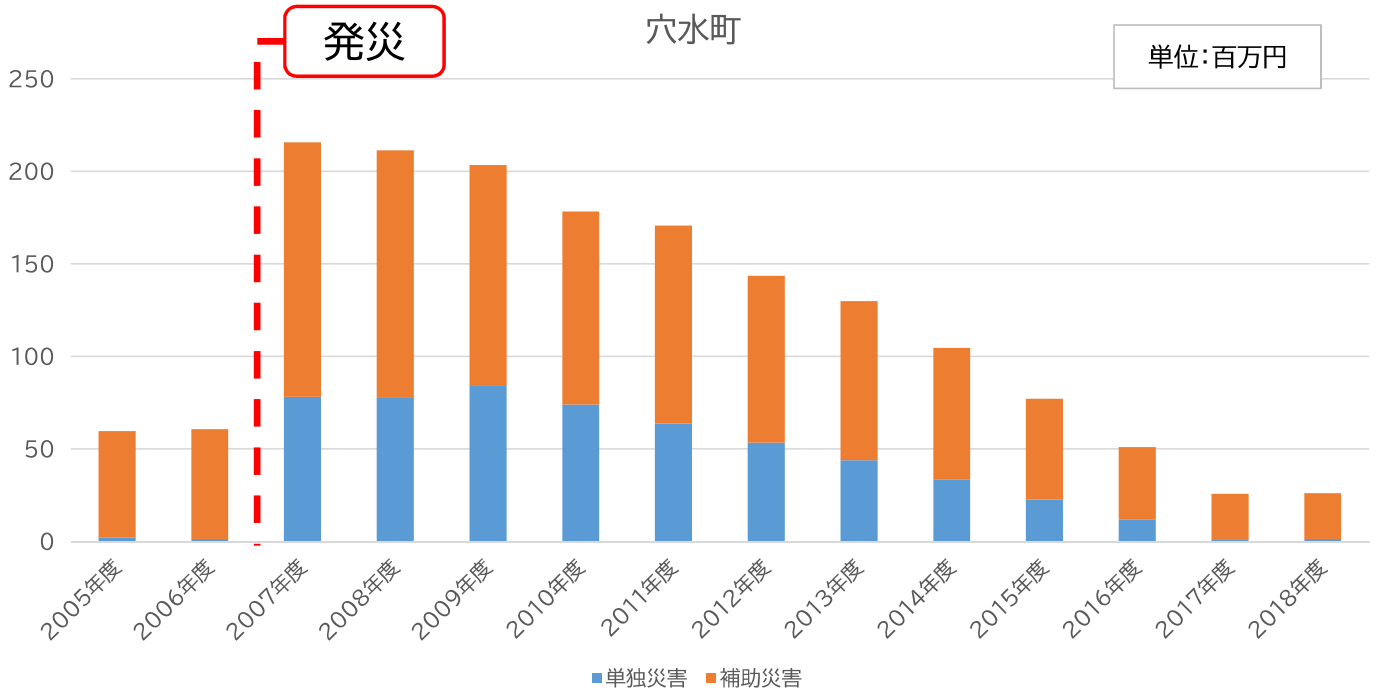
(単位:百万円)

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
一般公共事業債	89.5	5.5	29.1	17.0	1.4	6.8	45.5	54.3	49.9	67.5	38.1	19.6	8.7	6.6
災害復旧事業債	28.5	6.1	161.2	3.7	0.3	1.3	19.2	0.0	13.0	4.0	0.0	0.0	1.0	5.6
退職手当債	0.0	0.0	0.0	0.0	120.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
臨時財政対策債	209.6	186.1	168.8	158.2	245.6	314.4	233.8	228.6	238.6	230.5	215.8	175.2	177.6	167.1
県貸付金	0.0	24.0	122.3	15.4	23.5	11.3	6.5	72.2	69.3	50.0	50.0	67.0	2.2	12.6
その他	462.7	244.1	306.9	131.1	246.3	400.4	394.0	411.0	391.7	482.1	532.1	761.7	470.7	702.0
計	672.3	454.2	598.0	304.7	515.4	726.1	634.3	711.8	699.6	762.6	797.9	1,003.9	650.5	881.7

団体の分析

発災後の平成19年度(2007年度)地方債発行額は、前年度比3億円増加の7億9千万円となっている。
詳細としては災害復旧事業債が1億5千万円増加したことによる。また、過疎対策事業債についても5千万円の増額となった。
翌年度の平成20年度(2008年度)については、災害復旧事業債や過疎対策事業債をあわせて3億円余りの減額となったことから、大幅に発行額が減少した。
以降は、病院事業会計の赤字経営が影響し、一般会計の財政運営方針として地方債の抑制を行っていたが、経営改善されてきた平成25年度(2013年度)以降は各種事業を行い発行額が増加傾向となった。

災害復旧事業債残高



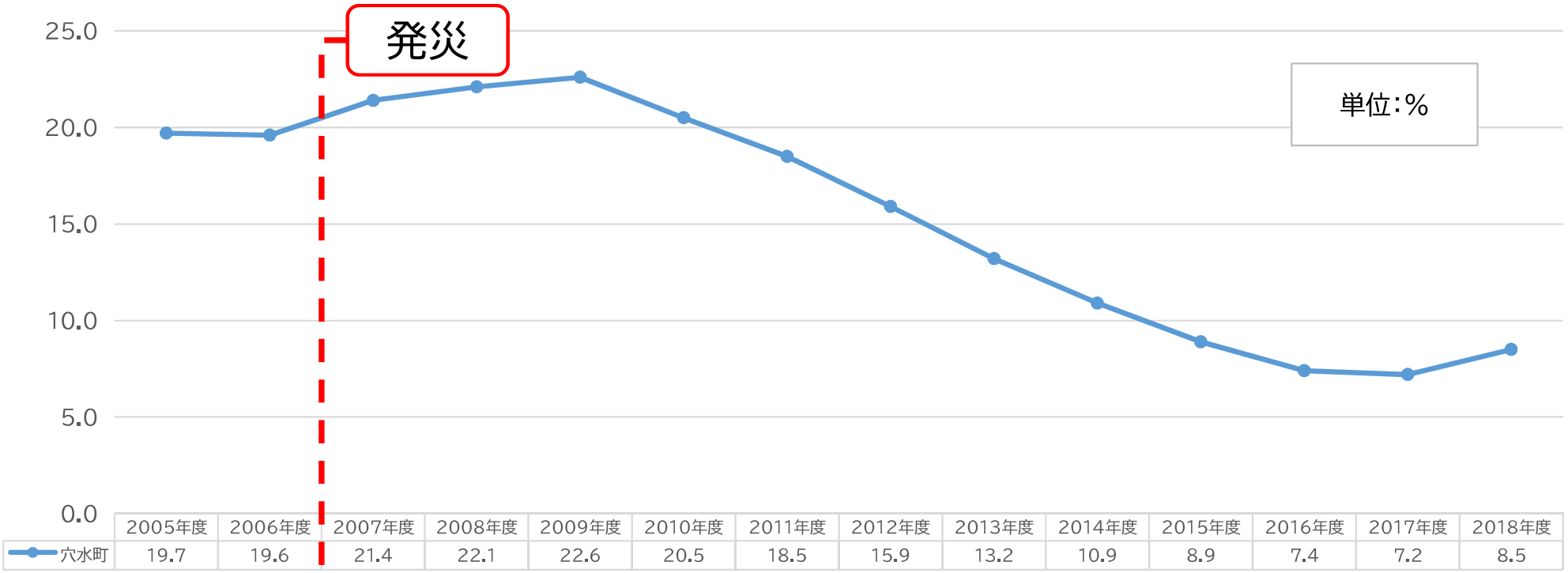
（単位:百万円）

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
単独災害	1.9	1.3	78.0	77.9	83.9	73.8	63.6	53.3	43.8	33.2	22.4	11.6	0.7	1.2
補助災害	57.6	59.3	137.6	133.4	119.4	104.3	106.9	90.1	86.0	71.2	54.6	39.2	24.9	24.8
計	59.5	60.6	215.6	211.3	203.3	178.1	170.5	143.4	129.8	104.4	77.0	50.8	25.6	26.0

団体の分析

発災後の災害復旧事業債残高は、皆増して2億1千万円の残高となった。
以後、台風等による災害復旧事業債に係る発行はあるものの、毎年度の償還額と差し引きで残高は減少傾向にあり、単独事業債については近年で償還完了が見込まれる。

健全化判断比率（実質公債費比率）

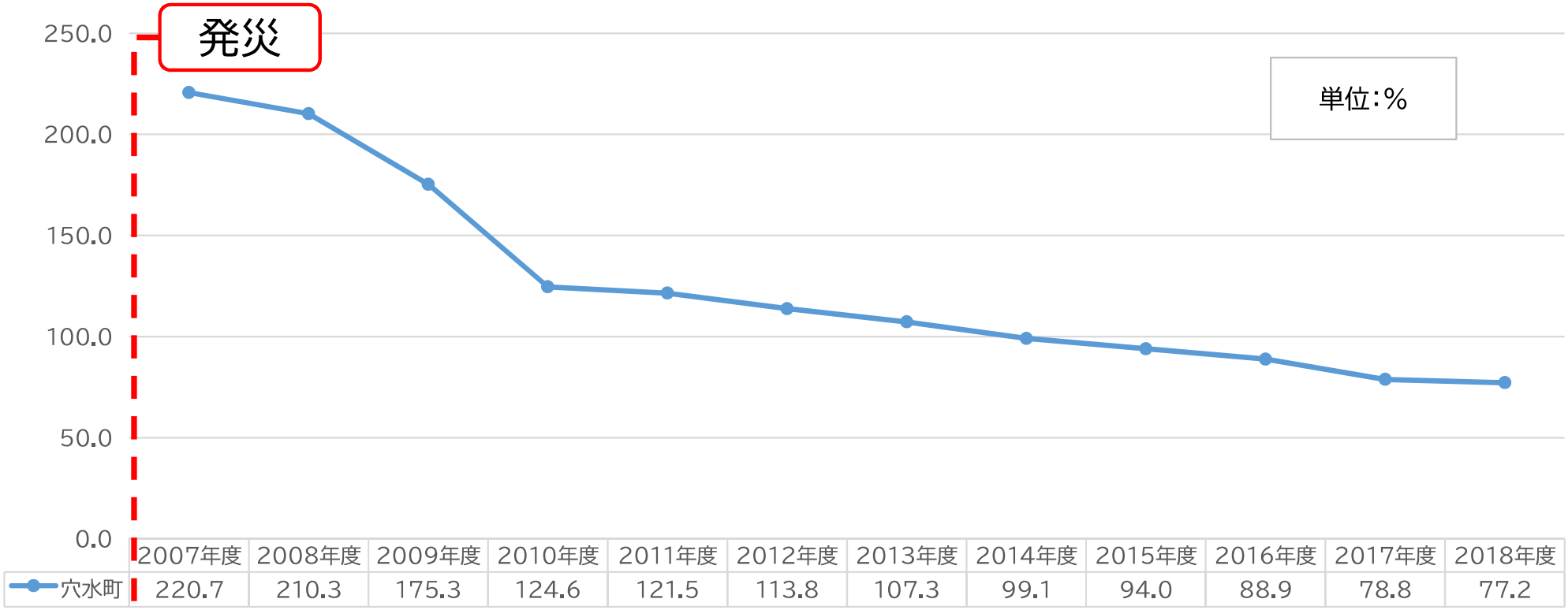


	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
穴水町	19.7	19.6	21.4	22.1	22.6	20.5	18.5	15.9	13.2	10.9	8.9	7.4	7.2	8.5

団体の分析

平成21年度（2009年度）までは、赤字経営だった病院事業会計への操出金が多額であったことから、準元利償還金額が多く、実質公債費比率にも大きく影響していた。
病院事業会計が厳しい財政運営であった期間は地方債借入額を抑制していたこともあり、平成22年度（2010年度）以降は公債費が減少となってきたことから実質公債費比率についても減少し、改善が図られた。

健全化判断比率（将来負担比率）

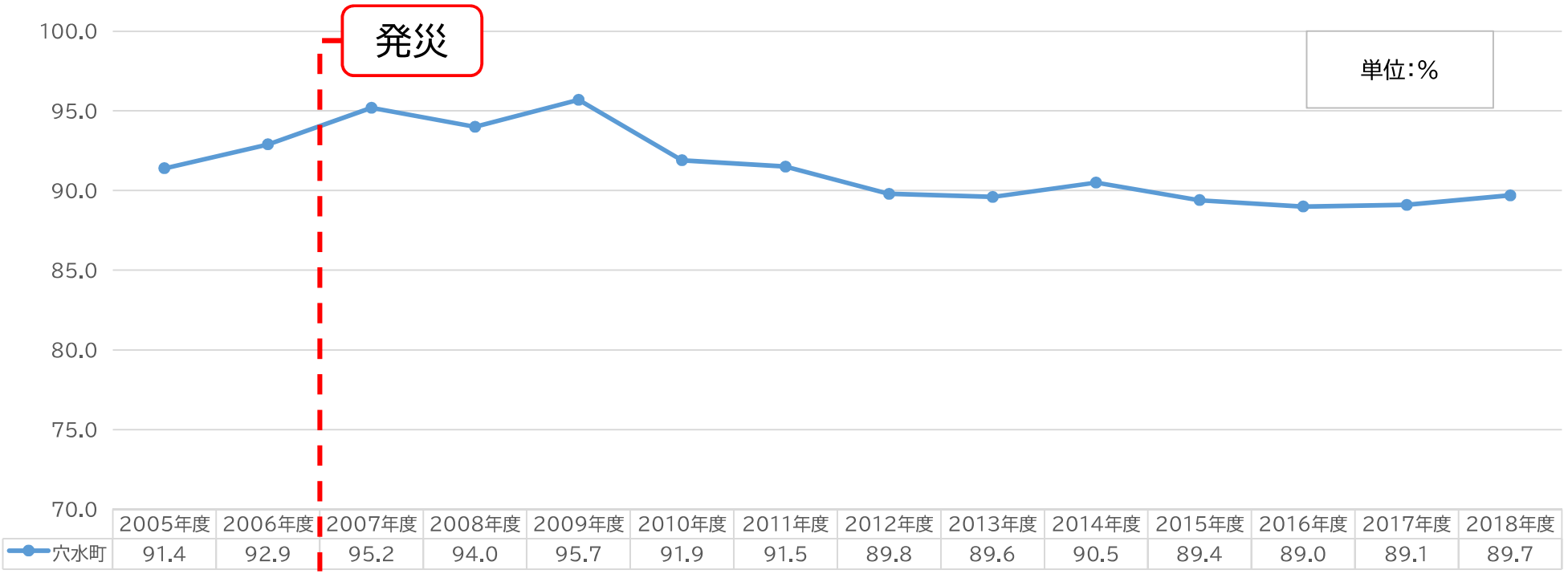


	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
穴水町	220.7	210.3	175.3	124.6	121.5	113.8	107.3	99.1	94.0	88.9	78.8	77.2

団体の分析

将来負担比率においては、病院の経営悪化による繰出金が多く比率が悪化する要因となっていたが、経営改善し、安定してきたことで、近年繰出し金が減少したため、減債基金等に積み立てることが可能となり比率が改善された。
今後は公共施設更新事業に伴う地方債残高の増加、一部事務組合への負担金増加が予定されていることから、増加傾向となる。
充当可能財源についても、引き続き普通交付税措置率の高い地方債の活用、基金への計画的な積み立てを行い、健全な財政運営に努める。

経常収支比率

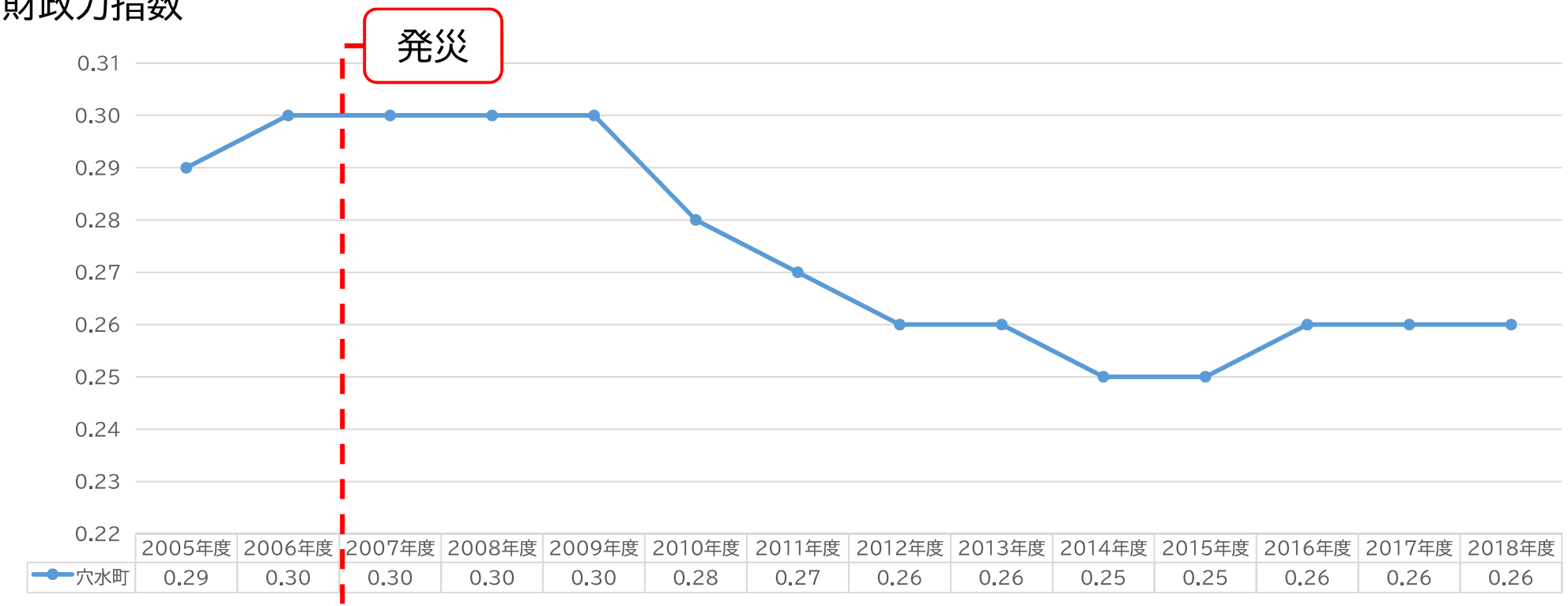


	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
穴水町	91.4	92.9	95.2	94.0	95.7	91.9	91.5	89.8	89.6	90.5	89.4	89.0	89.1	89.7

団体の分析

発災後の平成19年度（2007年度）は、分母である臨時財政対策債が減少したことと、分子である経常経費の増加により経常収支比率が悪化した。
分子のうち、地震復興事業に係る人件費（事業支弁費）が増加したことや、被災した公共施設の休業等により、管理委託料等が減少となるなど、経常経費の減額要因はあったものの、補助費等が大幅に増加したことで経常経費が増加した。
その後は、平成21年度（2009年度）の95.7%をピークに改善傾向となるが、要因は病院事業の赤字経営に係る一般会計への影響から、経常経費の精査・圧縮に努めていたことが挙げられる。

財政力指数

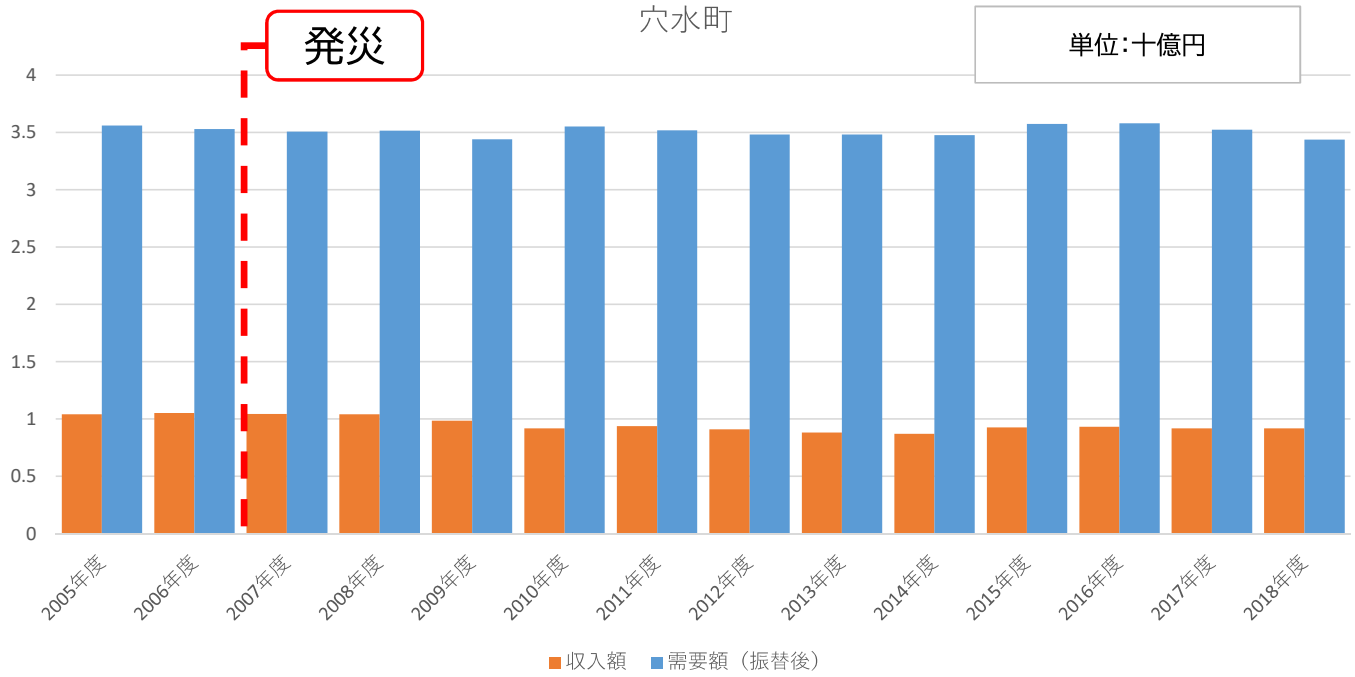


	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
穴水町	0.29	0.30	0.30	0.30	0.30	0.28	0.27	0.26	0.26	0.25	0.25	0.26	0.26	0.26

団体の分析

発災後の平成19年度（2007年度）前後でも0.30を維持していたが、平成22年度（2010年度）以降は、財政力指数が下降傾向となっている。
平成20年度（2008年度）のリーマンショック以降、町税が減収となったことに加え人口減少が著しく、高齢化率が全国平均を上回っていることや、町内に核となる産業がないことなどにより財政基盤が脆弱となっているため、基準財政収入額が大幅に増加することは見込めない。

基準財政需要・収入額①（臨時財政対策債への振替後（普通交付税の算定基礎））



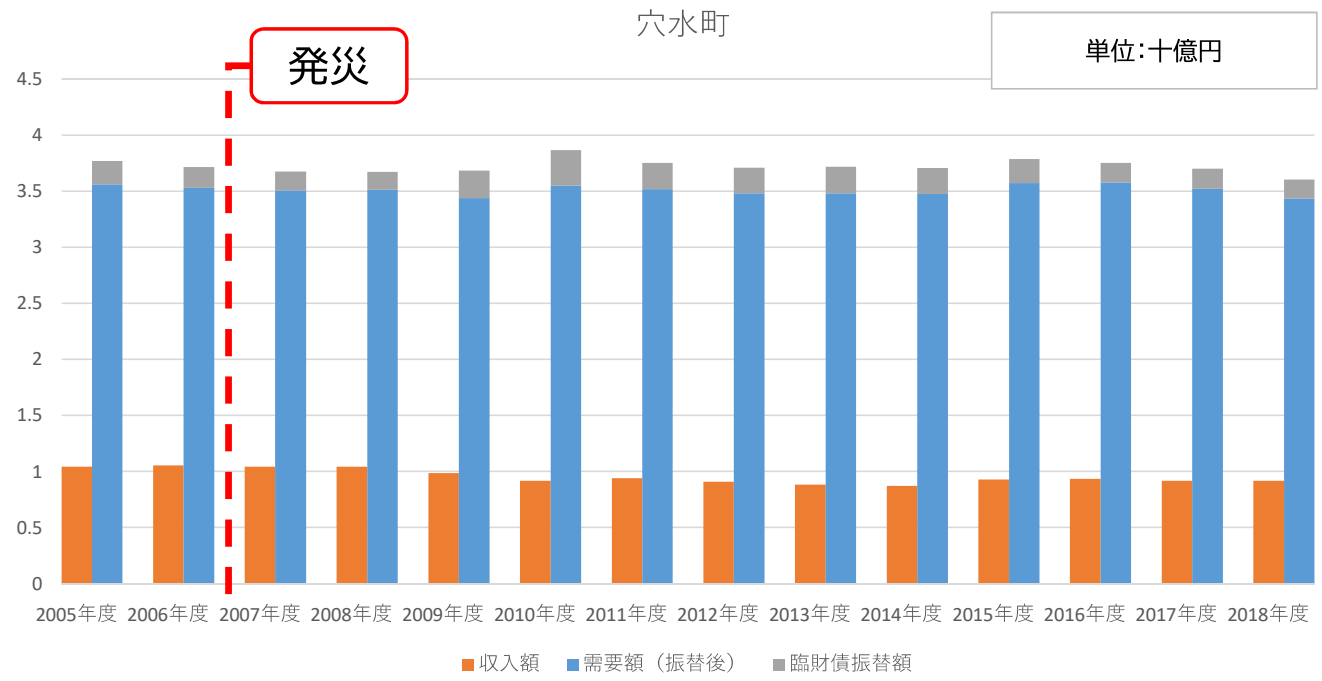
（単位：百万円）

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
収入額	1042.1	1053.8	1043.5	1041.6	985.1	917.8	938.7	909.9	883.2	872.6	928.4	934.0	918.4	917.5
需要額（振替後）	3558.6	3527.5	3504.2	3511.9	3437.1	3549.1	3515.9	3480.2	3478.3	3474.7	3570.4	3576.3	3520.5	3433.8

団体の分析

発災後の平成19年度（2007年度）も、需要額については大きく変動はないが、収入額については平成20年度（2008年度）以降から減少している。
要因は平成20年度（2008年度）のリーマンショック以降、町税が減収傾向となり、少子高齢化により町税の増収が見込めず、収入額が10億円を超えることはなくなった。

基準財政需要・収入額②（臨時財政対策債への振替前）



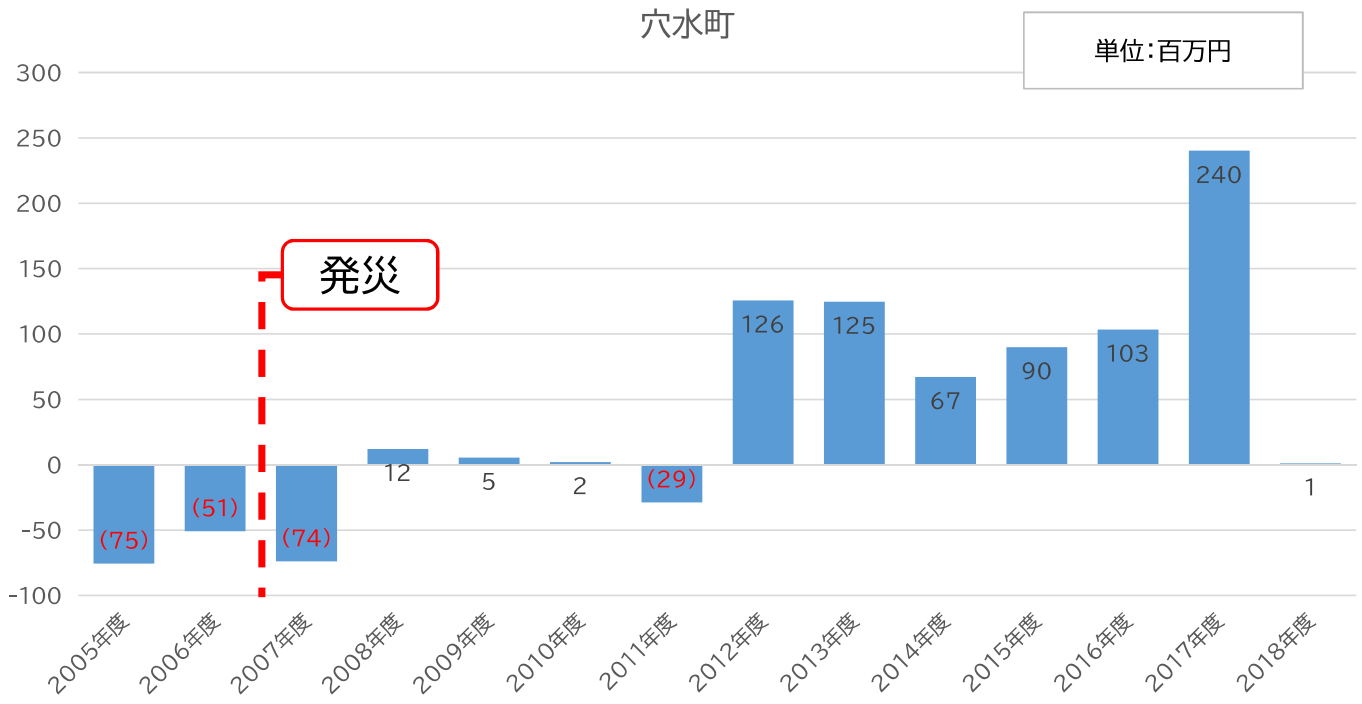
（単位：百万円）

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
収入額	1042.1	1053.8	1043.5	1041.6	985.1	917.8	938.7	909.9	883.2	872.6	928.4	934.0	918.4	917.5
需要額（振替後）	3558.6	3527.5	3504.2	3511.9	3437.1	3549.1	3515.9	3480.2	3478.3	3474.7	3570.4	3576.3	3520.5	3433.8
臨財債振替額	209.6	186.2	169.0	158.2	245.6	314.4	233.8	228.6	238.6	230.5	215.8	175.2	177.6	167.1

団体の分析

発災後の平成19年度（2007年度）について、収入額は大きく変動はないものの、平成20年度（2008年度）以降から減少している。
要因は平成20年度（2008年度）のリーマンショック以降、町税が減収傾向となり、少子高齢化により町税の増収が見込めず、収入額が10億円を超えることはなくなった。
また、需要額については少子高齢化による社会保障経費が増加傾向、公債費が減少傾向と、比較的平均して35億円余り続いている。
臨時財政対策債については、平成25年度（2010年度）が例年より1億円弱多いが、人口による配分がなくなり全額を財源不足団体に配分となったことによる。

実質単年度収支



(単位:百万円)

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
実質単年度収支	-75.4	-50.8	-73.7	12.1	5.4	2.2	-28.6	125.8	124.9	67.2	90.1	103.4	240.1	1.2

団体の分析

実質単年度収支については、発災後の平成19年度(2007年度)の単年度収支が3千万円余り赤字であったことに加え、地震復旧復興事業への財源として財政調整基金を取り崩したことにより前年度比2千万円余り赤字幅が増加した。
平成24年度(2012年度)については、単年度収支が3千万円余り増加の5百万円の黒字となったことや退職手当債等の繰り上げ償還を行ったことにより大幅に増額となった。
また、平成29年度(2017年度)については、2億円余りの繰り上げ償還を行った分が主な増額要因である。

団体名：穴水町

【調査票②】

Ⅲ　復旧財源の確保に向けた様々な取組

災害発生からの貴団体の財源確保面での動きについて御回答ください。（回答枠は適宜広げてください。）
〔例〕　住民等からの要望、関係団体との協議、制度所管省庁への要望（予備費（国）の充当、国庫補助金、特別交付税、地方債、その他財政措置）　等

	発災から1年目	発災から2年目以降
対住民	平成19年5月1日　町内会より要望あり ※　個人住宅補助等の被災者支援	
対各種団体		平成20年7月20日 財団法人能登半島地震復興基金へ交付金の審査手続き迅速化等要望
対国・県等	平成19年7月23日　国土交通省へ要望 平成19年8月　　石川県へ要望 平成19年9月10日　石川県へ要望	

Ⅳ　中期的な財政収支見通しの策定・改定

大規模災害発生時及びその後における財政運営にあたり中期的な財政収支見通しを策定した場合、関係資料をご恵与いただくとともに、次の①から⑥までに掲げる事項の概要について御回答願います。

策定の有無		☐有　→ ①以降へ
		☑無　理由：（　復興期間～発展期間の5カ年計画のため　）
①公表の有無		☐有　方法：（　　）
		☐無　理由：（　　）
②歳入・歳出の見積方法		（※計画に記載している場合は省略としてください。）
③見積困難な項目・理由（複数回答可）	項目	
	理由	
④見積と実績が乖離した項目・理由（複数回答可）	項目	
	理由	
⑤策定・改定の課題		
⑥特に意を用いた事項		

【調査票②】

Ⅴ　復興基金の設立状況等

次の①から④までに掲げる事項の概要について御回答願います。

①復興基金の設立状況	有	スキーム（基本的考え方、事業内容、基本財産・運用財産の原資等） あらゆる災害に対する予防・復興対策等を円滑に推進するため設置 経緯（基金設立や対象事業の選定・拡充等の経緯） 平成21年3月19日公布
	無	検討を行った場合には、その経緯
②義援金、寄付金等の状況	使途	居宅等家屋損傷（全壊・半壊等）者への生活再建のための見舞金
	理由等	住宅再建等への支援のため
③災害廃棄物処理対策に要した経費の状況	対象	対象となった廃棄物の内訳 家屋除去ごみ、廃家電処理
	対象外	対象とならなかった廃棄物の財源確保等 特別交付税措置（一般財源等）
④ソフト事業の見通しとニーズの把握、交付の決定等の状況	事業概要	穴水町住まい・まちづくり協議会が実施する活動（まちづくろ計画の作成、建築物の修景等）に対して助成を行うことで、住民主体の被災地復興を推進する。
	事業費	3,940千円（平成20年度決算）
	ニーズ把握、交付決定の考え方等	町並み復興検討部会等の各団体より、アンケートやメールを通じてニーズを把握。

Ⅵ　被災者支援のための住宅整備の取り組み状況とそれが及ぼす財政運営上の影響

住宅の供給・再建の取組の一環として公営住宅の供給等、行政による支援を行った場合、事業類型の別毎に次の①から③までに掲げる事項の概要について御回答願います。

①採用した手法	①　仮設住宅の設置 ②　自立再建への助成
②事業概要	①　45棟の仮設住宅を設置。 ②　生活再建支援給付（1件あたり90万円※全壊）及び応急修理、災害援護資金貸付金（1件250万円※全壊）
③財政負担（ランニングコスト）	被災者用として民間（個人）が建設したマンションの借上げ料 年間1,300万円 ※　使用料収入年間約500万円

【調査票②】

Ⅶ　大規模災害発生時及びその後における財政運営上の課題と対応

大規模災害発生時及びその後における①財政運営上の課題、②課題の解決に向けた対応策、③対応策の検討に際して中期的な財政収支見通しが果たした役割・果たせなかった役割について御回答願います。（なお、中期的な財政収支見通しを策定しなかった場合、③については回答不要です。）

回答欄（複数回答可）	
①財政運営上の課題	国や県の補助事業を活用したものの、災害廃棄物処理に係る委託料や一部事務組合への負担金については一般財源等で対応したことが財政負担の増となった。
②課題解決に向けた対応策	今後の大規模災害に備えるため、災害対策基金を設立した。
③中長期財政収支見通しの役割	

Ⅷ　国等に対して求められる支援

上記のような経験を踏まえ、大規模災害発生時及びその後の財政運営について国や県（市町村の場合）、地方公共団体金融機構に対する御意見等があれば、御回答願います。

御意見等

第5　平成 23 年台風第 12 号の事例調査

1 事例調査の方法

事例調査の方法については、第４「平成 19 年能登半島地震の事例調査」の１に記載した内容と同じである。

2 災害の概要等

（1）災害概要

平成 23 年８月 25 日にマリアナ諸島の西の海上で発生した台風 12 号は、ゆっくりとした速さで北上したため、紀伊半島では８月 30 日から９月５日の間に激しい雨に見舞われ、広い地域で総降水量が 1,000㎜ を超えた。和歌山県では観測地点 18 カ所のうち 14 カ所で 72 時間雨量の観測史上最高値を記録するなど記録的な雨となった。

（2）被害概要

豪雨による河川の氾濫や土砂災害等による人的被害をはじめ、広範に及ぶ市街地の浸水、河川道路等の損壊や、電気、上下水道、電話などのライフラインの断絶など甚大な被害が発生した。各県の被害の状況は次のとおりである。

（和歌山県における被害） ・人的被害（人）　死者 56 名　行方不明者５名（平成 24 年 4 月 6 日時点） ・住家被害（棟）　全壊　367 棟、半壊 1,840 棟 ・公共土木施設被害　紀南地方を中心に県内全域に及び、県全体で被害箇所数は 703 カ所、被害額は約 213 億 8,000 万円となった。沿岸部の国道に比べ、内陸部の県管理道路や市町村管理道路に大きな被害が発生した。また、河川管理施設は、県管理分で約 217 億 4,800 万円に上り、国管理分（約 12 億 300 万円）や市町管理分（約 24 億 2,100 万円）と比較しても大きな被害が生じた。 ・農林水産施設被害　河川のはん濫、土砂崩れ等により、農地や農業用施設（ため池、水路等）等の被害額が約 167 億円に上った。
（奈良県における被害） ・人的被害（人）　死者 15 名　行方不明者９名（平成 29 年 7 月 21 日時点） ・住家被害（棟）　住家被害は、全壊 49 棟、半壊 71 棟、一部損壊 14 棟、床上浸水 13 棟、床下浸水 37 棟であり、さらに非住家被害 49 棟を合わせると建物被害は合計 233 棟（平成 25 年 2 月 1 日時点）。 ・公共土木施設被害[12]　県内 711 カ所、約 700 億円の被害額。うち道路・橋梁は 304 件、77 億円、砂防・治山等が 50 件、447 億円となっている。また、河川管理施設では、河川の災害復旧事業として査定された箇所は、県管理河川で 111 カ所、市町村管理河川で 28 カ所あり、災害査定額は約 100 億円であった。このうち、河川内に大規模に土砂が堆積した箇所は８カ所（220 万㎥）であり、災害査定額は約 73 億円に達した。

[12] 奈良県 HP「奈良県紀伊半島大水害復旧・復興計画」
http://www.pref.nara.jp/secure/136243/fukkokeikaku_part1.pdf

3 和歌山県に関する事例調査

（1）団体概要

人口等	人口 1,002,198 人、世帯数 393,553 世帯、高齢化率 27.3%（発災前時点（平成 22 年国勢調査））[13]
地理	面積の大部分は、紀伊山脈を中核とする標高 1,000 メートル前後の山岳地帯。近畿地方の南に突き出た紀伊半島の南西部にあって、北は大阪府、東は奈良県と三重県、南は熊野灘に接し、西は紀伊水道をはさんで徳島県と向かい合う。串本町の潮岬は、本州の最南端。

（2）被害の状況

前述のとおり、河川の氾濫による浸水被害や土砂崩れ等が発生し、大きな人的被害・住家被害が発生したほか、水道や電気などのライフラインにも大きな被害が出た。

〔人的被害・住家被害等（平成 24 年 12 月 20 日時点）〕

人的被害（人）			住家被害（棟）				
死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
56	５	８	240	1,753	85	2,706	3,149

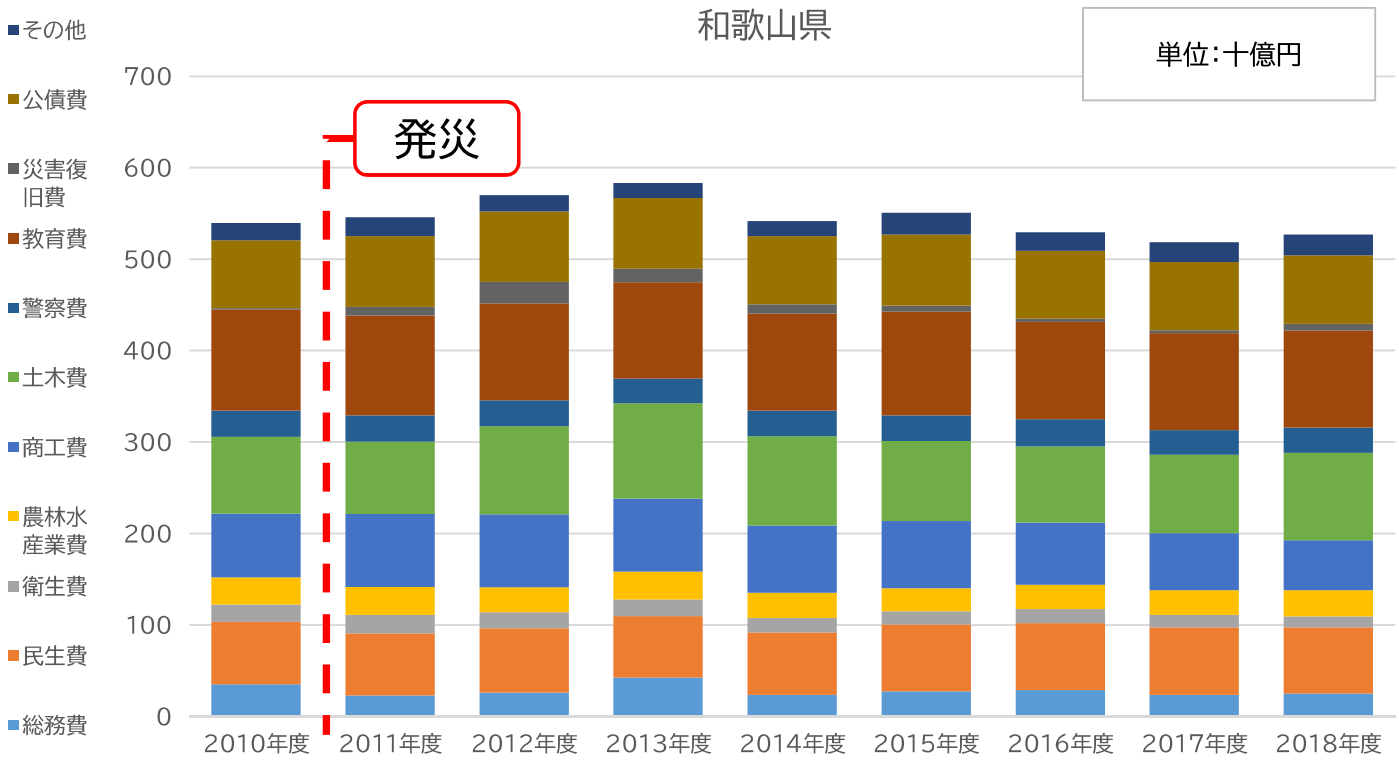
公共土木施設（道路）		ライフライン		
被害件数	被害金額（億円）	停電（戸）	断水（戸）	通信（回線）
703 件	213.8	112,569	34,029	34,140

（出典）「平成 23 年 紀伊半島大水害記録誌」（和歌山県）

（3）決算額等の推移　（※次頁以降、ヒアリングの調査票を記載する。）

[13] 令和３年２月１日現在、人口 911,488 人、世帯数 394,706 世帯。

目的別歳出



(単位:十億円)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
総務費	35.2	22.7	25.8	42.4	23.5	27.2	28.8	23.6	24.9
民生費	68.1	68.1	70.5	67.2	68.2	73.4	73.3	73.8	72.3
衛生費	19.1	20.2	17.5	18.1	15.7	14.1	15.2	13.8	12.1
農林水産業費	29.4	30.4	27.5	30.4	27.7	25.4	26.7	27.0	28.5
商工費	69.7	80.0	79.8	79.9	73.5	73.4	67.8	62.3	54.7
土木費	84.2	78.8	96.1	104.3	97.7	87.5	83.2	85.6	95.5
警察費	28.6	29.0	28.3	27.2	28.1	28.2	29.9	27.1	27.6
教育費	110.7	109.2	106.0	105.1	106.1	113.3	106.3	105.8	106.3
災害復旧費	1.2	9.5	23.6	14.6	10.1	6.7	3.5	3.5	7.2
公債費	74.4	77.2	76.9	77.7	74.7	77.8	74.4	74.3	75.1
その他	18.8	20.7	18.0	16.3	16.3	23.6	20.3	21.9	22.7
計	539.4	545.8	570.0	583.2	541.6	550.6	529.4	518.7	526.9

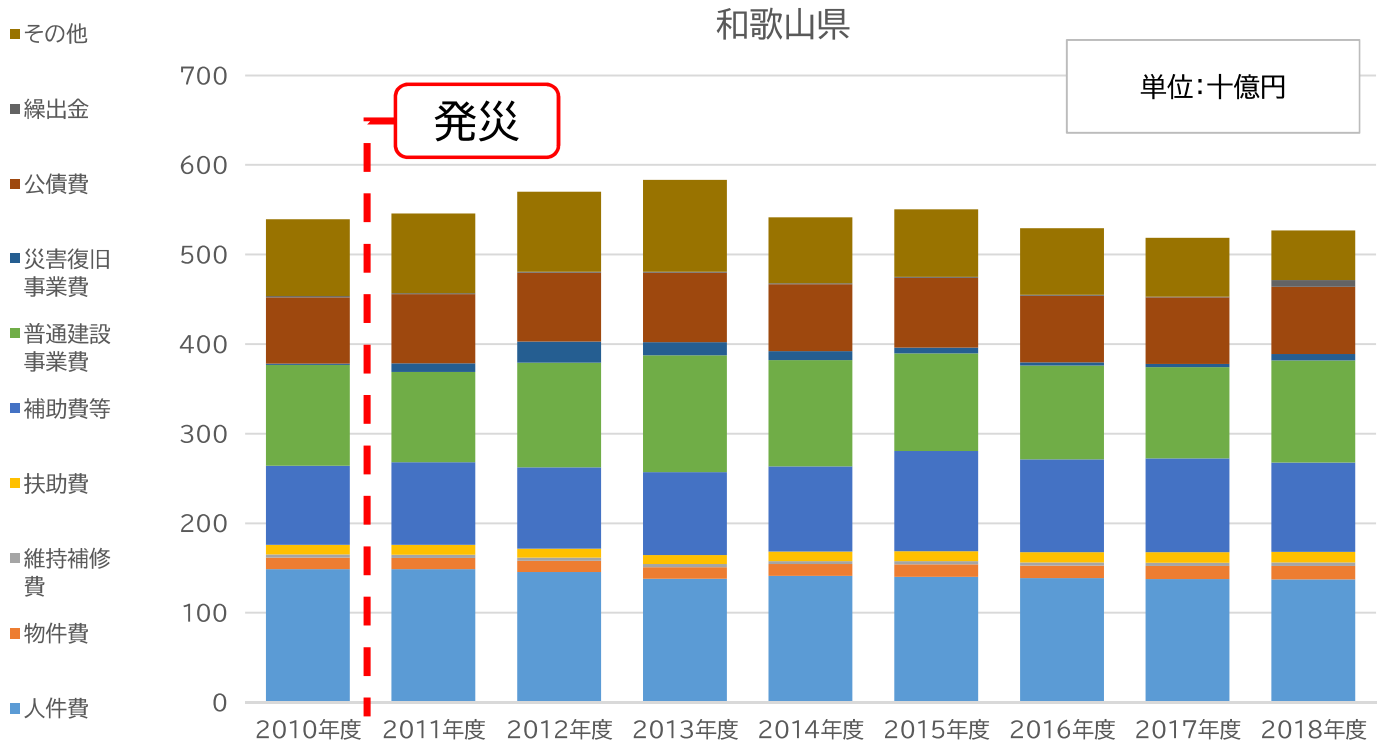
団体の分析

・ 土木費は、中長期対策により平成25年度(2013年度)をピークとして平成26年度(2014年度)まで高い水準で推移している。

・ 災害復旧費は、平成23年(2011年)災の影響により、平成24年度(2012年度)がピークとなっている。

・ 平成23年(2011年)災の影響で中小企業制度融資が増えたことにより、商工費が平成23～25年度(2011～2013年度)まで高い水準で推移している。

性質別歳出



(単位:十億円)

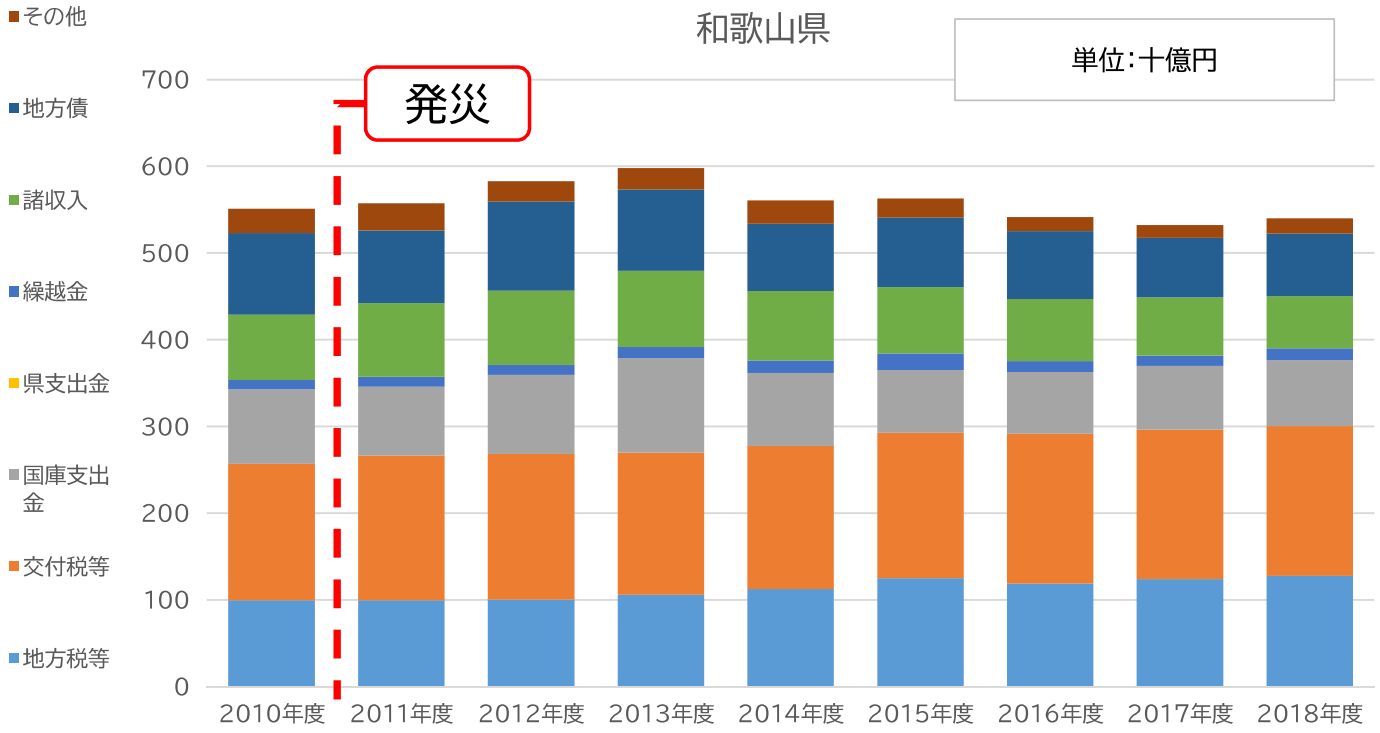
	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
人件費	148.7	148.6	145.5	137.9	141.4	140.2	138.7	137.7	137.1
物件費	12.9	12.5	12.6	13.0	13.0	14.1	14.1	14.6	15.0
維持補修費	3.6	3.6	3.5	3.5	3.3	3.4	3.6	3.7	4.3
扶助費	10.6	11.2	10.1	10.2	10.7	11.0	11.4	11.7	11.5
補助費等	88.3	92.2	90.5	92.3	95.2	111.7	103.6	104.6	99.9
普通建設事業費	112.8	100.9	116.8	130.6	118.4	109.0	104.8	102.0	114.0
災害復旧事業費	1.2	9.5	23.6	14.6	10.0	6.6	3.5	3.5	7.2
公債費	74.2	77.1	76.9	77.6	74.6	77.7	74.3	74.3	75.1
繰出金	1.2	1.2	1.1	1.1	1.2	1.1	0.9	0.9	7.4
その他	86.0	89.0	89.2	102.5	73.6	75.6	74.4	65.6	55.6
計	539.5	545.8	569.8	583.3	541.4	550.4	529.3	518.6	527.1

団体の分析

・ 平成23年災の影響等により、災害復旧事業費・普通建設事業費は、平成23年度から24年度に増加。

・ 平成23年災の影響等により、平成25年度の歳出が過去10年間で最大となっている。

歳入の内訳



(単位:十億円)

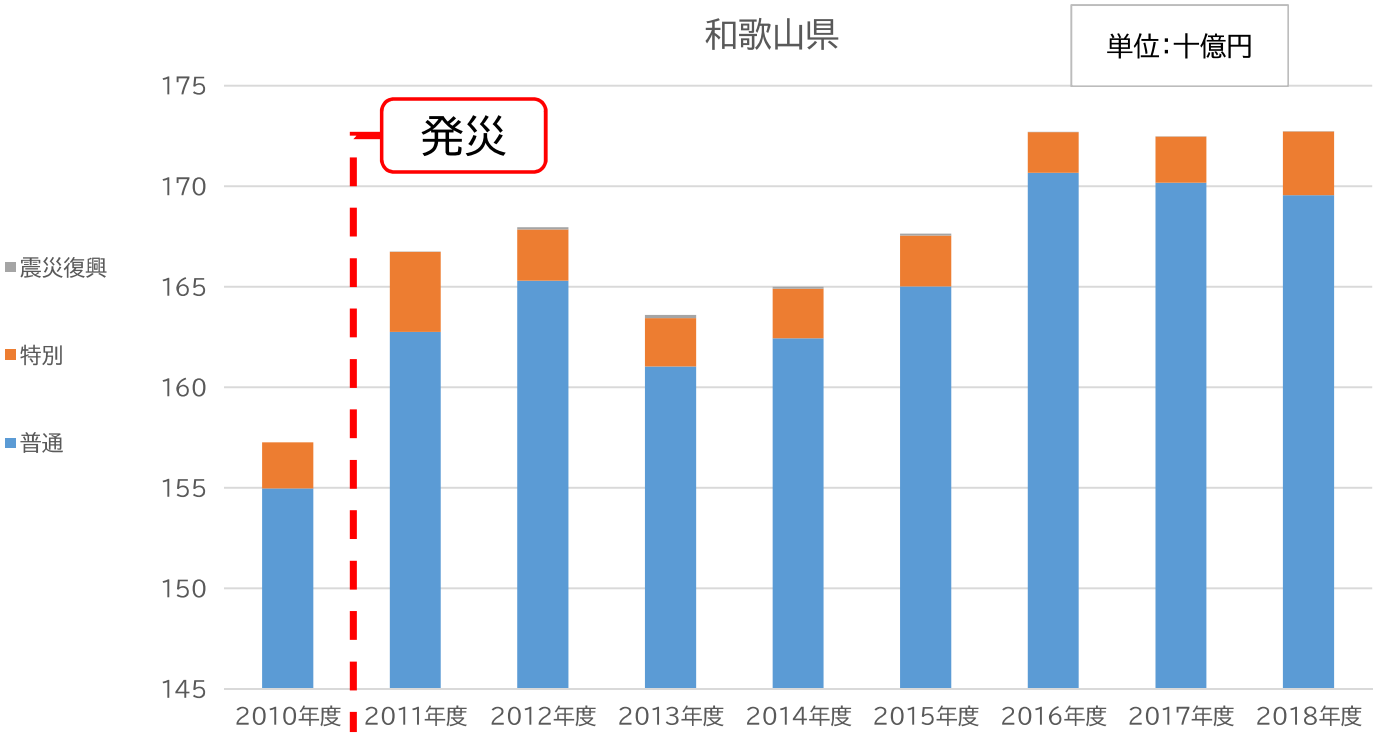
	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
地方税等	99.6	99.6	100.1	105.9	112.4	125.1	118.8	123.9	127.7
交付税等	157.3	166.7	168.0	163.6	165.0	167.6	172.7	172.5	172.7
国庫支出金	85.8	79.2	91.3	109.3	84.2	72.3	71.2	73.3	75.9
繰越金	10.7	11.4	11.5	12.6	14.6	19.2	12.4	11.9	13.7
諸収入	75.5	85.2	85.7	88.2	79.9	76.4	71.8	67.1	60.2
地方債	93.9	83.7	102.5	93.8	77.6	79.9	78.2	68.8	72.0
その他	28.1	31.5	23.4	24.6	27.1	22.4	16.2	14.9	17.7
計	550.9	557.3	582.5	598.0	560.8	562.9	541.3	532.4	539.9

団体の分析

・ 平成24年度及び平成25年度の歳入総額が大きくなっており、平成23年災等により国庫支出金や地方債が増加したことによるもの。

・ 地方債の増加は、災害復旧事業等により公共土木施設建設事業が増加したことに伴い、当該事業に係る地方債発行額が増えたことによるもの。

交付税の内訳



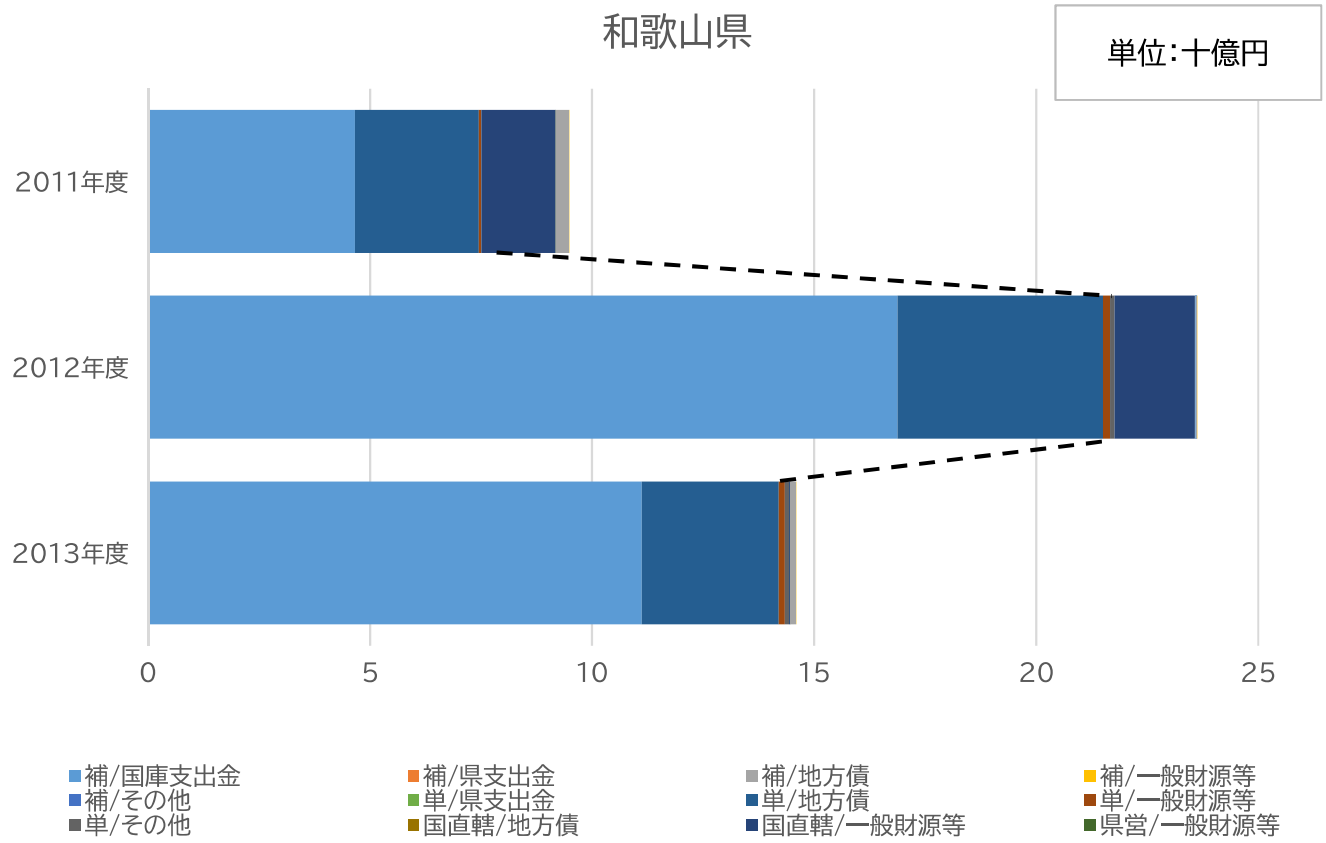
（単位:十億円）

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
普通	155.0	162.7	165.3	161.0	162.4	165.0	170.7	170.2	169.6
特別	2.3	4.0	2.5	2.4	2.5	2.5	2.0	2.3	3.2
震災復興	-	0.0	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
計	157.3	166.7	167.9	163.6	165.0	167.6	172.7	172.5	172.8

団体の分析

・ 特別交付税について、現年災害復旧事業費に対して交付税措置があるため、大規模な台風災害があった平成23年度及び平成30年度の交付額が多くなっている。

災害復旧費の財源内訳



（単位：百万円）

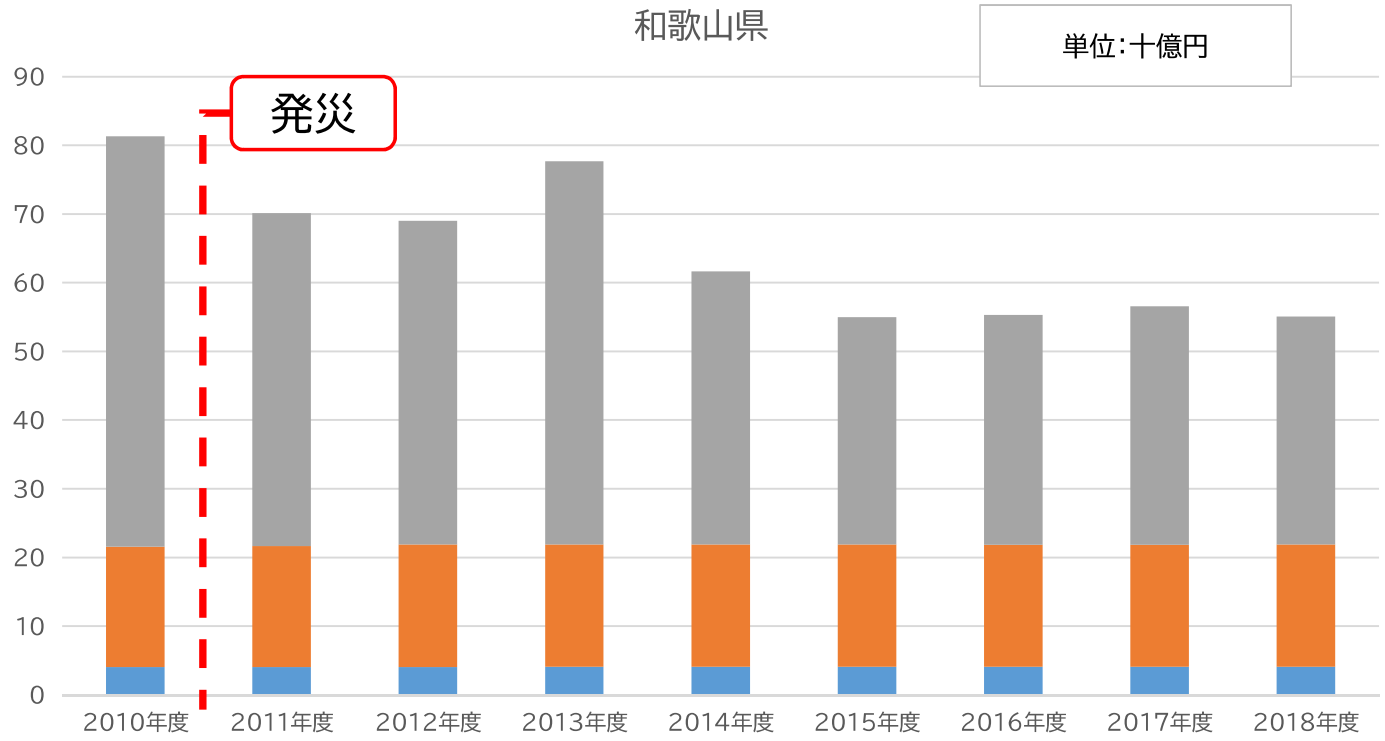
	補/国庫支出金	補/地方債	補/一般財源等	補/その他	単/地方債	単/一般財源等	単/その他	国直轄/地方債	国直轄/一般財源等
2011年度	4,663.5	2,788.0	52.1	8.1	1,670.3	4.2	0.0	299.4	0.0
2012年度	16,879.3	4,628.5	162.1	96.9	1,811.9	0.0	17.6	34.2	3.8
2013年度	11,123.5	3,085.6	135.2	94.5	18.4	1.2	0.0	135.5	0.0
計	32,666.3	10,502.1	349.4	199.5	3,500.6	5.4	17.6	469.1	3.8

団体の分析

・ 補助事業は国庫支出金と地方債、単独・直轄事業は地方債が主な財源となっており、一般財源の支出はほとんどない。

・ 全体の約9割が補助・直轄事業、約1割が単独事業で実施している。

基金の状況



（単位:十億円）

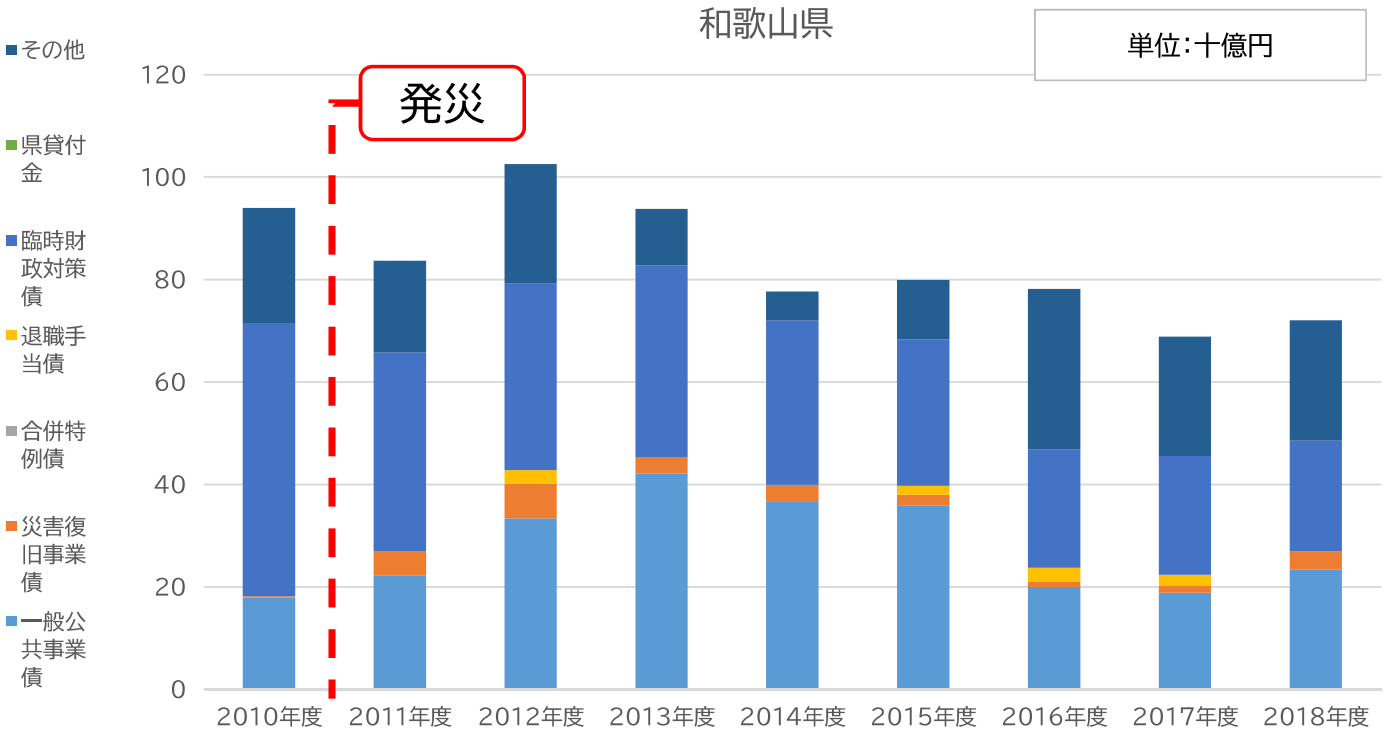
	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
財政調整基金	4.0	4.0	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1
減債基金	17.5	17.6	17.9	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8
その他特定目的基金	59.7	48.5	47.1	55.8	39.8	33.1	33.4	34.7	33.2
計	81.2	70.1	69.1	77.7	61.7	55.0	55.3	56.6	55.1

団体の分析

・ 平成23年災における災害復旧事業は、大半を国庫支出金及び地方債を財源として事業を実施しているため、財政調整基金はほぼ横ばいを維持している。

・ その他特定目的基金については、国経済対策や国体等により増減している。

地方債発行額



(単位:十億円)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
一般公共事業債	17.9	22.2	33.4	42.1	36.7	35.9	20.0	18.8	23.4
災害復旧事業債	0.2	4.8	6.7	3.2	3.2	2.1	1.0	1.3	3.6
退職手当債	0.0	0.0	2.7	0.0	0.0	1.7	2.7	2.2	0.0
臨時財政対策債	53.2	38.8	36.5	37.5	32.0	28.6	23.1	23.2	21.6
その他	22.6	17.9	23.2	11.0	5.7	11.6	31.4	23.3	23.5
計	75.8	56.7	59.7	48.5	37.7	40.2	54.5	46.5	45.1

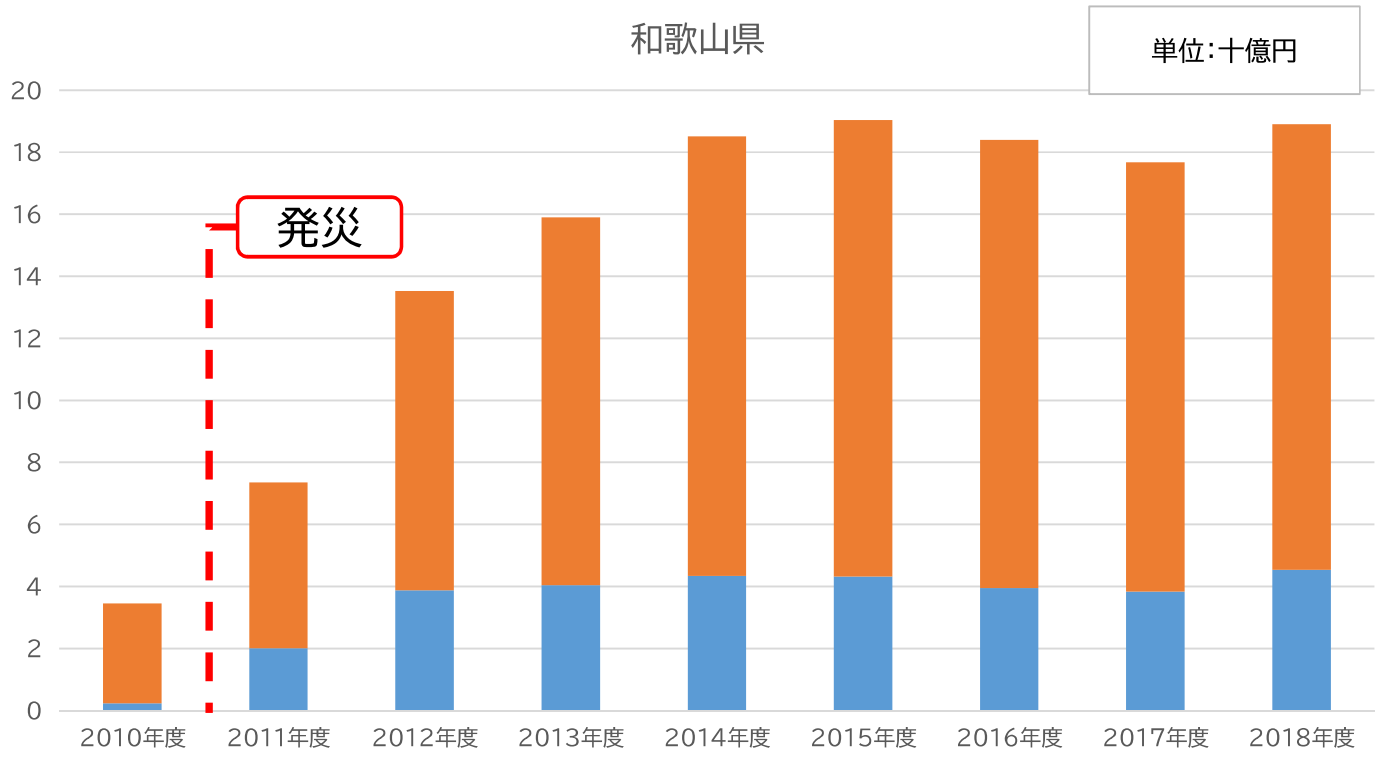
団体の分析

・ 平成23年災により、平成23～25年度にかけて、災害復旧事業債・公共事業等債(災害関連)を発行している。

・ 平成23年災による災害復旧事業債は、補助災害復旧事業債を約100億、単独災害復旧事業債を約33億発行している。

・ 平成23～25年度は、国経済対策による補正予算債を発行しており、過去10年間で平成24年度が発行額最多となっている。

災害復旧事業債残高



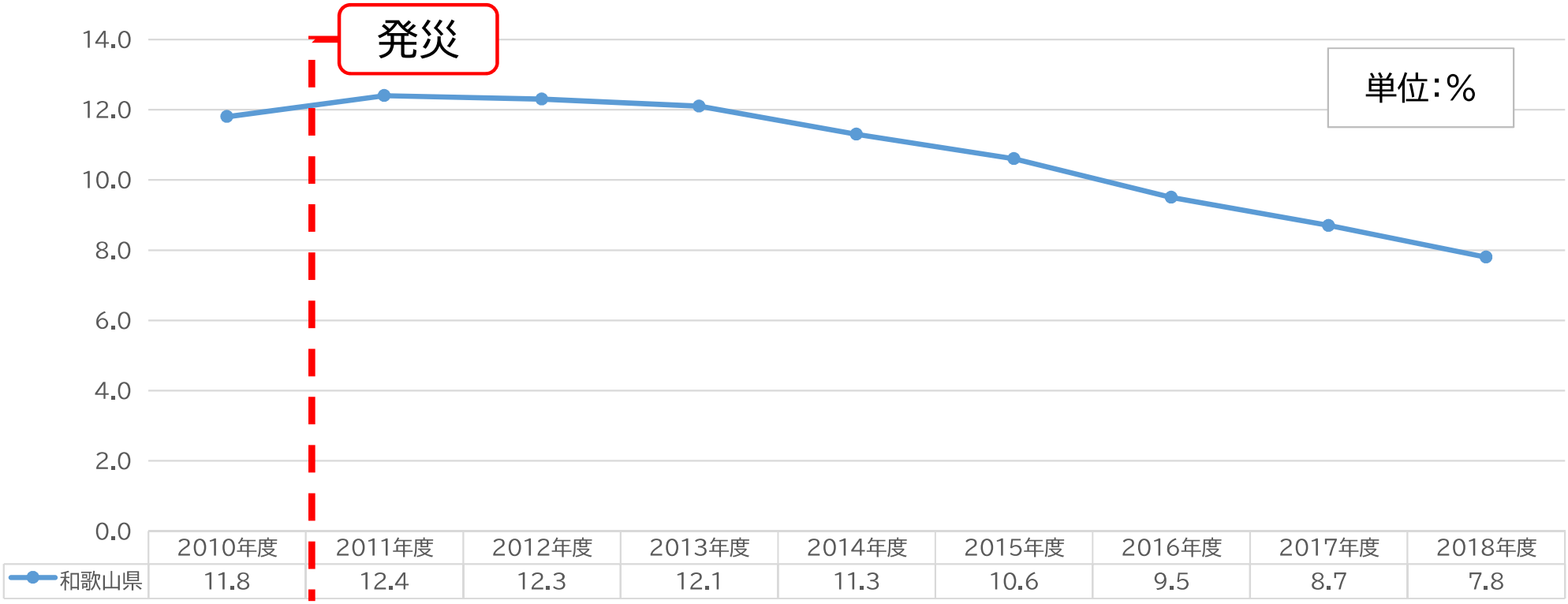
(単位:百万円)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
単独災害	231.5	2,006.9	3,871.7	4,037.6	4,338.8	4,318.4	3,945.3	3,835.3	4,537.6
補助災害	3,220.3	5,343.8	9,651.4	11,859.6	14,166.2	14,713.0	14,445.8	13,839.7	14,369.5
計	3,451.8	7,350.7	13,523.1	15,897.2	18,505.0	19,031.4	18,391.1	17,675.0	18,907.1

団体の分析

- 平成23年災により、補助災害復旧事業債は、平成23～25年度にかけて発行。
- 単独災害復旧事業債は、平成23～24年度にかけて発行。
- 平成27年度以降は、減少傾向にあったが、平成30年災(台風12号)により、増加。

健全化判断比率（実質公債費比率）

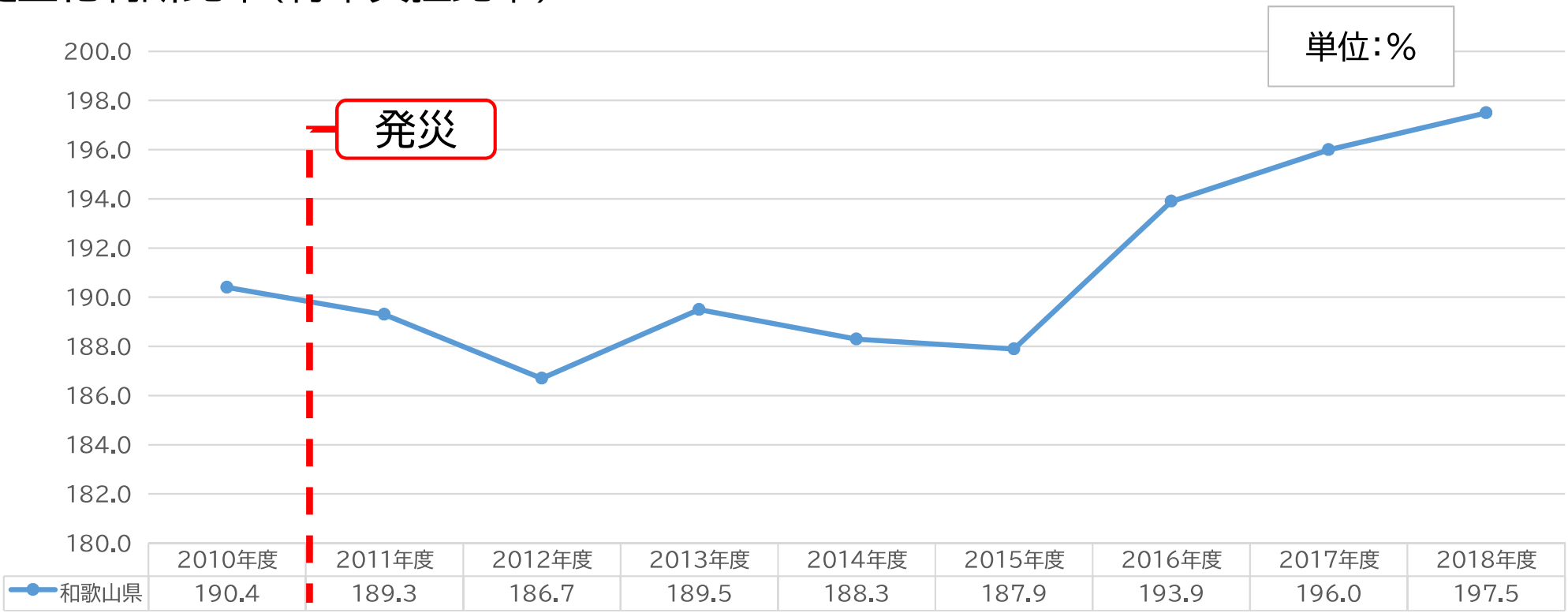


	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
和歌山県	11.8	12.4	12.3	12.1	11.3	10.6	9.5	8.7	7.8

団体の分析

- 実質公債費比率については、平成23年災による大きな影響は見られない。
- 実質公債費比率は、借入金利の低下等により、平成24年度以降減少傾向。

健全化判断比率（将来負担比率）

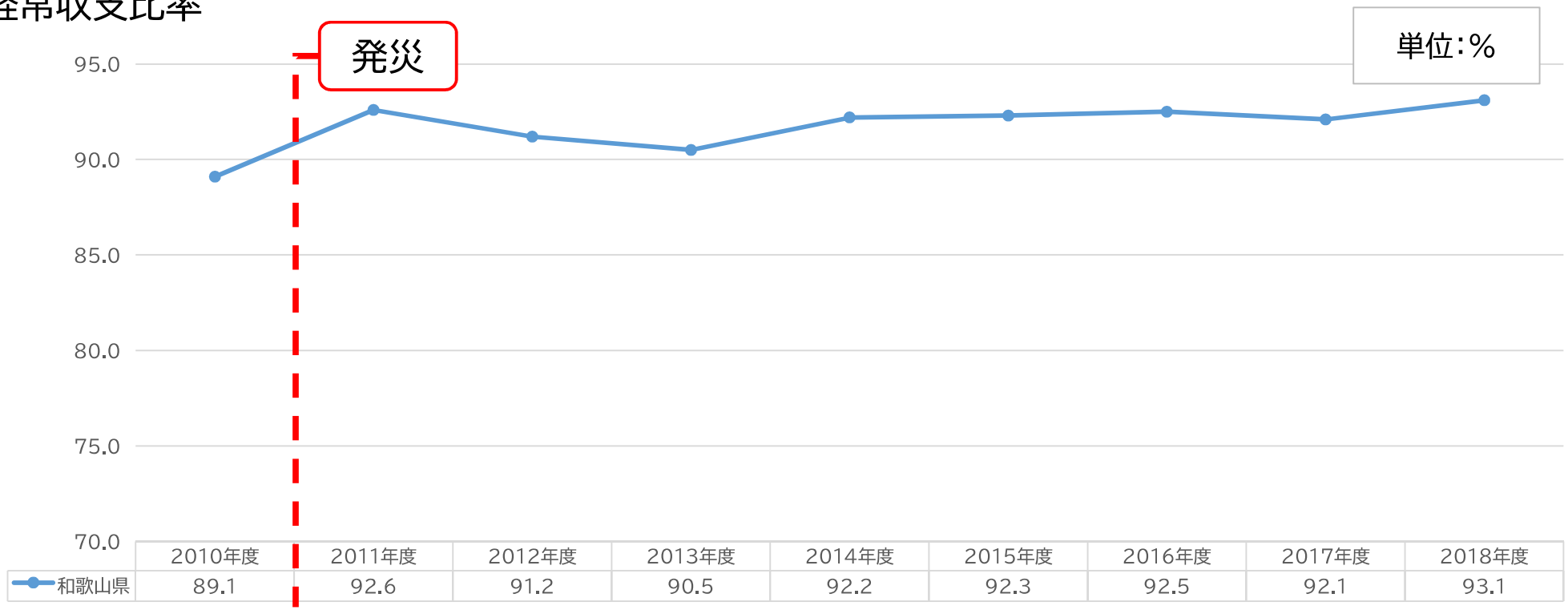


	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
和歌山県	190.4	189.3	186.7	189.5	188.3	187.9	193.9	196.0	197.5

団体の分析

- 平成23年災による地方債残高の増加により、将来負担比率は、数%程度増加する影響を受けている。
- 将来負担比率は、地方債交付税措置率の低下傾向等により、平成27年度決算以降上昇傾向にある。

経常収支比率

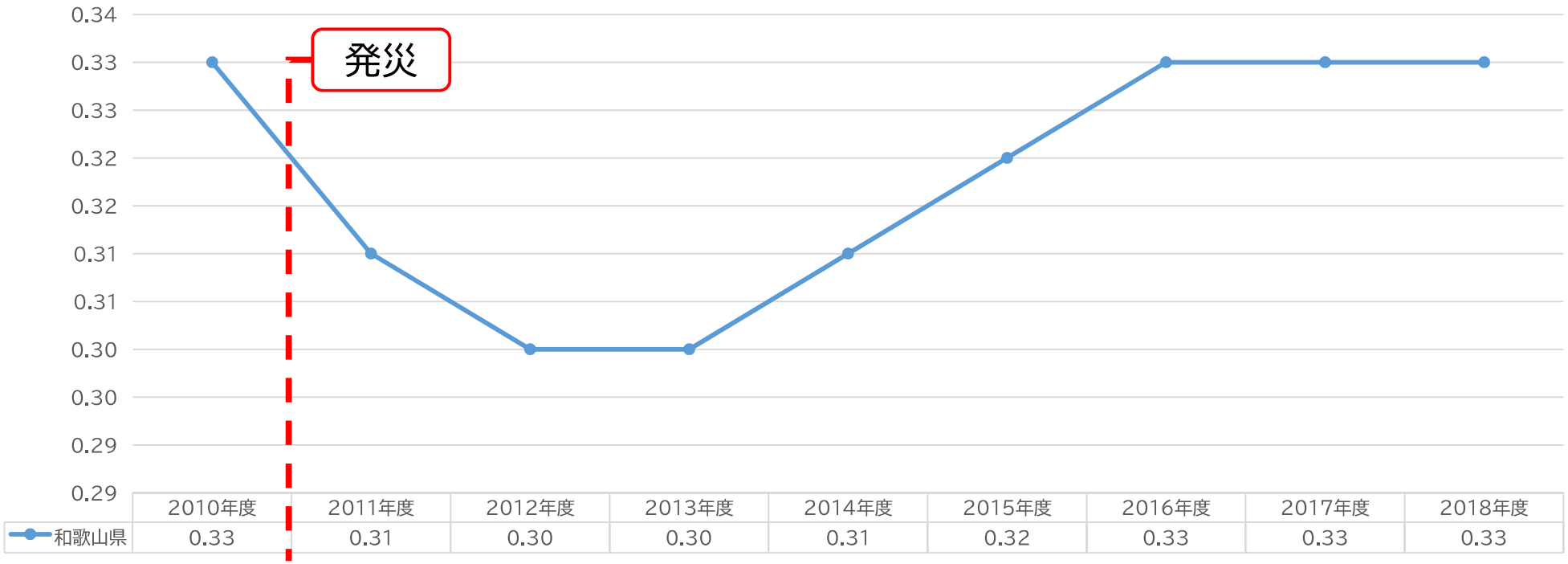


	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
和歌山県	89.1	92.6	91.2	90.5	92.2	92.3	92.5	92.1	93.1

団体の分析

- 経常収支比率については、平成23年災による大きな影響は見られない。
- 人件費や公債費、普通交付税等の増減により、各年度の経常収支比率は増減している。

財政力指数

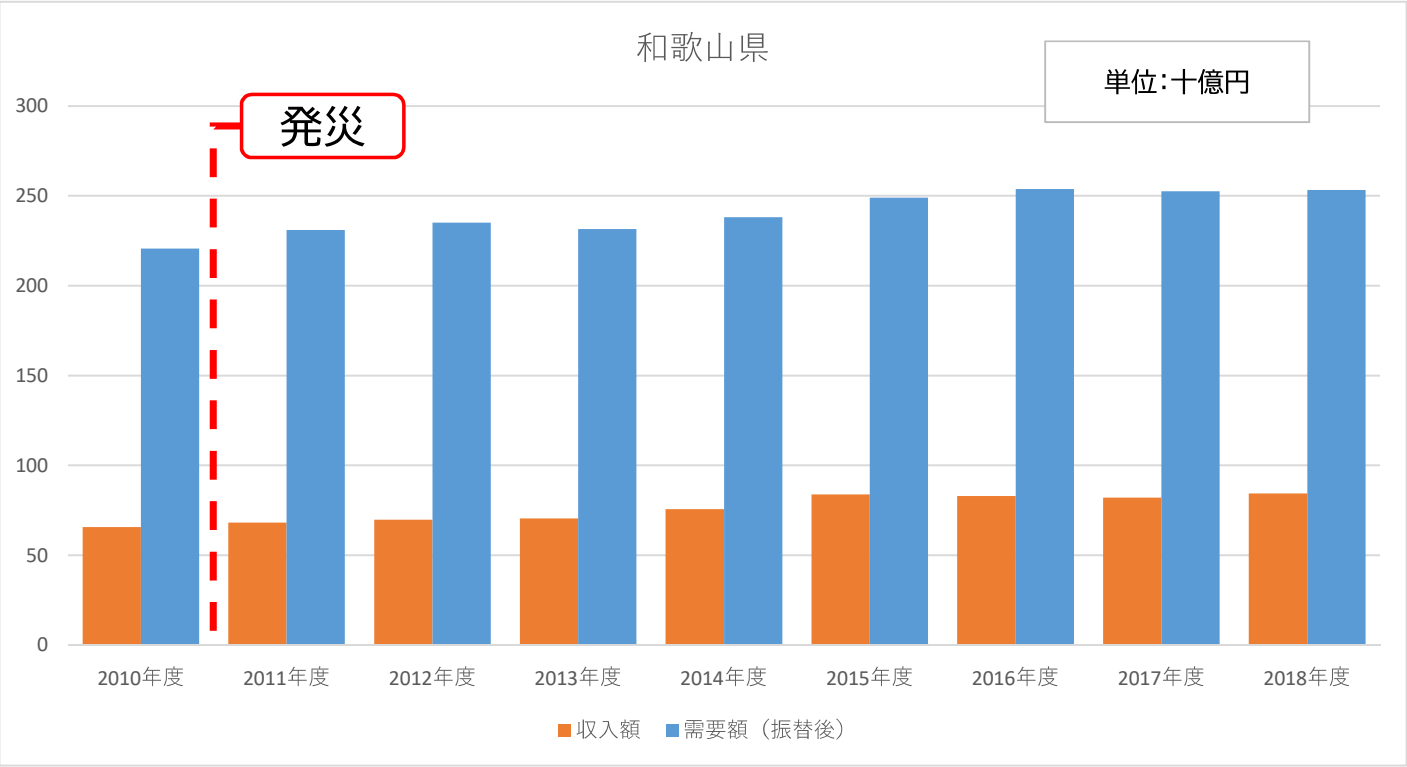


	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
和歌山県	0.33	0.31	0.30	0.30	0.31	0.32	0.33	0.33	0.33

団体の分析

- 財政力指数については、平成23年災による大きな影響は見られない。
- 平成23年度以降の財政力指数の低下は、リーマンショックを契機とした企業収益の減少によるもの。

基準財政需要・収入額①（臨時財政対策債への振替後（普通交付税の算定基礎））



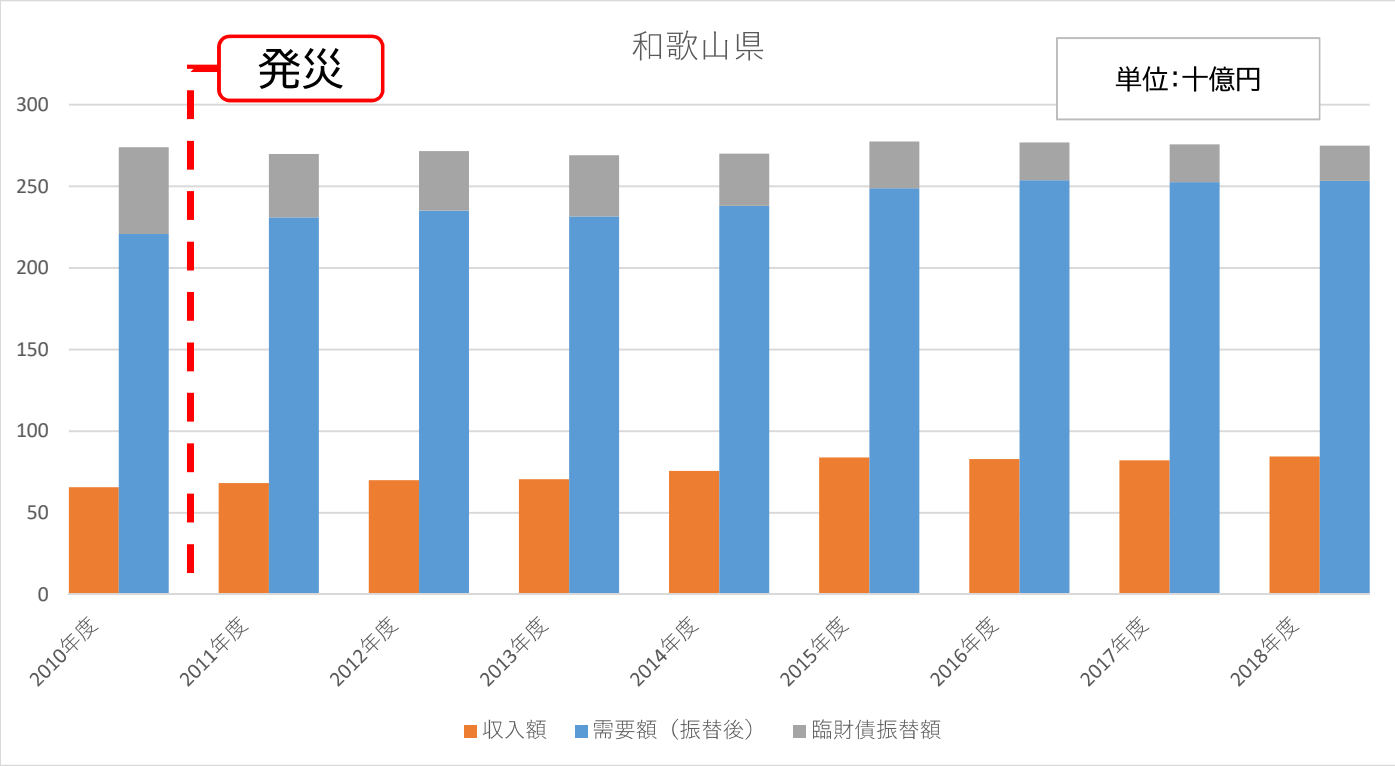
（単位：十億円）

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
収入額	65.7	68.2	69.8	70.5	75.6	83.9	82.9	82.1	84.4
需要額（振替後）	220.7	230.9	235.1	231.6	238.0	248.9	253.8	252.5	253.2

団体の分析

・ 様式「基準財政需要・収入額②（臨時財政対策債への振替前）」に記入。

基準財政需要・収入額②（臨時財政対策債への振替前）



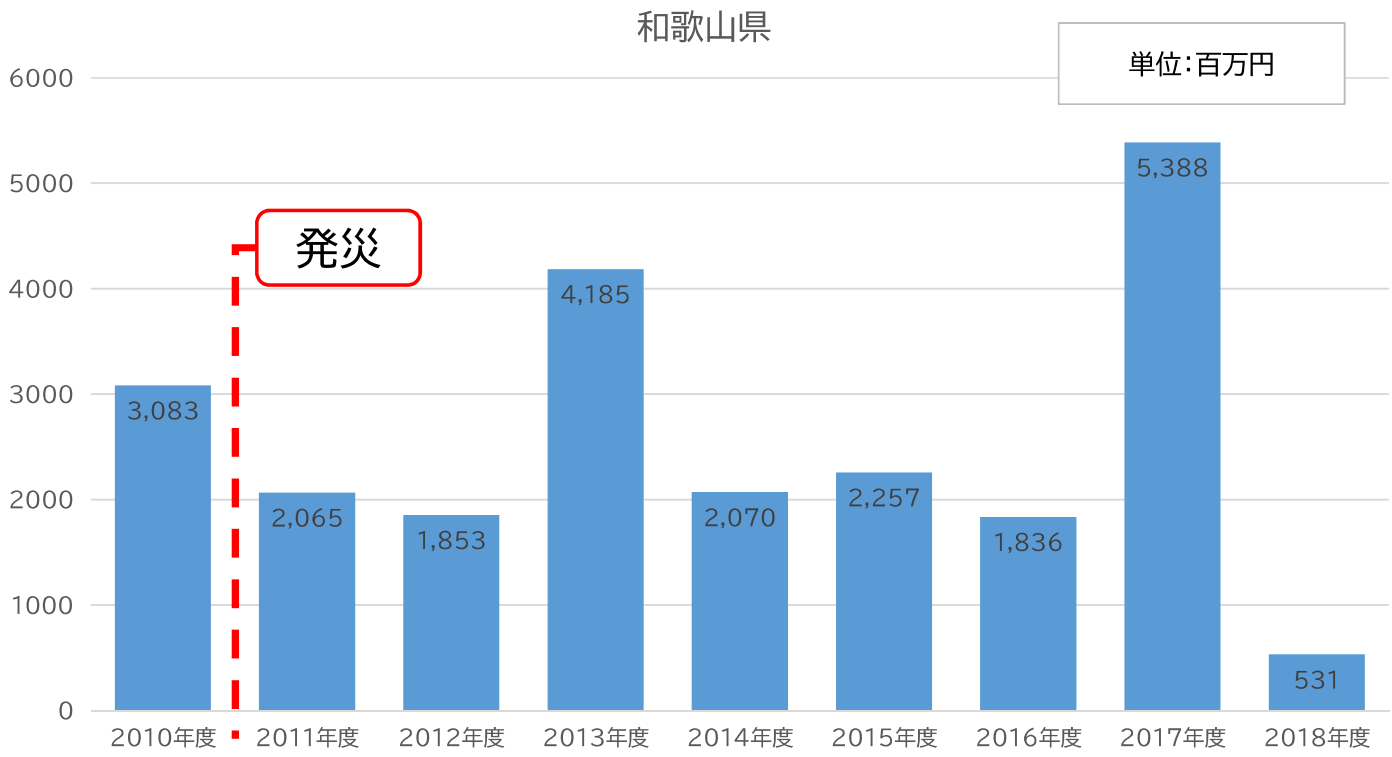
（単位：十億円）

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
収入額	65.7	68.2	69.8	70.5	75.6	83.9	82.9	82.1	84.4
需要額（振替後）	220.7	230.9	235.1	231.6	238.0	248.9	253.8	252.5	253.2
臨財債振替額	53.2	38.8	36.5	37.5	32.0	28.6	23.1	23.2	21.6

団体の分析

- 発災後の平成24～26年度までは、基準財政需要額及び基準財政収入額に大きな影響は見られない。
- 平成27年度は、平成23年災により発行した災害復旧事業債等により、公債費（災害復旧費）が増加したため、基準財政需要額が増加。
- 基準財政収入額は、リーマンショック後、法人関係税収の増加等により、緩やかに増加している傾向。

実質単年度収支



（単位:百万円）

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
実質単年度収支	3,082.6	2,065.4	1,852.6	4,185.4	2,070.4	2,257.5	1,836.3	5,387.6	531.1

団体の分析

- 平成23年災における災害復旧事業は、大半を国庫支出金及び地方債を財源として事業を実施しているため、実質単年度収支に大きな影響は見られない。
- 平成23年災以降も、実質単年度収支は黒字を維持している。

15

団体名：和歌山県

【調査票②】

Ⅲ　復旧財源の確保に向けた様々な取組

災害発生からの貴団体の財源確保面での動きについて御回答ください。(回答枠は適宜広げてください。)
〔例〕　住民等からの要望、関係団体との協議、制度所管省庁への要望（予備費（国）の充当、国庫補助金、特別交付税、地方債、その他財政措置）　等

	発災から1年目	発災から2年目以降
対住民		
対各種団体		
対国・県等	【平成23年9月13日】 ・ 普通交付税の繰上交付、特別交付税の配分に係る特段の配慮等財源措置の要望 ・ 激甚災害への速やかな指定の要望	・ 政府提案・政府要望において実施

Ⅳ　中期的な財政収支見通しの策定・改定

大規模災害発生時及びその後における財政運営にあたり中期的な財政収支見通しを策定した場合、関係資料をご恵与いただくとともに、次の①から⑥までに掲げる事項の概要について御回答願います。

策定の有無		☑有　→ ①以降へ ☐無　理由：(　　)
①公表の有無		☑有　方法：(県HPで公表　　) ☐無　理由：(　　)
②歳入・歳出の見積方法		(※計画に記載している場合は省略としてください。) 省略
③見積困難な項目・理由 (複数回答可)	項目	当県では、①H20～24、②H24～28、③H29～R3の期間で収支見通しを策定している。 紀伊半島大水害(以下大水害)はH23の災害なので、①の見通し期間中となる。 発災前に策定した①は、大水害を見通した内容ではなく、収支見通しが大水害対応に寄与したと言える部分は特にない。 一方、大水害を契機に1年前倒しで策定した②以降は、大水害のような大規模災害等の財政需要に備えるべく、基金を一定程度保持することを目標として示すこととした。これは、大水害等を踏まえ、収支見通しによる基金残高の管理が必要との認識に立つものである。
	理由	
④見積と実績が乖離した項目・理由 (複数回答可)	項目	
	理由	
⑤策定・改定の課題		
⑥特に意を用いた事項		

【調査票②】

Ⅴ　復興基金の設立状況等

次の①から④までに掲げる事項の概要について御回答願います。

①復興基金の設立状況	有	スキーム（基本的考え方、事業内容、基本財産・運用財産の原資等）
		経緯（基金設立や対象事業の選定・拡充等の経緯）
	無	検討を行った場合には、その経緯
		―
②義援金、寄付金等の状況	使途	被災者に配分（義援金総額9億6，759万948円）
	理由等	「和歌山県平成23年台風第12号災害義援金配分委員会」が使途を決定
③災害廃棄物処理対策に要した経費の状況	対象	対象となった廃棄物の内訳 浸水等により廃棄された家財道具等、一般家庭から排出された災害廃棄物
	対象外	対象とならなかった廃棄物の財源確保等 市町村又は排出者が負担して処分
④ソフト事業の見通しとニーズの把握、交付の決定等の状況	事業概要	① 中小企業融資制度による被災企業の資金繰り支援（9月補正） ② 被災事業者の建物・設備復旧支援（12月補正） ③ 被災地の復興に向け、県内観光地の情報発信や誘客の取組（12月補正）
	事業費	① 100億円（融資枠） ② 3億円 ③ 2,400万円
	ニーズ把握、交付決定の考え方等	

Ⅵ　被災者支援のための住宅整備の取り組み状況とそれが及ぼす財政運営上の影響

住宅の供給・再建の取組の一環として公営住宅の供給等、行政による支援を行った場合、事業類型の別毎に次の①から③までに掲げる事項の概要について御回答願います。

①採用した手法	(ア)応急仮設住宅の設置 (イ)被災者向け民間住宅借上げ (ウ)県営住宅への入居
②事業概要	(ア)44戸建設　家賃負担なし（入居から2年間） (イ)41戸借上げ　家賃、退去修繕料、仲介手数料の負担なし（入居から2年間） (ウ)126戸提供　家賃、敷金の負担なし（入居から1年間）
③財政負担（ランニングコスト）	(ア)(イ)は災害救助法に基づく国庫負担金事業 (ウ)県単独事業

【調査票②】

Ⅶ　大規模災害発生時及びその後における財政運営上の課題と対応

大規模災害発生時及びその後における①財政運営上の課題、②課題の解決に向けた対応策、③対応策の検討に際して中期的な財政収支見通しが果たした役割・果たせなかった役割について御回答願います。（なお、中期的な財政収支見通しを策定しなかった場合、③については回答不要です。）

回答欄（複数回答可）	
①財政運営上の課題 ②課題解決に向けた対応策 ③中長期財政収支見通しの役割	前述のとおり、発災直後に必要となる現金を確保すべく、基金の残高を管理することが重要と考えており、現行プランにおいても、その趣旨を説明しているところ。 幸い現在に至るまで、本県では大水害規模の災害が発生していないことから、基金残高を管理した上での更なる財政運営上の課題は出ていないのが実情。

Ⅷ　国等に対して求められる支援

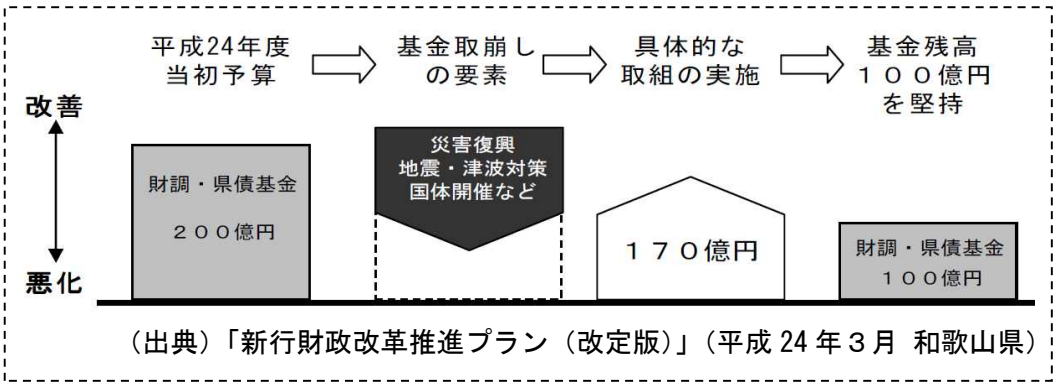
上記のような経験を踏まえ、大規模災害発生時及びその後の財政運営について国や県（市町村の場合）、地方公共団体金融機構に対する御意見等があれば、御回答願います。

御意見等

(4) 財政収支見通しの改定

和歌山県は、平成 19 年度に推計した財政収支見通しにおいて、平成 21 年度には財政調整基金及び県債管理基金（以下この項目において「財調・県債基金」という。）が枯渇し、それ以降も慢性的な財源不足のまま推移する[14]ことが明らかになったことを契機に、発災前の平成 20 年３月、「新行財政改革推進プラン」（以下「プラン」という。）を作成した（取組期間：平成 20 年度～平成 24 年度）。プランでは、平成 24 年度までに基金の大幅な取崩しに頼ることなく財政収支が均衡する状態を実現することで、毎年の基金取崩額を段階的に縮減していくこととしており、実際にプランの期間中においては、各年度の収支不足額が計画以上に縮減され、平成 23 年度の財調・県債基金残高が 200 億円に達するなど、着実に取組が進んでいた。

しかし、平成 23 年台風第 12 号が発生し、復旧・復興業務が増大したことに加え、東日本大震災を教訓とした地震・津波対策や、平成 27 年度の国体開催など、新たな行政需要が発生したことを踏まえ、プランを１年前倒しで改定することとなった（取組期間：平成 24 年度～平成 28 年度）。プランの改定に際しては、新たな行政需要に適切に対応しつつ、不測の事態に備えて財調・県債基金残高を 100 億円堅持するという方針の下、職員数や事務事業の見直し等の取組により 170 億円を確保することとし、こうした見直しを織り込む形で財政収支見通しの更新を行った。



（出典）「新行財政改革推進プラン（改定版）」（平成 24 年３月 和歌山県）

なお、平成 29 年３月に新たに作成された「中期行財政経営プラン」（取組期間：平成 29 年度～令和３年度）においては、財調・県債基金残高 150 億円を維持していく方針が立てられており、令和元年度末現在で約 209 億円の財調・県債基金残高が確保されている。

14 （出典）「新行財政改革推進プラン」（平成 20 年３月 和歌山県）

4 和歌山県新宮市に関する事例調査

（1）団体概要

人口等	人口 31,498 人、世帯数 14,063 世帯、高齢化率 31.0%（発災前時点（平成 22 年国勢調査））[15]
地理	和歌山県、奈良県及び三重県の県境が接する紀伊半島の南東部に位置。温暖で高湿多雨な気候風土により豊かな水資源と樹木育成に恵まれている。 （右図の出典：地方公共団体情報システム機構「全国自治体マップ検索」（https://www.j-lis.go.jp/spd/map-search/cms_1069.html）） 

（2）被害の状況

河川の氾濫による浸水被害が広範囲にわたったことが特徴的で、死者 13 人、行方不明者１人の人的被害が出たほか、住家被害 2,968 棟のうち、浸水被害が 2,640 棟に及ぶなど、甚大な被害をもたらした。

浸水については、市内各所で断水・停電を引き起こすなど、市民のライフラインに大きな影響を与えたほか、河川護岸や道路施設の崩壊などのインフラ被害、農地への浸水に伴う農産物の被害など、多方面に被害を及ぼした。

〔人的被害・住家被害（平成 24 年 12 月 20 日時点）〕

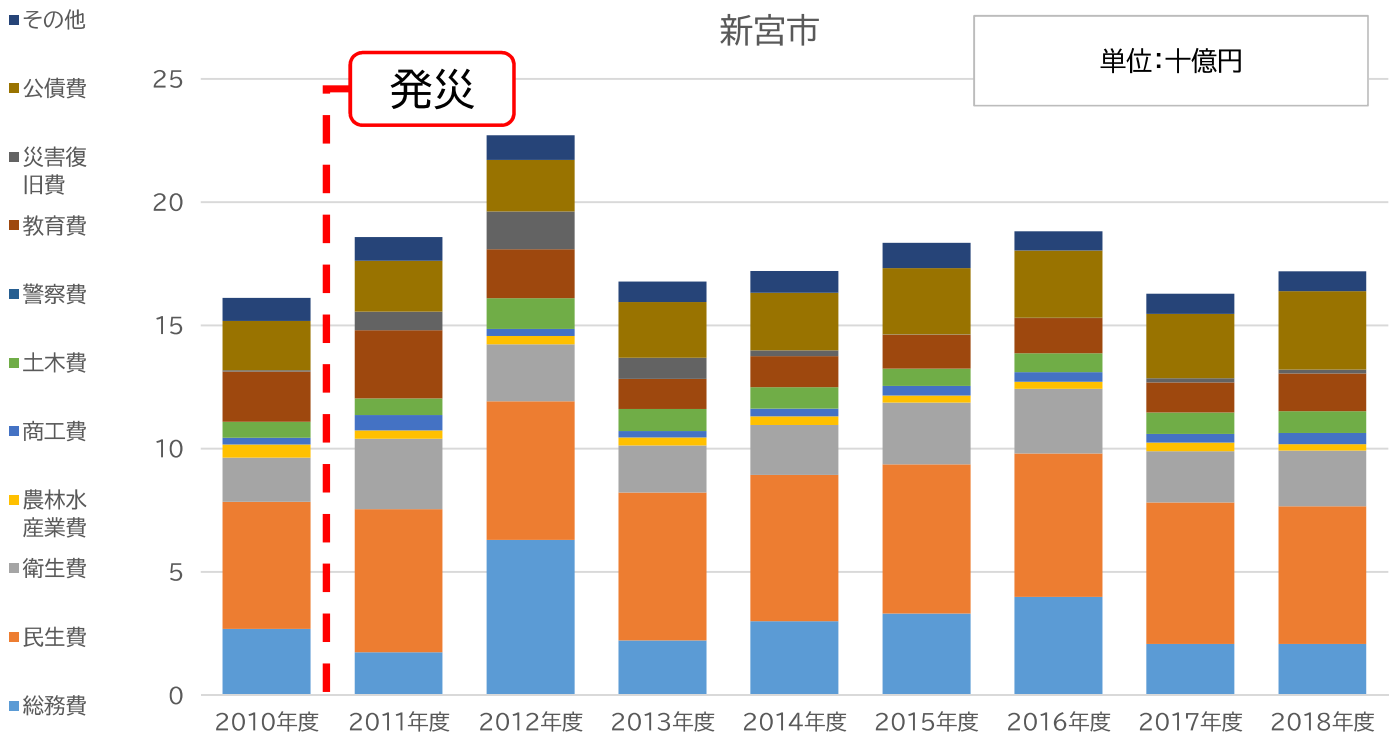
人的被害（人）			住家被害（棟）				
死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
13	1	—	81	245	2	1,469	1,167

（出典）「平成 23 年 紀伊半島大水害記録誌」（和歌山県）

（3）決算額等の推移　（※次頁以降、ヒアリングの調査票を記載する。）

[15] 令和３年２月１日現在、人口 27,796 人、世帯数 14,685 世帯。

目的別歳出



(単位:百万円)

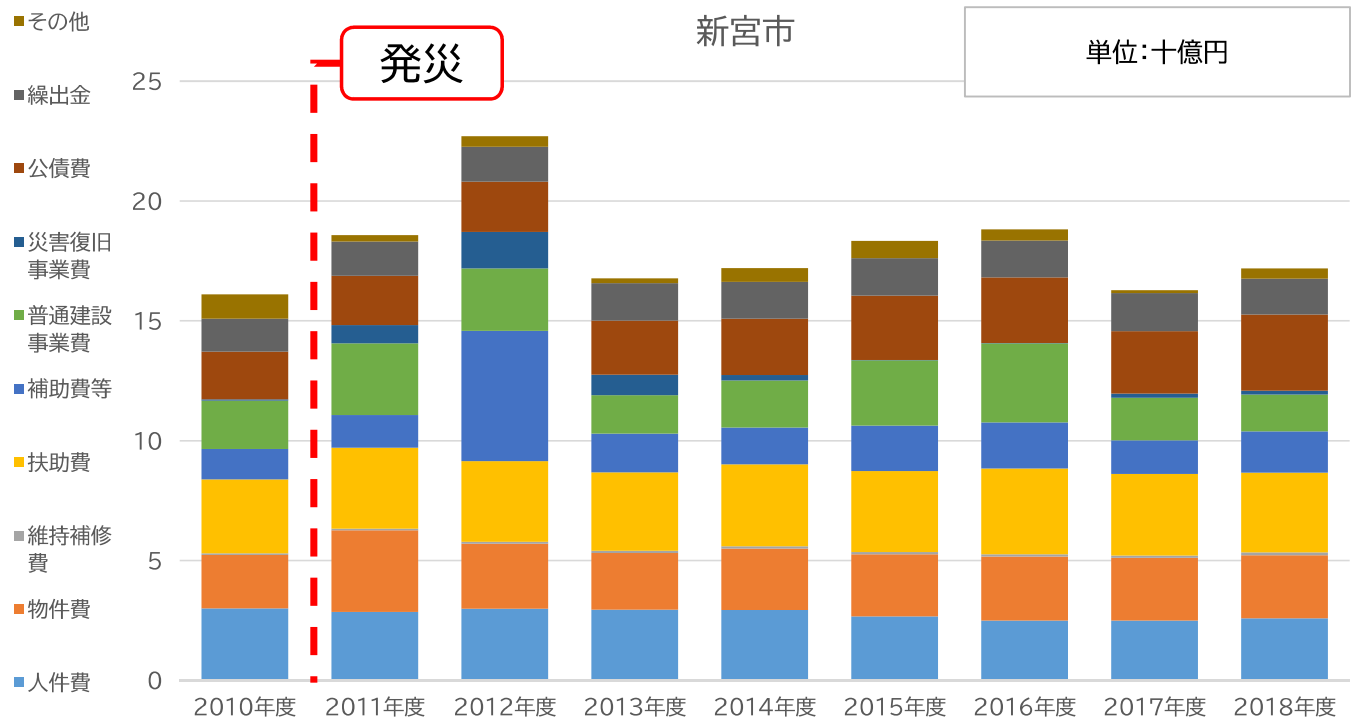
	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
総務費	2,690.5	1,746.1	6,301.2	2,227.3	2,998.2	3,310.0	3,994.1	2,086.6	2,086.6
民生費	5,159.6	5,807.7	5,619.8	5,994.8	5,937.0	6,055.1	5,813.8	5,732.6	5,578.3
衛生費	1,793.8	2,847.8	2,316.5	1,909.7	2,026.0	2,511.6	2,621.6	2,077.0	2,255.4
農林水産費	520.4	343.2	334.8	322.8	348.8	282.7	289.5	350.1	268.9
商工費	280.7	618.2	281.7	262.3	318.4	381.8	383.5	349.6	449.2
土木費	653.0	682.0	1,245.4	894.8	859.4	707.4	761.5	869.1	877.8
教育費	2,028.5	2,756.9	1,991.4	1,215.2	1,266.8	1,371.8	1,433.9	1,227.9	1,539.1
災害復旧費	58.7	758.4	1,524.1	857.2	226.4	13.6	13.4	166.1	157.6
公債費	1,995.6	2,060.4	2,092.5	2,267.4	2,341.6	2,685.0	2,724.9	2,604.0	3,178.2
その他	930.8	955.6	1,001.5	822.9	879.0	1,027.8	782.6	824.6	807.3
計	16,111.6	18,576.3	22,708.9	16,774.4	17,201.6	18,346.8	18,818.8	16,287.6	17,198.4

団体の分析

・ 2011(H23)年9月、台風12号により被災。災害復旧事業が2011(H23)年度に758.4百万円、平成24年度1524.1百万円、平成25年度857.2百万円と大きくなっている。
・ 総務費では2012(H24)年度6301百万円と大きくなっている。第三セクター(土地開発公社)解散にともなう補償金約41億円が含まれているため。またH27、H28は防災拠点ともなる新庁舎建設事業の事業費が含まれているため大きくなている(庁舎建設事業2015(H27) 9.5億円 2016(H28) 19.6億円)
・ 衛生費については、2015(H27),2016(H28)に約5億円、汚泥再生処理センター建設負担金が含まれているため、決算額が大きくなっている。
・ 土木費では、2012(H24)年度に土地開発公社より用地取得費4.5億円があり、大きくなっている。
・ 教育費では2010(H22)～2012(H24)年度に小学校及び幼稚園統合など学校再編の事業費により決算額が大きくなっている。
・ 公債費については、2012(H24)年度に解散した際に借り入れを行った第三セクター改革推進債の元金償還によりH25年度より2.5億円大きくなっている。また、土地開発公社解散による代物弁済を受けた土地売払収入によりH27に2.5億円、2018(H30)に8億円第三セクター改革推進債を繰り上げ償還し、公債費が大きくなった要因である。

以上により、台風12号災害発生後の2011(H23)年度以降は決算規模が大きくなっている。特に2012(H24)年度は、土地公社解散の補償金があり、最も大きくなっている。学校の統廃合、防災拠点となる新庁舎整備、台風12号災害後の復興事業などもあり、大きな決算規模が続いている。

性質別歳出



(単位:百万円)

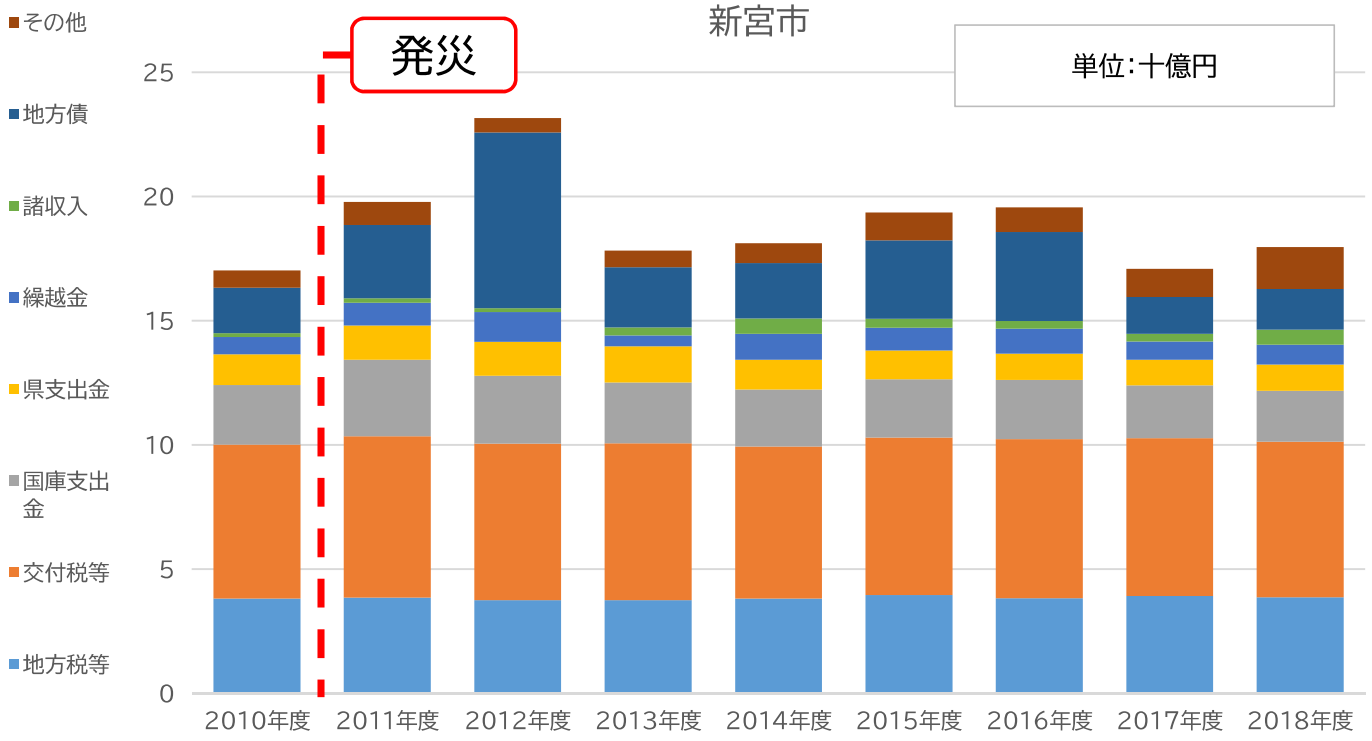
	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
人件費	3,005.7	2,865.3	2,995.2	2,960.4	2,941.7	2,669.2	2,495.3	2,495.2	2,597.9
物件費	2,227.5	3,397.7	2,714.6	2,364.5	2,560.4	2,595.1	2,673.2	2,619.1	2,633.5
維持補修費	78.3	74.2	77.3	88.4	95.5	96.3	100.2	100.2	115.1
扶助費	3,078.2	3,380.7	3,361.1	3,268.2	3,418.7	3,378.9	3,577.7	3,406.2	3,320.6
補助費等	1,266.5	1,356.9	5,437.4	1,617.4	1,532.8	1,895.6	1,923.6	1,394.5	1,731.0
普通建設事業費	2,013.7	2,990.8	2,606.1	1,598.2	1,974.2	2,724.3	3,303.2	1,784.5	1,537.0
災害復旧事業費	58.7	758.4	1,524.1	857.2	226.4	13.6	13.4	166.1	157.6
公債費	1,995.6	2,060.4	2,092.5	2,267.4	2,341.6	2,685.0	2,724.9	2,604.0	3,178.2
繰出金	1,365.0	1,432.7	1,460.7	1,562.1	1,536.7	1,566.8	1,548.8	1,592.6	1,493.2
その他	1,022.6	259.0	439.9	190.6	573.7	722.0	458.6	125.1	434.3
計	16,111.8	18,576.1	22,708.9	16,774.4	17,201.7	18,346.8	18,818.9	16,287.5	17,198.4

団体の分析

・ 2011(H23)年9月、台風12号により被災。災害復旧事業が2011(H23)年度に758.4百万円、2012(H24)年度1524.1百万円、2013(H25)年度857.2百万円と大きくなっている。
・ 人件費については、熊野川町と市町村合併した平成17年度、普通会計職員数347名、平成22年度311名、平成30年度300名と減少を続けており、それにともない2010(H22)年度と平成30年度を比較すると約4億円減少している。
・ 物件費は平成30年度に台風12号災害の災害ごみ収集運搬委託料が約8億円、家屋解体運搬業務委託0.7億円、その他に養護老人ホーム指定管理委託の開始0.9億円が発生したため、前年比11.7億円の大幅な増加となっている。平成24年度も災害ごみ運搬委託料が約4億円あり、前年比では減少しているが、引き続き大きくなっている。
・ 補助費はH27に5億円,28年度に6億円、汚泥再生処理センター建設の負担金があったため大きくなっている。
・ 普通建設事業については、2010(H22)年度5.6億円、2011(H23)年度17.5億円の小学校統合関係事業費、2015(H27)年度9億円に、H28年度に19億円、防災拠点となる庁舎建設事業費が含まれており大きくなっている。
・ 公債費については、H24年度に解散した際に借り入れを行った第三セクター改革推進債の元金償還によりH25年度より2.5億円大きくなっている。また、土地開発公社解散による代物弁済を受けた土地売払収入によりH27に2.5億円、H30に8億円第三セクター改革推進債を繰り上げ償還し、公債費が大きくなった要因である。

以上により、台風12号災害発生後のH23年度以降は決算規模が大きくなっている。特にH24年度は、土地公社解散の補償金があり、最も大きくなっている。学校の統廃合、防災拠点となる新庁舎整備、台風12号災害後の復興事業などもあり、大きな決算規模が続いている。

歳入の内訳



(単位:百万円)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
地方税等	3,811.6	3,856.1	3,750.7	3,751.6	3,812.4	3,963.8	3,830.9	3,922.2	3,864.6
交付税等	6,202.0	6,485.1	6,300.6	6,312.7	6,120.5	6,338.2	6,398.7	6,344.0	6,266.4
国庫支出金	2,400.0	3,090.1	2,731.7	2,445.6	2,297.3	2,333.7	2,382.2	2,131.3	2,050.1
県支出金	1,228.9	1,372.8	1,369.9	1,453.8	1,193.6	1,160.1	1,055.5	1,031.1	1,056.6
繰越金	693.5	910.2	1,198.3	444.3	1,040.1	914.7	1,004.9	736.0	800.6
諸収入	158.9	181.7	148.2	319.7	620.7	368.5	309.5	301.2	599.7
地方債	1,831.9	2,950.0	7,076.3	2,415.6	2,229.0	3,154.8	3,583.9	1,482.0	1,638.8
その他	695.0	928.4	577.4	671.0	802.7	1,117.8	989.1	1,140.2	1,685.9
計	17,021.8	19,774.4	23,153.1	17,814.3	18,116.3	19,351.6	19,554.7	17,088.0	17,962.7

団体の分析

・ 地方税については、2015(H27)、2016(H28)年度に法人税率改定により、減少している。

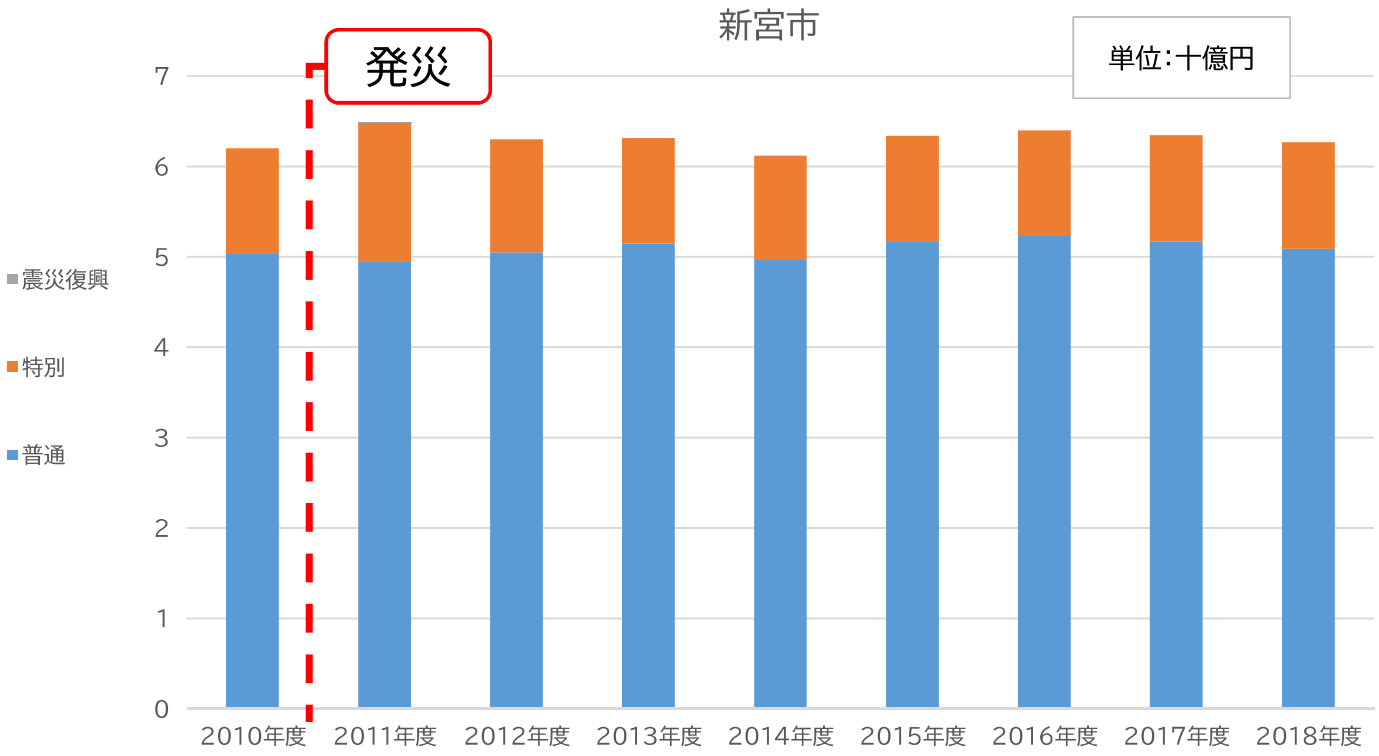
・ 交付税等については、2011(H23)年度に台風12号による被災があったため、特別交付税が2010(H22)年度に11.7億円であったのが2011(H23)年度に15.4億円、平成24年度に12.5億円交付があり、増加している。

・ 国庫支出金についても、H23年度に台風12号災害により災害廃棄物処理の補助金4.4億円や小学校統合事業への補助金があり大きくなっている。
県支出金についてはH23年度に災害救助費負担金約1億円があり、平成25年度も介護基盤緊急整備等臨時特例補助金約1.2億円があったため、大きくなっている。

・ 地方債については、平成23年度は台風12号災害による災害復旧事業債約6億円や災害対策債1.4億円、小学校統合事業に対する過疎債の増大があり、また、平成24年度は、土地開発公社解散に伴う、第三セクター改革推進債約41億円があったため、大きくなっている。

・ その他、平成26年度が台風12号の災害共済金1.9億円や南清園への負担金の返還金1.4億円があり、平成30年度に土地開発公社解散による代物弁済を受けた土地をバイオマス発電企業に約8億円で売り払った収入が大きくなっている。

交付税の内訳



(単位:百万円)

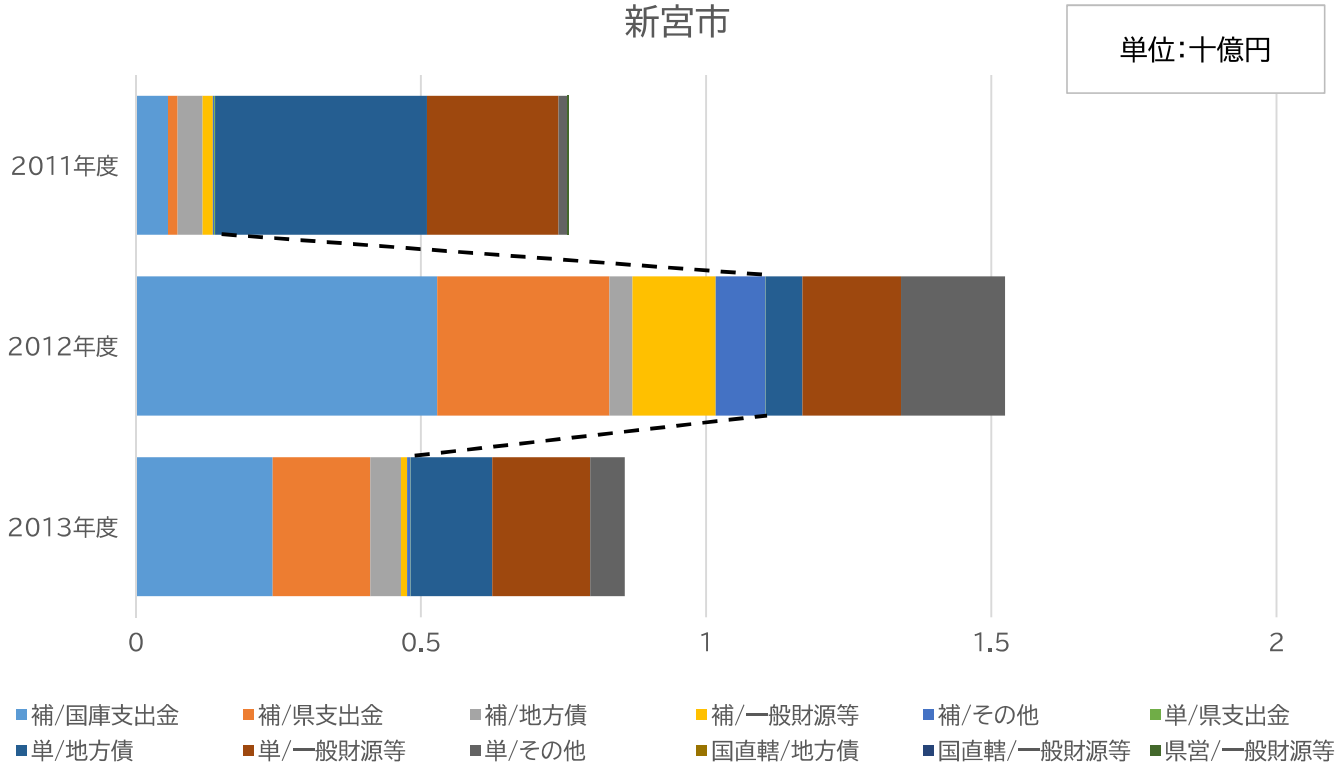
	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
普通	5,032.1	4,943.5	5,050.7	5,147.2	4,965.2	5,175.1	5,231.5	5,170.8	5,088.9
特別	1,169.9	1,541.7	1,249.8	1,165.5	1,155.4	1,163.0	1,167.2	1,173.3	1,177.5
震災復興	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	6,202.0	6,485.2	6,300.5	6,312.7	6,120.6	6,338.1	6,398.7	6,344.1	6,266.4

団体の分析

・ 普通交付税については、2010(H22)年度に地方財政計画により前年比約5億円+8.7%と大幅な増加があった。その後、小学校統合などの過疎債の償還にともなう交付税算入の増要因もあるが、合併算定替えの減少・人口減など減少要因の影響で、総額としては減少傾向にある。

・ 特別交付税については2011(H23)年度に台風12号の被災があったため、約3.7億円増、2012(H24)年度も災害対応経費があるので他の年度より多くなっている。その他の年度では約11.7億円の交付で安定している。

災害復旧費の財源内訳



(単位:百万円)

	補/国庫支出金	補/県支出金	補/地方債	補/一般財源等	補/その他	単/県支出金	単/地方債	単/一般財源等	単/その他	県営事業負担/一般財源等
2011年度	56.8	16.6	44.1	17.9	1.9	2.2	371.4	230.5	15.8	1.3
2012年度	528.9	301.7	40.4	145.8	86.8	1.0	64.2	173.1	182.2	0.0
2013年度	240.2	171.1	54.0	10.8	5.6	0.5	142.8	171.9	60.3	0.0
計	825.9	489.4	138.5	174.5	94.3	3.7	578.4	575.5	258.3	1.3

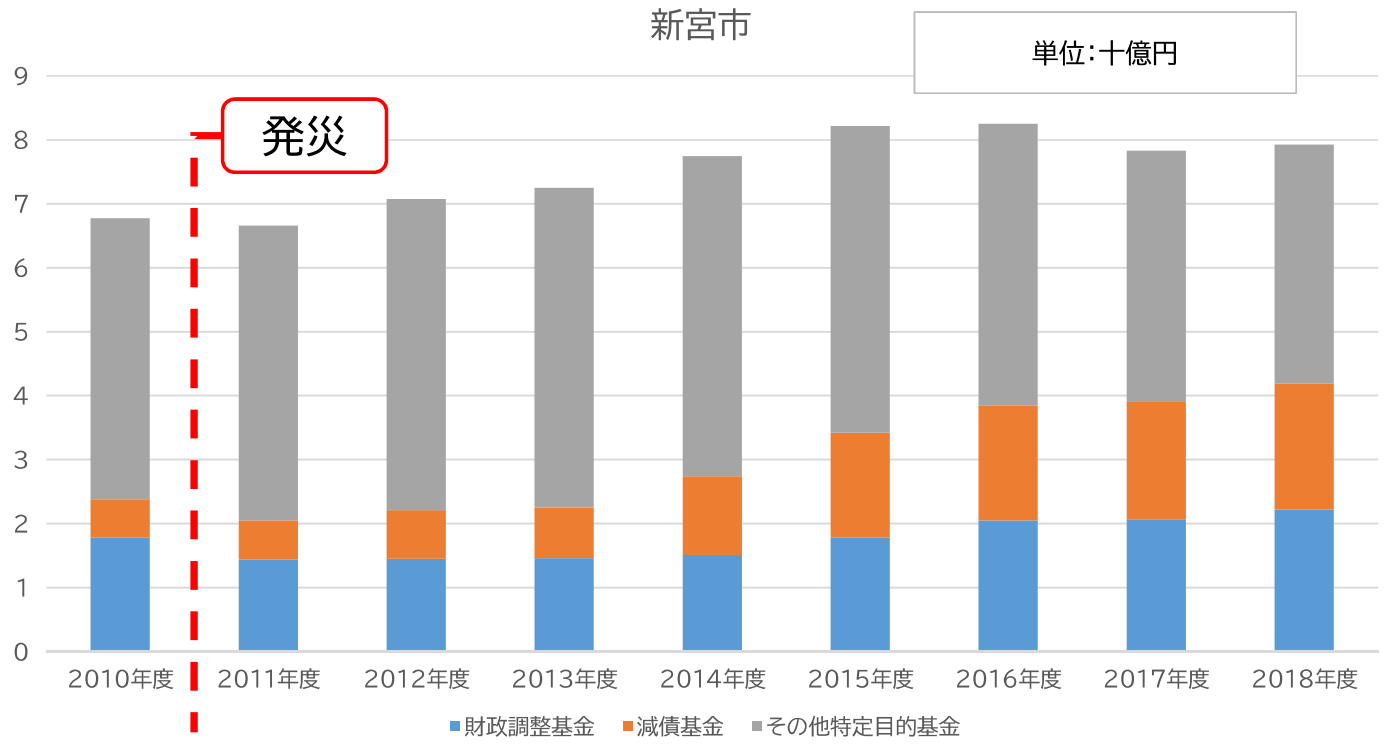
団体の分析

① 2011(H23)年度は9月2日に大規模災害が発生し、災害復旧事業費の内訳は補助災害約1.4億円、単独災害約6.2億円の割合となった。
補助災害については、規模が大きく補助査定にも時間を要するため2012(H24)年度への繰越事業が多かった。
補助災害復旧事業1.4億円の主な財源内訳は国費は激甚災害の嵩上げ等もあり0.56億円。起債は補助災害復旧事業債0.44を借り入れた。
単独災害災害6.2億円の主な財源内分は、単独災害復旧事業債が主な財源となり、3.7億円。他はほぼ一般財源であった。(大きなものは補助採択外の土砂・流木除去事業63百万円、熊野川行政局災害復旧事業49百万円を借入)

② 2012(H24)年度は補助災害事業費が約11億円、単独災害の事業費が4.2億円となった。
補助災害復旧事業11億円の財源内訳は国庫(公共土木災害等)5.3億円、県費(農林施設災害等)3億円、補助災害復旧事業債0.4億円など、国費・県費の充当が大きくなっている。その他は前年度繰越金の充当が87百万円。
単独災害復旧事業4.2億円の主な財源内訳は単独災害復旧事業債0.6億円、その他前年度繰越金の充当1.8億円。

③ 2013(H25)年度は補助災害復旧事業が4.8億円。単独災害復旧事業3.7億円
補助災害復旧事業4.8億円の財源内訳は補助率の高い林道・農地・市道の災害復旧の割合が高かったため、財源内訳は国費4.1億円、起債0.5億円など。
単独災害復旧事業3.7億円の財源内訳は起債1.4億円、前年度の繰越金充当が0.6億円、一般財源1.7億円などであった。

基金の状況



(単位:百万円)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
財政調整基金	1,780.0	1,440.0	1,450.0	1,460.0	1,510.0	1,780.0	2,050.0	2,060.0	2,220.0
減債基金	600.0	610.0	760.0	793.0	1,233.0	1,643.0	1,793.0	1,843.0	1,965.0
その他特定目的基金	4,394.2	4,606.6	4,863.9	4,994.1	4,999.9	4,792.8	4,407.9	3,924.5	3,738.9
計	6,774.2	6,656.6	7,073.9	7,247.1	7,742.9	8,215.8	8,250.9	7,827.5	7,923.9

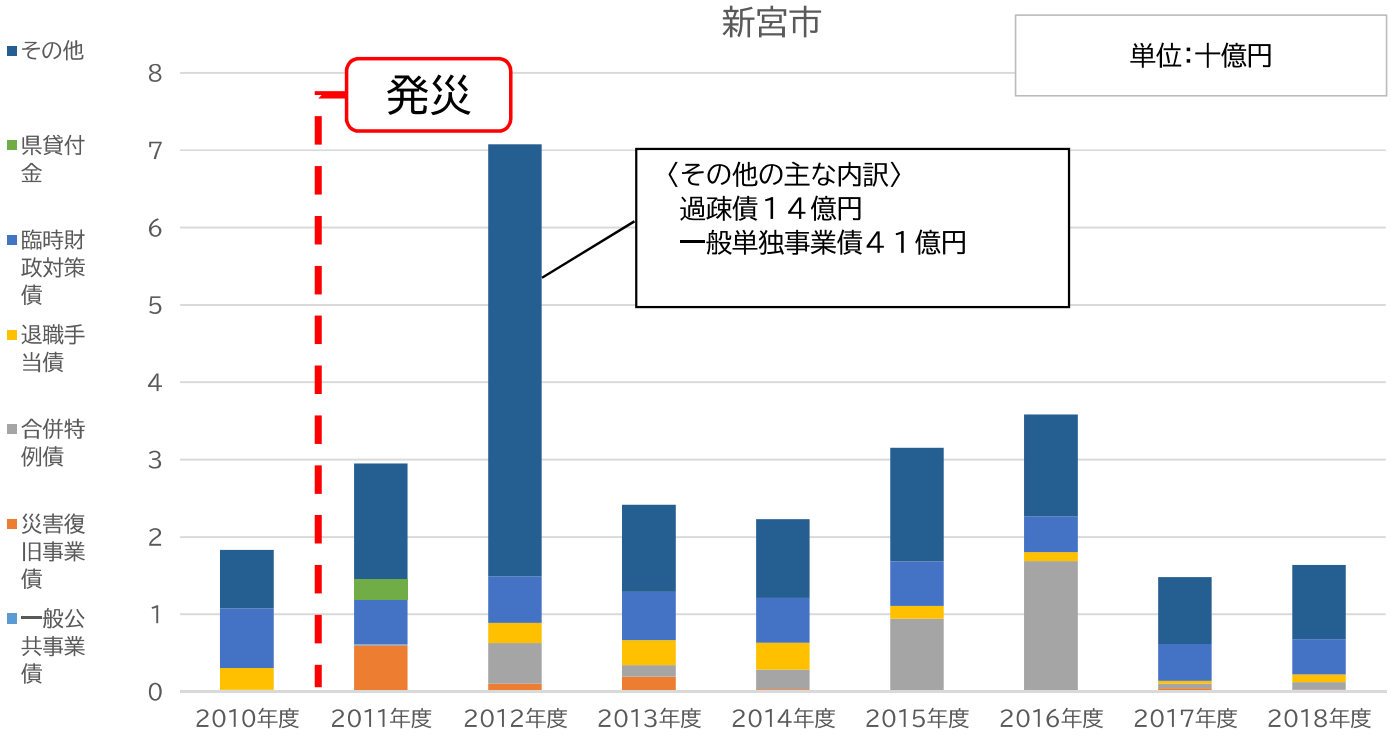
団体の分析

○ 財政調整基金については2010(H22)年度末残高17.8億円であったのが、2011(H23)年度の台風12号災害を被災による一般財源の増に対して、繰入を行い2011(H23)年度末残高は14.4億円に減少した。その後は決算剰余金を各年度積み立てを行ったため、2018(H30)年度末残高は22.2億円となり、H22年度と比較し、4.4億円増加した。

○ 減債基金については、取り崩しを行うことなく、各年度の決算繰越剰余金や台風12号災害に災害共済金等特別な歳入も、今後の起債償還に備えるため積み立てを続け、2010(H22)年度6億円の残高が、2018(H30)年度19.65億円となり、+13.65億円と大きく増加した。

○ その他の目的基金については、2010(H22)年度約43.9億円から2018(H30)年度37.4億円となり、6.5億円減少した。主には新庁舎建設のために積み立てを行い2013(H25)年度末に残高9億円あった庁舎建設基金を庁舎建設事業(H26～H29)の一般財源に全て充当し、2017(H29)年度末に残高0になったことが要因である。
その他退職手当基金などは決算剰余金の積み立てをおこなっており、2010(H22)年度末残高9億円から、2018(H30)年度末11.4億円と2.4億円増加した基金もある。

地方債発行額



（単位:百万円）

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
災害復旧事業債	9.6	590.8	104.6	196.8	31.9	2.1	8.3	47.6	26.3
合併特例債	16.8	21.1	525.5	148.0	254.6	940.4	1,679.7	54.5	98.1
退職手当債	279.2	0	262.2	322.4	345.9	168.2	115.8	40.0	100.0
臨時財政対策債	772.1	588.9	599.3	624.4	578.8	572.6	466.4	476.3	456.1
県貸付金	0	257.7	0	0	0	0	0	0	0
その他	754.2	1,491.5	5,584.7	1,124.0	1,017.8	1,471.5	1,313.7	863.6	958.3
計	1,526.3	2,338.1	6,184.0	1,748.4	1,596.6	2,044.1	1,780.1	1,339.9	1,414.4

団体の分析

○　災害復旧事業債は2011(H23)年9月の台風12号災害により、2011(H23)年度5.9億円と最も大きくなっている。単独災害復旧事業の割合が大きいため、起債額も大きくなっている。
　2011年度約1億円、2012年度約2億円と引き続き台風12号災害の起債が大きくなっているが、補助災害の割合が大きくなっている。

○　合併特例債は2015年度、2016年度と庁舎建設事業に充当したため起債額が大きくなっている。

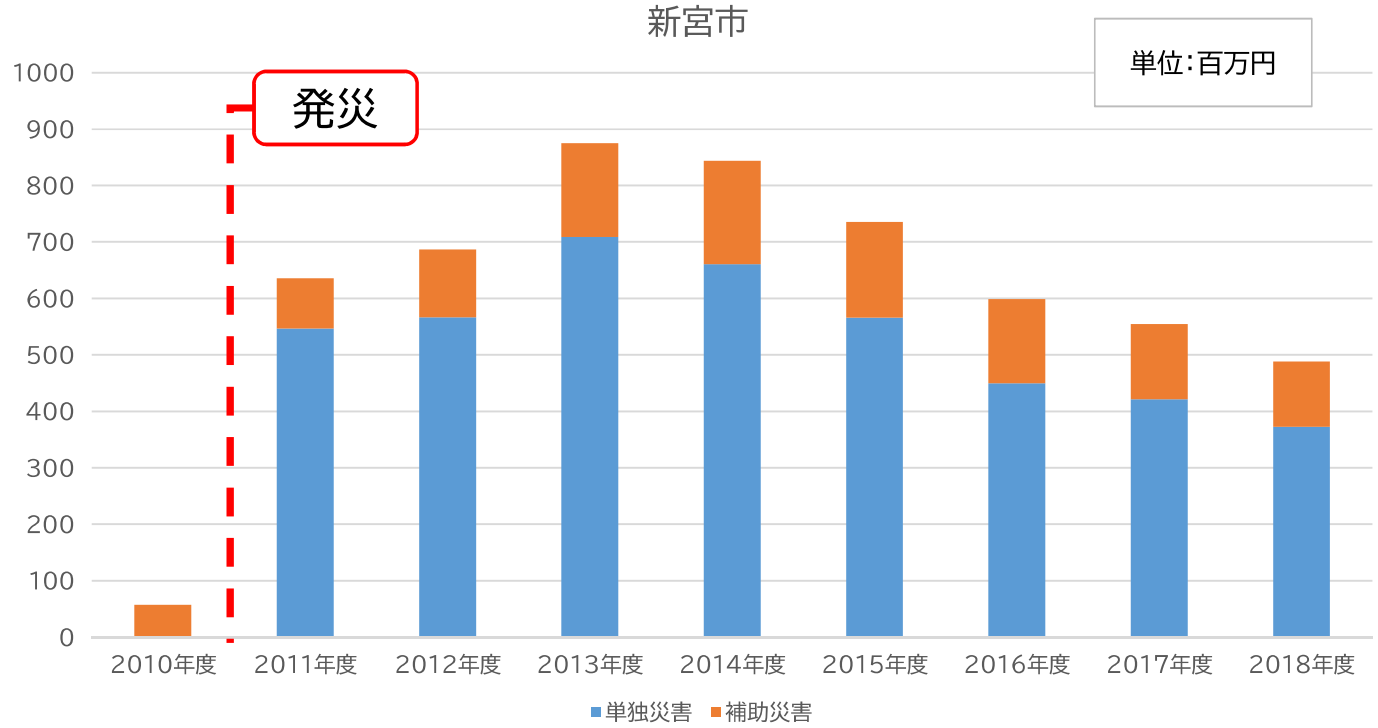
○　退職手当債は2010年度及び2012～2014年度に定年退職及び希望退職者が多く、退職手当も大きくなっていたため、退職手当債の起債額も大きくなっている。

○　臨時財政対策債は2010年度が約7.7億円と大きく、その後は地方財政計画により、縮小されている。

○　県貸付金は、2011(H23)年度に土地開発公社より用地取得した際の借入金がある。

○　その他では2012年に土地開発公社解散時に借り入れを行った第三セクター改革推進債41億円があるため大きくなっており、過疎対策事業債も小学校統合関係事業や汚泥再生処理センター建設負担金などに充当しているため、毎年度大きな借り入れを行っている。

災害復旧事業債残高



(単位:百万円)

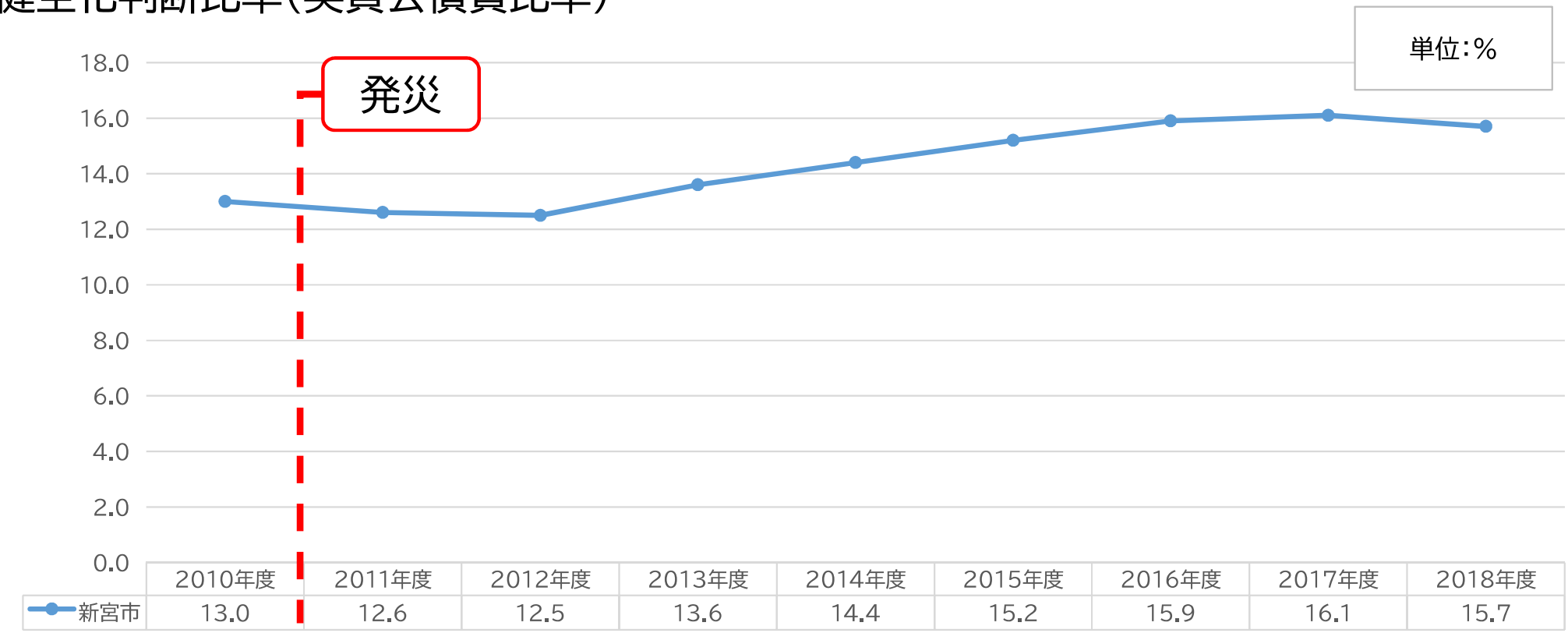
	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
単独災害	0.0	546.7	566.2	708.6	660.9	565.8	449.6	421.1	372.3
補助災害	57.4	88.9	120.5	166.2	183.1	169.4	149.0	133.2	116.0
計	57.4	635.6	686.7	874.8	844.0	735.2	598.6	554.3	488.3

団体の分析

○ 単独災害は台風12号災害により、2011(H23)年度に5.5億円と多額の起債があり、2013(H25)年度まで残高が増加し、その後は償還が進み新たな借入は少なかったため残高は減少している。

○ 補助災害については、2014(H26)年度が残高ピークで2015年度(H27)以降は新たな借り入れは少なく残高が減少している。
※ 災害復旧事業債の借入については、償還期間10年うち2年据え置き

健全化判断比率（実質公債費比率）

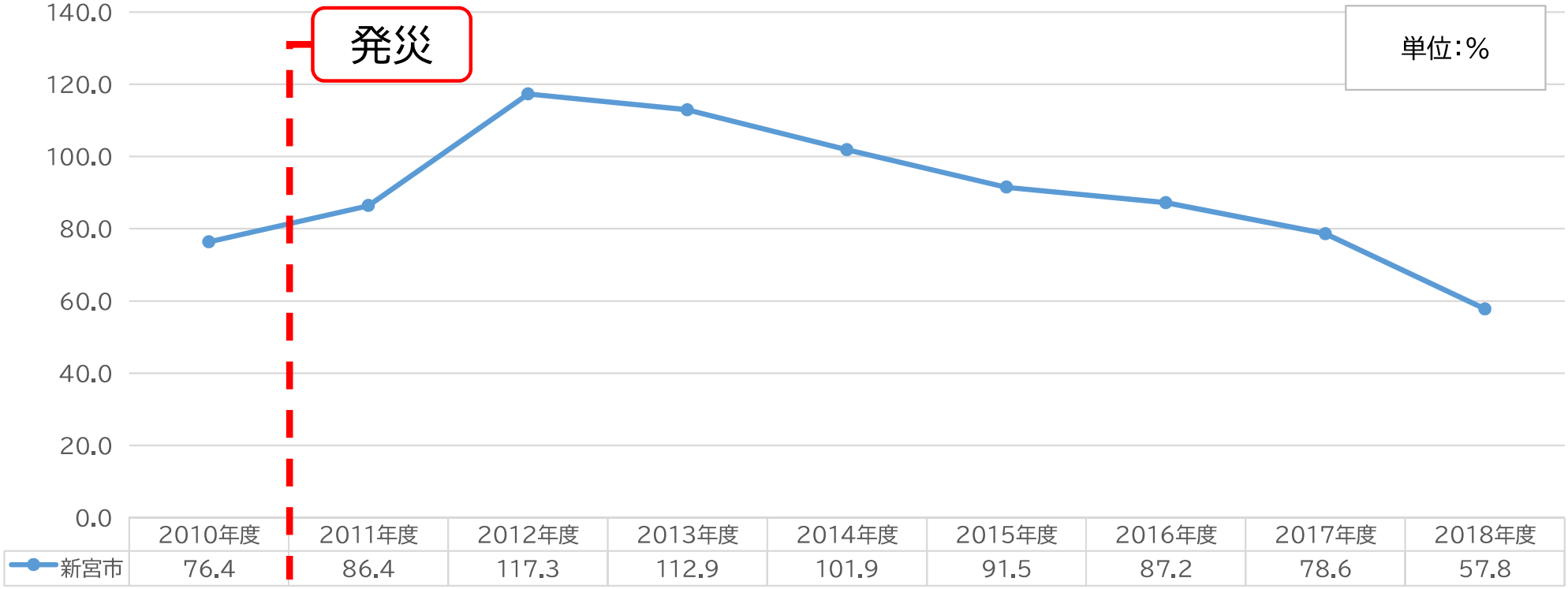


	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
新宮市	13.0	12.6	12.5	13.6	14.4	15.2	15.9	16.1	15.7

団体の分析

〇実質公債費比率については、2012年（H24）年度に41億円を20年返済、据え置き期間0年で借り入れを行ったため、2013（H25）年度より、単年で2.2億円の返済が発生し、交付税算入がない起債であるため、単年の実質公債費比率への影響として約3%押し上げられており、比率の上昇要因となっている。その他小学校統合の過疎債の元金償還などもあわせて、2017（H29）年度16.1%とピークをつけており、2018年度以降一旦減少傾向となる。

健全化判断比率（将来負担比率）

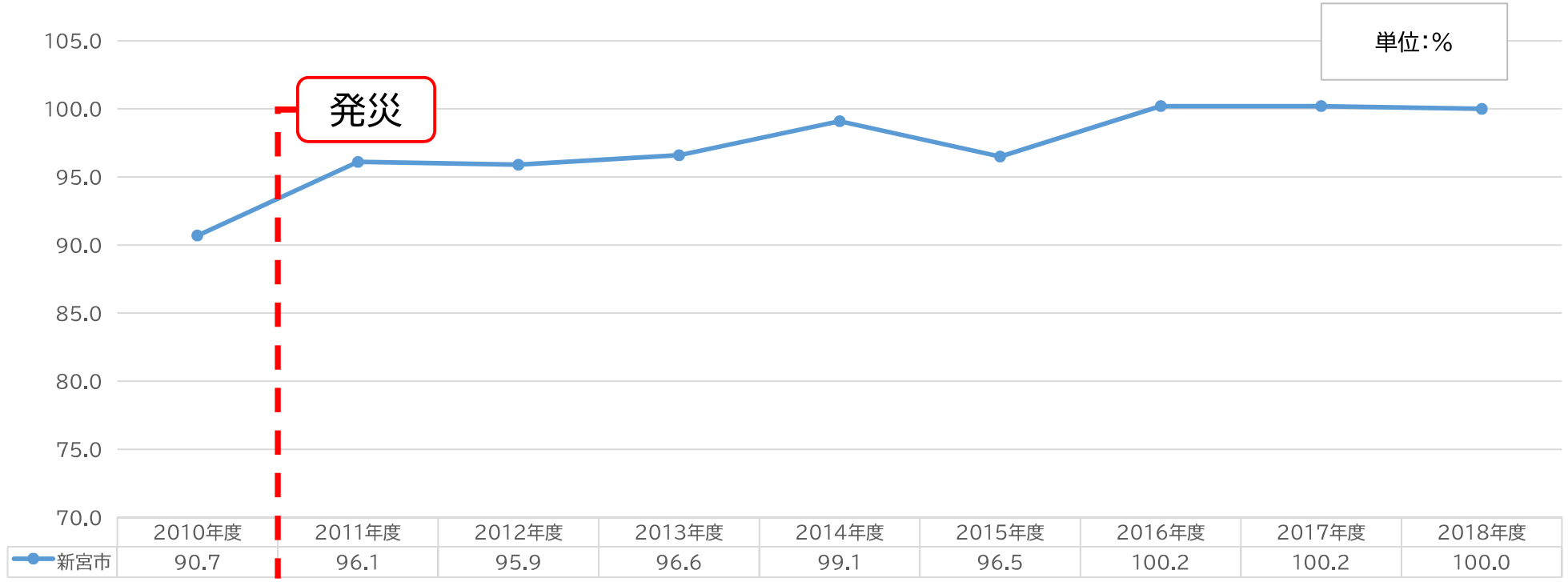


	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
新宮市	76.4	86.4	117.3	112.9	101.9	91.5	87.2	78.6	57.8

団体の分析

〇将来負担比率については、2012（H24）年度の土地開発公社解散に伴う、第三セクター改革推進債借り入れ及び債権放棄などにより、2013年度にピークの112.9%をつけ、その後基金残高の増加や、職員退職による職員数の減少や若返りなどもあり、減少（指数改善）を続けている。

経常収支比率

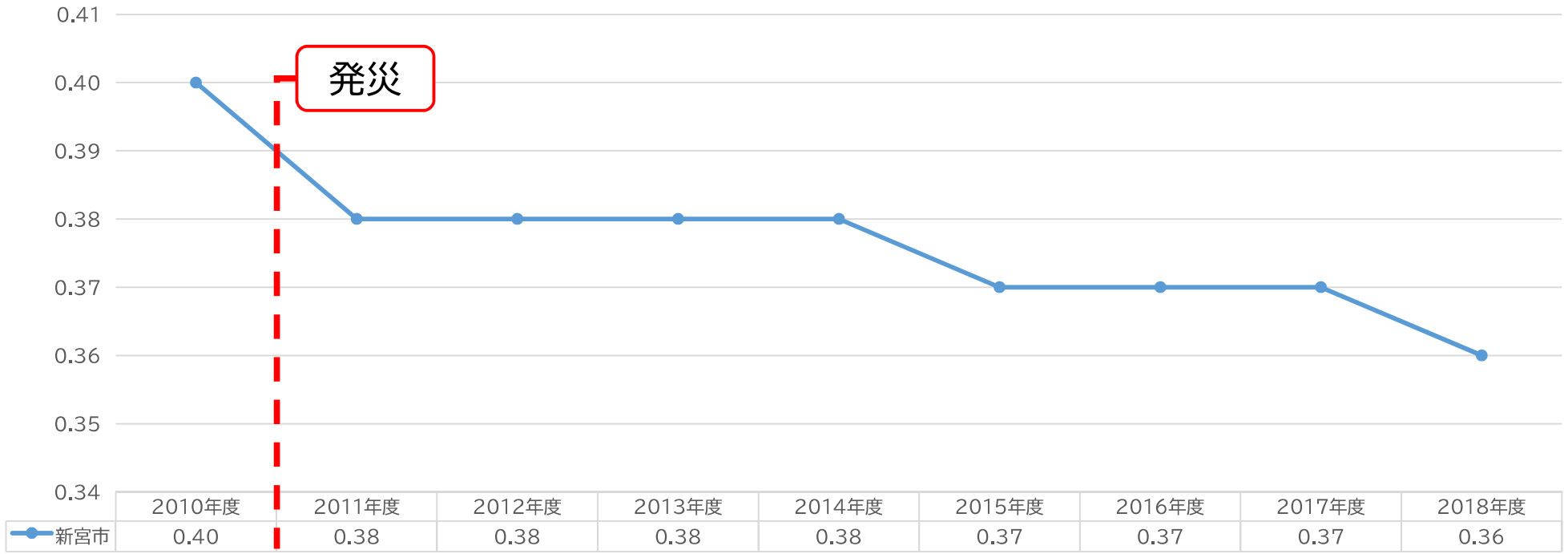


	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
新宮市	90.7	96.1	95.9	96.6	99.1	96.5	100.2	100.2	100.0

団体の分析

経常収支比率については、2010（H22）年度は地方交付税が地方財政計画によりH21年度比で約5億円+8.7%と大幅な増となっており、H21年度98.4%からH22年度に90.7%と指数が大きく改善している。2011（H23）年度は台風12号災害をうけ、地方交付税のうち特別交付税は前年比+3.7億円と大きくなったが、経常収支比率に影響する普通交付税は▲0.9億円と減少し、96.1%と上昇した。その後も、100%近い指数が続いているが、内訳では大きな変化があり、2011（H23）年度と2018（H30）年度を比較すると、全体ではH23　96.1%からH30　100%　と+3.9%指数悪化しているが、人件費では26.8→23.3で▲3.5%と大幅に改善し、物件費は15.3→16.5と1.2%悪化、扶助費は10.5%→9.9%で▲0.6%改善、補助費等は11.1%→11.7%で0.6%悪化、公債費は21.3%→26.1%と▲4.8%と大きく悪化した。総じて職員数の減少や若返りにより人件費の指数は改善したが、土地開発公社解散にともなう第三セクター改革推進債や小学校統合関連事業に充当した過疎債等の公債費が大きくなったため、指数が大きく悪化しているといえる。

財政力指数

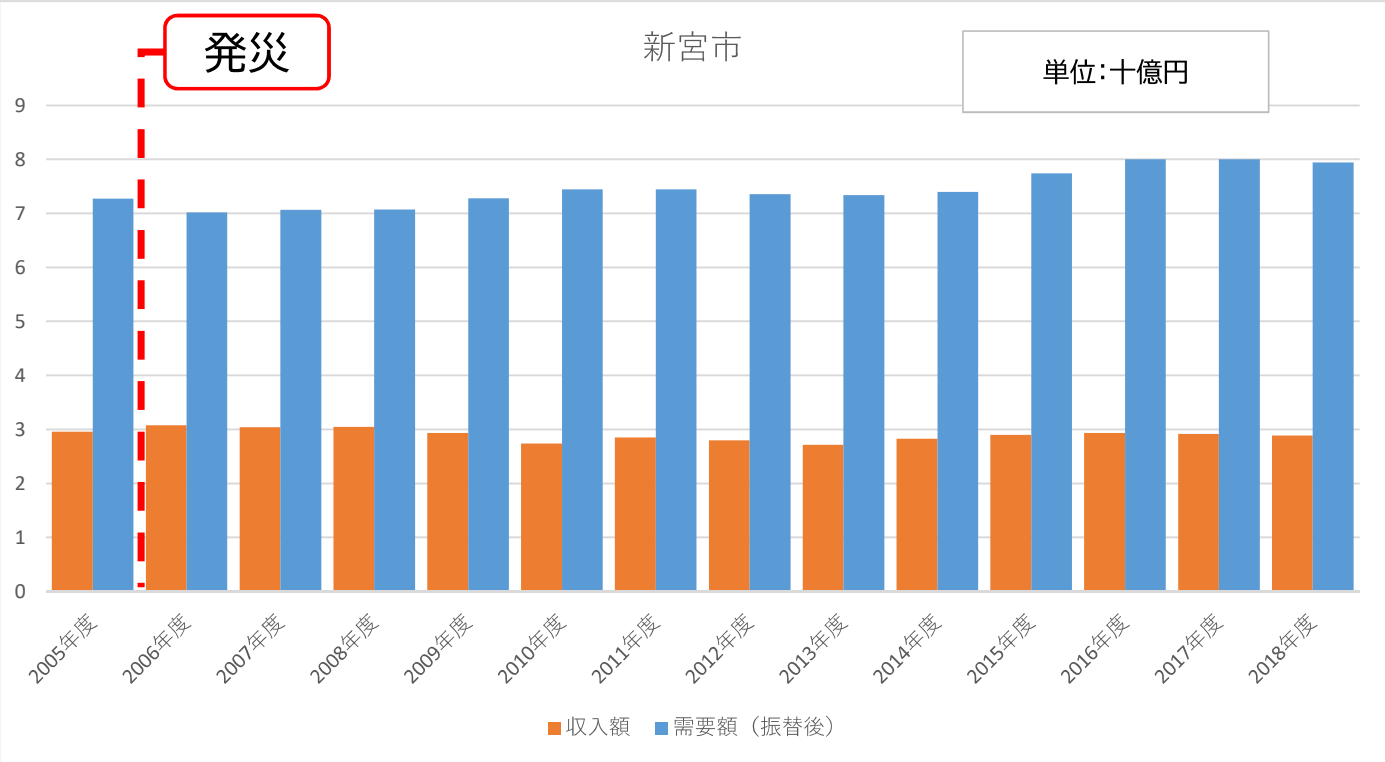


	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
新宮市	0.40	0.38	0.38	0.38	0.38	0.37	0.37	0.37	0.36

団体の分析

台風12号被災前の2010(H22)年度は0.4あった財政力指数は、災害後進んだ人口減少等の要因もあり逓減していき、2018(H30)は0.36となっている。人口減少は今後も続いていくため、財政力指数も逓減していくことが見込まれる。

基準財政需要・収入額①（臨時財政対策債への振替後（普通交付税の算定基礎））



（単位：百万円）

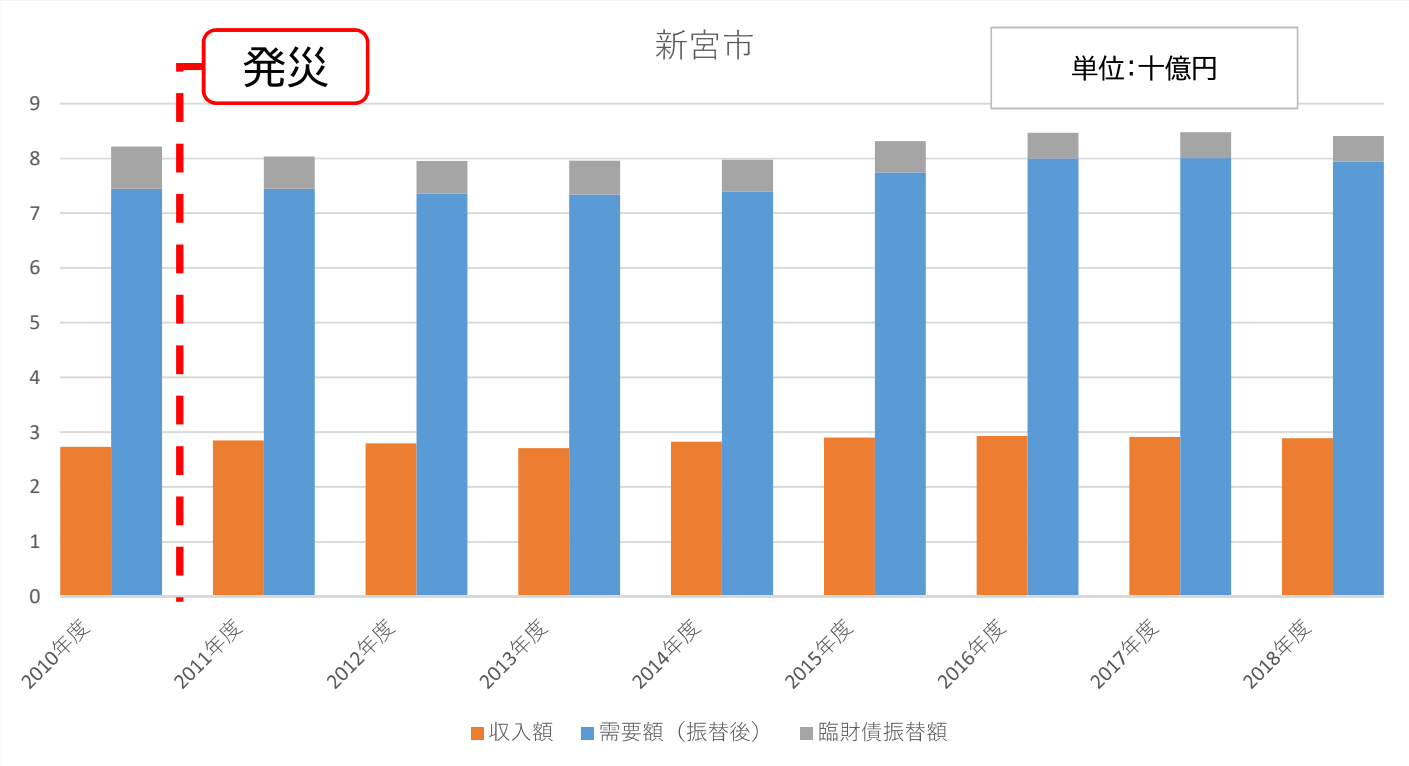
	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
収入額	2,736.0	2,852.6	2,796.2	2,712.6	2,829.5	2,901.1	2,931.9	2,916.6	2,889.5
需要額（振替後）	7,442.7	7,444.8	7,353.2	7,335.0	7,395.8	7,739.9	7,998.9	8,001.3	7,939.8

団体の分析

○　基準財政需要額（振替後）については、2010（H22）年度と2018（H30）を比較して、+4・9億円と大きく増加しているが、大きく伸びている項目は公債費で+5.6億円で過疎債・合併特例債等の交付税算入が大きい起債の償還に伴う増加が要因である。

○　収入については2014（H26）年度からの地方消費税交付税の増が大きな変化であり、市税については人口減少や地価の下落に伴い微減の傾向にある。

基準財政需要・収入額②（臨時財政対策債への振替前）



（単位：百万円）

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
収入額	2736.0	2852.6	2796.2	2712.6	2829.5	2901.1	2931.9	2916.6	2889.5
需要額（振替後）	7442.7	7444.8	7353.2	7335.0	7395.8	7739.9	7998.9	8001.3	7939.8
臨財債振替額	772.2	589.0	599.4	624.4	578.9	572.6	466.6	476.5	468.5

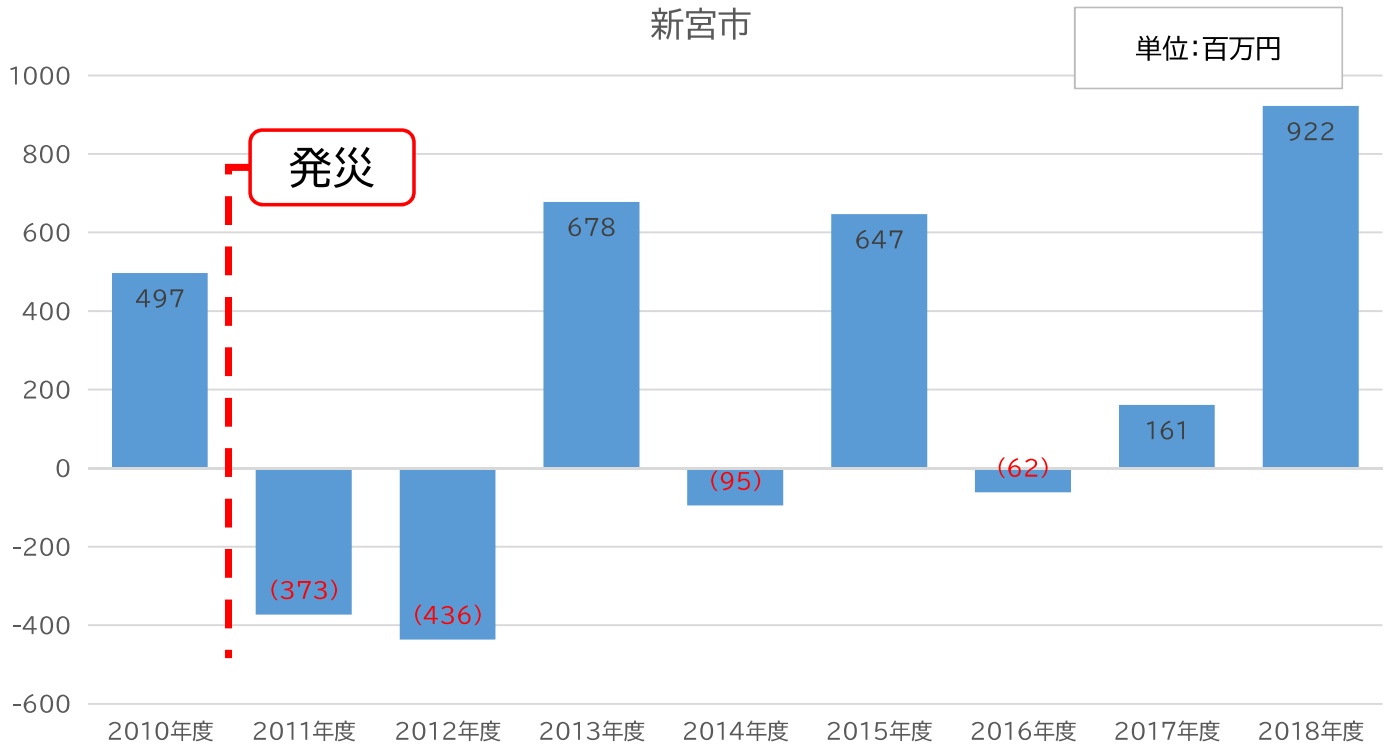
団体の分析

○ 基準財政需要額（振替後）については、2010（H22）年度と2018（H30）を比較して、+4・9億円と大きく増加しているが、大きく伸びている項目は公債費で+5.6億円で過疎債・合併特例債等の交付税算入が大きい起債の償還に伴う増加が要因である。
また2015（H27）年度からの人口減少

○ 収入については2014（H26）年度からの地方消費税交付金の増が大きな変化であり、市税については人口減少や地価の下落に伴い微減の傾向にある。

○ 臨時財政対策債の振替相当額は、地方財政計画の一般財源適正化の影響により、2018年度と2010年度の比較で▲3億円と大きく減少している。

実質単年度収支



(単位:百万円)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
実質単年度収支	496.7	-372.7	-436.4	677.7	-94.8	646.6	-61.8	160.7	922.0

団体の分析

台風12号災害前の2010(H20)年度は、前年比で地方交付税+8.7%、臨時財政対策債+45.6%と地方財政計画により大幅増となったため、実質収支単年度収支で4.97億円でそのうち財政調整基金に3億円積み立てを行い、その他の基金へも減災基金+1.5億円、その他特定目的基金+4.95億円の積み立ても行っていた。

台風12号災害により被災した2011(H23)年度は災害廃棄物処理経費や災害復旧費の一般財源対応分に対して、財政調整基金を3.5億円繰入し、調整を行ったため、実質単年度収支が▲3.72億円と大幅な減少となった。

2013(H25)年度は災害復旧事業費や公社解散の補助費等により決算規模が大きく減少しているなか、歳出の減少率の方が大きいため、実質単年度収支は+6.777億円に改善した。

2015(H27)年度は消費税交付金2.3億円の増や地方交付税が人口特別対策事業創設等により増加し、また新宮港用地の売り払い収入2.5億円で第三セクター改革推進債の繰り上げ償還を行ったことなどにより実質単年度収支は6.46億円となった。

2018(H30)年度も新宮港用地をバイオマス発電事業に約8億円で売り払いを、第三セクター改革推進債を行ったことなどにより+9.22億円と実質単年度収支が大幅な黒字となった。

総じて台風12号災害復旧事業や災害廃棄物処理経費の一般財源が多額となった2011年度及び2012年度を除いては、実質単年度収支が大きな赤字になることはなかった。

団体名：新宮市

【調査票②】

Ⅲ　復旧財源の確保に向けた様々な取組

災害発生からの貴団体の財源確保面での動きについて御回答ください。（回答枠は適宜広げてください。）
〔例〕　住民等からの要望、関係団体との協議、制度所管省庁への要望（予備費（国）の充当、国庫補助金、特別交付税、地方債、その他財政措置）　等

	発災から1年目	発災から2年目以降
対住民	H23.9.2～11.30「新宮市災害対策本部」設置 H23.12.1「新宮市復興対策本部」設置 H23.9.28「新宮市被災者対援対策室」設置	「新宮市被災者支援対策室」～H25.3.31まで設置H25.4.1より福祉課に事業継承
対各種団体	・和歌山県下広域相互応援協定に基づく応援要請（救助活動等）。和歌山市他10市・町 ・京都市（応援航空隊） ・DMATへの応援要請（9/6～10/23）	
対国・県等	特殊財政事情陳情・総務省（12月・1月）	特殊財政事情陳情・総務省（1月）

大規模災害発生時及びその後における財政運営にあたり中期的な財政収支見通しを策定した場合、関係資料をご恵与いただくとともに、次の①から⑥までに掲げる事項の概要について御回答願います。

策定の有無		☐有　→ ①以降へ
		☑無　理由：（激甚災害の対応業務に追われ、災害発生時の財政収支見通しは未作成）
①公表の有無		☐有
		☐無　理由：（　　）
②歳入・歳出の見積方法		（※計画に記載している場合は省略としてください。）
③見積困難な項目・理由（複数回答可）	項目	全般
	理由	
④見積と実績が乖離した項目・理由（複数回答可）	項目	
	理由	
⑤策定・改定の課題		
⑥特に意を用いた事項		

【調査票②】

Ⅴ　復興基金の設立状況等

次の①から④までに掲げる事項の概要について御回答願います。

①復興基金の設立状況	有	スキーム（基本的考え方、事業内容、基本財産・運用財産の原資等）
		経緯（基金設立や対象事業の選定・拡充等の経緯）
	無	検討を行った場合には、その経緯
		各地から寄せられた義援金は、すみやかに被災者に配分し、寄付金についても、プレミアム商品券発行事業等の復興事業に充当及び義援金に流用を行ったため、基金造成には至らなかった。
②義援金、寄付金等の状況	使途	義援金：人的被害、住家被害に対し支給。 寄付金：災害復興プレミアム商品券発行事業補助金等に充当。一部義援金に流用。
	理由等	義援金のすみやかな支給、プレミアム商品券発行事業による生活支援、商店支援が必要であったため。
③災害廃棄物処理対策に要した経費の状況	対象	対象となった廃棄物の内訳
		災害ごみ、がれき、倒壊家屋の運搬・処理
	対象外	対象とならなかった廃棄物の財源確保等
		住宅・店舗等の取り壊し係る補助（上限500千円）、災害廃棄物の収集運搬にかかる費用の助成（上限300千円）は一般財源で実施。特別交付税措置。
④ソフト事業の見通しとニーズの把握、交付の決定等の状況	事業概要	小中学校学用品費援助、給食費援助。床上浸水以上の被災者に準要保護奨励費と同等の援助を行うもの。
	事業費	学用品援助（小学校595千円、中学校536千円）、給食費援助（小学校1500千円、中学校298千円）
	ニーズ把握、交付決定の考え方等	小中学校・教育委員会でニーズを把握。

Ⅵ　被災者支援のための住宅整備の取り組み状況とそれが及ぼす財政運営上の影響

住宅の供給・再建の取組の一環として公営住宅の供給等、行政による支援を行った場合、事業類型の別毎に次の①から③までに掲げる事項の概要について御回答願います。

①採用した手法	1）住宅応急修理 2）民間住宅家賃助成金事業
②事業概要	1）被災住宅のすみやかな応急修理 2）被災により居住できなくなったものの、民間賃貸の助成（月額3万円上限最長12か月）
③財政負担（ランニングコスト）	1）54,772千円（和歌山県補助金活用） 2）H23　6673千円、H24　8223千円　一般財源

【調査票②】

Ⅶ　大規模災害発生時及びその後における財政運営上の課題と対応

大規模災害発生時及びその後における①財政運営上の課題、②課題の解決に向けた対応策、③対応策の検討に際して中期的な財政収支見通しが果たした役割・果たせなかった役割について御回答願います。（なお、中期的な財政収支見通しを策定しなかった場合、③については回答不要です。）

回答欄（複数回答可）	
①財政運営上の課題	災害対応・復旧事業の総事業費を約52.9億円、交付税措置、特別交付税を除いた実質負担を約16億円と見込んでおり、多額の財政負担となった。
②課題解決に向けた対応策	再度大規模災害にあった時のため、財政調整基金、減債基金の重要性を認識し、決算剰余金の積み立てに努めている。
③中長期財政収支見通しの役割	

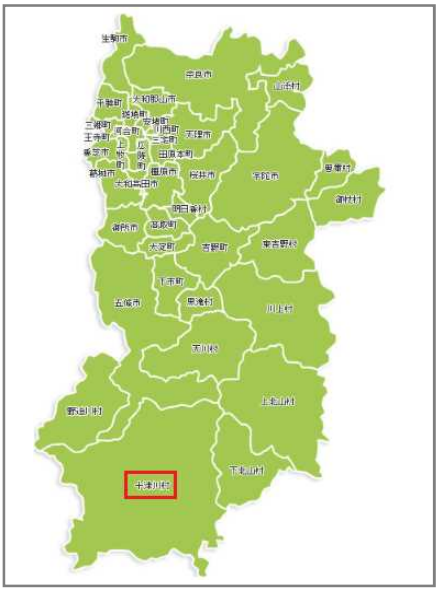
Ⅷ　国等に対して求められる支援

上記のような経験を踏まえ、大規模災害発生時及びその後の財政運営について国や県（市町村の場合）、地方公共団体金融機構に対する御意見等があれば、御回答願います。

御意見等
起債（単独災害等）について、大規模災害時は借り入れの要件が厳しくなりすぎないことや、起債事務について、〆切等の配慮が望まれる。

5 奈良県十津川村に関する事例調査

（1）団体概要

人口等	人口 4,107 人、世帯数 1,831 世帯、高齢化率 38.4%（発災前時点（平成 22 年国勢調査））[16]
地理	奈良県の最南端に位置し、西は和歌山県、東は三重県に接した自然に恵まれた村。面積は奈良県の５分の１にあたる 672.38ｋ㎡で、村としては日本一の広さを誇る。 （右図の出典：地方公共団体情報システム機構「全国自治体マップ検索」（https://www.j-lis.go.jp/spd/map-search/cms_1069.html）） 

（2）被害の状況

土砂災害・浸水・河川氾濫等により、死者７人、行方不明者６人、重傷者３人の人的被害を出したほか、住家被害についても、発電所が全壊するなど甚大な被害を及ぼした。

道路の崩落や河川の氾濫による折立橋の落橋など、交通網に大きな被害が出たことや、崩壊した土砂が河川をせき止める河道閉塞（土砂ダム）が複数個所で発生したことにより、長期間の警戒、避難を余儀なくされた点が特徴的である。

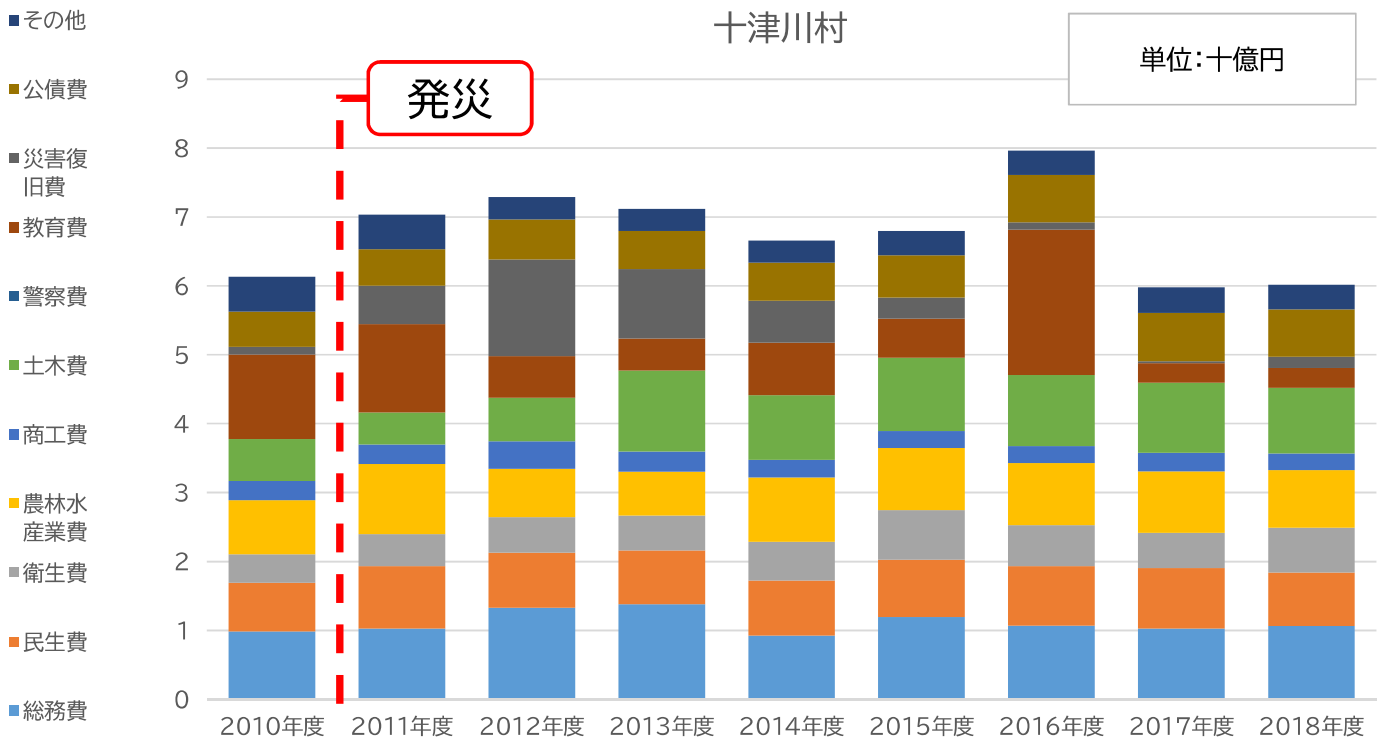
人的被害（人）			住家被害（棟）		
死者	行方不明者	重傷者	全壊	半壊	床下浸水
7	6	3	18	30	14

（出典）「十津川村大水害の記録」（十津川村）

（3）決算額等の推移　（※次頁以降、ヒアリングの調査票を記載する。）

[16] 令和２年３月 31 日現在、人口 3,166 人、世帯数 1,729 世帯。

目的別歳出



(単位:百万円)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
総務費	981.7	1,025.8	1,329.0	1,380.9	924.8	1,191.9	1,063.8	1,029.4	1,062.1
民生費	705.6	907.4	798.7	779.9	796.3	831.7	866.2	874.2	776.9
衛生費	415.4	462.2	513.6	508.1	566.9	724.4	594.8	512.7	652.6
農林水産費	784.8	1,022.4	705.3	632.9	930.1	896.6	901.9	889.9	830.6
商工費	280.7	276.9	396.1	295.6	256.6	248.4	249.5	270.1	242.7
土木費	609.2	470.3	633.5	1,173.6	941.6	1,066.1	1,026.8	1,017.6	955.2
教育費	1,229.6	1,280.2	604.2	464.4	762.0	565.4	2,114.4	287.1	287.9
災害復旧費	105.7	554.8	1,406.5	1,008.9	604.6	303.3	106.7	25.6	162.9
公債費	516.1	532.4	577.3	549.5	551.5	615.4	686.6	701.0	685.9
その他	505.6	500.5	323.4	322.9	321.6	351.8	353.3	373.8	359.8
計	6,134.4	7,032.9	7,287.6	7,116.7	6,656.0	6,795.0	7,964.0	5,981.4	6,016.6

団体の分析

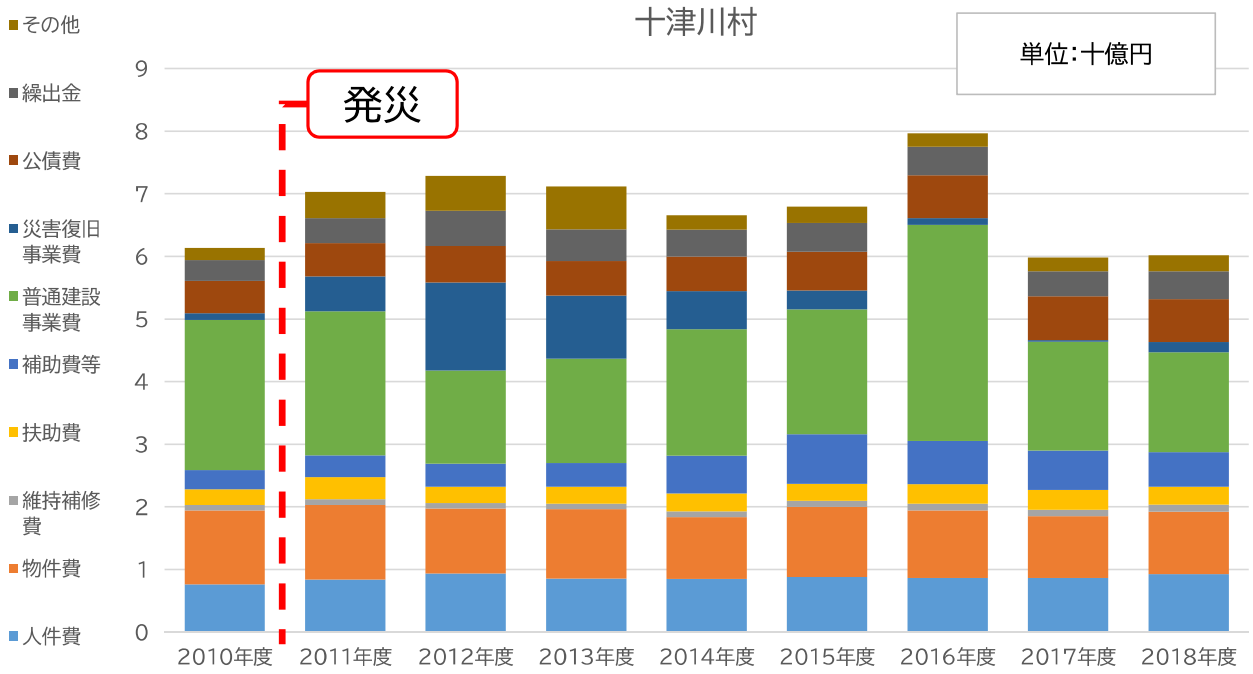
※災害復旧費関連はP2「性質別歳出」に記入
○平成22年度(2010年度)から平成23年度(2011年度)にかけて
・ 農林水産業費が増加しているのは、「十津川村生産流通促進事業」(森林組合への補助金:木材加工流通施設整備事業及び高性能林業機械レンタルリース助成事業)によるもの。

○平成23年度(2011年度)から平成24年度(2012年度)にかけて
・ 総務費が増加しているのは、普通建設事業費、積立金、人件費の増によるもの。
▶普通建設事業費:庁舎設備機器改修41百万円
旧上野地小学校解体工事費22百万円
・ 土木費が増加しているのは、道路改良工事費(村道沼田原線等)の増によるもの。
・ 教育費が減少しているのは、十津川中学校建設完了によるもの。

○平成24年度(2012年度)から平成25年度(2013年度)にかけて
・ 土木費が増加しているのは、復興住宅(谷瀬、高森地区 計13戸 ※2017年アジア都市景観賞受賞)の建設によるもの。

○平成27年度(2015年度)から平成28年度(2016年度)にかけて
・ 教育費が増加しているのは、十津川第二小学校建設(平谷地区)によるもの。

性質別歳出



(単位:百万円)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
人件費	763.1	842.0	935.7	851.0	847.8	878.2	864.3	865.4	923.6
物件費	1,179.9	1,187.6	1,035.0	1,111.9	992.3	1,117.9	1,080.2	984.4	997.3
維持補修費	87.1	91.6	88.4	89.3	90.7	100.1	108.4	105.3	114.4
扶助費	253.8	352.6	261.0	270.7	284.8	274.2	310.2	316.1	283.3
補助費等	302.6	349.2	367.4	380.0	601.9	786.1	691.9	626.3	555.4
普通建設事業費	2,398.9	2,302.2	1,490.8	1,663.6	2,021.3	1,997.6	3,449.0	1,738.6	1,595.1
災害復旧事業費	105.7	554.8	1,406.5	1,008.9	604.6	303.3	106.7	25.6	162.9
公債費	516.1	532.4	577.3	549.5	551.5	615.4	686.6	701.0	685.9
繰出金	332.4	401.6	569.0	505.0	431.2	459.1	455.1	400.0	443.6
その他	194.8	418.9	556.7	686.8	229.8	263.2	211.7	218.7	255.0
計	6,134.4	7,032.9	7,287.8	7,116.7	6,655.9	6,795.1	7,964.1	5,981.4	6,016.5

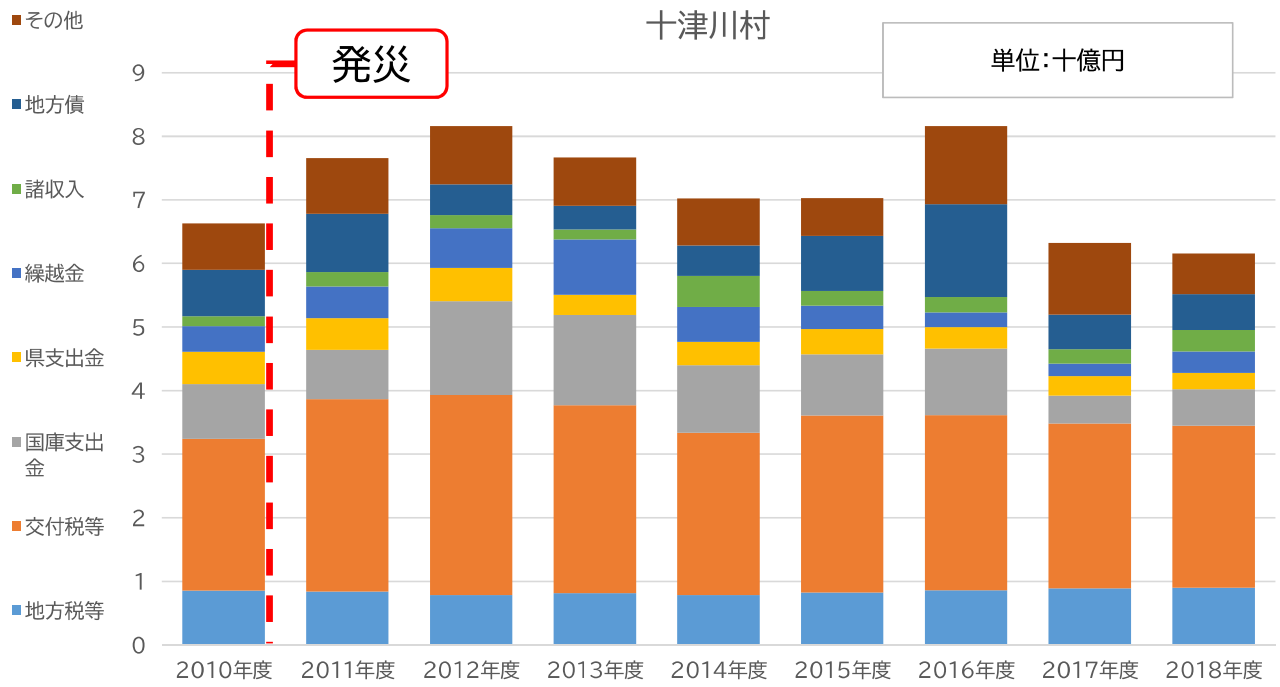
団体の分析

○平成22年度(2010年度)から平成23年度(2011年度)にかけて
・ 人件費(平成22年度 763百万円→平成23年度 842百万円)
※ 主に給与と共済組合負担金の増となったことから人件費全体が上昇。超過勤務手当は平成22年度から4百万増となり7百万円。
・ 扶助費(平成22年度 254百万円→平成23年度 353百万円)【平成22年度比 99百万円増】
▸災害扶助費(平成22年度 0円→平成23年度 43百万円:災害見舞金61件10百万円、弔慰金7件33百万円)
・ 災害復旧事業費(平成22年度 106百万円→平成23年度 555百万円)【平成22年度比449百万円増】
▸台風12号災害関連(平成22年度 0円→平成23年度 428百万円:道路橋梁災害復旧工事費114百万円、林道災害復旧工事費70百万円等)

○平成23年度(2011年度)から平成24年度(2012年度)にかけて
・ 人件費:+94百万円(平成23年度 職員数119人→平成24年度 職員数127人)超過勤務手当は平成23年度から1百万増となり8百万円。
・ 普通建設事業費(平成23年度 2,302百万円→平成24年度 1,491百万円)
▸十津川中学校建設完了(平成23年度 823百万円→平成24年度 112百万円)
・ 災害復旧事業費(平成23年度 555百万円→平成24年度 1,407百万円)
▸台風12号災害関連 【平成23年度比 829百万円増】
(平成23年度 428百万円→平成24年度 1,257百万円:林道災害復旧工事費581百万円、道路橋梁災害復旧工事費409百万円等)

○平成27年度(2015年度)から平成28年度(2016年度)にかけて
・ 普通建設事業費(平成27年度 1,998百万円→平成28年度 3,449百万円)
▸十津川第二小学校新築工事(平成27年度 268百万円→平成28年度 1,767百万円)
▸地域優良賃貸住宅 高森のいえ新築工事(平成27年度 0円→平成28年度 276百万円)
※2017年アジア都市景観賞受賞

歳入の内訳



(単位:百万円)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
地方税等	855.3	841.2	787.4	814.3	788.6	822.9	861.9	890.2	899.2
交付税等	2,386.3	3,024.7	3,143.6	2,954.1	2,545.9	2,786.4	2,754.6	2,592.2	2,551.2
国庫支出金	856.9	773.5	1,479.4	1,423.2	1,068.8	964.7	1,042.7	438.0	568.8
県支出金	511.0	502.9	518.8	313.9	359.9	395.1	341.0	306.6	255.1
繰越金	401.8	493.8	625.7	870.7	552.2	365.7	229.9	198.2	340.5
諸収入	157.3	229.4	202.9	154.6	488.7	231.7	239.3	226.7	338.7
地方債	728.6	913.0	485.1	371.6	477.3	863.5	1,462.7	542.2	561.8
その他	731.0	880.1	915.5	766.6	740.4	594.8	1,230.2	1,127.9	640.3
計	6,628.2	7,658.6	8,158.4	7,669.0	7,021.8	7,024.8	8,162.3	6,322.0	6,155.6

団体の分析

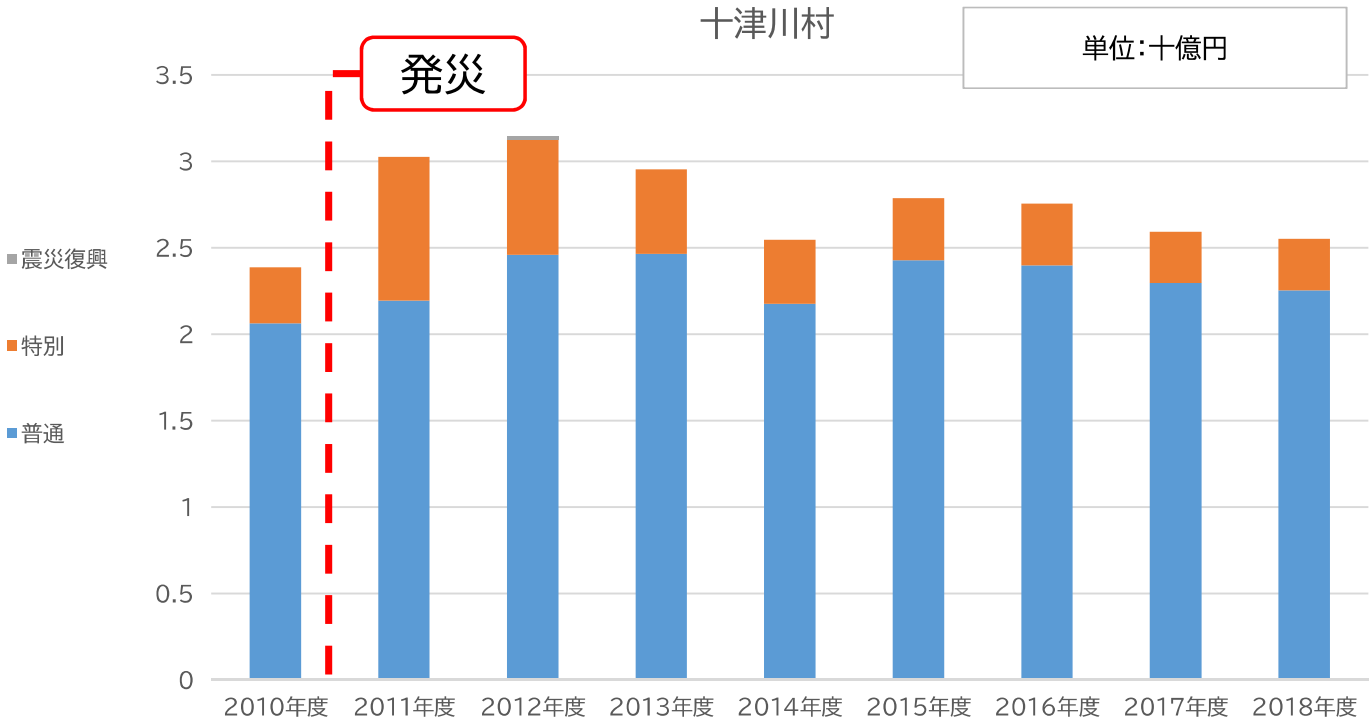
○平成22年度(2010年度)から平成23年度(2011年度)にかけて
・ 交付税が増加しているのは、特別交付税の増(平成22年度322百万円→平成23年度831百万円) 【平成22年度比 509百万円増】によるもの。
・ 国庫支出金が減となっているのは、地域活性化公共投資等臨時交付金の皆減によるもの。
・ その他のうち、台風12号災害寄附金が123百万円の皆増(平成22年度は一般寄附金0.1百万円)

○平成23年度(2011年度)から平成24年度(2012年度)にかけて
・ 国庫支出金が増加しているのは、災害復旧費国庫負担金の増(林道災害復旧費負担金513百万円皆増、公共土木施設災害復旧費負担金450百万円皆増)によるもの。
・ 地方債が減少しているのは十津川中学校建設完了によるもの。

○平成24年度(2012年度)から平成25年度(2013年度)にかけて
・ 県支出金が減少しているのは、十津川温泉災害復旧事業費補助金68百万円皆減、湯温地温泉災害復旧事業費補助金14百万円皆減、携帯電話等エリア整備費補助金44百万円減等によるもの。
・ 繰越金が増加しているのは、「村道開設4路線、改良7路線、舗装1路線、維持修繕工事1カ所」、「復興住宅建築事業」、「災害復旧事業」によるもの。

○平成26年度(2014年度)から平成28年度(2016年度)にかけて
・ 地方債が増えているのは過疎対策事業債(十津川第二小学校建設)の増(平成26年度274百万円→ 平成27年度 673百万円→ 平成28年度 1,309百万円)によるもの。

交付税の内訳



（単位：百万円）

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
普通	2,064.0	2,193.3	2,459.2	2,465.6	2,174.6	2,426.8	2,399.0	2,296.2	2,253.8
特別	322.3	831.4	664.2	488.5	371.4	359.6	355.5	296.0	297.4
震災復興	-	0.0	20.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	2,386.3	3,024.7	3,143.6	2,954.1	2,546.0	2,786.4	2,754.5	2,592.2	2,551.2

団体の分析

●平成22年度（2010年度）から平成23年度（2011年度）にかけて
特別交付税が増加した要因は、台風12号により激甚災害の被災団体に指定されたためと推察される。

●平成23年度（2011年度）から平成24年度（2012年度）にかけて
普通交付税が増加した要因は、「需要」が増加し、「収入」が減少したため。

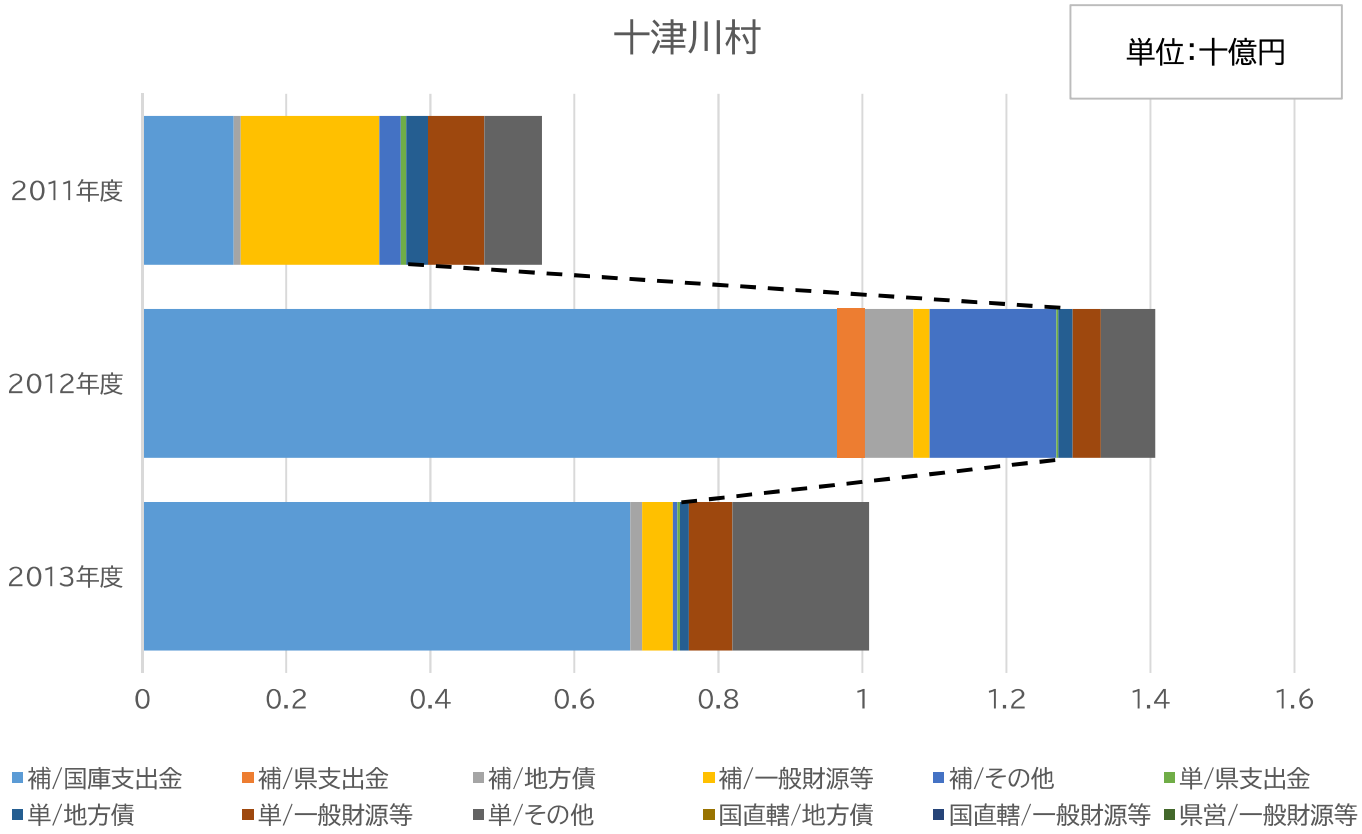
○「基準財政需要額の増」（平成23年度2，803百万円→平成24年度3，043百万円）
・地域経済・雇用対策費の増
▶平成24年度新規（平成24年度→平成26年度の三年間）のため382百万円皆増

○「基準財政収入額の減」（平成23年度610百万円→平成24年度584百万円）
・固定資産税の各税目（土地、家屋、償却）が減少。固定資産の評価替え。

●平成25年度（2013年度）から平成26年度（2014年度）にかけて
普通交付税が減少した要因は、「収入」の増加を「需要」の減少が上回ったため。

○「基準財政需要額の減」
・地域経済・雇用対策費の減
▶過疎対策事業債償還費が減（平成24年度196百万円→平成25年度186百万円）

災害復旧費の財源内訳



(単位:百万円)

	補/国庫支出金	補/県支出金	補/地方債	補/一般財源等	補/その他	単/県支出金	単/地方債	単/一般財源等	単/その他
2011年度	127.0	0.0	9.5	192.7	30.0	7.7	29.5	78.4	80.1
2012年度	965.7	37.6	67.5	22.4	176.2	2.6	20.0	39.2	75.4
2013年度	677.9	0.0	16.1	42.9	6.1	3.3	13.1	60.0	189.6
計	1,770.6	37.6	93.1	258.0	212.3	13.6	62.6	177.6	345.1

団体の分析

○平成23年度(2011年度)から平成24年度(2012年度)にかけて

・補助事業費(平成23年度359百万円→平成24年度1,269百万円)
▶農林水産施設のうち林業施設(平成23年度118百万円→平成24年度593百万円)
▶公共土木施設のうち道路(平成23年度194百万円→平成24年度446百万円)

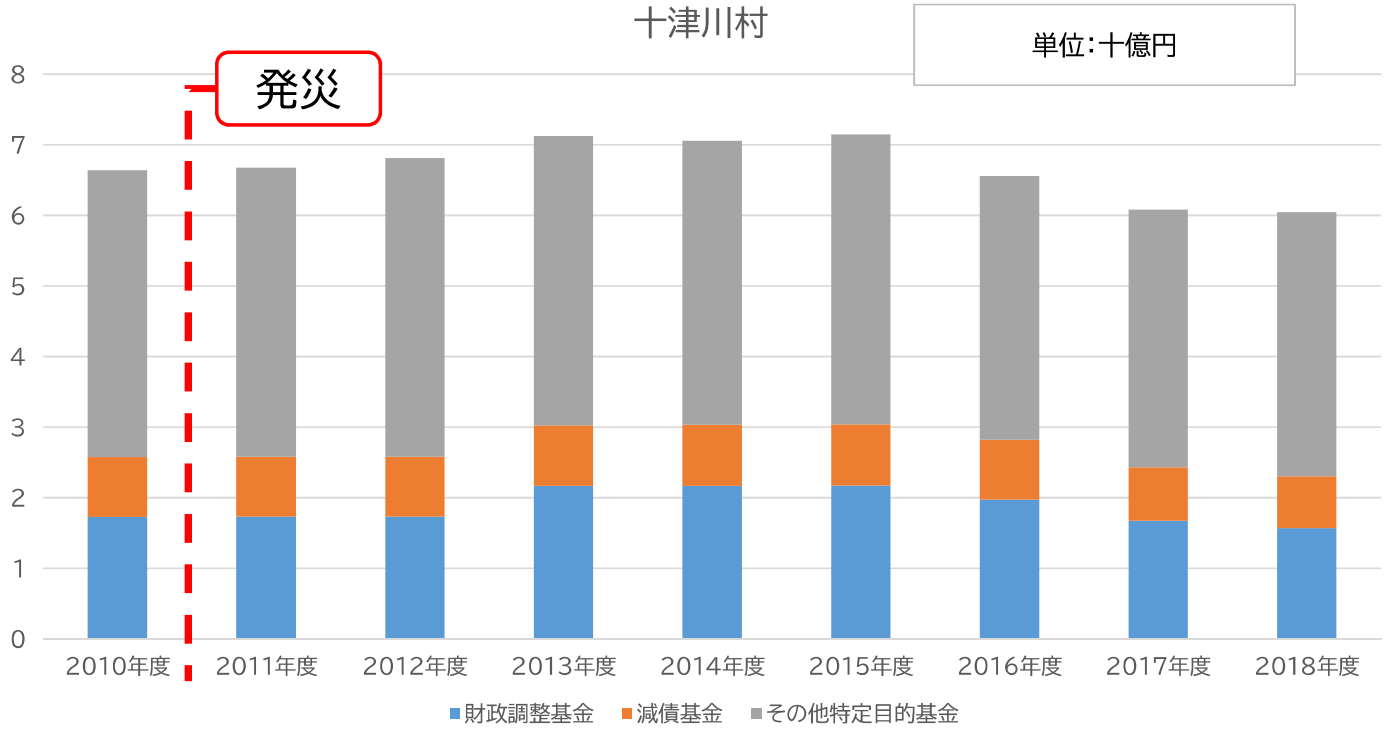
・単独事業費(平成23年度197百万円→平成24年度137百万円)

○平成24年度(2012年度)から平成25年度(2013年度)にかけて

・補助事業費(平成24年度1,269百万円→平成25年度743百万円)
▶農林水産施設のうち農地(平成24年度18百万円→平成25年度皆減)
▶農林水産施設のうちその他(平成24年度28百万円→平成25年度皆減)
▶公共土木施設のうち道路(平成24年度446百万円→平成25年度17百万円)

・単独事業費(平成24年度137百万円→平成25年度266百万円)
▶農林水産施設のうち林業施設(平成24年度20百万円→平成25年度30百万円)
▶公共土木施設のうち河川(平成24年度0→平成25年度97百万円)
▶その他のうち公立学校(平成24年度7百万→平成25年度25百万円)

基金の状況



(単位:百万円)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
財政調整基金	1,729.1	1,730.3	1,730.8	2,168.9	2,169.7	2,170.6	1,971.4	1,672.8	1,573.9
減債基金	846.4	848.8	850.2	854.9	861.3	866.5	848.0	760.2	732.9
その他特定目的基金	4,065.0	4,096.6	4,231.9	4,100.0	4,024.3	4,109.2	3,740.4	3,647.0	3,736.0
計	6,640.5	6,675.7	6,812.9	7,123.8	7,055.3	7,146.3	6,559.8	6,080.0	6,042.8

団体の分析

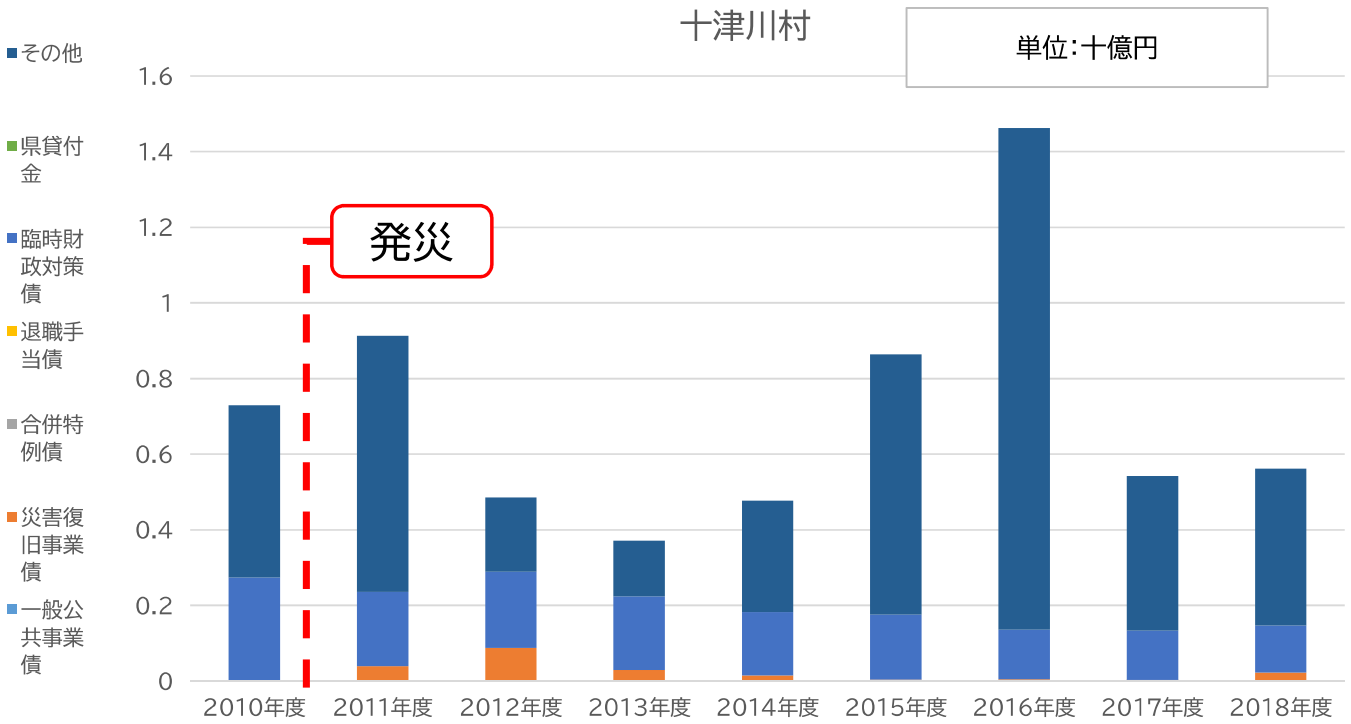
●財政調整基金について
○ 平成23年(2011年度)の台風後、基金を取崩すことなく平成27年度(2015年度)まで推移した。
・ 国庫支出金の増や地方債の借入れに加え、特別交付税の大幅増に伴い、基金の積立を行った。

○平成27年度(2015年度)以降は十津川第二小学校や公営住宅の建設などの大型の各事業を行うため、基金の取崩しを行っている。
・ 中でも、中串土捨場事業を村単独事業として開始したことで、取崩額が増加した。
(取崩額:平成28年度 52百万円、平成29年度 237百万円)

●減債基金について
○ 平成28年度(2016年度)から平成29年度(2017年度)、平成30年度(2018年度)にかけて南和広域医療企業団の整備事業償還金助成事業等の補助金を積み立てたが、償還に充てる財源として積立額以上の取崩しを行ったため減となった。

●その他特定目的基金について
○災害対策基金
平成23年度台風12号災害以降は平成27年度(2015年度)にかけて減少した。
○公共施設整備基金
平成28年度(2016年度)は十津川第二小学校建設、平成29年度(2017年度)には中串土捨場事業のため取崩しを行った。

地方債発行額



(単位:百万円)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
一般公共事業債	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	2.8	0.0
災害復旧事業債	0.0	39.0	87.5	29.2	14.5	4.1	2.7	0.1	22.9
臨時財政対策債	274.0	197.0	202.0	194.5	167.8	171.4	131.7	130.0	124.0
その他	454.6	677.0	195.6	147.9	295.0	688.0	1326.4	409.3	414.9
計	728.6	913.0	485.1	371.6	477.3	863.5	1,462.7	542.2	561.8

団体の分析

○　平成22年度(2010年度)から平成23年度(2011年度)にかけて、災害復旧事業債が増加しているのは、平成23年の台風12号災害によるもの。

○　平成23年度(2011年度)から平成24年度(2012年度)にかけて、その他(過疎債)減少して
いるのは十津川中学校建設完了によるもの。

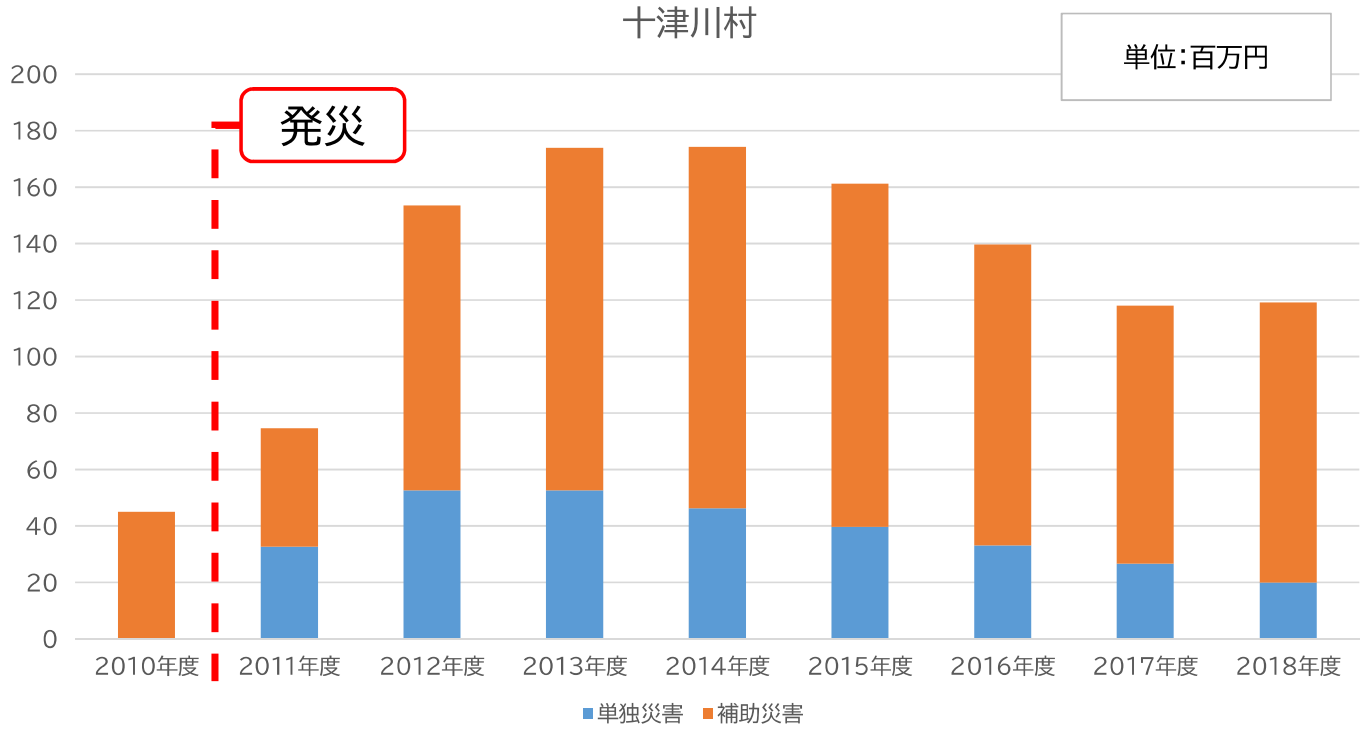
○　平成26年度(2014年度)から平成28年度(2016年度)にかけて、その他(過疎債)が増加してるのは、十津川第二小学校建設によるもの。

－－

平成22年度(2010年度)から平成23年度(2011年度)、平成26年度(2014年度)以降の地方債発行額の増加に伴い、地方債残高についても平成22年度(2010年度)残高　5,541百万円から平成30年度(2018年度)残高　6,736百万円と推移しており右肩上がりの状況にある。

【残高】
平成22年度(2010年度)残高　5,541百万円、平成23年度(2011年度)残高　5,993百万円、平成24年度(2012年度)残高　5,970百万円、平成25年度(2013年度)残高　5,857百万円、平成26年度(2014年度)残高　5,841百万円、平成27年度(2015年度)残高　6,141百万円、平成28年度(2016年度)残高　6,959百万円、平成29年度(2017年度)残高　6,835百万円、平成30年度(2018年度)残高　6,736百万円

災害復旧事業債残高



(単位:百万円)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
単独災害	0.0	32.7	52.7	52.7	46.2	39.7	33.2	26.6	20.0
補助災害	45.0	41.9	100.7	121.2	128.1	121.5	106.5	91.4	99.1
計	45.0	74.6	153.4	173.9	174.3	161.2	139.7	118.0	119.1

団体の分析

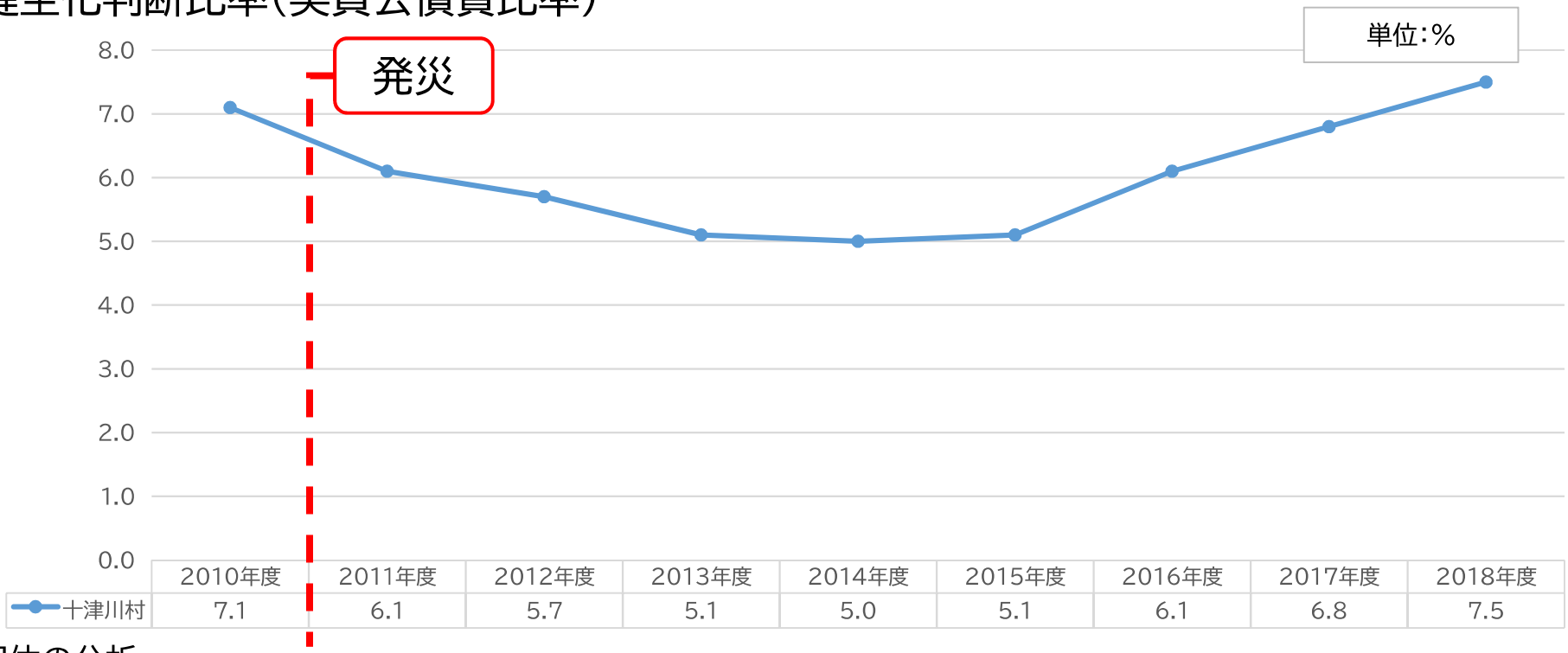
新規発行額
平成23年度(2011年度)、平成24年度(2012年度)は台風12号災害による発行

○平成23年度(2011年度)
農林水産施設　9百万円、河川・公共土木施設　2百万円、道路　28百万円

○平成24年度(2012年度)
農林水産施設　14百万円、河川・公共土木施設　13百万円、道路　60百万円

○平成25年度(2013年度)
農林水産施設　2百万円、河川・公共土木施設　15百万円、道路　13百万円

健全化判断比率(実質公債費比率)



	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
十津川村	7.1	6.1	5.7	5.1	5.0	5.1	6.1	6.8	7.5

団体の分析

○　平成24年度(2012年度)までは標準財政規模の増加(普通交付税の増等)に伴い比率は低下傾向にあった。

○　平成26年度(2014年度)から平成27年度(2015年度)にかけては、災害復旧費等に係る基準財政需要額が46百万円増加したため(臨時財政対策債等)。また標準財政規模が279百万円減少(3か年平均のうち平成26年度普通交付税の減等)したため。

○　平成27年度(2015年度)から平成28年度(2016年度)にかけては、一般会計・簡易水道会計ともに償還額が増加したため。

○　平成28年度(2016年度)から平成29年度(2017年度)にかけては、一般会計の償還額や南和広域医療企業団の負担金が増加したため。

○　平成29年度(2017年度)から平成30年度(2018年度)にかけては、南和広域医療企業団の負担金が増加したため。

健全化判断比率（将来負担比率）

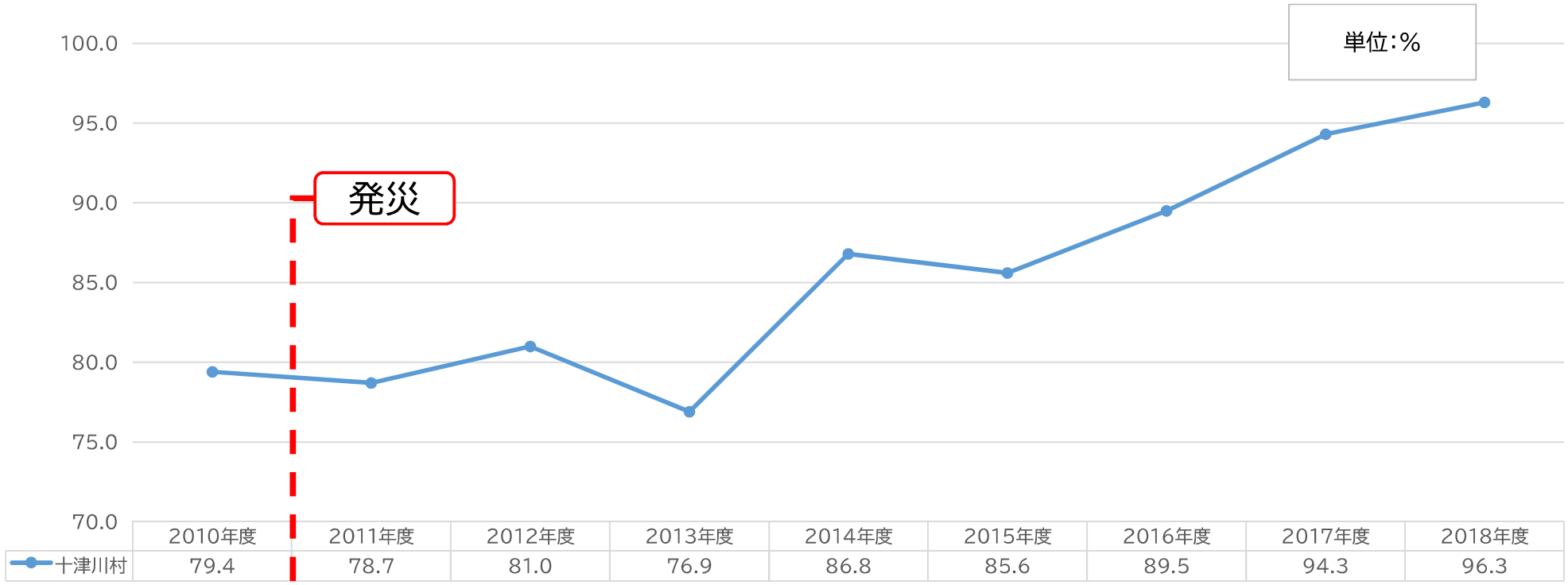


団体の分析

○　平成28年度（2016年度）から平成29年度（2017年度）にかけては、将来負担額は減少しているものの、財政調整基金が300百万円、減債基金・公共施設整備基金がそれぞれ100百万円など基金の取り崩しにより充当可能財源等の減少、標準財政規模の減少・算入公債費等の額（公債費）の上昇により増加した。

○　平成29年度（2017年度）から平成30年度（2018年度）にかけては、地方債現在高や公営企業債等繰入見込額の減小などに伴い将来負担額の減少により減少した。

経常収支比率



	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
十津川村	79.4	78.7	81.0	76.9	86.8	85.6	89.5	94.3	96.3

団体の分析

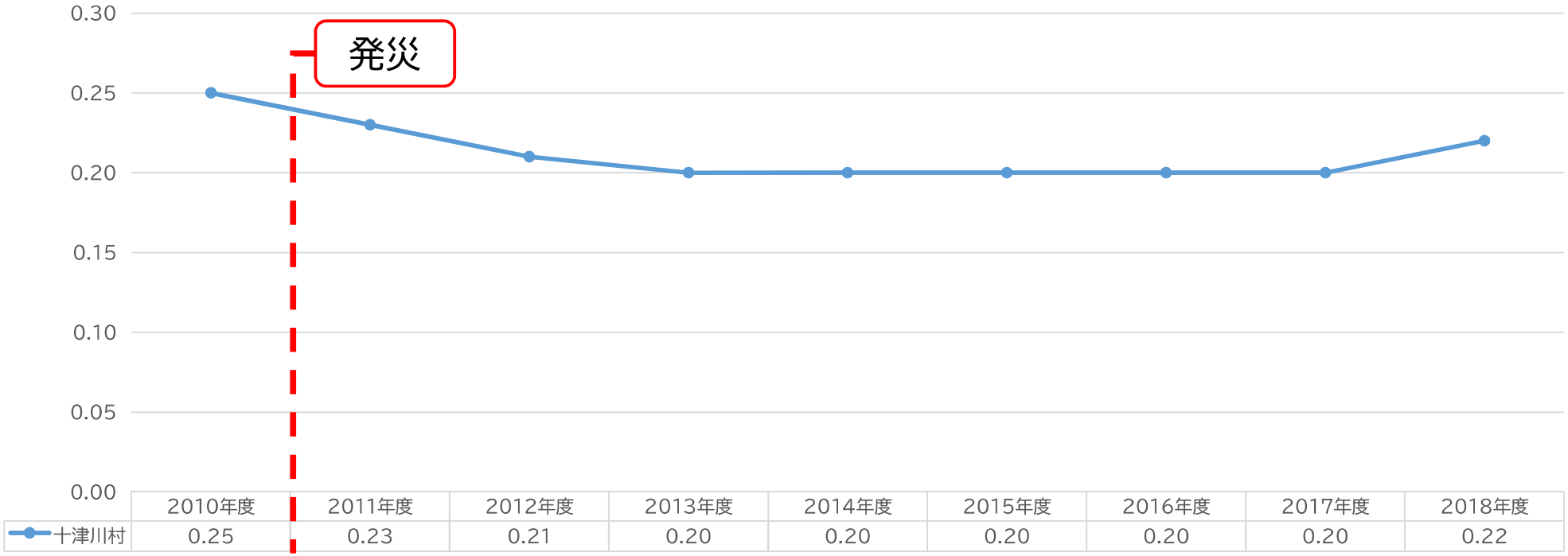
○　平成23年度(2011年度)から平成24年度(2012年度)に2.3%増加。要因としては、災害復旧に伴う職員の増加等による人件費の増加等。

○　平成24年度(2012年度)から平成25年度(2013年度)に一時的に5%程度低下した原因は、歳入面では法人税割の増(29百万円)と普通交付税の増(6百万円)、歳出面では職員数の減(10名減)によるもの。

○　平成25年度(2013年度)から平成26年度(2014年度)に9.9%上昇した原因は、歳入面では普通交付税の減(▲291百万円)、歳出面では公債費の増(2百万円)と広域消防組合負担金の増(24百万円)によるもの。

○　平成27年度(2015年度)以降については、十津川中学校建設(平成24年4月開校)のために起債した過疎対策事業債の元金償還が始まったことと、南和広域医療企業団への負担金(平成26年度以降)が発生したことによるもの。

財政力指数

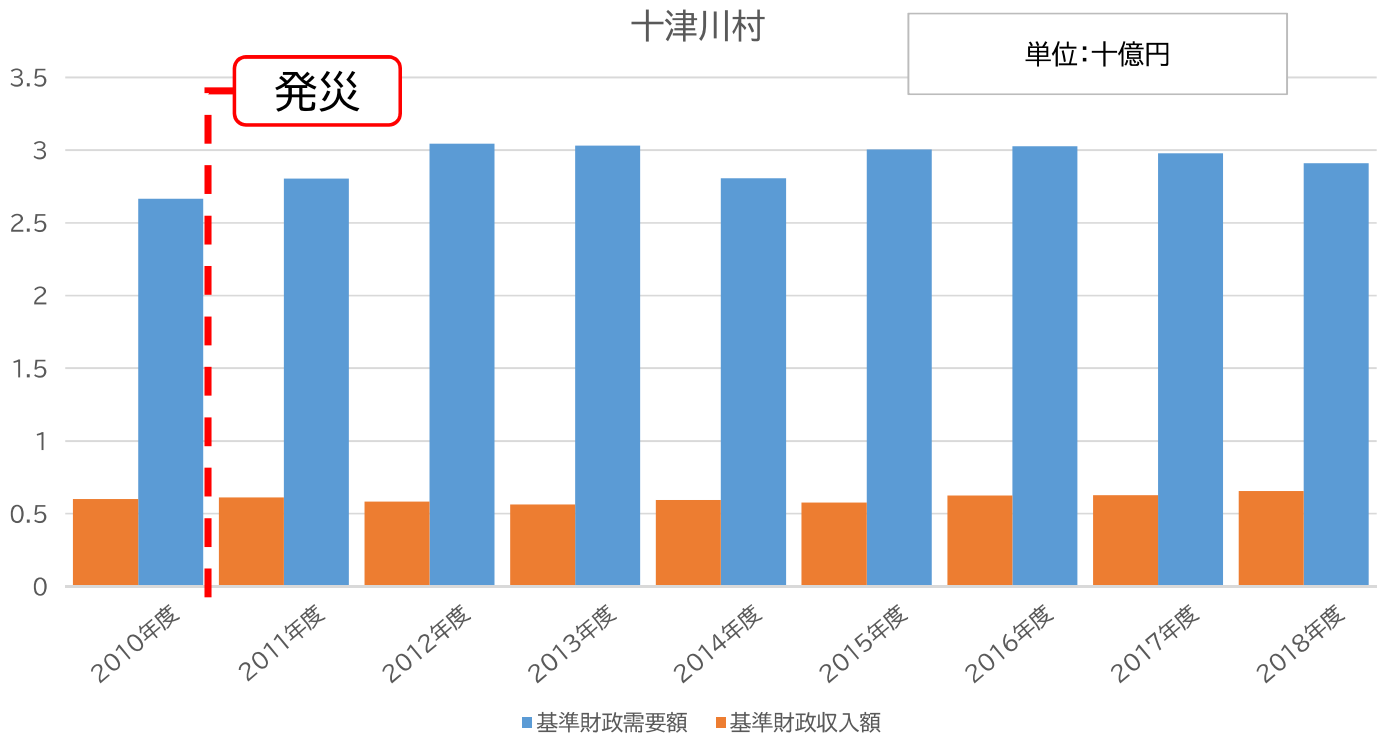


	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
十津川村	0.25	0.23	0.21	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.22

団体の分析

平成25年度(2013年度)までは、人口の減少や税収の減少で年々低下している傾向にあったが、平成30年度(2018年度)は基準財政収入額(村民税法人税割、固定資産税償却資産)の増に伴い指数が上昇した。

基準財政需要・収入額①（臨時財政対策債への振替後（普通交付税の算定基礎））



（単位：百万円）

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
収入額	601.6	612.0	584.2	564.3	592.3	577.8	625.6	627.4	655.7
需要額（振替後）	2,665.6	2,804.6	3,043.4	3,029.9	2,806.3	3,004.6	3,027.1	2,977.9	2,909.5

団体の分析

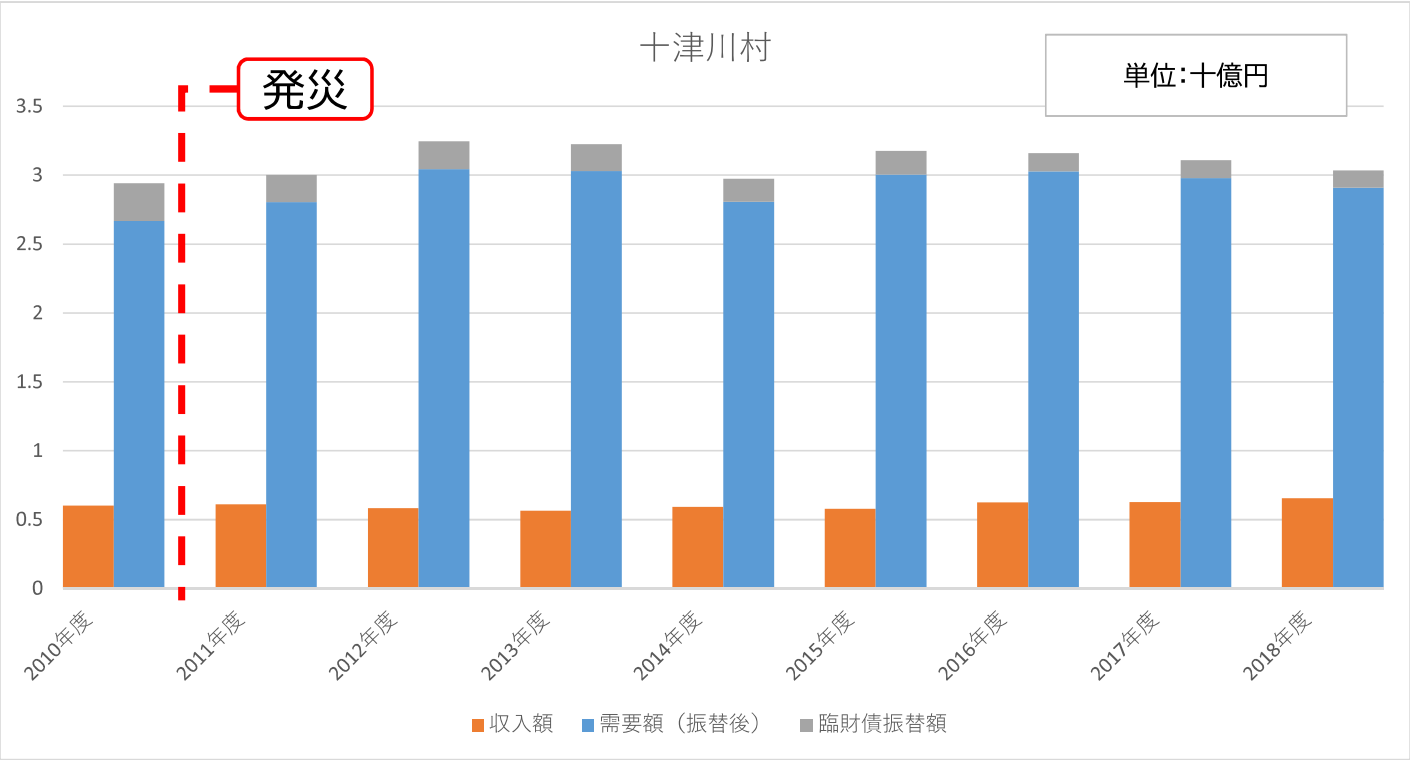
●基準財政需要額
○平成23年度（2011年度）から平成24年度（2012年度）にかけて
・ 地域経済・雇用対策費の増（平成24年度より新規）のため382百万円皆増。
・ 固定資産税の各税目（土地・家屋・償却）が評価替えに伴い減。

○平成26年度（2014年度）から平成28年度（2016年度）にかけて
・ 災害復旧事業費が増額（平成25年度 9百万円→平成26年度 12百万円→平成27年度 15百万円→平成28年度21百万円）。

●基準財政収入額
○平成22年度（2010年度）から平成23年度（2011年度）にかけて
・ 市町村民税の所得割が増加（平成22年度 88百万円→平成23年度 95百万円）。
・ 法人税割が増加（平成22年度 0.4百万円→平成23年度 15百万円）。

○平成23年度（2011年度）から平成24年度（2012年度）にかけて
・ 市町村民税の所得割が微増（平成23年度 95百万円→平成24年度 97百万円）。
・ 固定資産税の各税目が減少。固定資産の評価替え。

基準財政需要・収入額②（臨時財政対策債への振替前）



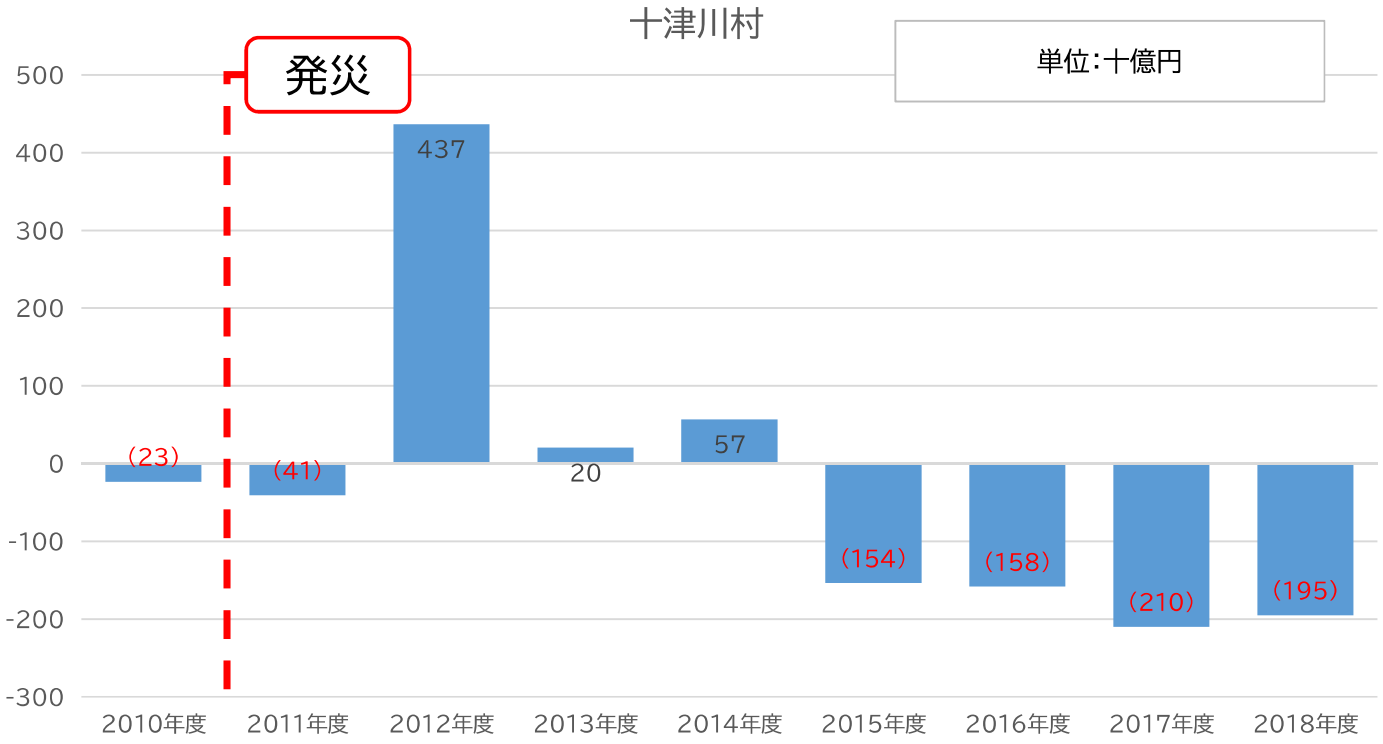
（単位：百万円）

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
収入額	601.6	612.0	584.2	564.3	592.3	577.8	625.6	627.4	655.7
需要額（振替後）	2,665.6	2,804.6	3,043.4	3,029.9	2,806.3	3,004.6	3,027.1	2,977.9	2,909.5
臨財債振替額	274.2	197.3	202.1	194.5	167.9	171.4	131.7	132.6	124.0

団体の分析

発災との間に大きな関連性はみられない。

実質単年度収支



(単位:百万円)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
実質単年度収支	-23.3	-40.7	436.8	20.3	56.9	-153.8	-158.3	-210.1	-195.2

団体の分析

○平成24年度(2012年度)
実質単年度収支が大幅に上昇
・ 歳入面での大幅な増によるもの。
▸普交約2.7億円増＋特交約1.7億円減により地方交付税　119百万円増
▸災害復旧負担金の増による国庫支出金　706百万円増
▸平成21年度(平成22年3月末)に閉鎖した旧奈良出張所の売却により財産収入　107百万円増

○平成27年度(2015年度)
実質単年度収支が下降
・ 歳出面で増
▸南和広域医療の負担金　226百万円増
▸村道整備事業費　75百万円増

○平成29年度(2017年度)
実質単年度収支が下降
・ 歳入面での減によるもの。
▸国庫支出金(十津川第二小学校、地域優良賃貸住宅「高森のいえ」建設事業)等が減　605百万円減

団体名：十津川村

【調査票②】

Ⅲ　復旧財源の確保に向けた様々な取組

災害発生からの貴団体の財源確保面での動きについて御回答ください。（回答枠は適宜広げてください。）
〔例〕　住民等からの要望、関係団体との協議、制度所管省庁への要望（予備費（国）の充当、国庫補助金、特別交付税、地方債、その他財政措置）　等

	発災から1年目	発災から2年目以降
対住民	〔栗平土砂ダム〕住民説明会3回 〔その他土砂ダム等〕住民説明会8回	〔栗平土砂ダム〕住民説明会7回
対各種団体	寄附金　671件　128百万円 義援金1，794件　91百万円 【特記】 ・新十津川町より職員派遣、寄附金、義援金の支援 ※平成24年6月13日時点 ※件数・金額には各種団体の他に個人も含む	寄附金　851件　163百万円 ※平成26年3月31日時点 ※件数・金額には各種団体の他に個人も含む
対国・県等	村長・副村長 国/県への要望（総務省・奈良県知事　平成23年度　11回） 【特記】 ・9月15日　県に応急仮設住宅建設要望書の提出	村長・副村長 国/県への要望（総務省・奈良県知事　平成24年度　20回、平成25年度　6回） 【特記】 ・平成26年8月14日　紀伊山地砂防事務所　所長に対して、栗平土砂ダム異常時の情報伝達システムの再構築及び対策工事の早期完成を求める要望書 ・平成28年8月3日　奈良県に対して、堆積土砂対策等の河川行政についてなどを要望

Ⅳ　中期的な財政収支見通しの策定・改定

大規模災害発生時及びその後における財政運営にあたり中期的な財政収支見通しを策定した場合、関係資料をご恵与いただくとともに、次の①から⑥までに掲げる事項の概要について御回答願います。

策定の有無		□有　→ ①以降へ ☑無　理由：（災害後の復興計画を最優先としたため）
①公表の有無		□有　方法：（　　） □無　理由：（　　）
②歳入・歳出の見積方法		（※計画に記載している場合は省略としてください。）
③見積困難な項目・理由（複数回答可）	項目	
	理由	
④見積と実績が乖離した項目・理由（複数回答可）	項目	
	理由	
⑤策定・改定の課題 ⑥特に意を用いた事項		

【調査票②】

Ⅴ　復興基金の設立状況等

次の①から④までに掲げる事項の概要について御回答願います。

①復興基金の設立状況	有	スキーム（基本的考え方、事業内容、基本財産・運用財産の原資等）
		経緯（基金設立や対象事業の選定・拡充等の経緯）
	無	検討を行った場合には、その経緯
		復興基金は設置していない（検討も行っていない）。
②義援金、寄付金等の状況	使途	○十津川村災害義援金：1，794件　91百万円 ⇒十津川村災害義援金配分委員会を開催し、配分額等を決定 ○寄附金：851件　163百万円 ⇒　災害対策基金として積立て、災害復旧復興事業の財源に活用
	理由等	
③災害廃棄物処理対策に要した経費の状況	対象	対象となった廃棄物の内訳
		410㎥（10tダンプ延べ19台分）の災害廃棄物が発生
	対象外	対象とならなかった廃棄物の財源確保等
④ソフト事業の見通しとニーズの把握、交付の決定等の状況	事業概要	復興基金の設置は行っていないが、「十津川村紀伊半島大水害復興計画アクションプラン」にて各事業の見通しを立てた。
	事業費	
	ニーズ把握、交付決定の考え方等	

Ⅵ　被災者支援のための住宅整備の取り組み状況とそれが及ぼす財政運営上の影響

住宅の供給・再建の取組の一環として公営住宅の供給等、行政による支援を行った場合、事業類型の別毎に次の①から③までに掲げる事項の概要について御回答願います。

①採用した手法	①木造応急仮設住宅の設置　②復興モデル住宅　③木造復興公営住宅 ④復興住宅入居者に対する家賃減免（平成30年度末まで）
②事業概要	①谷瀬集落　他　11棟30戸　②大字林　2棟2戸　③谷瀬・高森集落　15棟15戸　④収入に応じて、家賃を減免（10分の2から10分の6）
③財政負担（ランニングコスト）	②復興モデル住宅建設費用　32百万円　③木造復興公営住宅建設費用（敷地造成工事）177百万円　　なお家賃収入は年間2，880千円程度を見込んでいる（家賃減免適用期間）。

【調査票②】

Ⅶ　大規模災害発生時及びその後における財政運営上の課題と対応

大規模災害発生時及びその後における①財政運営上の課題、②課題の解決に向けた対応策、③対応策の検討に際して中期的な財政収支見通しが果たした役割・果たせなかった役割について御回答願います。（なお、中期的な財政収支見通しを策定しなかった場合、③については回答不要です。）

回答欄（複数回答可）	
①財政運営上の課題	平成23年度の災害発生後は、基金の取崩しに頼った予算編成を行わざる得なかった。
②課題解決に向けた対応策	奈良県復旧復興課の助力等による効果的な補助金の確保に加えて、特別交付税の措置があり、基金の取崩しは逃れた。しかし、近年、基金の残高は減少傾向にある。そのため、万一災害が発生した際に予算編成が出来なくなるという事態が予想される。このことから財政面についても災害に強い村づくりが必要とされる。
③中長期財政収支見通しの役割	－

Ⅷ　国等に対して求められる支援

上記のような経験を踏まえ、大規模災害発生時及びその後の財政運営について国や県（市町村の場合）、地方公共団体金融機構に対する御意見等があれば、御回答願います。

御意見等
「中期的な財政収支見通し」についての**作成支援**があれば助かると考えます。 **作成支援**：どのような着眼点で作成すべきか、また作成支援の中において金融面などで有利となる制度の活用に関するアドバイスを頂けたら助かります。

第6　団体へのヒアリング

1 ヒアリング実施概要

平成19年能登半島地震の被災３団体及び平成23年台風第12号の被災３団体へのオンラインでのヒアリングを以下の通り実施した。

日程	令和２年10月８日（木）	令和２年10月14日（水）
対象団体	石川県（財政課、市町支援課）	和歌山県（財政課、市町村課）
	石川県輪島市	和歌山県新宮市
	石川県穴水町	奈良県（市町村振興課）
		奈良県十津川村
対象となる災害	平成19年能登半島地震	平成23年台風第12号
ヒアリングに用いた資料	第４に掲載した調査票	第５に掲載した調査票

本項では、ヒアリング内容で各団体に共通的な点や、特徴的であった点について整理する。なお、ヒアリングで聞かれた国補助制度等は、発災時点の制度に基づいて記述しているため、現在の制度とは異なる点があることに留意されたい。

2 ヒアリング内容

ヒアリングでは、第４及び第５の調査票に記述の内容を中心に説明を受け、その内容は以下の11項目にまとめることができた。

① 各団体の財政負担額・内訳等について
② 国庫補助制度等について
③ 復興基金の設置について
④ 財政調整基金等の活用について
⑤ 復興事業（財政負担）の事業期間・ピークについて
⑥ 財政健全化指標等について
⑦ 財政運営上の課題について
⑧ 災害以外の財政運営上の課題について
⑨ 財政収支見通しの作成状況と災害を契機とした改定について
⑩ 住宅再建支援について
⑪ 平常時の財政運営に関する県と市町村の連携について

以下、順に記載する。

①各団体の財政負担額・内訳等について

○　災害復旧費について、被災した公共土木施設災害復旧費増のため、平成19年度は169億円と、対前年度比111億円増となった。能登地域には、県の施設が多くないことから、施設復旧ではなく、道路等の復旧が県の役割となっていた。（石川県）

○　輪島市の普通会計の規模は、約200～250億円というのが一般的な歳出額となっているが、地震発生直後の平成19年度においては、約100億円の負担増になっており、繰り越した金額も含め、災害復旧に要した経費は100億円と整理しているところ。

その歳出内訳としては、災害復旧事業費約50億円、災害廃棄物処理事業費約40億円、被災者生活再建支援費約10億円となっている。また、歳入内訳としては、国庫支出金が約４割、特別交付税が約3割、諸収入が約2割、県支出金等が約１割となっている。（石川県輪島市）

○　復旧・復興対策経費のうち、災害廃棄物処理事業費が約６億 3,700 万円と最大となっており、全体の約３分の１を占めている。国や県からの補助金等を充当したものの、約５億 1,300 万円が一般財源での対応となった（参考：平成19年度の標準財政規模：37億8,839万円）。（石川県穴水町）

○　農林水産施設、公共土木施設、教育施設、公営住宅等については、激甚災害の指定により国庫補助の特別措置等を受けられた一方で、国庫補助の対象外である役場庁舎、集会所、公立病院、水道等については、復旧事業の財源確保が大きな悩みとなった。（石川県穴水町）

○　平成23年度の災害復旧費の財源内訳は、補助災害よりも単独災害の大きさが目立っている。主な事業として、市道の広範囲にわたった土砂、流木の除去事業（6,300万円）や、２階まで浸水した旧熊野川町庁舎の復旧事業(4,900万円)があり、一般財源の負担が重くのしかかった（参考：平成23年度の標準財政規模：92億2,653万円）。（和歌山県新宮市）

○　災害関連の総事業費約53億円に対して、国庫補助金等を除いた市の実質負担額は約16億円であった。（和歌山県新宮市）

○　災害復旧費の内訳としては、国庫支出金、中でも農林水産施設の林業施設や公共土木施設の道路の占める割合が大きくなっている。十津川村は、村としては日本一の広さを誇り、村管理の道路や河川等の延長が長いため、その維持管理費用が嵩む。（奈良県十津川村）

②国庫補助制度等について

○　ハード面の災害復旧については、従来から国庫補助制度があり、加えて、いわゆる補助裏の地方負担分の県債の償還に対しても、手厚い交付税措置がなされていたため、これらを最大限に活用しながら復旧事業に当た

った。（石川県）

○　普通交付税額については、地方債の元利償還金に対する交付税として、償還が終了する平成 30 年度まで、年間約６億円が措置された。（石川県）

○　特別交付税額は、平成 18 年度の 30 億円に比べて、平成 19 年度は 46 億円（前年度比＋16 億円）であったが、これは、地震による財政需要の増加に対する措置分＋13 億円、復興基金の利子に係る措置分＋３億円（平成 23 年度まで毎年３億円程度継続）が要因である。（石川県）

○　特別交付税については、地震の発生により対前年度比＋30 億円となっており、財政運営上非常に有効であった。

また、災害復旧に要した地方債の発行額約５億円については、地方債の元利償還金全体の２％程度となっているため、災害に係る地方債の発行は、普通交付税に関しては特段影響を与えていない。（石川県輪島市）

○　能登半島地震が激甚災害に指定されたことから、国庫補助金の嵩上げ等により、災害復旧事業債の発行額を抑えることができた。（石川県輪島市）

○　交付税措置率 95％の補助災害復旧事業債は、非常に助かった。また、同じく交付税措置率の高い過疎対策債や辺地対策債の存在も大きく、これらを併用しながらの復旧・復興対応となった。（石川県穴水町）

③復興基金の設置について

○　ソフト面の災害復旧については、被災者の生活再建のため、国の制度の簡素化や支給対象範囲の拡大等を国に要望するとともに、中越地震など他県の事例も参考に復興基金を創設し、その運用益を財源にして、被災者や被災中小企業への支援を行った。（石川県）

○　能登半島地震復興基金は、500 億円（特別交付税措置あり）で運用を開始。設置期間の５年を経過した後も、残っていた運用益等を活用し、基金の規模を半分の 250 億円（特別交付税措置なし）に縮小した上で、5 年間独自に延長した。（石川県）

○　ソフト事業については、県が設置した復興基金の運用益から、3 つの商店街に各年間 500 万円ずつ、年間 1,500 万円を復興資金として５年間充当した。基金の設置期間延長後も、年間 1,000 万円程度の資金を商店街の振興に充てることができた。（石川県穴水町）

④財政調整基金等の活用について

○　財政調整基金は、地震に伴う取崩しはなかった。しかし、三位一体改革の影響等により、財政調整基金と減債基金合わせて約 400 億円を取崩していることから、できるだけ財政調整基金を積み立てていく方針。

特定目的基金は、平成 18 年度の 396 億円に比べて、平成 19 年度は 392 億円と、前年度比▲４億円となっているが、これは、被災者に対する救助のため、災害救助基金を 3 億円取り崩したことが要因。（石川県）

○　災害復旧事業の財源については、国庫支出金や県債で措置しているため、

一般財源はほとんど使っていない。財政調整基金も取り崩しておらず、ほぼ横ばいで推移している。（和歌山県）

○　財政調整基金は、平成 22 年度時点で 17.8 億円の基金残高があったところ、平成 23 年度に災害復旧対応として、約 3.5 億円の取崩しを行った。

災害を機に、災害の発生等に備えて財政調整基金を確保しておくことの重要性を認識したところであり、財政調整基金の残高を 20 億円は確保しておきたいという方針をもっている（平成 30 年度時点の残高：約 22 億円）。（和歌山県新宮市）

○　財政調整基金については、災害の影響による取崩しはなかった。（奈良県十津川村）

⑤復興事業（財政負担）の事業期間・ピークについて

○　災害復旧事業債は、償還年限を 10 年と設定。年間 9,000 万円という経費が発災後 10 年間生じた。（石川県輪島市）

○　発災直後は、応急復旧に取り組み、その対応が終わった後、基本設計、実施設計、本体工事を数年かけて行っていくというプロセスを経たため、発災年度から１～２年経過した平成 24～25 年度の歳出（土木費）が膨らんでいる。（和歌山県）

○　災害査定等に時間を要したことから、災害復旧費の歳出規模は、発災年度である平成 23 年度よりも平成 24 年度の方が大きくなっている。（和歌山県新宮市）

○　災害復旧費は、発災翌年度の平成 24 年度が最も大きくなっており、平成 25 年度まで災害の影響が及んでいる（平成 26 年度以降の災害復旧費は、別の災害に係る費用）。（奈良県十津川村）

⑥財政健全化指標等について

○　実質公債費比率について、災害による大きな影響は見られない。（和歌山県）

○　健全化判断比率については、平成 26 年度以降、上昇傾向となっているが、災害復旧費等に係る基準財政需要額の増もその一因となっている。

経常収支比率については、災害復旧に伴う職員数の増加による人件費増等により、災害後の平成 24 年度に 2.3%上昇している。（奈良県十津川村）

⑦財政運営上の課題について

○　自治体や被災者個人に対する支援については、現行の国の制度で大半がフォローされている一方、地域のコミュニティ施設に対する支援メニューについては、まだ不十分な部分があると認識。この点は、大規模災害

を経験して初めて分かったことであり、義援金等で対応した。
　また、地域のコミュニティ施設については、県が設置した復興基金も活用したが、所要額を調査してから決定までのプロセスに約 3 か月かかることとなった。特別交付税も同様の話となるが、実際に交付が決定するまでの間は、自治体側としては不安な要素。（石川県輪島市）

○　特別交付税については、例年、２億 6,000 万円程度で推移していたところ、平成 20 年度に約 7 億 8,800 万円が交付されており、例年との差額である 5 億円以上が能登半島地震に割り当てられたと認識している。
　特別交付税は、最後の最後になって交付されるため、財政的に不安を抱えながら、災害復旧業務に当たることとなり、７億円を超える特別交付税が交付されたときには一安心した。（石川県穴水町）

⑧災害以外の財政運営上の課題について

○　被災地の能登地域は人口減少が元々進んでいる地域であったことから、過疎化に拍車が掛かることを避けるために、住宅再建について、国の支援対象外となる被災世帯を対象とした県独自の制度を創設した。（石川県）

○　（災害後、住民からの防災対策への要望が強いことへの対応として）生命・財産を守ることが自治体の重要な役割という考え方の下、公共施設については、整理統合や耐震化、防災に係る整備などを順次進めている。
　交付税の合併算定替えの終了に伴い、一層厳しい財政運営が予想されるが、今後とも、地方債を活用しながら、公共施設の耐震化など必要な整備を実施していきたい。（石川県輪島市）

○　当時、公立穴水総合病院が、非常に苦しい経営状況にあり、病院の再建に向けて様々な対応が迫られていたところ、地震からの復興という新たな課題も加わることとなった。（石川県穴水町）

○　被災施設のうち、公民館と図書館の被害が大きかったため、新たに駅前に復興まちづくり支援施設（代替施設）を建設した。３カ年事業で、事業費は３億 6,400 億円、その財源には過疎債を充当し、一般財源として 8,300 万円（事業費の 23%）を負担することとなった。（石川県穴水町）

⑨財政収支見通しの作成状況と災害を契機とした改定について

○　地震発生前から中長期的な財政収支見通しを作成していた。災害復旧事業に係る国庫補助金や復興基金等を活用できたことから、この財政収支見通しについて地震による大きな影響はなく、改定するまでには至らなかった。（石川県）

○　①平成 20～24 年度、②平成 24～28 年度、③平成 29～令和 3 年度の期間で財政収支見通しを策定している。

②の計画は、①の計画期間に発生した災害を契機に、１年前倒しで策定しており、この計画の中で、基金残高を一定程度確保することを目標に掲げている。（和歌山県）

○　災害に強い村づくりを進めていくためにも、中期的な財政収支見通しの必要性は理解している一方、作成できていないというのが現状。中期的な財政収支見通しの作成支援があれば助かる。（奈良県十津川村）

⑩住宅再建支援について

○　元々人口減少が進んでいた能登半島地域の過疎化に拍車がかかることを避けるため、県独自の生活再建支援制度を創設し、被災者生活再建支援法の支援対象外となる半壊世帯等も支援の対象に含めることとしたほか、使途制限や年齢・収入要件を設けない形で支援を実施した。（石川県）

○　被災者のための住宅整備に関しては、応急仮設住宅の設置、民間住宅の借上げ、県営住宅の入居という三本立てで対応した。

応急仮設住宅の設置と民間住宅の借上については、災害救助法に基づく国庫負担事業として実施し、県営住宅の入居については、県の単独事業として実施した。

この際、必要な戸数の建設や民間住宅の空き部屋の確保等については、被災した市町と調整した上で実施している。（和歌山県）

○　被災者支援のための住宅整備の取組については、和歌山県の補助金を活用した住宅応急修理事業と、市の単独事業として民間住宅の家賃助成事業を実施した。

応急修理事業については、平成 23 年度決算ベースで 5,477 万円を要することとなったが、災害救助法が適用されたことから、一般財源での対応は 200 万円程度にとどまり、ほとんど県費で賄うことができた。（和歌山県新宮市）

○　応急仮設住宅については、発災直後、奈良県に対して応急仮設住宅建設の要望を行っており、結果として、事業費は全て県の負担となっている。

平成 25 年度の土木費が大きく増加しているが、これは災害の被災者支援のために復興村営住宅の建設を行ったことによるものである。復興住宅の建設に当たっては、村長を筆頭に、専門家なども交えた上で、関係各課横断の「活力と魅力あふれる村づくり委員会」を立ち上げ、集落景観に配慮した配置計画などについて議論を重ねた（2017 年アジア都市景観賞受賞）。（奈良県十津川村）

⑪平常時の財政運営に関する県と市町村の連携について

○　県内各市町との連携については、起債協議やヒアリング、会議等の機会を捉えて、防災、減災に関する取組等も含め、必要に応じて助言等をしている状況。（石川県）

○　経常収支比率や実質公債費比率などに一定の要件を定め、財政状況の厳しい市町村については、中期的な財政収支見通しを示していただくこととしており、とりわけ財政の厳しい市町村については個別に助言をしていく形をとっている。（奈良県）

第7　大規模災害後の財政運営に当たって必要な視点

1 多様な財政需要の早期把握・予算化

今回のヒアリング対象団体においては、地震災害は主に住宅被害が、台風災害では公共土木や治山治水に関する被害が顕著であり、あるいは、都道府県では大規模な公共土木工事等に伴う財政負担が、市町村では産業振興やコミュニティ維持に係る財政負担が生じていた。

災害に伴う財政需要は、災害の態様、団体の種類、発生地域等により多様であり、地方公共団体は発災直後から応急対策、復旧・復興対策を実施する中で財政需要を把握し、以下の２及び３の視点に留意しながら、予算対応する必要がある。

2 国支援制度等の有効活用

今回のヒアリング対象団体においては、発災年度に災害関係事業費が大きく積み上がる一方で、歳入が確保することができるか不安であったとの声が聞かれた。前掲の調査票にも記載があるとおり、市町村においては、財政調整基金の取り崩しを行う等の影響があった団体も見受けられたが、結果的には、災害復旧に係る国庫補助金、地方債、特別交付税等の制度で財政運営に支障のないように十分な措置がなされており[17]、財政状況が著しく悪化している例はなかった。

幾度もの災害を契機に、災害復旧に係る国支援制度等は充実が図られてきており、今後も見直されていくことから、地方公共団体は現在の制度及び今後の制度改正を注視しつつ、災害が発生した際には、国・都道府県と情報共有を密に図り、制度を有効活用することが望まれる。

3 国・都道府県・市町村の連携

住民により近い行政サービスを提供する市町村レベルでは、生活再建、産業振興など、従来の制度で対応がなされていない財政需要が発生することもあり、これらについて市町村の単独事業として実施する場合、財政運営に大きな影響をもたらすことも想定される。予想を超えるような財政需要については、復興基金事業や国による新たな財政措置等により一定の対応がなされた例があり、それらの措置により地域住民の生活再建、コミュニティ復興につながっている例も見られる。そのような実績を考慮すると、地域固有の事情に密着したソフト事業については、事業の主体を地方公共団体としつつ、その財源を確保することが重要となる。

そのため地方公共団体は、ハード・ソフト事業の財政需要を総合的に見極

---

[17] なお、一般的な災害に関する財政措置について、参考資料編の⑥に掲載。

めた上で、財政指標等を記載した中期的な財政運営の見通しを示しながら、国や都道府県などの関係機関と連携しつつ、協議を進めることが重要である。

4 財政収支見通しの策定と活用

今回のヒアリング対象団体においては、都道府県レベルでは、災害前から財政収支見通しを策定し、発災後も、改正に併せて災害による財政への影響を加味するなどの取組が見られた。

「地方公共団体における財政収支見通しの作成に関する調査研究報告書」[18]において示したように、中期的な財政収支見通しについて、都道府県では多くの団体において策定が確認できたものの、市町村においては、人口（職員数）の少ない団体ほど策定が確認できない傾向が見られる。また、財政収支見通しを作成する効果として、①収支悪化の事前把握と対策の十分な検討ができること、②職員・議会・住民による財政状況に係る認識の共有ができること、③財政担当課だけでなく、庁内各課において中長期的な視点をもって事業の企画・立案を行うことが促進されることが期待できるため、災害復旧・復興の取組においても財政収支見通しを積極的に活用していくことが有効である。

特に発災後は、都道府県、市町村いずれの団体においても、災害復旧・復興の取組と併せて、被災団体の財政運営に対しても、地域住民や議会、国等の関係機関等からの関心が高まることとなる。また、発災前から抱えていた課題・ニーズがある場合には、災害復旧・復興対応と並行して取組むことが可能かについて関心が高まる。

災害に伴う財政運営への影響を織り込んだ財政収支見通しを策定・活用することで、発災前からの課題・ニーズに応える取組と復旧・復興に係る取組の双方を考慮した財政運営の一助となるだけでなく、地域住民等への説明責任を果たし、理解を得ることにつなげられる。そこで、発災後速やかに財政収支見通しの策定を（策定している場合には見直しを）行うことが望ましい。

（補論）平成 28 年熊本地震からの復旧・復興に向けた熊本県の対応

本調査研究では、「第２ 本調査研究の概要」でも触れたとおり、災害が中長期の財政運営に及ぼす影響を調査するため、発災から５年以上が経過した地域を選定してヒアリング等を実施することとした。このため、平成 28 年熊本地震からの復旧・復興に向けた熊本県の対応については今回の調査対象としなかったものの、大規模災害後の地方公共団体の財政運営のあり方を考える際、本事例は、示唆に富むものであった。

---

18 地方公共団体金融機構「地方財政に関する調査研究会」作成（平成 30 年６月公表）

（1）被害状況[19]

平成 28 年４月 14 日 21 時 26 分に熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード 6.5、最大震度７の地震が発生し（前震）、その後４月 16 日１時 25 分に同地域を震源とするマグニチュード 7.3、最大震度７の地震（本震）が発生した。本地震は、２度の震度７の地震に加え、熊本県及び大分県を中心として、３日間で震度６を５回記録したほか、長期にわたって規模の大きな余震が頻発したことが特徴的である。

この地震により熊本県の人的被害は死者 270 名、重軽傷者 2,737 名、住家被害は、全壊 8,657 棟、半壊 34,491 棟、一部損壊 155,095 棟の、合わせて 198,243 棟に上った。

また、土砂災害による道路の寸断等の物的被害や、電気・水道・ガスといったライフラインへの被害など、直接被害が甚大だったことに加え、農林水産業、観光業にも大きな被害をもたらした。

〔人的被害・住家被害等（平成 31 年４月 12 日時点）〕

人的被害（人）			住家被害（棟）			非住家被害（棟）
死者	重傷者	軽傷者	全壊	半壊	一部損壊	
270	1,184	1,553	8,657	34,491	155,095	13,324

〔熊本県内の被害額一覧（平成 28 年９月 14 日時点）〕

項目	被害額	備考
建築物（住宅関係）	２兆 377 億円	住家、家財、宅地
水道施設	119 億円	上水道、簡易水道、工業用水道
電気・ガス施設	280 億円	電力、ガス供給設備等
医療・福祉関係施設	758 億円	医療施設、社会福祉施設等
公共土木施設	2,685 億円	道路、橋梁、河川、海岸、港湾、下水道等
高速道路	342 億円	九州自動車道等
文教施設（文化財除く）	944 億円	学校、社会教育施設等
その他の公共施設等	736 億円	県有施設、市町村庁舎等
公共交通関係	86 億円	鉄道、バス（南阿蘇鉄道、空港ビル除く）
農林水産関係	1,487 億円	農地、農業用施設、農林水産物、山腹崩壊等

[19] 災害対応資料集「2016 年（平成 28 年）熊本地震-1」（内閣府）

商工関係	8,200 億円	建物、設備等
文化財	936 億円	国指定、県指定、市町村指定及び未指定文化財
廃棄物処理	900 億円	廃棄物処理施設、廃棄物処理費用
計	３兆 7,850 億円	

（出典）「熊本地震 熊本県はいかに動いたか」（熊本県）

（2）熊本県の予算措置等

熊本県は、平成 28 年４月 27 日の１回目の補正予算をはじめとして、平成 30 年度９月補正予算までで、総額 8,579 億円の熊本地震関連予算を計上した。

（3）国との連絡調整

熊本県は、発災後、国に対して、東日本大震災を踏まえた補助率の嵩上げ等の特別な財政支援を要望した。結果として、災害等の廃棄物処理に係る熊本地震の特例や、520 億円超の復興基金の創設などの各種の措置が講じられることとなった。このことについて、熊本県は「熊本地震においては、激甚災害指定等による国庫補助の拡充・強化に合わせ、高水準の地方財政措置が講じられたことにより、地方負担が大幅に削減されている。」と総括している。具体的には、地震関係予算が 8,579 億円に対し、起債の後年度償還時における交付税措置まで含めると、実質負担率は 5.1%となっている。

（4）熊本県における財政収支見通しの策定と活用

熊本県は、震災からの復旧・復興に計画的かつ迅速に取り組む必要があるとの立場から、平成 29 年５月、熊本地震関連事業に係る県債の償還が本格化する時期までの中期的な財政収支試算を行った。この試算をベースとして、平成 30 年８月、災害復旧事業の進捗状況や新たな財政需要を反映するなどして再試算を行った。再試算によると、熊本地震関連の公債費は平成 41 年度にピークを、公債費全体では平成 43 年度にピークを迎えることが見込まれるが、熊本地震関連県債の償還額に関しては、手厚い交付税措置が見込まれ県の実質負担額は少ないこと、また、財政健全化の取組により、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める早期健全化基準に達するような危機的状況にはないことが記載されている。

大規模災害後において地方公共団体が財政運営を計画的に進めるためには、この事例のように、あらかじめ現行制度を十分把握した上で、被害の状況等に応じて既存の制度の活用や制度改正の必要の有無等を検討することに加え、それらの取組成果を基礎として中期的な財政収支見通しを作成し、住民や議会の理解を得ようとする取組姿勢が重要と考えられる。